

# 富士山世界文化遺産

平成 22 年度 第 1 回静岡県学術委員会・第 2 回山梨県学術委員会

日 時 平成 22 年 7 月 2 日（金）午後 1 時 30 分～

会 場 都道府県会館 101 大会議室

## 次 第

1 開 会

2 議 事

（1）推薦書原案について

（2）包括的保存管理計画案について

（3）その他

3 閉 会

### <資料>

資 料 1	推薦書原案
資 料 2	構成資産の分析
資 料 3	包括的保存管理計画案
参考資料 1	顕著な普遍的価値の登録基準
参考資料 2	構成資産分布図

富士山世界文化遺産 静岡県学術委員会・山梨県学術委員会

(敬称略、委員は50音順)

静岡県学術委員会委員

区分	氏名	現職等	分野
委員長	つち 隆一 土 隆一	静岡大学名誉教授	地質学 地下水
副委員長	やすだ よしのり 安田 喜憲	国際日本文化研究センター教授	環境考古学
委員	いなば のぶこ 稲葉 信子	筑波大学大学院教授	世界遺産 建築学
委員	かたぎり やよい 片桐 弥生	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	日本絵画史
委員	こやの マリ 児矢野 マリ	北海道大学大学院教授	国際法 国際環境法
委員	たかはし すすむ 高橋 進	共栄大学国際経営学部教授	自然環境保全政策 自然保護地域政策論
委員	たてべ やすのぶ 建部 恭宣	静岡県文化財保護審議会委員	建築学
委員	なかむらよういちろう 中村羊一郎	静岡産業大学情報学部教授	民俗学、日本史学 文化人類学
委員	ひがし けいこ 東 恵子	東海大学開発工学部教授	景観論 環境デザイン
委員	ますざわ たけひろ 増沢 武弘	静岡大学理学部教授	植物生態学 極限環境生物学

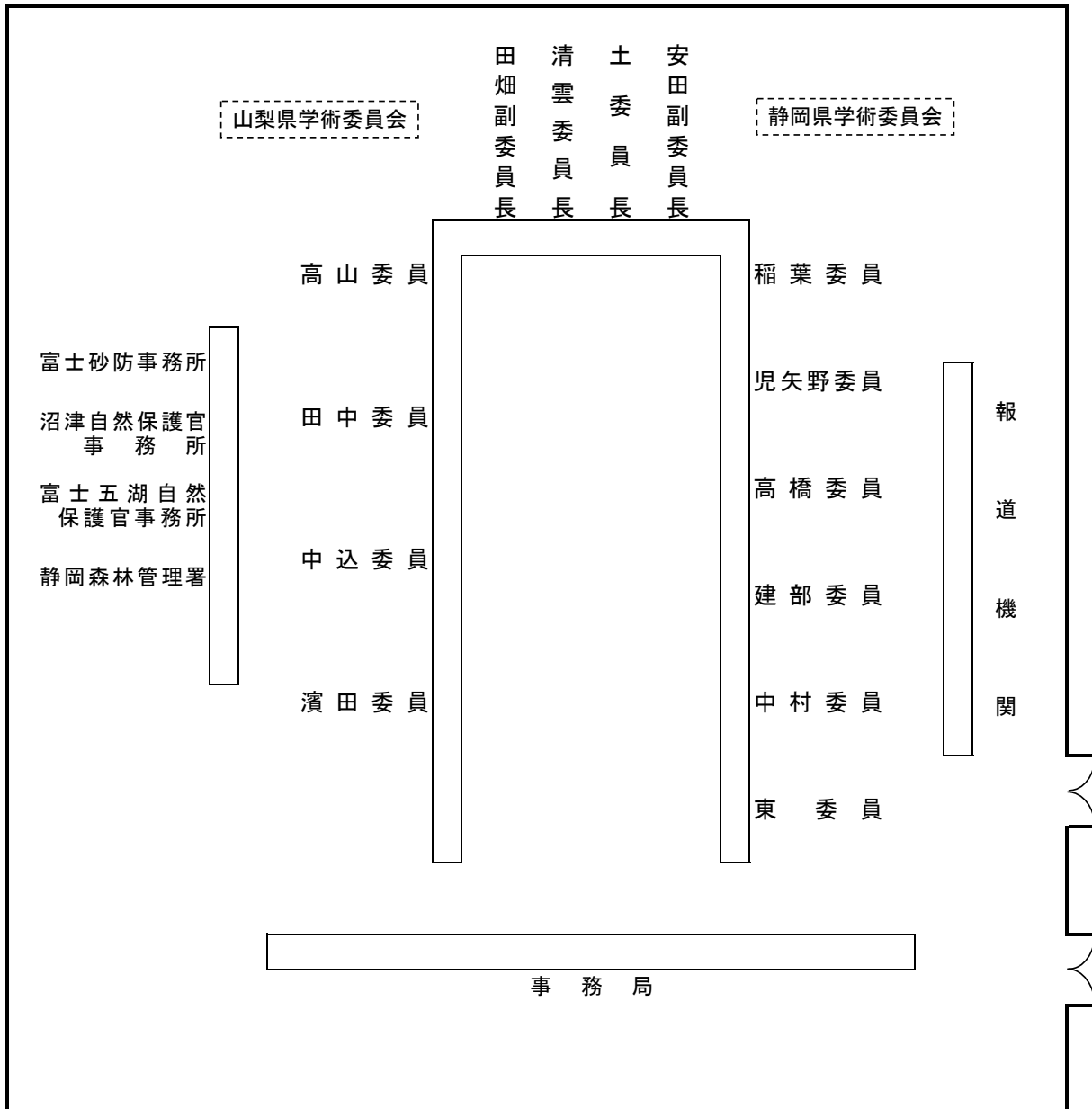
山梨県学術委員会委員

区分	氏名	現職等	分野
委員長	きよくも しゅんげん 清雲 俊元	山梨郷土研究会理事長 山梨県文化財保護審議会会長	中世・近世史 宗教史
副委員長	たばた さだとし 田畑 貞寿	(財)日本自然保護協会理事長 千葉大学名誉教授	景観 世界遺産
委員	いしだ ちひろ 石田 千尋	山梨英和大学人間文化学部教授	古典文学
委員	うすき みつお 薄木 三生	東洋大学国際地域学部教授	自然公園 自然地理
委員	たかやま しげる 高山 茂	日本大学国際関係学部教授 山梨県文化財保護審議会委員	民俗
委員	たなか おさむ 田中 収	大月短期大学名誉教授 山梨県文化財保護審議会委員	地球科学
委員	なかごみ しろう 中込 司郎	山梨植物研究会会長 山梨県文化財保護審議会副会長	植物学
委員	にしむら ゆきお 西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授	世界遺産 都市景観計画
委員	はまだ たかし 濱田 隆	美術史家	絵画
委員	わたなべ ようこ 渡辺 洋子	芝浦工業大学工学部教授 山梨県文化財保護審議会委員	建築学

富士山世界文化遺産 平成22年度 第1回静岡県学術委員会・第2回山梨県学術委員会

日時:平成22年7月2日(金)13:30~

会場:都道府県会館 101大会議室



推薦書原案

富士山

(Draft)

Fujisan



## 推薦書原案目次

1.	資産の特質 Identification of the Property	3
1.a	締約国 Country (and State Party if different)	3
1.b	地方 State, Province or Region	3
1.c	資産の名称 Name of Property	3
1.d	所在位置 Geographical coordinates to the nearest second	3
1.e	資産及び緩衝地帯の範囲図 Maps and plans, showing the boundaries of the nominated property and buffer zone	4
1.f	資産及び緩衝地帯の面積 Area of nominated property (ha.) and proposed buffer zone (ha.)	4
2.	説明 Description	6
2.a	資産の説明 Description of Property	6
2.b	歴史と発展 History and Development	18
3.	登録の価値証明 Justification for Inscription	29
3.a	評価基準への適合性証明 Criteria under which inscription is proposed (and justification for inscription under these criteria)	29
3.b	顕著な普遍的価値の証明 Proposed Statement of Outstanding Universal Value	33
3.c	比較検討による証明 Comparative analysis (including state of conservation of similar properties)	34
3.d	真実性及び完全性 Integrity and/or Authenticity	42
4.	保存状況と資産に与える影響 State of Conservation and factors affecting the Property	44
4.a	現在の保全状況 Present state of conservation	44
4.b	資産に与える影響の要因 Factors affecting the property	48
(i)	開発の圧力 Development Pressures (e.g., encroachment, adaptation, agriculture, mining)	48
(ii)	環境の圧力 Environmental pressures (e.g., pollution, climate change, desertification)	49
(iii)	自然災害と危機管理 Natural disasters and risk preparedness (earthquakes, floods, fires, etc.)	49
(iv)	来訪者及び観光の圧力 Visitor/tourism pressures	50
(v)	資産と緩衝地帯の居住者人口 Number of inhabitants within the property and the buffer zone	51
5.	資産の保護の管理 Protection and Management of the Property	53
5.a	所有関係 Ownership	53
5.b	法に基づく指定保護 Protective designation	53
5.c	保護の実施手段 Means of implementing protective measures	56

5.d	推薦資産が所在する市町村・県に関する諸計画 Existing plans related to municipality and region in which the proposed property is located (e.g., regional or local plan, conservation plan, tourism development plan)	59
5.e	資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制 Property management plan or other management system	61
5.f	財源及び財政的水準 Sources and levels of finance	64
5.g	保存及び保存管理の技術における専門的知識及び研修 Sources of expertise and training in conservation and management techniques	65
5.h	来訪者の施設と統計 Visitor facilities and statistics	65
5.i	資産の整備・活用に関する方針・計画 Policies and programmes related to the presentation and promotion of the property	67
5.j	専門分野・技術・管理に関する人的措置 Staffing levels (professional, technical, maintenance)	67
6.	経過観察(モニタリング)の体制 Monitoring	68
6.a	保存状況を計測するための主たる指標 Key indicators for measuring state of conservation	68
6.b	資産の経過観察(モニタリング)のための行政上の体制 Administrative arrangements for monitoring property	69
6.c	以前の保全状況報告の成果 Results of previous reporting exercises	69
7.	資料 Documentation	70
7.a	写真・スライド・画像一覧表 Photographs, slides, image inventory and authorization table and other audiovisual materials	70
7.b	保護のための指定に関する文書など Texts relating to protective designation, copies of property management plans or documented management systems and extracts of other plans relevant to the property	70
7.c	資産関連資料 Form and date of most recent records or inventory of property	70
7.d	資産管理機関住所 Address where inventory, records and archives are held	70
7.e	参考文献 Bibliography	70
8	連絡先 Contact Information of responsible authorities	70
8.a	申請書作成者連絡先 Preparer	70
8.b	管理組織・官庁 Official Local Institution/Agency	70
8.c	その他の組織 Other Local Institutions	70
8.d	公式ウェブサイト Official Web address	70
9.	署名 Signature on behalf of the State Party	70

※ 日本語は事務局仮訳

# 1. 資産の特質

a) 締約国

日本国

b) 地方

静岡県・山梨県

c) 資産の名称

富士山

d) 所在位置

日本政府が世界遺産一覧表への記載を推薦する「富士山」は、東アジアの東端に当たる日本列島の本州島の中央部、日本の東海地方の東部及び関東地方の西部に位置する。

推薦する資産は17個の構成資産(26個の構成要素(後述))から成り、現行の行政区分に基づく各構成資産の所在地については以下に記すとおりである。

構成資産所在地

No.	所在地	座標計測位置	緯度	経度
A	静岡県(富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町) 山梨県(富士吉田市・身延町・鳴沢村・富士河口湖町) 県境未確定地	富士山 (山頂剣ヶ峰)	N35° 21' 39"	E138° 43' 39"
B1	静岡県富士宮市	富士山本宮浅間大社(本殿)	N35° 13' 39"	E138° 36' 36"
B2	静岡県富士宮市	山宮浅間神社(遥拝所)	N35° 16' 16"	E138° 38' 13"
B3	静岡県富士宮市	村山浅間神社(本殿)	N35° 15' 41"	E138° 39' 59"
B4	静岡県裾野市	須山浅間神社(本殿)	N35° 15' 16"	E138° 50' 56"
B5	静岡県小山町	富士浅間神社(本殿)	N35° 21' 45"	E138° 51' 48"
B6	山梨県富士河口湖町、	河口浅間神社(本殿)	N35° 31' 57"	E139° 46' 29"
B7	山梨県富士河口湖町	富士御室浅間神社 (二合日本殿移設地)	N35° 30' 45"	E138° 44' 43"
B8	山梨県富士吉田市	旧外川家住宅	N35° 28' 48"	E138° 47' 45"
B9	山梨県山中湖村	山中湖		
B10	山梨県富士河口湖町	河口湖		
B11	山梨県忍野村	忍野八海(湧池)	N35° 27' 35"	E138° 49' 58"
B12	山梨県富士河口湖町	船津胎内樹型(無戸室浅間神社)	N35° 27' 10"	E138° 45' 15"
B13	山梨県富士吉田市	吉田胎内樹型(本穴)	N35° 26' 54"	E138° 45' 37"
B14	静岡県富士宮市	人穴(入口)	N35° 21' 42"	E138° 35' 29"
B15	静岡県富士宮市	白糸ノ滝(滝壺)	N35° 18' 47"	E138° 35' 14"
C	静岡県静岡市	三保松原(羽衣の松(新))	N34° 59' 37"	E138° 31' 22"



e) 資産範囲及び緩衝地帯の範囲図

資産と緩衝地帯の位置及び範囲を示す図面、並びに資産近傍における法的保護区分を示す図面は以下のとおりである。

f) 資産面積及び緩衝地帯の面積

各構成資産の面積及びその緩衝地帯の面積、資産の総面積及びその緩衝地帯の総面積については、以下に記すとおりである。

構成資産面積：

緩衝地帯面積：

合 計：

No.	構成資産の面積(ha)	緩衝地帯の面積(ha)	合 計(ha)
A			
B1			
B2			
B3			
B4			
B5			
B6			
B7			
B8			
B9			
B10			
B11			
B12			
B13			
B14			
B15			
C			

## 2. 説明

### a) 資産の説明

#### 1) 資産全体の説明

富士山は、標高 3776m と日本一の高さを誇る独立峰である。高度を増すごとに山腹の傾斜が急になる美しい懸垂曲線を呈し、類まれな優美さを持つ円錐形の山容を有した玄武岩質成層火山である。その山体は南の駿河湾の海浜にまで及び、海面からの実質的な高さは世界的にも有数である。

富士山は、日本列島のほぼ中央に位置し、フィリピン海プレート、ユーラシアプレート、北アメリカプレートの三つのプレートが会合し、さらにその下に東側から巨大な太平洋プレートが沈み込んでいる特異な地点に存在する。富士山は、新生代第三紀中新世のおもに海底火山噴出物からなる地層の上に第四紀更新世に造り上げられた先小御岳火山とそれに重なる小御岳火山を土台として、古富士、さらにそれを覆う新富士山の 4 層構造で構成されている。山頂部の火口はおよそ 2200 年前を最後に噴火していないが、フィリピン海プレートが北進しユーラシアプレートを南南東方向から押し続けているため割れ目が発生することによって、山頂を通過して北北西に向かう方向にほぼ直線的に側火山が並び、有史以降も火山活動を行ってきた。

富士山が過去に流出した溶岩などの火山噴出物は、適度な粘度を持つために美しいコニーデ型の山容を形成しながら、山頂を中心として約 15~20km (最大約 30km) の範囲に広がった。山麓には数多くの風穴・溶岩樹型等の地形が見られ、溶岩流の末端部では富士山の中腹以上への降水を起源とする豊富な湧水(日量約 450~680 万 t、現在最大の湧水は日量約 100 万 t の柿田川)が見られる。富士山北麓ではこれらの湧水や降水を起源とする湖沼が点在している。

上記のような自然的環境を持つ富士山は、古来自然物、特に山岳に対する信仰の伝統を持っていた日本人に畏敬の念を抱かせ、日本における様々な宗教の融合した信仰の対象とされた。遥拝や山中での修行のみならず、神仏の在所と考えられた山頂への登山という宗教行為が一般化するとともに、山体及び山麓周辺に神社などの宗教施設や風穴・湧水といった自然物・自然現象を起源とする霊地・巡礼地が設けられ、登山のための道や施設及びそれを支援する包括的なシステムが作られた。標高約 2500m 付近の森林限界より上方は富士講(富士山信仰の集団の一つ) 信者には「焼山」と呼ばれ、神聖な地域ないし他界(死後世界)と考えられていた。北麓地域ではさらに、山体を上方から順に「焼山」(森林限界以上)、「木山」(森林地帯)、「草山」(草原地帯)と呼び習わし、俗界(「草山」)と死の世界(「焼山」)を往復することでこの世の罪と穢れを消すという富士登拝の区分と関連付けていた。森林地帯は神聖な地域の入口の一つとされる一方で木材の伐採等生活のために利用される地域でもあった。また、富士山山麓に見られる湧水は登山前に身を清めるために必須のものであり、現代においても柿田川をはじめ各所で「霊水」として取り扱われている。

また、富士山の稜線、冬季に一般的に見られる雪を戴いた姿、周辺の湖や海岸線などの展望地から眺めた景観などが時代を超えて多くの人々に神秘的な美しさとして賞賛され、芸術的な創造意欲を掻き立てた。富士山体のうち、標高約 1500m 以上の範囲は、周辺の浅間神社や展望地点から見た可視領域が重なり合う範囲で、芸術・鑑賞の側面における比重が最も高い。各登山道における山体の神聖性に関する境界の一つである「馬返」(乗馬登山が物理的にも、宗教的観点からも不可能になる地点)の標高以上の範囲とほぼ一致している。地元住民が、とりわけこの「馬返」より上を指して「オヤマ」又は「オヤマサマ」と呼び、富士山の範囲とみなす地域もあった。景観的には山体の傾斜角の変化率が大きくなり「平野部」と「山体」の境界として認識され、稜線が優美な曲線を描き絵画などの対象とされることが多い範囲である。

## 2) 資産の構成

推薦資産は、日本列島のほぼ中央に位置する富士山体と、周辺の浅間神社や御師住宅、霊地・巡礼地である風穴・溶岩樹型・湖沼、芸術作品の視点場（又は舞台）となった地点から構成される。富士山体の中には山頂信仰遺跡や登山道などの重要な要素が含まれている。これらの構成資産が一体となった推薦資産「富士山」は、山に対する固有の文化的伝統を表す物証であり、山と人間との精神的な関係を生み出した景観の見本であるとともに、芸術的作品との関連がある山岳である。

表●構成資産／構成要素の分類

No.	構成資産／構成要素	世界遺産条約上の分類	
A	富士山(富士山体)	遺跡	
	A1	山頂信仰遺跡	遺跡
	A2	大宮・村山口登山道	遺跡
	A3	須山口登山道	遺跡
	A4	須走口登山道	遺跡
	A5	吉田口登山道	遺跡
	A6	北口本宮富士浅間神社	遺跡、記念工作物、建造物
	A7	西湖	遺跡
	A8	精進湖	遺跡
	A9	本栖湖	遺跡
B1	富士山本宮浅間大社	遺跡、記念工作物、建造物	
B2	山宮浅間神社	遺跡	
B3	村山浅間神社	遺跡	
B4	須山浅間神社	遺跡	
B5	富士浅間神社（須走浅間神社）	遺跡	
B6	河口浅間神社	遺跡	
B7	富士御室浅間神社	遺跡、記念工作物、建造物	
B8	御師住宅	建造物	
B9	山中湖	遺跡	
B10	河口湖	遺跡	
B11	忍野八海	遺跡	
B12	船津胎内樹型	遺跡	
B13	吉田胎内樹型	遺跡	
B14	人穴富士講遺跡	遺跡	
B15	白糸ノ滝	遺跡	
C	三保松原	遺跡	

### 3) 構成資産の説明

#### 富士山(富士山体)・展望地点

富士山には、山頂部に点在する宗教関連施設を始め、信仰登山の支援施設として機能してきた登山道や山小屋といった宿泊施設、信仰の証として建てられた石碑などが存在する。推薦範囲は、周辺の浅間神社や展望地点から見た可視領域が重なり合う範囲で、芸術・鑑賞の側面における比重が最も高い。特に本栖湖や三保松原は、何度も紙幣の図柄に採用された写真の撮影地や富士山を描く典型的な構図に含まれる景勝地であり、主要な展望を供する展望地点である。また推薦範囲は、山体の神聖性の境界の一つである「馬返」以上に該当する標高 1500m以上の区域でもあり、その中でも、他界（死後世界）と考えられた森林限界より上方、富士山本宮浅間大社の境内地とされた八合目（登山道を 10 区間に分割した目安の一つ。登山道ごとに異なり標高約 3200～3375m）以上と、山頂に近づくほどより強い神聖性を持つと認識されてきた。

A 富士山（富士山体）

A1 山頂信仰遺跡

A9 本栖湖

C 三保松原

(写真複数、地図挿入)

(改頁)

#### 登山道

富士山には、麓の浅間神社を起点として山頂に至る登山道が、複数存在する。12 世紀前半から中ごろにかけての修行僧末代の活動がきっかけになったと考えられる大宮・村山口登山道や、六合目から 1384 年の銘のある掛仏が出土した須走口登山道などがある。吉田口登山道は、富士講信者の登山本道とされ、18 世紀後半以降、最も多くの道者（他の登山口の合計と同程度）によって利用された。また、1200 年の資料では、大宮・村山口及び吉田口の外、須山口登山道を挙げて、それ以外には登山道がないと述べられている。登山道沿いには要所要所に祠や石碑が設置され、随所に小屋や石室が設けられており、富士独特の登拝システムを語る上で、登山道は欠かすことのできない構成要素である。

A2 大宮・村山口登山道

A3 須山口登山道

A4 須走口登山道

A5 吉田口登山道

(写真複数、地図挿入)

(改頁)

#### 浅間神社・御師住宅

登山道の起点や周辺地域には浅間神社が建造された。古くから富士山は遥拝の対象であり、山宮浅間神社などは古代からの祭祀の形をとどめている。噴火活動の活発化を受け、律令国家によって 9 世紀前半に富士山を神体とする浅間神社（後の富士山本宮浅間大社）が、9 世紀後半には北麓にも噴火を鎮めるための神社が祭祀された。11 世紀後半の噴火を最後に火山活動が休止期に入ると、富士山を舞台とする修験の活動が活発化し始め、修験者の拠点に後に村山浅間神社や富士御室浅間神社へと発展していった。登拝の大衆化に伴って、須山浅間神社や富士浅間神社（須走浅間神社）

など、登山口の起点にも浅間神社が建立されるようになる。なかでも、北口本宮富士浅間神社は、江戸を中心に流行した富士講によって大いに利用された吉田口登山道の起点であったが、その北には、富士講徒の案内し、宿泊の世話や祈祷を行った御師の住宅が今も残されている。

- B1 富士山本宮浅間大社
- B2 山宮浅間神社
- B3 村山浅間神社
- B4 須山浅間神社
- B5 富士浅間神社（須走浅間神社）
- A6 北口本宮富士浅間神社
- B8 御師住宅
- B6 河口浅間神社
- B7 富士御室浅間神社

(写真複数、地図挿入)

(改頁)

#### 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湧水地・湖沼

18世紀後半から爆発的に流行した富士講の信者は、山頂を目指して富士山に登るだけでなく、いわばオプション・ツアーのごとく周辺の風穴や湧水地などを巡り、巡礼や修行を行っていた。富士講の開祖とされる長谷川角行は、人穴（富士講遺跡）で修行をし、富士五湖を始めとした八つの湖沼や白糸ノ滝で水行を行った。後の富士講徒はこれらの地へ参詣し、開祖に倣って修行を行う者もいた。また、長谷川角行の八海修行になぞらえ「富士御手洗（みてらし）元八湖」と唱えられた忍野八海や、彼が北麓の洞穴で浅間明神を祀ったことにちなんで整備された船津胎内樹型や吉田胎内樹型など、特定の富士講にとっての霊場・巡礼地となっている資産もある。

- B9 山中湖
- B10 河口湖
- A7 西湖
- A8 精進湖
- A9 本栖湖
- B11 忍野八海
- B12 船津胎内樹型
- B13 吉田胎内樹型
- B14 人穴富士講遺跡
- B15 白糸ノ滝

(写真複数、地図挿入)

(改頁)

#### A. 富士山（富士山体）

##### 説明

富士山には、山頂部に点在する宗教関連施設を始め、信仰登山の支援施設として機能してきた登山道や山小屋といった宿泊施設、信仰の証として建てられた石碑などが存在する。推薦範囲は、周辺の浅間神社や展望地点から見た可視領域が重なり合う範囲で、芸術・鑑賞の側面における比重が

最も高い。また推薦範囲は、山体の神聖性の境界の一つである「馬返」以上に該当する標高 1500 m以上の区域でもあり、その中でも、他界（死後世界）と考えられた森林限界より上方、富士山本宮浅間大社の境内地とされた八合目（登山道を 10 区間に分割した目安の一つ。登山道ごとに異なり標高約 3200～3375m）以上と、山頂に近づくほどより強い神聖性を持つと認識されてきた。

八合目以上は、1779 年以降、富士山本宮浅間大社の境内地とされたが、この理由は八合目の標高とほぼ一致する噴火口（「内院」と呼び宗教的に意義付けられている）の底部に浅間大神が鎮座するとの信仰に基づく。

標高約 2500m付近の森林限界より上方は富士講信者（富士山信仰の集団の一つ）には「焼山」と呼ばれ、神聖な地域ないし他界（死後世界）と考えられていた。ほぼこの境域に沿い、富士山体を一周する「御中道」が 15～16 世紀ごろに富士講の祖とされる長谷川角行によって開かれたとされ（1561 年及び 1580 年とされる）、その後「大沢崩れ」という危険箇所を通るため富士講信者により修行の道として利用された。

構成資産範囲内には、山頂信仰遺跡や登山道といった、富士山の顕著な普遍的価値を語る上で重要な役割を担う、次のような構成要素が存在する。

#### A1. 山頂信仰遺跡

富士山山頂部には、火口壁に沿っていくつかの神社など、宗教関連施設が所在する。富士山への信仰登山が開始されると、修験道の影響を受け山頂部において寺院の造営や仏像等の奉納がおこなわれるとともに、山頂部での宗教行為が体系化されていった。道者は山頂周辺において「御来迎（仏の来迎と見なされたブロッケン現象）」（のち「御来光（日の出）」）を拝み、内院（噴火口）に鎮座するとされる神仏（大日如来が本地仏とされた浅間大神ないし浅間大菩薩）を拝し、火口壁にいくつかあるピークを仏教の曼荼羅における仏の世界に擬して巡拝する「お鉢めぐり（八葉めぐり）」と呼ばれる行為を行なうことが一般的であった。山頂の宗教的施設は、12 世紀中ごろ修行僧末代により建立された施設（後の大日堂）が最初とされ、その後、経典（12 世紀末～13 世紀前半と推定されるものが最古）・懸仏（1482 年の銘のあるものが最古）・仏像等（1302 年の銘があるものが最古）の山頂部への奉納・埋納や内院への散銭が行われた。また、遅くとも 17 世紀には、大宮・村山口山頂部に大日堂（現在は富士山本宮奥宮が所在）が、吉田・須走口山頂部に薬師堂（現在の久須志神社）が造営された。

1874 年、山頂の仏教的施設及び仏像は廃仏毀釈の影響によって撤去され、ピークの名称も変更され、寺院は神社に改変された。しかし、山頂部に対する信仰自体は変化することなく、上記の行為は現代の登山者の多くが行っており、これらを通じて富士信仰の核心が現代に受け継がれている。

#### A2. 大宮・村山口登山道

富士山南西麓の浅間大社を起点とし、村山浅間神社を経て山頂南側に至る登山道である。12 世紀前半から中ごろの、修行僧末代の活動により、富士山南麓における登山が本格的に開始されたとき、14 世紀初めには修験者による組織的登山が始まったとされる。15 世紀以降 19 世紀後半まで、「村山三坊」と呼ばれた 3 軒の有力宿坊が村山浅間神社（興法寺）と登山道の管理を行うとともに所属の修験者が登山道等を利用して修行を行った。また、一般人の信仰登山（以下これを行う者を「道者」と言う。）も開始され、その様子は 16 世紀の作とされる「絹本著色富士曼荼羅図」に描かれている。

道者の数は 18 世紀後半から 19 世紀初頭の宿坊（大鏡坊のみ）の記録より、御縁年で 2,000 人前後、平年で数百名程度と推測できる。また 1860 年、初の外国人登山を行った英国公使オールコックがこの登山道を利用した。

1889年、鉄道（東海道線）の開通による御殿場口利用者の増加により衰退し、これへの対策として1906年、村山を経由しない新道が建設されたため、大宮から現在の六合目（標高2600m）までは登山道としての機能を失った。この区間は一部除き登山道跡の推定は困難な状態である。現在は1970年に標高2400m地点まで開通した自動車道を利用しての登山が行われている。（推薦範囲は六合目以上である。）

### A3. 須山口登山道

富士山南東麓、須山浅間神社を起点とし、山頂南東部に至る登山道である。その起源は明確ではないが、文字資料の中で1486年にその存在が確認できる。

登山道および山頂部銀明水は須山浅間神社及びその所在地の須山村（現裾野市須山）により管理されていた。また、登山道のいくつかの宗教施設は村山の修験者の行場（参拝所）としても使用された。

道者については詳しい研究が進んでいないが、1800年（御縁年：富士山出現伝説に由来する60年に1回の記念の年）に約5,400人、1840年代前半は年平均約1,700人、1860年（御縁年）は約3,600人であった。

1883年、須山口二合八勺（標高2050m）に接続する御殿場口登山道が開削され、1889年、東海道本線開通による御殿場口利便性の向上は須山口よりの道者を奪い、さらに1912年、一部が陸軍演習場となり使用不可能となったため、須山口からの登拝（登山）は衰退し現在に至っている。二合八勺以下の登山道で当時の道が確認できる部分は一部のみである。（資産範囲は現在「御殿場口」の名称で使用されている二合八勺以上の部分及び遊歩道として整備された旧須山口の一部である）

### A4. 須走口登山道

富士山東麓の富士浅間神社を起点とし、八合目で吉田口登山道と合流し山頂東部に至る登山道である。その起源は明確ではないが、六合目からは1384年の銘のある掛仏が出土しており、文字資料では1500年にその存在を確認できる。

登山道は遅くとも17世紀までに、富士浅間神社及びその所在地の須走村が登山道の山頂部までを支配し、散銭取得権の一部などを得ていた。山頂部の権利については富士山本宮浅間大社と争いになり、須走村は18世紀（1703年と1772年）、幕府に裁定を求め、権利は幕府によって認められた。

1707年の宝永噴火の際、これらの施設及び富士浅間神社、須走村は噴砂に覆われ壊滅したが、江戸幕府の支援を受け翌年には復興を完了し、多くの道者を集めた。18世紀後半、他の霊場とセットにされた参詣の流行で道者数は年平均約1万人、1800年の御縁年に23,700人とピークを迎えた。

1959年、バス道路の完成により、新五合目（標高約2000m）以下の登山道の利用はほとんどなくなり、一部道としての確認ができない区間がある。（推薦範囲は現在も利用されている新五合目以上である。）

### A5. 吉田口登山道

北口本宮富士浅間神社を起点とし、富士山頂東部を目指す道である。15世紀には、富士山への登拝が、修験者だけでなく、ごく一般の人々の間にも広まっていた。吉田口は14世紀後半には参詣の道者のための宿坊もでき始め、大勢の人々が登るための設備が整うようになった。

16世紀から17世紀、長谷川角行が吉田口を利用して修行を行い、18世紀前半には富士講隆盛の礎を築いた食行身禄は、入定（宗教的自殺）にあたって信者の登山本道をこの吉田口と定めた。このため、富士講の信者が次第に増加した18世紀後半以降は、最も多くの道者（他の登山口の合計と同程度）が吉田口登山道を登って山頂を目指している。しかも、古道としては唯一徒歩で麓から頂上まで登れる重要な道である。（推薦範囲は登山道全体である。）

## 法的保護、修理・整備の経緯

- 1924年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝に仮指定された。
- 1936年に国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定された。
- 1952年に文化財保護法の下に名勝、ついで特別名勝に指定された。
- 1969年に国が大沢崩れに対する砂防事業に着手(継続中)。
- 1996年に国・県が台風による森林の風倒被害に対する対策に着手(継続中)。
- 文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定される予定。

## A6. 北口本宮富士浅間神社

### 説明

富士山の遥拝所に祀られていた浅間明神(富士山の荒ぶる神)を起源とし、1480年には「富士山」の鳥居が建立され、16世紀半ばには浅間神社の社殿が整っていたとされる。その後、1561年に現在の東宮本殿、1594年に西宮本殿、1615年には本殿が建立された。富士講とのつながりが強く、1730年代に富士講の指導者である村上光清の寄進によって境内の建造物群の修復工事が行われ、現在にみる境内の景観の礎が形成された。

本殿は、一間社入母屋造・檜皮葺の本殿に唐破風付向背をつけた形式で、正面と側面に挿肘木の腰組をもって支える擬宝珠高欄付の切目縁をめぐらしている。東宮本殿・西宮本殿はともに檜皮葺・一間社流造である。3本殿とも、各部に漆塗り、極彩色をほどこし、彫刻・金具を配して、それぞれの時代の装飾的特色がよく表されている。

北口本宮富士浅間神社の支配権は外川家、小佐野家などの吉田の御師に所属しており、神社の管理も御師団の中から選ばれた者に委ねられていた。

社殿の背後には登山門があり、この神社を起点として富士山頂まで吉田口登山道が伸びている。富士講や吉田御師と密接な関係を持ちながら発展した神社である。

## 法的保護、修理・整備の経緯

- 1907年に東宮本殿が古社寺保存法の下に特別保護建造物に指定された。
- 1929年の国宝保存法制定に伴い、本殿は国宝とされた。
- 1950年の文化財保護法制定に伴い、東宮本殿は重要文化財とされた。
- 1953年に本殿及び西宮本殿が文化財保護法の下に重要文化財に指定された。
- 1952年に東宮本殿の解体修理工事が行われた。
- 1962～63年に西宮本殿の解体修理工事が行われた。
- 1973～74年に本殿、西宮本殿及び幣殿の部分修理工事が行われた。
- 1981～82年に東宮本殿の部分修理工事が行われた。
- 1997年に本殿の部分修理工事が行われた。
- 文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定される予定。

## A7. 西湖

## A8. 精進湖

## A9. 本栖湖

### 説明

富士山の火山活動によって形成された堰止湖である。富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが多くの富士講徒によって行われたが、長谷川角行の水行からいつの時代も変わらず巡拝の対象として数えられたのが、後述の山中湖及び河口湖とこの3湖である。また、景勝の地でもあり、多くの芸術作品とゆかりが深い。



特に本栖湖は、日本の紙幣の図柄として何度も使用された写真の撮影地点であり、重要な展望地点(view point)である。富士山は、プロ・アマ問わず多くの写真家に愛され、撮影されてきた。なかでも、生涯にわたり富士山を追い続けた岡田紅陽によって、1935年に本栖湖北西岸の峠道から撮影された「湖畔の春」という写真は有名である。この写真は、1984年に採用された五千円札及び2004年に採用された千円札の図柄として使用された。山体の裾野が湖まで広がり一体の景観を構成している本栖湖からの展望は、「湖畔の春」に撮影された富士山とほぼ同じ姿のまま現在も残している。

#### 法的保護、修理・整備の経緯

文化財保護法の下に名勝として指定される予定。

### B1. 富士山本宮浅間大社

#### 説明

社記によれば806年に、富士山により近い遥拝所であった山宮浅間神社から現在の地に移転されたことを起源とする神社で、古くから富士山南麓地域の中心的な神社であった。現在全国に約1300社ある浅間神社の総本宮であり、広く信仰されている。

創建当初は遥拝のための施設であったが、15世紀ごろ登拝が盛んになるにつれて、富士山本宮浅間大社は村山浅間神社(興法寺)とともに大宮・村山口登山道の基点となり、宿坊が周辺に建設された。登拝の拡大に伴い、富士山中での諸権利が構築されていく中で、浅間大社は徳川家康(約150年間の戦乱期をおさめ統一政権である江戸幕府を開いた人物)の庇護の下、1604年現在の「浅間造り」と呼ばれる独特な構造を持った社殿が造営されるとともに、1609年山頂部の散銭取得における優先権を得た。これを基に浅間大社は山頂部の管理・支配を行うようになり、1779年、幕府による裁判によりこの八合目以上の支配権が認められた。明治政府によりここは国有地とされたが、1974年の最高裁判決に基づき、2004年浅間大社に譲渡(返還)された。

浅間大社境内には富士山の湧水を起源とする湧玉池がある。浅間大社は、富士山の噴火を湧水によって鎮める考えや、富士山を聖なる水源の山として崇める考え方から、豊富な湧水量(日平均14万 $\text{m}^3$ )を持つ湧玉池のほとりに置かれたとする説が有力である。

なお湧玉池は、浅間大社内に所在する富士山の湧水を起源とする池である。16世紀前後、湧玉池は浅間大社により道者が身を清める場と位置づけられたとされ、同時期の絵図や旅行記でその様子が確認できる。この水垢離は1920～30年代まで行われた。現在でも湧水を聖なる水として利用する人が多くいる。

#### 法的保護、修理・整備の経緯

1907年に本殿が古社寺保存法の下に特別保護建造物に指定された。

1923～26年に本殿・拝殿・楼門等の補修が行われた。

1929年の国宝保存法制定に伴い、本殿は国宝とされた。

1933～34年に楼門の修理を行った。

1936年に袖廊・廻廊を附した。

1950年の文化財保護法制定に伴い、本殿は重要文化財とされた。

1951～52年、1970年、1988年に本殿の屋根の修理等が行われた。

1969～70年に本殿の屋根の修理等が行われた。

1987～88年に本殿の屋根の修理等が行われた(部分補修)。

2005年に本殿の屋根の修理等が行われた。

文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定される予定。

## B2. 山宮浅間神社

### 説明

富士山本宮浅間大社の社伝によれば、浅間大社の前身とされ、拝殿・本殿等が位置すべき場所に石列でいくつかに分けられた遥拝所が設置されるのみという特異な形態は古代からの富士山祭祀の形を止めていると推定されている。この遥拝所の軸は富士山方向を向いている。

具体的な創建年代は不詳だが、発掘調査では神事に使用されたと推定される 12～15 世紀の土器が出土し、文献上では 1551 年にその存在が確認できる。

また、遅くとも 1577 年までには浅間大社との間で「山宮御神幸」といわれる儀式が開始された。これは 4 月と 11 月に神の宿った鉾を持ち、浅間大社と山宮浅間神社を往復する行事である。現時点では神が 4 月に旧跡に戻るという解釈と、山にいる神が 4 月に田の神として里へ降りるという解釈がある。この行事は 1874 年まで行われていた。

なお、「山宮御神幸」に使用される経路を御神幸道という。道には 1691 年に置かれた距離を示す石碑が少なくとも四箇所残っているが、正確な道筋は現在確認されていない。

### 法的保護、修理・整備の経緯

1985 年に富士宮市の史跡に指定される。

文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定される予定。

## B3. 村山浅間神社

### 説明

12 世紀前半から中ごろの修行僧末代の活動が創建の起源とされており、1868 年の神仏分離令までは神仏習合の宗教施設として興法寺(富士山興法寺または村山興法寺)と呼ばれていた(資産範囲には浅間神社と寺院である大日堂が含まれる)。富士山における修験道の中心地であり、14 世紀初めには、その活動が組織化された。15～16 世紀には一般の道者の登拝も増加し、その様子が 16 世紀の制作とされる「絹本着色富士曼荼羅図」に描かれている。

1868 年、神仏分離令により浅間神社と大日堂は分離され、1906 年の登山道の変化にも伴い両者とも衰微した。ただし、修験者の活動は 1940 年代まで継続された。また、村山の修験者の影響を受けた地域では現在でもその宗教行事が継続されている。

### 法的保護、修理・整備の経緯

2001 年から 2003 年にかけて富士宮市教育委員会により発掘を含む調査が行われた。

文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定される予定。

## B4. 須山浅間神社

### 説明

須山口登山道の起点として遅くとも 1524 年には存在していた神社である。1707 年、宝永噴火により社殿は登山道も含め大きな被害を受け、現在の社殿は 1823 年に再建されたものである。

神社は村山浅間神社(興法寺)の修験者とも関わりを持ち、1940 年頃まで境内で修行の一環としての祈禱が行われていた。

### 法的保護、修理・整備の経緯

文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定される予定。

## B5. 富士浅間神社（須走浅間神社）

### 説明

社伝では807年に社殿を造営したとされ、須走口登山道の起点となった神社である。16世紀には地元支配者(武田氏)の保護を受け、山頂部の散銭取得権の一部を得ている。

社殿は1707年の宝永噴火で崩壊し1718年に再建された。この後もこの際の部材を使用し、2009年の修理も含め何回かの修理がおこなわれている。

神社には富士講道者が多く立ち寄り、20世紀前半を中心に登拝回数の達成(33回がひとつの区切り)等の記念碑を約80基造営した。

### 法的保護、修理・整備の経緯

2006年に社殿が小山町の有形文化財となる。

2009年に本殿・参道の修理が行われた。

文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定される予定。

## B6. 河口浅間神社

### 説明

古くから富士山に関わる祭祀は南麓の浅間神社が執り行っていたが、864～866年に北麓で起こった噴火を契機に、北麓にも浅間神社が建てられることとなった。それが、富士山を望む河口湖の北岸にあり、溶岩の届かなかった河口浅間神社である可能性が高い。

浅間神社を中心とした河口の地は、甲府盆地から続く官道の宿駅という役割に加え、富士登拝が大衆化した中世後半から御師集落として発展を遂げた。しかし、江戸における富士講の大流行と、それに伴う吉田御師の隆盛により、河口の御師集落としての機能は、19世紀以降衰退してしまった。ただし、河口浅間神社は、現在も富士山と密接に結びついた宗教行事を行っており、歴史的背景と相俟って、富士山信仰を語る上で欠かすことのできない資産である。

### 法的保護、修理・整備の経緯

文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定される予定。

## B7. 富士御室浅間神社

### 説明

富士御室浅間神社は、8世紀初めに吉田口登山道二合目に祭場をしつらえたのが最初とされ、富士山中に祀られた最初の神社であるとする文献もある。

富士修験の信仰拠点は南西の村山であるが、北面の二合目、御室浅間神社が鎮座する御室の地にも山内の信仰拠点として役行者堂が整備されたようである。

山中という厳しい条件の下に所在するためたびたび破損し、1189、1275、1475、1525年と加修され、1564年には地元領主による大修理が行われている。現在の本殿は1612年建立と認められ、その後も1698年、1867年に修復が行われていた。1973-74年には里宮の地にそのままの形で移設された。里宮は、二合目の本宮(もとみや)が冬季の参拝に苦渋するために河口湖畔に建てられたとされる。修験や登拝といった様々な富士信仰の拠点として位置づけられる二合目の本宮と、土地の産土神としての里宮が一体となって機能してきた神社である。

### 法的保護、修理・整備の経緯

1973～74年に吉田口登山道二合目にあった本殿が里宮の地に移築された。

1985年に移築された二合日本殿が文化財保護法の下に重要文化財に指定された。  
文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定される予定。

## B8. 御師住宅

### 説明

御師は、道者に宿や食事を始め登拝のための一切の世話をするとともに、登拝の指導や祈禱を行うことを業とした。富士山御師として代表的なのは、吉田口登山道の起点である北口本宮富士浅間神社の北西に、北東方向の傾斜面に沿って大規模な集落を形成した吉田の御師である。御師屋敷の多くは短冊状をなし、表通りに面して引き込み路を設け、敷地を流れる水路の奥に住宅兼宿坊の建物が建っている。玄関から奥へ客室が続き、最奥部には神殿が設けられている。1768年に建てられ最古の部類に数えられる旧外川家住宅や、格式的な構えが確立した頃に建てられ富士講最盛期の御師住宅の典型例とされる小佐野家住宅が代表的である。1861年に新築された小佐野家住宅同様、富士講の流行に伴い増加する宿泊者に対応するため、旧外川家住宅では1860年代に離座敷が増築された。

### 法的保護、修理・整備の経緯

1976年に小佐野家住宅が文化財保護法の下に重要文化財に指定された。

1979年に小佐野家住宅の屋根の修理等が行われた。

1996～98年に小佐野家住宅の腐敗修理等が行われた。

旧外川家住宅が文化財保護法の下に重要文化財に指定される予定。

## B9. 山中湖

## B10. 河口湖

### 説明

富士山の火山活動によって形成された堰止湖である。富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが多くの富士講徒によって行われたが、長谷川角行の水行からいつの時代も変わらず巡拝の対象として数えられたのが前述の3つの湖とこの山中湖及び河口湖である。この巡礼行為について、具体的に湖沼のどこで修行や巡礼が執り行われたか、またどのルートを進んで各湖を巡ったかは、定まっていなかった（少なくとも、明らかになっていない）ものの、人々の信仰心を駆り立てた湖沼の水そのものを核心として、周辺地域も含めた範囲が文化財とされている。

また、景勝の地でもあり、多くの芸術作品とゆかりが深い。

### 法的保護、修理・整備の経緯

文化財保護法の下に名勝として指定される予定。

## B11. 忍野八海

### 説明

富士山の伏流水による八つの湧水地で、それぞれに八大竜王を祀る富士信仰に関わる巡拝地であった。富士登山を目指す行者たちはこの水で穢れを祓った。長谷川角行が行った富士八海修行になぞらえ「富士御手洗（みてらし）元八湖」と唱えられた古跡の霊場と伝えられ、1843年に富士講道者によって再興されたとされる。

### 法的保護、修理・整備の経緯

1934年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に天然記念物に指定された。

## B12. 船津胎内樹型

### 説明

1617年長谷川角行が富士登拝の際、北麓に洞穴（船津胎内樹型指定範囲内に点在する小規模な溶岩樹型のひとつと考えられる）を発見し、浅間明神を祀った。1673年には富士講道者によって現船津胎内樹型が発見され、浅間明神が遷宮された。

富士登拝の際に、樹型に入って身を清める風習があり、洞穴内外の地形空間に宗教的な意義付けが行われるとともに、奥には富士講にとっての富士山の祭神である木花開耶姫などが祀られている。

### 法的保護、修理・整備の経緯

1929年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に天然記念物に指定された。

## B13. 吉田胎内樹型

### 説明

1892年に富士道者によって整備された「お胎内」である。富士講講徒は、昼までに御師の家に着き、夕方まで胎内巡りをし、翌朝富士山に登山した。

本穴については、古くから富士山北口御師団が管理している。

### 法的保護、修理・整備の経緯

1929年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に天然記念物に指定された。

## B14. 人穴富士講遺跡

### 説明

富士講の開祖長谷川(藤原)角行が修行したとされる溶岩洞窟の人穴と富士講信者による約230基の碑塔群が残る遺跡である。

「吾妻鏡」では人穴探検の様子が描かれ、「浅間大菩薩の御在所」とみられていたとされている。この内容は遅くとも1603年までに、浅間大菩薩の靈験譚として説話化され、その存在が広く知られていた。

富士講関連の文書によれば人穴は16世紀から17世紀にかけ、長谷川角行が修行により浅間大菩薩(富士講では仙元大日神とする)の啓示を得た場であり、入滅した場だとしている。また、角行は人穴を「浄土(浄土門)」と述べ、これらの結果人穴には熱心な富士講信者が参詣し、修行を行う者も見られた。また、信者は人穴への分骨埋葬などを望み、墓碑、供養碑、記念碑などを建立した。

1942年付近が軍用地となり、人穴の浅間神社や周辺の住民は一時移転した。1954年神社は現在地に復興されたが、富士講自体が衰退したことで参詣者はみられるものの1964年以降碑塔の建設は行われていない。

### 法的保護、修理・整備の経緯

1999年に富士宮市の史跡となる。

文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定される予定。

## B15. 白糸ノ滝

### 説明

富士山の湧水を起源とする数百の流れを持つ滝である。滝の名前は湧水(日平均15~16万m<sup>3</sup>)の噴出が数百条の白糸が垂れているように見えることをその起源とする。

白糸ノ滝は富士講関連の文書によれば長谷川角行が人穴での修行と合わせて水行を行った地とされ、富士講を中心とした人々の巡礼・修行の場となった。また、景勝地としても有名であり、和歌・絵画の題材にもなっている。

#### **法的保護、修理・整備の経緯**

1936年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝及び天然記念物に指定された。

### **C. 三保松原**

#### **説明**

三保松原は、万葉集以降和歌の題材となり、謡曲「羽衣」の舞台となった。15～16世紀以降富士山を描く際の典型的な構図に含まれる景勝地として数多く描かれ、歌川広重等の作品をはじめ海外にも広く知られている（又は海外に影響を与えた）芸術作品の視点場、又は舞台となった場所のひとつである。

#### **法的保護、修理・整備の経緯**

1922年に史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝に指定された。

## b) 歴史と発展

### 山容の形成

富士山の原型は、40～10 万年前、周辺の火山とともに活動をはじめ、先小御岳火山が形成された。その後これを覆うように標高約 2500mの小御岳火山が形成された。さらに約 10 万年前、そのふもとに古富士火山が誕生し、爆発的噴火、火山礫・火山灰の噴出、山体崩壊を繰り返し、小御岳火山をほぼ山体に納める形で 3000mを超える火山に成長した。約 1 万年前には大量の溶岩を噴出する形で現在の富士山（新富士火山）が成長を始め、古富士山を覆いつくし、約 5600～3500 年前に現在の規模となった。繰り返された溶岩の流出によって何層にもわたる溶岩層が形成され、その先端部には山体への降水を起源とする湧水が各溶岩層の隙間より湧出する形で各所に形成された。富士山北麓においてはこれらの湧水や降水が北側の山地との間の低地にたまり、湖や湿地が形成された。また、溶岩層の中には数多くの風穴、溶岩樹型が形成された。

山頂からの噴火は 2200 年前の噴火を最後に起こっていないが、歴史時代になっても北西～南東方向に連なる側火山からの噴火を続け、1200 年前から後には少なくとも 800～802 年、864～866 年、937 年、999 年、1033 年、1083 年、1435～1436 年、1511 年、1707 年の九つの時期の噴火が確認されている。

### 神々しい山容と「鎮爆」

このような噴火や溶岩の流出を繰り返す富士山は恐ろしくかつ神秘的な山と考えられたために、古くから遥拝の対象であったが、日本における古代国家の統治システムがほぼ整った 8 世紀後半以降は、繰り返す噴火を鎮めるため、富士山そのものあるいは富士山に鎮座する神を浅間神として祀るようになり、各地に遥拝所としての浅間神社が建立され、国家の宗教政策の一端に位置づけられるようになった。また、富士山の神々しく秀麗な姿と周辺の自然環境が芸術の対象とされるようになり、日本最古の歌集である『万葉集』（8 世紀半ば）や日本最古の物語とされる『竹取物語』（9 世紀後半）をはじめとして、数多くの和歌・物語など文学の題材となったほか、現存最古となる『聖徳太子絵伝』（11 世紀制作）をはじめ、数多くの絵画作品の題材として取り上げられるようになった（表●参照）。特に 12 世紀後半以降、日本の政治的中心が京都から鎌倉に移動し、この二つの都市を結び富士山南麓を通る街道の交通量が増加したことで、富士山の情報は多くの人に記録され、広く知られるようになった。

### 修験道—日本古来の山岳信仰と外来宗教の習合—

また、12 世紀頃より噴火活動が沈静化したことで富士山は日本古来の山岳信仰と密教・道教（神仙思想）が習合した「修験道」の道場ともなり、修験者が山中に分け入り、靈力を獲得するために修行する山へと変化していった。当時一般的であった神仏習合思想（本地垂迹説）により、山頂部は仏の世界（又は仏が神の形となって現れる場所）として認識され、山頂部に至ることが重要な意味を持つようになった。この結果 15～16 世紀には登拝する山として一般に広く知られ、修験者に引率された武家・庶民等による信仰登山が盛んになった。登山口の設置はいずれも室町時代のことで、14 世紀から 15 世紀後半に開かれたとされている。このころには参詣の道者のための宿坊もでき始め、大勢の登山者が登るための設備が整い始めた。

### 登拝の大衆化—富士講—

17 世紀前半、約 150 年にわたる日本国内での戦乱状態が終了し、江戸幕府の下で治安が安定し経

済的な発展もあってより多くの人々が富士山を目指すようになった。

このような中で 18 世紀後半、16 世紀に富士山体や周辺の風穴などで修行し、宗教的覚醒を得た長谷川角行から始まったとされる富士信仰が江戸（現在の東京）を中心に「富士講」と呼ばれる信仰集団を形成して大いに盛んになり、より多くの人々が登拝するようになった。富士講や他の登拝者（合わせて「道者」という。）は原則として固定的・継続的關係を持った「御師（宿坊を経営する神職）」の家や宿坊に宿泊し、祈祷や宗教的指導を受け、湧水で水垢離をとり、浅間神社に参拝した後、頂上を目指した。登山道には茶屋や山小屋が建てられ、多くの登拝者の活動を支える施設が体系的に整備されたのもこの頃である。また、富士講においては長谷川角行ら指導者の言動にならって周辺の風穴や湖沼・滝なども修行の地とされ、ここにおいて富士山と周辺の宗教施設・霊地・巡礼地は庶民の信仰の場として定着し、山の結界が開放される二ヶ月間に年平均 1 万～2 万人の人々が信仰を目的とした登山を行うようになった。

### 芸術作品の多様化とジャポニスム

芸術面においても、とりわけ江戸時代（17～19 世紀半ば）には、文学、絵画、工芸、庭園等のモチーフとして多岐にわたって取り上げられ、三保松原と富士山を描いた絵画など多様な表現が追究されるようになった。（表●参照）特に、葛飾北斎の「富嶽三十六景」に代表される浮世絵の数々は、西洋の画家たちに文化的衝撃を与えた。19 世紀後半には「ジャポニスム」という芸術上の画期的な転機を惹き起こし、印象派の作品に影響を与えるとともに、その富士山を含んだ構図は海外において日本のイメージの一つとされてきたのである。日本を訪れた外国人が富士山からインスピレーションを得て記述した紀行文の中でも、富士山のアイコン的側面を綴ったものが多い。近世以前も富士山は日本一有名な山であったが、19 世紀後半の開国によって日本が近代国家としての体制を整えるにつれて、日本を代表する山から日本を象徴する山へと変貌した。

### 廃仏毀釈と登山の利便性向上

19 世紀半ばより、明治政府を中心に行われた日本の近代化・西欧化政策は富士山にも影響を与えた。政府が神仏分離や修験道禁止の方針を打ち出したことや、これを契機に発生した廃仏毀釈の運動により、仏教的施設は神道系の施設に再編されたが、1872 年の（信仰の山における）女人禁制解禁の影響もあり富士山への登拝は継続ないし拡大した。19 世紀末以降の鉄道・自動車道の開通も、登山者の利便性を格段に向上させた。南麓へは 1889 年に東海道線が開通し、北麓へは 1900 年前後に馬車鉄道と中央線が開通したことによって、東京からの登山がさらに活発になった。自動車道としては、1929 年に北口本宮富士浅間神社から馬返（標高 1450m）まで自動車専用道路が開削され、1937 年には大型バスによる輸送も始まった。

第二次大戦以降、日本の価値観や経済状況の変化により、富士山への登山は信仰を中心としたものから、富士山への憧れを主な動機とするものに変化した。また、1964 年に中腹までの自動車道として、北麓の富士山スバルラインが、1970 年に南麓の富士山スカイラインが開通し、これ以降、中腹（標高 2300～2400m）を起点とした登山が主流になった。この結果富士山への登山者は急増し、年平均 20 万～30 万人に達するに至った（2007 年からはさらに増加し年間 35 万～43 万人）。これらの登山者の行動様式の中には富士山への信仰の核心が受け継がれており、加えて、現代的な富士山信仰の形態として、静岡県の柿田川のように、新たに富士山との関わりが明らかになったことが、環境保護活動の活性化につながった例などがある。

### 最近の保全の歴史



富士山体は文化財としては、1924年に史蹟名勝天然紀念物保存法により、山麓の幅広い地域が名勝に仮指定された。これとほぼ同じ範囲は、1936年に自然公園法により国立公園の一部として指定され、現在も保全の対象となっている。さらに、第二次世界大戦後の1952年には、新たに文化財保護法によって、御中道以下500mより上及び一部の登山道などが名勝として（同年、特別名勝として）指定され、1966年には指定区域を拡大した。山梨県は1978年（のち、1999年及び2006年に改定）、静岡県は2006年に「特別名勝富士山」の保存管理計画を策定し、適切な保存と活用を図っている。

周辺の浅間神社や御師住宅の近代以前の修理や保存の状況は2bで述べたところだが、それらを含めた富士山に関わる記念工作物・建造物群・遺跡は、1907年以降、古社寺保存法(1897年～1929年)、(国宝保存法(1929年～1950年))、史蹟名勝天然紀念物保存法(1919年～1950年)、文化財保護法(1950年～現在)により、名勝、特別天然紀念物又は天然紀念物、重要文化財、史跡等として指定され、文化財ごとに保存管理計画が策定されており、それぞれの価値が最もよく表れる時代の状態が保たれるように細心の注意が払われている。

また、周辺に位置する個々の文化財は、「包括的保存管理計画」によって、富士山体も含めた統一的な保存・管理が行われている。

表●

## 富士山の美術(1) 日本古来の伝統様式によるもの

(●国宝 ○重要文化財)

指 定	所在 作品名	形式	時代(年代)	説明
●	東京国立博物館 聖徳太子絵伝	屏風	1069	現在最古の富士山。聖徳太子が馬で富士山を越える物語の状景。
●	神奈川県清浄光寺 外 一遍聖絵	絵巻	1299	一遍が全国遍歴の途中、富士川に入水する往生者を見送る背後に富士山。
○	兵庫・真光寺 遊行上人縁起絵	絵巻	1323	他阿上人が全国遍歴の途中、甲斐の御坂峠を越えて河口に進む背後に富士山。
○	大阪・久保惣記念美術館 伊勢物語絵巻	絵巻	14世紀	伊勢物語現存最古の絵巻。第九段物語の主人が富士山麓を進む場面。
○	東京国立博物館 月次風俗図のうち	小屏 風	15世紀	十二月風俗図の一場面。鎌倉初期に行われた富士山麓の巻狩を題材とする。
○	富士山本宮浅間大社 富士参詣曼荼羅図	掛軸	16世紀	霊山である富士山に参拝する行者達の登山風景、山頂に三尊あり。狩野派の祖元信筆。
	東京国立博物館 武蔵野図	屏風	17世紀	武蔵野の状景を装飾的に描いた名所図屏風の一。ススキ野の奥に富士山がそびえる。
	山梨県立博物館 曾我物語図	屏風	17世紀	鎌倉将軍源頼朝が主催した富士の巻狩最中に果された曾我兄弟による仇討ちを題材。

## 富士山の美術(2) 室町時代水墨画によるもの

指 定	所在 作品名	形式	時代(年代)	説明
	東京・根津美術館 富岳図 仲安真康筆	掛軸	15世紀	現存最古の水墨による富士山図。鎌倉建長寺の僧で、鎌倉画派の祖とされる。
	東京国立博物館 富岳図 祥啓筆	掛軸	1490	仲安真康の弟子、建長寺の書記を勤めた禅僧万里集九や雪舟とも交友があった。
	東京永青文庫 富士清見寺図 雪舟集	掛軸	15世紀	世界的に著名な日本を代表する水墨画家の作。水墨画による富士山の一典型作。
	静岡県立美術館 富士八景図 式部輝忠筆	掛軸	1530	東国を中心に活躍した水墨画家。瀟湘八景にあやかって連作に挑んだ作品。
	個人(?) 富士三保松原図 是庵筆	掛軸	16世紀	京都相国寺の僧で、画をよくした。下辺に三保松原、富士山の左手に日輪を描く。

## 富士山の美術(3) 江戸時代諸派の作家と富士山

指 定	流派	著名な作家名	所在 代表作(年代)	説明
	陶芸	野々村 仁清	東京・鼻山美術館 錆絵富士山香炉(17世紀)	世界的にも著名な京焼の第一人者。富士山の朝昼晩の三つの景色を造型化する。
	狩野派	狩野 探幽	静岡県立美術館 富士山図 1670	江戸狩野派の祖、第一人者。富士山連作の緒を開いた。
	狩野派	狩野 山雪	静岡県立美術館 富士三保松原図屏風(17世紀)	山楽の養子として京狩野派を継ぐ。装飾性と抒情性に富む。
	琳派	尾形 光琳	奈良・大和文華館 富岳図(扇面貼交手箱内)(18世紀)	世界的に著名な代表的画家。工芸デザイナーとしても卓越する。
	文人画派	池 大雅	東京芸術大学 富士十二景図(18世紀)	日本文人図(南画)の大成者、第一人者。富士・立山・白山を信仰登山し、三岳道者と自称。その体験を描く。
	文人画派	与謝 蕪村	富山佐藤美術館 松林富士図(18世紀)	大雅と並ぶ日本文人画の第一人者。俳人としても高名で、俳画を大成した名手。
	文人画派	野呂 介石	和歌山・田辺市立美術館(寄託) 紅玉芙蓉峰図 1821	紀州藩の役人で、大雅にも師事した。早春の明け方の朱に染まった富士、赤富士の魁。
	文人画派	谷 文晁	静岡県立美術館 富士山図屏風 1835	江戸文人画の大家。諸国諸山の風景を写実的に描いた写生派の草分け。
	円山派	円山 応挙	兵庫・白鶴美術館 富士三保松原図屏風 1784	装飾性と写実性とを融合し、独自の画境を開いた、いかにも応挙らしい作品。
	洋風画派	小田野 直武	秋田県立近代美術館 富岳図 1777	秋田藩士。日本で最初に西洋画を学んだ、秋田蘭画の創始者。江戸出府の折の作。
	洋風画派	司馬 江漢	静岡県立美術館 薩埵山富士遠望図 1804	平賀源内らと蘭学を研鑽、後に小田野直武の影響を受けて、洋風写生画の第一人者となる。
	南蘋派	宋 紫石	東京国立博物館 日金山富岳展望図(18世紀)	長崎に渡来した清人画家より写生的花鳥画を学び、また平賀源内らを通じて蘭学に通じた。
	禅画	白隠 慧鶴	大分・自性寺 富士見大行列図	日本臨済禅を確立した禅僧。全国を遍歴、布教した。禅画の大成者としても著名。
	浮世絵派	葛飾 北斎	山梨県立博物館 版画富岳三十六景 1831	世界的に著名な浮世絵師。富岳三十六景に見る象徴主義は欧米文芸に大きく影響した。

浮世絵派	歌川 広重	山梨県立博物館 版画不二三十六景(19世紀)	北斎とともに世界的に著名な浮世絵師。東海道五十三次など風景画に新境地を開き、印象派に与えた影響は大きい。
浮世絵派	歌川 貞秀	神戸市立博物館 三国第一山之図 1849	幕末の浮世絵師。自ら富士山に登り、その感動を本図や富士絶頂之図など多くの作品を残した。

富士山の美術(4) 近現代作家と富士山

○文化勲章

指 定	ジャンル	著名な作家名	所在 代表作(年代)	説明
	油画(洋画)	高橋 由一	金刀比羅宮宝物語館 牧の原望岳図 1878	明治維新以降、最初に油彩技法を習得した先覚者の作品。明治初期の貴重作。
	"	五姓田 義松	東京都現代美術館 清水の富士 1881	父芳柳と共に早く油彩技法に目覚めた開拓者の一人。明治初期の貴重作。
	"	○和田 英作	鹿児島歴史資料センター 富士(河口湖) 1926	日本近代洋画を技法的に確立した先駆者の一人。写生の確かさを見よ。
	"	○梅原 龍三 郎	岡山・大原美術館 朝陽 1945	ルノアールに学び、日本洋画に存在感ある独特の装飾技法を樹立した。その金字塔とも言うべき作。
	"	○田崎 広助	長野・田崎美術館 箱根朱富士 1975	日本独特の平面的装飾に新しい一頁を開いた田崎ならではの自然景観。
	"	○林 武	箱根彫刻の森美術館 赤富士 1967	主として第二次大戦以後洋画壇をリードした。豪快な技法で富士連作に挑んだ。
	膠画(日本画)	富岡 鉄斎	兵庫・清荒神清澄寺 富士山及び山頂全図屏風 1898	最後の文人画家とも言われる思想家。自ら富士山に登り、その神聖性をダイナミックに表現した。
	"	○横山 大観	東京国立近代美術館 或る日の太平洋 1952	フェノロサ、岡倉天心と共に日本画壇を復興した巨匠。日本の象徴と意識して多くのテーマに富士山が描かれた。
	"	下村 観山	秋田県立近代美術館 三保富士図屏風 1919	横山大観とともに明治日本画壇を背負った作家が伝統的テーマに新風を吹き込む。
	"	○川端 龍子	東京・大田区立龍子記念館 怒る富士 1944	強烈な個性で大作に挑んだ激情の画家。激しい気象現象を示す富士に挑戦した作品。
	"	松岡 映丘	宮内庁三の丸尚蔵館 富岳茶園 1928	昭和天皇即位記念の作品。伝統的日本画に透明感のある新しい表現技法を示す。
	"	○徳岡 神泉	京都国立近代美術館 富士 1965	福田平八郎と共に昭和の日本画壇に独自の新風を吹き込んだ。茫漠たるモノトーンの中に立する富士。

	"	横山 操	東京・五島美術館 朱富士 1966	第二次大戦後の日本画壇をリードした新星。多くの富士を描いたが、赤富士と電光の対比の妙。
	"	小松 均	京都市立美術館 白富士 1982	第二次大戦後の日本画壇に詩的な大画面で新境地を開いた。郷土山形や大自然に魅せられて。
	"	○片岡 球子	神奈川県立近代美術館 面構葛飾北斎	数年前に没したが、最も現代日本画界をリードした女流画家。本図は女史のライフワーク面構シリーズの一つ。
	写真	鹿島 清兵衛	宮内庁三の丸尚蔵館 富士 1894	アマチュアながら当時の技術を駆使した大版写真を御成婚25年記念に皇室に託した。
	"	岡田 紅陽	山梨・岡田紅陽写真美術館 忍野赤富士 1894	文字通り富士山の写真家。富士山のあらゆる表情を写真に収め、広めた。
	木版画	萩原 英雄	山梨県立美術館 三十六富士 1926	本県出身の日本を代表する木版画家。新しい視点からの富士山シリーズ。

#### 富士山の文学

歴史書	「 <small>りつこくし</small> 六国史」(奈良-平安) <small>すがのまみち</small> 菅野真道ら「 <small>しよくにほんぎ</small> 続日本紀」(平安) <small>ふじわらのみちのり</small> 藤原通憲「 <small>ほんちようせい</small> 本朝世紀」(平安) <small>こうえん</small> 伝皇円「 <small>ふそうりやくき</small> 扶桑略記」(平安) ※作者未詳「 <small>あづまかがみ</small> 吾妻鏡」(鎌倉) <small>さいとうげつしん</small> 斎藤月岑「 <small>ぶこうねんびよう</small> 武江年表」(江戸)
風土記	<small>げんめいてんのう</small> 元明天皇詔「 <small>ひたちのくに</small> 常陸国風土記」(奈良)
談話集	<small>きようかい</small> 景戒「 <small>にほんりよういき</small> 日本靈異記」(平安) ※作者未詳「 <small>こんじやくものがたりしゅう</small> 今昔物語集」(平安)
和歌集	<small>おおとものやかもち</small> 大伴家持「 <small>まんとうしゅう</small> 万葉集」(奈良) <small>きのよしもち</small> 紀淑望・ <small>きのつらゆき</small> 紀貫之「 <small>こきんわかしゅう</small> 古今和歌集」(平安) <small>むらかみてんのう</small> 村上天皇「 <small>ごせんわかしゅう</small> 後撰和歌集」(平安) <small>ごとぼじょうこう</small> 後鳥羽上皇「 <small>しんこきんわかしゅう</small> 新古今和歌集」(鎌倉) <small>ごとぼいん</small> 後鳥羽院「 <small>さいしやうしてんのういんしやうじわか</small> 最勝四天王院障子和歌」(鎌倉) <small>ふぶくわかしやう</small> 藤原長清「 <small>ふぶくわかしやう</small> 夫木和歌抄」(鎌倉) <small>ふじわらのためあきら</small> 藤原為明「 <small>しんしゅういわかしゅう</small> 新拾遺和歌集」(室町)

記録・紀行文	<p>みやこのよしか 都良香（平安）「富士山記」</p> <p>※作者不詳（鎌倉）「海道記」</p> <p>※作者不詳（鎌倉）「東関紀行」</p> <p>あすかいまきよ 飛鳥井雅世（室町）「富士紀行」</p> <p>ぎょうこう 堯孝（室町）「覽富士記」</p> <p>ぎょうえい 堯恵（室町）「北国紀行」</p> <p>※作者不詳（室町）「富士御覽日記」</p> <p>どうこう 道興（室町）「廻国雑記」</p> <p>そうぼく 宗牧（室町）「東国紀行」</p> <p>じょうは 紹巴（室町）「富士見道記」</p> <p>こぼりえんしゅう 小堀遠州（江戸）「東海道紀行」</p> <p>あさいりようい 浅井了意（江戸）「東海道名所記」</p> <p>いわさまたべえ 岩佐又兵衛（江戸）「廻国道の記」</p> <p>まつおぼしろう 松尾芭蕉（江戸）「野ざらし紀行」</p> <p>かがわかげき 香川景樹（江戸）「中空の日記」</p> <p>こしょうけん 古川古松軒（江戸）「東遊雑記」</p> <p>とうせいばい 藤惺梅（江戸）「東海紀行」</p>
日記文学	<p>すがわらのたかすえのむすめ 菅原孝標女（平安）「更級日記」</p> <p>あぶつに 阿仏尼（鎌倉）「十六夜日記」「うたたね」</p> <p>ごふかくさいんのにじょう 後深草院二条（鎌倉）「とはずがたり」</p> <p>かものまぶち 賀茂真淵（江戸）「岡部日記」</p> <p>ながいかふう 永井荷風（江戸－昭和）「大窪だより」</p>
伝説・物語	<p>※作者不詳「竹取物語」（平安）</p> <p>※作者不詳「伊勢物語」（平安）</p> <p>むらさきしきぶ げんじものがたり わかむらさき 紫式部「源氏物語（若紫）」（平安）</p> <p>ふじわらのかねすけ しょうとくたいしでんりやく 藤原兼輔「聖徳太子伝暦」（平安）</p> <p>※作者不詳（平安）「平中物語」</p> <p>「平家物語」（鎌倉）</p> <p>※未詳「曾我物語」（鎌倉）</p> <p>※作者不詳「源平盛衰記」（鎌倉）</p> <p>※未詳「承久記」（鎌倉）</p> <p>あさいりようい 浅井了意「東海道名所記」（江戸）</p>
能（謡曲）	<p>せあみ 伝世阿弥原作（室町）「富士山」</p> <p>※未詳（室町）「羽衣」</p>
御伽草紙	<p>「富士の人穴草紙」（江戸）</p>
仮名草紙	<p>※作者不詳（江戸）「竹斎」</p>
滑稽本	<p>じのべんしやいづく 十返舎一九（江戸）「東海道中膝栗毛」</p> <p>かながきろぶん 仮名垣魯文（江戸－明治）「滑稽富士詣」</p>

<p>浄瑠璃</p>	<p>ちかまつもんざ ぎもん 近松門左衛門（江戸）「聖徳太子絵伝記」 たけだいずも みよししょうらく なみきせんりゅう 竹田出雲・三好松洛・並木千柳（江戸） 「仮名手本忠臣蔵」</p>
<p>童謡</p>	<p>いおやさぎなみ ふじさん 巖谷小波（明治－大正）「富士山」（「ふじの山」） うんのあつし せい 海野厚（明治－昭和）「背くらべ」</p>
<p>随想・随筆</p>	<p>あらいはくせき おり しほ 新井白石（江戸）「折たく柴の記」 たやまかたい 田山花袋（明治－昭和）「富士を望む」 こじまうすい ふじさん 小島鳥水（明治－昭和）「すたれ行く富士の古道」、「不二山」 ながいかふう ひよりげ た 永井荷風（明治－昭和）「日和下駄」 だざいおきむ かぐくひやうけい 太宰治（明治－昭和）「富嶽百景」 おおまちけいげつ 大町桂月（明治－大正）「富士の大観」 なかむらせいこ しょうねんこう 中村星湖（明治－昭和）「少年行」 きたむらとうこく ふがく ししん おも 北村透谷（明治）「富嶽の詩神を思ふ」 ふかだきゆうや にほんひやくめいざん 深田久弥（明治－昭和）「日本百名山」</p>
<p>小説</p>	<p>おちあいなおがみ ゆき 落合直文（江戸－明治）「たかねの雪」 なつめそうせき さんしろう ぐびじんそう 夏目漱石（明治－大正）「三四郎」「虞美人草」 いづみかほ おんなけいず しゆんちゆう しゆんちゆうごこく 泉鏡花（明治－昭和）「婦系図」「春昼」「春昼後刻」 とくとみろか ふじ しぜん じんせい 徳富蘆花（明治－昭和）「富士」「自然と人生」（随筆） ながいかふう 永井荷風（明治－昭和）「新帰朝者日記」 はしもとえいきち ふじさんちよう 橋本英吉（明治－昭和）「富士山頂」 いぶせますじ がくろくてんびよう 井伏鱒二（明治－平成）「岳麓点描」 たけだたいじゆん ふじ 武田泰淳（大正－昭和）「富士」 たけだゆりこ ふじにっき 武田百合子（大正－昭和）「富士日記」 にったじろう ごうりきでん いかに ふじ ふようひと ふじし ちゃくひよう 新田次郎（大正－昭和）「強力伝」「怒る富士」「芙蓉の人」「富士に死す」「着氷」 「冬山の掟」「富士山頂」 かわばたやすなり とうかいどう 川端康成（明治－昭和）「東海道」 しらいきようじ ふじ た かげ 白井喬二（明治－昭和）「富士に立つ影」 くにえだしろう しんしゅうこうけつじよう 国枝史郎（明治－昭和）「神州瀨瀨城」 まつもとせいちよう なみ とう 松本清張（明治－昭和）「波の塔」 せりざわこうじろう がにゆうどう にんげん うんめい 芹沢光治良（明治－平成）「我入道」「人間の運命」 こうだあや くず 幸田文（明治－平成）「崩れ」</p>

<p>詩歌</p>	<p> <small>かきものひとまる</small>  伝 柿本人麻呂 (飛鳥一奈良) 「柿本集」  <small>やまべのあかひと</small>  山部赤人 (奈良) 「万葉集」  <small>たかはしのむしまろ</small>  高橋虫麻呂 (奈良) 「高橋虫麻呂歌集」  <small>ふじわらのきよただ</small>  藤原清正 (平安) 「清正集」  <small>ありわらのなりひら</small>  在原業平 (平安) 「業平集」  <small>ふじわらのきんとう</small>  藤原公任 (平安) 「公任集」  <small>ふじわらのさだいえ</small>  藤原定家 (平安—鎌倉) 「内裏名所百首」  「名号七字十題和歌」  <small>あすかいまきつね</small>  飛鳥井雅経 (平安—鎌倉) 「明日香井和歌集」  <small>ふじわらのとしなり</small>  藤原俊成 (平安—鎌倉) 「(藤原兼実) 右大臣家百首」  「五社百首」 「丹後守為忠朝臣家百首」  <small>じえん</small>  慈円 (平安—鎌倉) 「拾玉集」  <small>さいぎょう</small>  西行 (鎌倉) 「新古今和歌集」  <small>みなもとのさねとも</small>  源実朝 (鎌倉) 「金槐和歌集」  <small>あぶつに</small>  阿仏尼 (鎌倉) 「安嘉門院四条五百首」  <small>ばんりしゅうきゅう</small>  万里集九 (室町) 「梅香無尽蔵」  <small>ぎょうえ</small>  堯惠 (室町) 「下葉和歌集」  <small>みなせうじなり</small>  水無瀬氏成 (安土桃山—江戸) 「水無瀬殿富士百首」  <small>しみずはまおみ</small>  清水浜臣 (江戸)  <small>たやすむねたけ</small>  田安宗武 (江戸) 「悠然院様御詠草」  <small>はやしらざん</small>  林羅山 (江戸) 「丙辰紀行」  <small>いしかわじょうざん</small>  石川丈山 (江戸)  <small>かとうえなお</small>  加藤枝直 (江戸) 「うけらが花」  <small>かものまぶち</small>  賀茂真淵 (江戸) 「賀茂翁家集」  <small>もとおりのりなが</small>  本居宣長 (江戸) 「石の上稿」 「鈴屋集」  <small>けいちゅう</small>  契沖 (江戸) 「詠富士山百首和歌」  <small>むらたはるみ</small>  村田春海 (江戸) 「琴後集」  <small>しまぎあかひこ</small>  島木赤彦 (明治—大正)  <small>どいばんすい</small>  土井晩翠 (明治—昭和) 「大敵迫る」  <small>さいとうもきち</small>  斉藤茂吉 (明治—昭和) 「赤光」 「箱根路」  <small>まえたゆうぐれ</small>  前田夕暮 (明治—昭和) 「富士を歌ふ」  <small>わかやまぼくすい</small>  若山牧水 (明治—昭和) 「海の声」  <small>きはらはくしゅう</small>  北原白秋 (明治—昭和) 「雲母集」 「不尽抄」  <small>かねこみつはる</small>  金子光晴 (明治—昭和) 「富士」 「五つの湖」  <small>くさのしんべい</small>  草野心平 (明治—昭和) 「富士山」  <small>おのおさぶらう</small>  小野十三郎 (明治—平成) 「重油富士」 「風景詩抄」 </p>
-----------	--



俳句	<p>まつおぼしろう 松尾芭蕉 (江戸) 「奥の細道」</p> <p>よきあそん 与謝蕪村 (江戸)</p> <p>こばやしいつき 小林一茶 (江戸)</p> <p>ちようむ 蝶夢 (江戸) 「宇良富士紀行」</p> <p>まさおかしき 正岡子規 (明治)</p> <p>たかはまきよし 高浜虚子 (明治－昭和)</p> <p>いいただこつ 飯田蛇笏 (明治－昭和) 「山里よ集」</p> <p>とみやすふうせい 富安風生 (明治－昭和)</p> <p>みずはらしゅうおうし 水原秋桜子 (明治－昭和) 「葛飾」</p> <p>ながいかふう 永井荷風 (明治－昭和) 「名所方角集」</p> <p>さいとうさんき 西東三鬼 (明治－昭和) 「旗」「変身」</p> <p>わたなべすいは 渡辺水巴 (明治－昭和) 「富士」</p> <p>かとうしゅうせん 加藤楸邨 (明治－平成) 「寒雷」「慟哭」「都塵抄」「雪後の天」</p>
----	---

### 3. 登録の価値証明

#### a) 評価基準への適合性証明

##### 1) 条約上の遺産種別

「富士山」は、世界遺産条約第1条及び『世界遺産条約履行のための作業指針』（以下、『作業指針』という。）第45項に規定にする「記念工作物」、「建造物群」及び「遺跡」に該当する。

##### 2) 評価基準への適合性証明

以下に示す理由に基づき、「富士山」には、世界遺産一覧表への記載のための評価基準のうち(iii)、(iv)、(vi)が適用できる。

<b>評価基準(iii)</b>
現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
<b>評価基準(iii)の適用</b>
<b>富士山では神聖なる気持ちを喚起する自然環境を背景とし、山頂への参詣などの特徴を持った山に対する宗教的な儀礼・活動が成立し、18～19世紀にかけて大規模な大衆による宗教的登山の代表的存在となった。山体とその周辺の地域には、体系化された儀礼・活動の場となった神社、登山道、及びその沿道に分布する関連遺跡群、霊地・巡礼地となった風穴・湧水地・湖沼などが残されている。そこでの儀礼や活動を通じて、人々の生活の中に富士山に対する信仰の核心が継承されている。また、今日でも富士山は日本を代表し象徴する最高峰として老若男女を問わず憧れ親しむ「名山」である。</b> <b>したがって、富士山は山頂への参詣という形態を中心とし、時代を超えて今日まで継承された山に対する固有の文化的伝統を顕著に表わす物証として希有な存在である。</b>

#### ・日本における山に対する固有の文化的伝統を顕著に表わす物証

富士山の山頂部一帯は、山に対する日本の宗教観とその秀麗な姿、及び10世紀頃まで盛んであった火山活動などに基づき神仏の世界、あるいは他界(死後世界)とされてきた。

このため富士山では富士山の神(※1)を祀った山麓の浅間神社における遥拝活動とともに、以下の絵図(類似の登山案内図が数多く作成された)に示されたように、雲上の神仏の世界へ一定の儀礼に従って参詣する「登拝」を中心に、富士山体・周辺にある富士山の火山活動によって生成され神聖な意味を持つとされた風穴・溶岩樹型・湖沼・滝・湧水地などを巡礼し、修行することで治病・除災などの超自然的力を獲得し、罪や穢れを消して生まれ変わる(擬死再生)と考える「富士山禅定」(※2)と呼ばれる行為(儀礼・活動)が成立し、18～19世紀にかけて富士山は体系化された登拝のための宗教施設も含め、大規模な大衆による宗教的登山を代表する存在となっていた。

このような自然への畏敬という日本の宗教観の根本を基盤とし、神仙思想(道教)や仏教(特に密教)などと融合した日本独特の山岳信仰を代表する遥拝及び登拝・登山の様式は今日でも命脈を保ち、特に夏季を中心に訪れる外国人を含む多くの登山客とともに富士登山の特徴を成している。また、信仰の核心部分は各地の浅間神社に対する信仰や今日も続く宗教的な儀礼・活動によって受け継がれ、富士山は日本を代表する神聖な山として知られている。

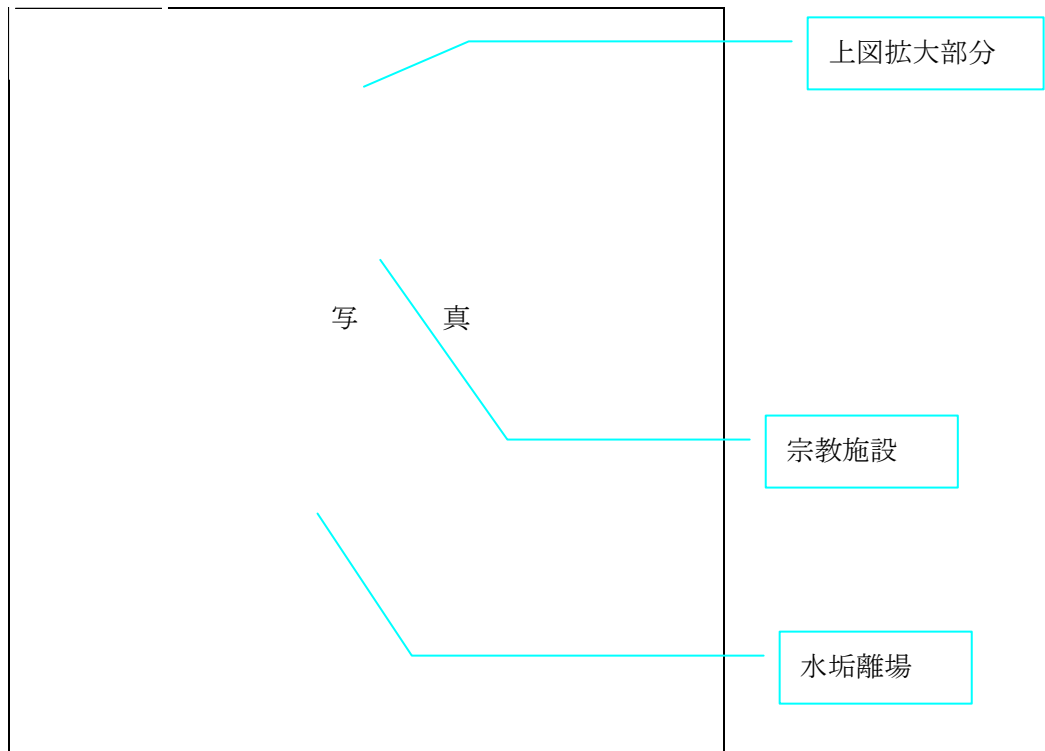
(※1)この神は、1868年の神仏分離令まで神仏習合の影響を受け仏の化身と考えられていた。また、この神は一つの神に限定されず、信仰の種類や時代ごとに異なる性格と名称を持ついくつかの神または仏が信仰されていた。

(※2)「禅定」とは本来は心を静めて一つの対象に集中する宗教的瞑想・状態、あるいはその結果仏と一体化することを示す言葉であり、その後、主に修験道において富士山などの霊山に登って修行することも意味するようになった。



写 真

「絹本著色富士曼荼羅図」(部分：16世紀ごろ)



「絹本著色富士曼荼羅図」(16世紀ごろ)

<b>評価基準(iv)</b>
歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
<b>評価基準(iv)の適用</b>
<p>富士山では、富士山信仰の形成の中で神社等の建築群・登山道・宗教施設を経て山頂に参詣する体系化された宗教的儀礼・活動が15～16世紀にかけて発達し、18～19世紀にかけて完成された。</p> <p>この過程において、日本における山に対する固有の文化的伝統や富士山により生み出された芸術活動を背景として、富士山の宗教施設、そこでの儀礼・活動は富士山の自然環境と一体となって宗教的な意味を持つ景観として認知され、これが宗教的絵画等で表現されることにより、多くの人々に富士山が神聖な山であるとの認識がより強固に定着し、日本</p>

における山と人間の良好な関係の形成に影響を与えた。

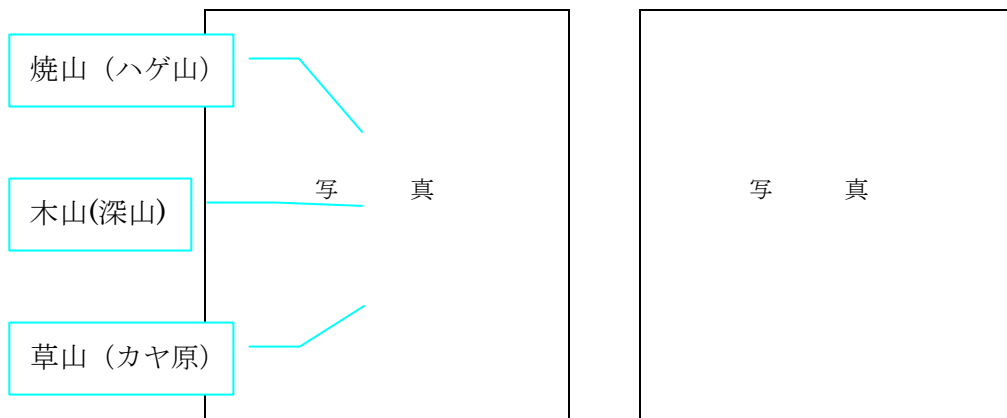
したがって、富士山への信仰の形成過程を通じて定着した富士山の景観認識は近代工業社会以前の段階における山と人間との精神的関係を表す景観の顕著な見本である。

#### ・山と人間との精神的な関係を表す景観の顕著な見本

富士山では噴火が沈静化した 12 世紀ごろから山頂への宗教的登山が開始され、15～16 世紀には「富士山禅定」と呼ばれた登拝様式が整い、大衆にも拡大した。この過程で富士山は、矮小な存在である人間が山麓の草原地帯（「草山」、「カヤ原」などと呼ばれた）にある神社・水垢離場で身を清め、森林地帯（「木山」、「深山」などと呼ばれた）の山中の宗教施設等を順に経ながら、砂礫地帯（「焼山」、「ハゲ山」などと呼ばれた）の神仏の世界あるいは仙界に至るイメージで認知されるようになり、同時期に絵画や文学作品において典型的な富士山像が成立したことを背景に、「絹本著色富士曼荼羅図」を代表例とする信仰上の景観認識が成立した。17 世紀以降はこれらの典型的な認識を基に、さらに多様な信仰上の認識（※3）が模索され、「富士講」と呼ばれる富士山信仰集団の隆盛や交流人口の拡大などにより、18 世紀後半から 19 世紀にかけてほとんどの日本人に富士山の神聖な山としての景観認識が定着した（※4）。この認識は近代工業社会の自然に対する考え方が一般化する以前の山と人間との良好な精神的関係を示すものであった。

（※3）富士山は神仙思想における不老不死の象徴である「蓬莱山」や仏教における世界の中心である「須弥山」に見立てられた。また、主に 18 世紀後半より富士山の信仰上の景観認識を立体化した「富士塚」が東京を中心に建設され、女性を含め山頂への登拝ができない人にとっての代参施設となった。

（※4）登拝者には登山口の浅間神社や御師の発行する富士山の信仰上の景観認識を描いた宗教画が配布されるとともに、縁起の良いものとして富士山やその図像を拝したり、眺めることが行われた。



右 「富士山のゾーニング」

左 「三尊九尊図」

<b>評価基準 (vi)</b>
顕著な普遍的意義を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
<b>評価基準 (vi) の適用</b>
富士山と周辺の特徴的な自然が醸成する優秀な景観美や火山としての活動は、日本人の山に対する信仰の形成の一翼を担い、今日まで継承されている山頂への選擇と参詣を中心とした文化的伝統は、アジア地域に顕著である山を神聖視する文化と深い関りを有している。

また、これらの富士山の特色は古くから様々な芸術活動の母胎ともなり、「万葉集」や「竹取物語」をはじめとする日本固有の和歌、俳句、物語文学やこれらを主題とする絵画などの対象として日本人に良く知られていた。特に富士山を題材にした「浮世絵」などは海外にも広く知られ、近現代の西洋芸術に様々な影響を与えてきた。

したがって、富士山は、顕著な普遍的意義を持つ生きた伝統、芸術的作品・文学的作品と直接的・実質的に関連がある景観である。

#### ・顕著な普遍的意義を持つ生きた伝統との直接的・実質的関連

アジア地域、特に東アジア地域では特異な形態を持った山岳の空間を神聖視し、仏教(特に密教)や道教(神仙思想)、儒教と結びついて修行の場や宗教施設を設置する場とした。これらの伝統は6世紀～8世紀を中心に日本に伝えられ、日本固有の山岳信仰や神道と結びつき修験道などの信仰を生んだ。現在の富士山においてはこれらの信仰の核心部分が登拝などの形態や儀式に伝えられている。また、富士山のみならず日本各地の山岳やアジア地域の山岳においても形態は異なるとはいえ山を神聖視することをその根本に据えた文化的伝統が数多く行われている。

したがって、富士山は顕著な普遍的価値を持つ生きた伝統と直接的・実質的に関連がある景観である。

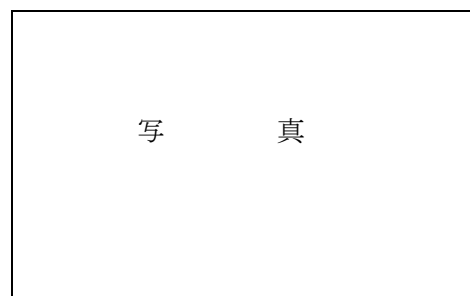
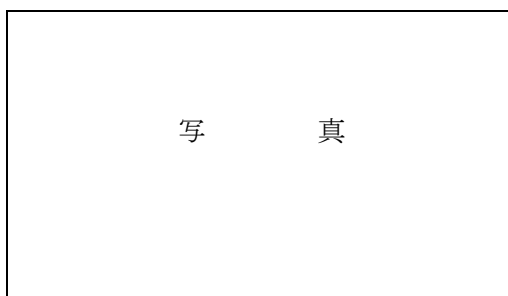
#### ・顕著な普遍的意義を持つ芸術作品との直接的・実質的関連

独立峰である富士山の周囲には湖や海と組み合わせられた富士山の優れた景観を望む展望地があり、今日に至るまで多くの芸術作品を創造する場となった。

これらの富士山を題材にした芸術作品のうち、最も海外に影響を与えた作品は葛飾北斎の浮世絵「富嶽三十六景」である。19世紀前半に作成されたこの一連の作品は、日本の開国に伴い西洋に輸出され、他の浮世絵とともにその構図や表現方法がジャポニスムと呼ばれた西洋における日本芸術の流行を生み、モネ、ゴッホといった印象派の画家に大きな影響を与え、アールヌーボーが発生する一因となった。そのほか、富士山と三保松原を舞台に富士山に関わる伝説をモチーフとした能(謡曲)「羽衣」は文学におけるモダニズムに影響を与えた作品である。

また、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、日本が万国博覧会などで意図的に出品した富士山を題材にした絵画・工芸作品や、富士山を意匠に用いた日本の輸出品は、富士山を描いた浮世絵や日本を訪れた外国人が富士山からインスピレーションを得て記述した紀行文の文学的表現などとともに多くの世界の人々に他の世界の著名な山と明確に区別される富士山の景観イメージを広めることに貢献した。

文学では海外に良く知られた「万葉集」以来、数多くの和歌や俳句などによってその崇高さや美しさが称えられ、近代以降も海外にも知られた文学者(※夏目漱石「三四郎」・太宰治「富岳百景」など)によるものをはじめ富士山を舞台とした作品が生み出された。



左「神奈川沖浪裏」右「凱風快晴」 葛飾北斎「富嶽三十六景」より(1831～36年)

写 真

ゴッホ「タンギー爺さん」

## b) 顕著な普遍的価値の証明

a)において証明した評価基準への適合性の証明の結果として、「富士山」は以下に記す観点から顕著な普遍的価値を持つ。

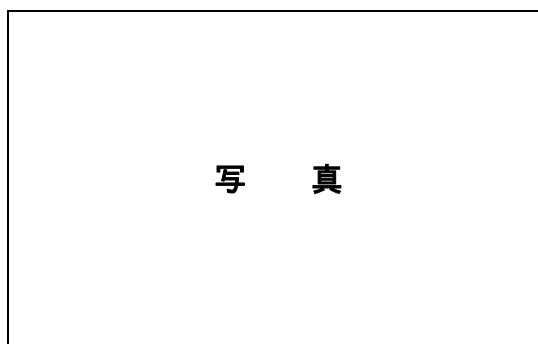
### 顕著な普遍的価値の言明

富士山は、日本を代表し象徴する日本最高峰(標高 3776m)の秀麗な独立した火山として世界的に著名であり、その自然的美しさと崇高さを基盤として日本人の自然に対する信仰の在り方や、海外に影響を与えた葛飾北斎や歌川広重などによる顕著な普遍的価値を持つ「浮世絵」などの日本独特の芸術文化を育んだ「名山」である。富士山は、山岳に対する信仰の在り方や芸術活動などを通じ、時代を超えて一国の文化の諸相と極めて深い関連性を示し、生きた文化的伝統の物証であるのみならず、人間と自然との良好で継続的な関係を示す景観の傑出した類型として、世界的にも類例を見ない顕著な普遍的価値を持つ山である。

富士山の山体とその周辺の地域には、宗教的な儀礼・活動の場となった神社、登山道と関連遺跡群、霊地・巡礼地となった風穴・湧水地・湖沼などが残され、そこでの儀礼や活動を通じて、人々の生活の中に富士山に対する信仰の核心が継承されている。

また、富士山信仰の中で山体・樹叢・湖沼などの自然環境を基盤とし、体系化された神社等の建築群・登山道・宗教施設を経て山頂に参詣する宗教的な儀礼・活動が成立した。これが発展し、18~19世紀にかけて富士山は大規模な大衆による宗教的登山及びその体系の典型的存在となり、この体系の核心は現代の登山に継承されている。現在でも、富士山は日本を代表し象徴する最高峰として老若男女を問わず憧れ親しむ「名山」である。

加えて、富士山と周辺の特徴的な自然が醸成する美しさと崇高さは、信仰上の景観として捉えられただけでなく、古くから様々な芸術活動の母胎となり、「万葉集」をはじめとする日本固有の和歌や俳句、絵画などの対象として日本人に良く知られていた。特に富士山を題材にした「浮世絵」などは海外にも広く知られ、近現代の西洋芸術に様々な影響を与えてきたものである。さらに、これらの芸術と富士山やその景観美を紹介した外国人の著作を通じて、富士山が一つの国の文化を代表する「名山」であることは国際的に認知されるに至っている。



本栖湖からの富士山



三保松原からの富士山

### c) 比較検討による証明

#### 1) 比較軸の特定

富士山の顕著な普遍的価値を表す要素を特定し、他の同種の遺産がそれらの要素に該当するか否かを検討することによって比較を行う。

富士山の顕著な普遍的価値は、以下の3つの要素に整理できる。

- (1) 山に対する固有の文化的伝統を顕著に表わす物証として稀有な存在：富士山では山頂への参詣などの特徴を持った山に対する宗教的な儀礼・活動が成立し、山体とその周辺の地域には、神社、登山道、霊地・巡礼地となった風穴・湧水地・湖沼などが残されている。そこでの儀礼や活動を通じて、人々の生活の中に富士山に対する信仰の核心が継承されている。
- (2) 景観の顕著な見本：富士山体とその周辺の景観は、類いまれな美しさ、神聖な空間として認知され、日本における自然美の典型として、多くの人々に世界の山の中でも最も著目なアイコンとして共有されている。
- (3) 顕著な普遍的意義を持つ芸術的作品との関連性：富士山の優れた景観美は、近現代の西洋美術に影響を与えた芸術的作品などに「関連する景観」である。

信仰の山については、2001年9月に和歌山県で開催された国際会議「アジア・太平洋地域における信仰の山の文化的景観に関する専門家会議」（以下、「信仰の山会議」という）において、信仰の山の認定及び保護に関する様々なテーマと問題が討議された。ここで、信仰の山の遺産としての価値は、有形的価値、無形的価値の形態をとって現れるとされた。また、信仰の山の自然的特性についても評価が可能とされた。

信仰の山会議で示された指標を参考に、富士山の顕著な普遍的価値を表す要素を勘案して、自然的要素としては、「形状・標高」（独立峰かどうか、富士山と同程度の標高か）、「岩盤や岩（洞窟を含む）・水域」「火山」（火山であることに由来する特徴的な風穴・湧水地・湖沼などがあるか）、有形的価値としては、「洞窟」「歴史的な巡礼路又は参詣道」「神社」「寺院」「眺望・展望地」がそれぞれ存在するかどうか、無形的価値としては、「継続性」（崇拜儀礼などが今も行われているか）、「存在」（山自体が信仰の対象か）、「慣習」（登拝、遙拝を行っているか）、「アイデンティティ」（山自体が国、民族の象徴となっているか）、「知名度」（富士山と同程度（山頂までの登山者が30万人、山麓が4,000万人）の訪問者があるか）、といった観点から、評価することとする。

同様に、顕著な普遍的意義を持つ芸術的作品との関連性については、山の景観美が芸術作品を産み出す母胎となったかどうか、またそれらの作品群が海外にも広く知られ、世界史に大きな影響を

与えたかどうか、といった観点から、評価することとする。

## 2) 海外同種資産の特定

同種資産の特定にあたっては、評価基準 (iii) に関するものとしては、①「信仰の山会議」で信仰の山と紹介されている山岳、評価基準 (iv) (vi) に関するものとしては、②世界遺産リストの概要で芸術への明確な関連性が示されている山岳、③海外の専門家による研究書等で芸術の山として紹介されている山岳等を抽出した。また、両方の基準に関するものとしては、④イコモスによる研究書「Filling the Gaps」の類型別分析・テーマ別分析、⑤文化的景観に関する研究書の分析を行った。具体的には、③では、「The World Heritage Convention, Twenty Years Later. Léon Pressouyre. UNESCO Publishing, 1996.」、「Sacred Mountains of the World. Edwin Bernbaum. Sierra Club Books, San Francisco, 1990.」、「What is OUV? ICOMOS. Hendrick Bäbeler verlag, 2008.」の三つの文献を対象として資産を抽出した。④では、「文学・芸術への関連性、演劇」、「聖なる山」、「アジア・太平洋地域の土着信仰」に関する山岳等を抽出した。⑤では、ユネスコ世界遺産センターから刊行された Peter J. Fowler 氏による研究書「World Heritage Cultural Landscapes 1992-2002」の中で、山が特徴として挙げられている資産のうち、「美的資質」、「集団のアイデンティティ」、「信仰、聖地、神聖性」の特徴を持つ資産を抽出した。

以上より、富士山の比較対象とする海外の同種資産は表 1 の 34 件となる。その中では富士山との共通性のあるものに○、共通性の大きいものに◎がしてある。信仰面では、上記の無形的側面での共通性があるもの、芸術面では山自体が絵画の題材とされ、画派等を生むなど、美術史への影響力があるものを共通性が大きいとしている。◎が付された比較対象について、1) で示した比較軸である信仰の物証（自然的特性、有形的側面、無形的側面）、芸術作品との関連性により、同種資産を整理すると表 2、表 3 のとおりになる。



表 1 : 比較対象とした海外の山岳等 (34 件)

	番号	山名	資産名	評価基準	国名	信仰	芸術
アジア・太平洋地域	1	ウルル、カタ・ジュタ	ウルルーカタ・ジュタ国立公園	(v)(vi)(vii)(ix)	オーストラリア	◎	○
	2	サバラン山	サバラン	—	イラン	○	
	3	スライマントー	スライマントー聖山	(iii)(vi)	キルギス	◎	
	4	プーカオ山	チャンパサック県の文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群	(iii)(iv)(vi)	ラオス	○	○
	5	ボグドハン山、ブルカン・カルドウン山、オトゴン・テンゲル山	モンゴルの聖なる山:ボグドハン山、ブルカン・カルドウン山、オトゴン・テンゲル山	—	モンゴル	○	
	6	ヒマラヤ山脈	サガルマータ国立公園	(vii)	ネパール	◎	
	7	ルアペフ山、ナウルホエ山、トンガリロ山	トンガリロ国立公園	(vi)(vii)(viii)	ニュージーランド	◎	○
	8	泰山	泰山	(i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi)(vii)	中国	◎	◎
	9	黄山	黄山	(ii)(vii)(x)	中国	○	◎
	10	武当山	武当山の古代建築物群	(i)(ii)(vi)	中国	○	
	11	廬山	廬山国立公園	(ii)(iii)(iv)(vi)	中国	○	◎
	12	峨眉山	峨眉山と楽山大仏	(iv)(vi)(x)	中国	◎	
	13	武夷山	武夷山	(iii)(vi)(vii)(x)	中国	◎	
	14	青城山	青城山と都江堰水利(灌漑)施設	(ii)(iv)(iv)	中国	○	
	15	三清山	三清山国立公園	(vii)	中国	○	
	16	五台山	五台山	(ii)(iii)(iv)(vi)	中国	◎	○
	17	華山、衡山、恒山、崇山	泰山の登録拡大として四つの聖山	—	中国	○	
	18	雁蕩山	雁蕩山	—	中国	○	
	19	南山	慶州歴史地区	(ii)(iii)	韓国	○	
	20	漢拏山	済州火山島と溶岩洞窟群	(vii)(viii)	韓国	◎	
21	アダムスピーク	ピーク野生保護区、ホートンブレインズ国立公園、ナックレス山脈	—	スリランカ	◎		
アジア・太平洋地域以外	22	アパラチア山脈	グレート・スモーキー山脈国立公園	(vii)(viii)(ix)(x)	アメリカ		◎
	23	キラウエア山	ハワイ火山国立公園	(viii)	アメリカ	○	
	24	ロッキー山脈	カナディアン・ロッキー山脈自然公園群、恐竜州立自然公園、ウォータートン・グレイシャー国際平和自然公園、イエローストーン国立公園	(vii)(viii)(ix)(x)	カナダ・アメリカ		◎
	25	シナイ山	聖カトリナ修道院	(i)(iii)(iv)(vi)	エジプト	○	
	26	サント・ヴィクトワール山	サント・ヴィクトワール山とセザンヌに関連する土地	—	フランス		◎
	27	ペルデュ山	ピレネー山脈-ペルデュ山	(iii)(iv)(v)(vii)(viii)	スペイン及びフランス	○	◎
	28	アトス山	アトス	(i)(ii)(iv)(v)(vi)(vii)	ギリシャ	○	○
	29	オリンポス山	オリンポス山周辺	—	ギリシャ	○	
	30	ドロミテ山塊	ドロミテ	(vii)(viii)	イタリア		○
	31	ケニア山	ケニア山国立公園/自然林	(vii)(ix)	ケニア	○	
	32	ワスカラン山	ワスカラン国立公園	(vii)(viii)	ペルー	○	
	33	スイス・アルプス(ユングフラウ-アレッチェ峰、ピチホルン峰ほか)	スイス・アルプス ユングフラウ-アレッチェ	(vii)(viii)(ix)	スイス		◎
	34	キリマンジャロ山	キリマンジャロ国立公園	(vii)	タンザニア	◎	

表2：信仰関連の山岳等

番号	山名	信仰の物証	
		自然的要素、有形的側面	無形的側面
1	ウルルカタ・ジュタ	・ウルルは単一の岩石	・アボリジニにとって、ウルルーカタ・ジュタの岩は伝統的な信仰の中で不可欠なものである。 ・山自体が信仰の対象であり、遙拝といった信仰形態をもつ。
3	スライマントー	・参詣道、岩面陰刻	・中央アジア随一の聖なる山とされ、ムスリムの聖地である。前イスラム教とイスラム教を融合した信仰形態が残る。 ・山頂を目指すという行為自体に宗教的意義付けがない(登拝といった信仰形態をもたない)。
4	プーカオ山	寺院、山頂のリング(シバ神の象徴)	・シバ神の住む山である。 ・山頂から麓の川に至るまでに建てられた寺院群はヒンズー教の宇宙観を表現する配置である。
6	ヒマラヤ山脈	・同程度以上の標高(エベレスト8848m) ・修道院、寺院	・神々の住処として崇拝される空想的な山であるメル山(スメール山、須弥山)が地上に顕現 ・チベット仏教、ボン教、ヒンズー教、ジャイナ教の聖地 ・ヒンズー教の聖典の一つには人間の罪はヒマラヤを見れば消滅する、とある。 ・登山許可は下りない。
7	ルアペフ山 ナウルホエ山 トンガリロ山	・火山	・マオリにとってこれらの山は文化的・宗教的な重要性を持っており、そのコミュニティと環境との間の精神的なつながりを象徴している。 ・山自体が信仰の対象であり、遙拝といった信仰形態をもつ。
8	泰山	・参詣道、寺院 ・小泰山(山頂まで登れない人が泰山の代わりに祈る場所)	・儒教・仏教・道教の聖地である。 ・秦の時代より、皇帝即位の際の儀式である「封禅の儀」を執り行っていた。 ・宗教施設が山頂、山中に点在するため、参拝が登山の形態をとるが、登山行為自体に宗教的な意義を求める登拝とは異なるものである。
11	廬山	参詣道、寺院	・中国の近代政治上、重要な場所とされている。 ・山自体ではなく、山に築かれた宗教施設が信仰の対象である。 ・仏教、道教、儒教の聖地とされ、キリスト教、イスラム教の施設も建てられている。
12	峨眉山	・同程度以上の標高(万仏頂3099m) ・参詣道、寺院	・中国における仏教の最初の聖地。 ・山に築かれた宗教施設や日の出・ブロッケン現象といった自然現象が信仰の対象。宗教施設が山頂・山中に点在するため、参拝が登山の形態をとるが、登山行為自体に宗教的な意義を求める登拝とは異なる。
13	武夷山	・参詣道、寺院	・南中国での道教と新儒教の源であり、朱子が生涯の大部分を過ごした地である。 ・山自体ではなく、山に築かれた宗教施設が信仰の対象。
16	五台山	・同程度以上の標高(葉頭峰3058m) ・参詣道、寺院、小朝台(朝台を簡略化した祈る場所)	・中国仏教四名山の一つで、文殊菩薩が悟りを開いた地とされる。 ・自然景観を神聖なものとしているが、5つの台頂に築かれた寺院に参詣すること(「朝台」)が最大の願いである。
20	漢拏山	・独立峰、火山 ・参詣道	・韓国の最高峰の火山で、聖なる儀式の場としても使用された溶岩洞窟を多く持つ。 ・山自体よりも山中の石に対する信仰が強い。
21	アダムスピーク	ストゥーパ、沐浴場	・釈迦が訪問した地とされる。 ・山頂に聖なる足跡があり、仏教、ヒンドゥー教、イスラム教それぞれの聖地とされ、巡礼者が訪れる。
25	シナイ山	修道院	・シナイ山は、旧約聖書において、モーセに神からユダヤ教の聖典と十戒が渡された場である。
28	アトス山	寺院、修道院	・古代ギリシャの聖なる山であった。 ・1054年にギリシャ正教の中心地として定められ、現在も修道士たちの隠棲の地であり、敬虔な宗教活動が続けられている(女人禁制)。入場者はごく少数に制限されている。
34	キリマンジャロ山	・同程度以上の標高(キボ峰5895m)	・地域の神が住む場所と考えられ、東アフリカの人々は死者を埋葬する。 ・チャガ族(キリマンジャロ山麓に居住する部族)は、神の住む場所としており、彼らの伝承や慣習には、山への高い敬意が表されている。

表 3 : 芸術関連の山岳等

番号	山名	芸術作品との関連性
8	泰山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数多くの詩や文が残る。</li> <li>・山頂の風景が紙幣の図柄になるなど、中国人の精神的シンボルと捉えられている。</li> </ul>
9	黄山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵画は数多く描かれ、黄山画派と呼ばれた。</li> </ul>
11	廬山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山水画、山水詩は多数作られ、特に「観瀑図」は日本の画家にも大きな影響を与えた。</li> </ul>
22	アパラチア山脈	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フレデリック・チャーチやトーマス・コールといったアメリカの風景画家に描かれている。</li> </ul>
24	ロッキー山脈	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19世紀のアメリカ人画家、アルバート・ビエスタッドの描く絵画は、ロマン主義運動の理念を最も劇的に具現化しており、“ロッキーマウンテン画派”の指導者であった。</li> <li>・富士山と同程度以上の標高(エルバート山4401m)</li> </ul>
26	サント・ヴィクトワール山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20世紀の初頭、フランス人画家、ポール・セザンヌによって、風景画に対して根本的に異なるアプローチが始められ、西洋美術作品の中でも最も有名な山となった。</li> </ul>
27	ペルデュ山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この風景は生活の伝統(牧畜との暮らし、国境の文化、ピレネー独特の文化)と芸術・文学作品が関連して、顕著な普遍的価値を構成。(レイモンド・デ・カルボニエ、ヘンリー・ラッセル、ヴィクトル・ユゴー等)。</li> <li>・ヨーロッパ芸術の中でロマン主義が発展していく上で重要な役割を果たした。</li> <li>・富士山と同程度以上の標高(3352m)</li> </ul>
33	スイスアルプス(ユングフラウ峰、ピーチホルン峰、ほか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印象的な風景はヨーロッパ芸術、文学等において重要な役割を担った。</li> <li>・レオナルド・ダ・ヴィンチはモンテ・ローザのスケッチをモナリザの背景として描いた。</li> <li>・富士山と同程度以上の標高(フィンスターアールホルン4274m)</li> </ul>

### 3) 国内同種資産の特定

同様の方法で、日本国内の資産について、世界遺産登録物件または暫定リストから抽出すると、表4のとおり3つの山が考えられ、特に共通性が認められる2件について評価を行った(表5)。

表4：比較対象とした国内の山岳等(3件)

番号	山名	資産名	評価基準	国名	信仰	芸術
1	紀伊山地	紀伊山地の霊場と参詣道	(ii)(iii)(iv)(vi)	日本	◎	
2	彌山	巖島神社	(i)(ii)(iv)(vi)	日本	◎	
3	御蓋山(春日山)	古都奈良の文化財	(ii)(iii)(iv)(vi)	日本	○	

表5：信仰、芸術関連の国内の山岳等(2件)

番号	山名	信仰の物証		芸術作品との関連性
		自然的要素 有形的側面	無形的側面	
1	紀伊山地	参詣道、神社、寺院、滝	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本古来の自然崇拜の思想と大陸から伝来した仏教とが融合して形成された修験道などの行場としても重視され発展した。</li> <li>山自体が修験の場であり、山中で廻峰行という宗教行為が行われている。</li> </ul>	神聖性の高い自然及び継続的に行われている宗教儀礼は、信仰の山の文化的景観を構成する要素として優秀かつ多様である。
2	彌山	神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>古くは彌山を含む島全体を神聖視し、対岸から遙拝していたのであるが、やがて水際に社殿が成立し、彌山を含めた背後の山腹が社殿群の背景的效果をもつ自然景観として重要視された。</li> </ul>	神道の施設であり、仏教との混交と分離の歴史を示す文化遺産として、日本の宗教的空間の特質を理解する上で重要な根拠である。

#### 4) 結論

以上の比較分析から、他の信仰・芸術に関連する山と比べて、推薦資産は、以下の3つの点で顕著な普遍的価値を持つ事例であると言える。

##### (1) 海外の信仰関連の山岳との比較

富士山は、8世紀以降、噴火を鎮めるため山麓に浅間神社が建てられた。12世紀に修験者の道として登山道が開かれ、15～16世紀には修験者に引率され、登拝を中心とした宗教的な活動が盛んとなった。山体につくられた宗教施設だけでなく、溶岩洞穴・樹型・湧水地も巡礼・修行の場となった。この結果、登拝の行為を通じて周辺の神社及び巡礼地、参詣道が形成された。このように、富士山は、今日まで継承された山に対する固有の文化的伝統を顕著に表す物証であるとともに、人間と山との精神的な関係を表す景観であり、18～19世紀は既に年平均1～2万人という世界的にも類例のない大衆による高山への登拝が行われるようになった。

富士山は、(ケニア山やキリマンジャロ山、トンガリロやウルル等に代表されるような)原始的な山岳信仰のあり方から、(泰山等の中国の山々やアトス山やシナイ山等に代表されるような)多様な宗教の介入によって生み出された信仰のあり方まで、そのいずれも失うことなく現在に至るまで継承している。

信仰に関連する山の多くは、山自体ではなく、山麓に点在する宗教施設や石仏が信仰の対象であり、そうした宗教施設等を参詣するための道が整備されている。また、一部は山頂にそうした宗教施設があるため、参拝が登山の形態をとるが、富士山のように登山行為自体に宗教的な意義を求める登拝とは異なるものである。アダムス・ピークは多くの巡礼者が登山の形態をとるが、頂上の聖なる足跡とされる岩を目指す点で、宗教施設に参拝する形態と類似するものであり、富士山とは異なると考える。

また、一部の山岳はその聖なるがゆえに登山を制限しており、登拝はなく、遙拝という信仰形態しか持たない山もある。

信仰の山の自然的要素である標高については、自然遺産を中心に富士山よりも高い山も存在するが、その標高に比した登頂者の多さ(年約30万人)は他に例がなく、山頂部への道路や軌道によるアクセスがないことから、登頂者は徒歩6時間以上かけて、山頂部を目指すことになる。こうした登山形態は、日本では20世紀前半に開花する近代アルピニズムに起源するものではなく、17世紀以降の江戸(現在の東京)を中心に数多く組織された富士講の登拝活動を母胎に発展したものである。このことは、人々の生活の中に富士山に対する信仰の核心が継承され、今日でも富士山は日本を代表し象徴する最高峰として老若男女を問わず憧れ親しむ「名山」であることを示している。また、富士山への登山は夜明け前の山頂到着を目指す登山者が多いことにも特徴がある。これは、山頂付近で日の出を拝むためであるが、17世紀以降、道者が山頂周辺において「御来迎(仏の来迎と見なされたブロッケン現象)」(のち「御来光(日の出)」)を拝んだことに由来する。こうした自然現象に宗教的な意義を見出す傾向は、比較対象の中では峨眉山以外には見あたらない。

IUCNが2009年に行ったテーマ別研究である「世界遺産の火山」では、世界遺産一覧表には一般の人々が一様に認めている火山の多くが含まれていないことは興味深いとし、その例として、イタリアのエトナ火山や富士山などを挙げている。とくに富士山は、火山とその周辺地域に訪れる年間の観光客が地球上のどの火山よりも多い点で重要とされている。こうしたギャップを埋めるために、知名度、科学的重要性、文化及び教育的価値を基準に個々の長所を検討すべきとしている。

## (2) 海外の芸術関連の山岳との比較

独立峰であり、高い標高を持つ富士山の秀麗な姿は、四方の広い範囲から眺めることができ、古くから芸術活動の対象となった。これら富士山を題材にした芸術作品のうち、最も海外に影響を与えた作品は、葛飾北斎の浮世絵「富嶽三十六景」である。この一連の作品は、ジャポニズムと呼ばれた西洋における日本芸術の流行を生み、モネ、ドガなどの西欧の印象派の画家達は浮世絵から、構図、デフォルメ、平面的な表現技法を学んでいる。また、アールヌーボーが発生する一因ともなった。

芸術的作品との関連性では、比較対象資産の関連する多くの芸術作品が、周囲の山々や景観を合わせて描いたものである。また、そうした芸術作品との密接な関連を持ち、アメリカの山々のように芸術史の上で一つの流派を形成したものもあるが、その作品の影響は国内に留まる。また、中国の山水画は日本にも大きな影響を与えたが、近世以降で美術史に影響をもたらす芸術作品を生み出す母胎となった山は富士山しかない。山と芸術作品との密接な関連を持つ代表例は、セザンヌが描いたサント・ピクトワール山があり、これはその作品の多さからも西洋美術で最も著名な山とされるが、富士山を題材とした浮世絵がセザンヌの出自である印象派にも大きな影響を及ぼしたことを考慮すると、そうした浮世絵の制作を喚起した富士山の優位性は揺るがない。

## (3) 国内同種資産との比較

信仰との関連性では、比較対象の資産では、古くは山自体が神聖視されたが、その後は宗教施設が発展し、山は背景となっていった。紀伊山地では、修験道の道場として山々をめぐる行為が宗教行為とされており、富士山でもその初期においてはこうした修験者による登山が中心であったが、富士山については、その後、修験者に導かれた一般人の登拝が増加し、18世紀後半より東京を中心に流行した富士講による大衆登山へと発展していった。現在も夏を中心に30万人が徒歩による富士山の登山を体験しており、こうした信仰の核心が多くの人々に継承されている点において富士山の優位性は明らかである。

芸術作品との関連性では、比較対象の資産では、評価基準(vi)は信仰の空間との関連性で用いられており、関連する芸術作品等も宗教的な題材とする作品が多い。富士山は、和歌や俳句、絵画、文学の多くの分野においても、数多くの作品を輩出し、その中には葛飾北斎の浮世絵「富嶽三十六景」のように西洋の美術史に大きな影響を与えた作品もある。その多様性や生み出した芸術作品の影響の大きさの面でも富士山の優位性は明らかである。

## (4) 結語

このように、富士山においては、登拝等により、信仰の核心が現代の多くの人たちに受け継がれ、また、浮世絵等により、近代の西欧芸術史に大きな影響を及ぼした。富士山は、信仰のあり方、芸術の両面で、古代から現代まで影響を与えている唯一の山であり、世界的にも類例を見ない顕著な普遍的価値を持つ山岳である。

## d) 真実性及び完全性

### 1) 完全性

推薦資産の範囲は、「ある文化的伝統の存在を伝承する物証として希有な存在」として神聖視され、「歴史上の重要な段階を物語る景観を代表する顕著な見本」として認知された富士山の範囲が適切に確保されているとともに、「顕著な普遍的意義を有する芸術的作品及び文学的作品との直接または実質的な関連性」を示す富士山体の範囲も、数々の顕著な普遍的意義を有する作品に共通して描かれた最大の範囲に相当しており、資産の重要性を伝える諸要素・過程を完全に表す上で適切な範囲が確保されている。

(図面挿入：主要な展望地点から見た資産範囲を示した正面図)

また、登山道、神社並びに富士五湖などの儀式・修行・巡礼の場や、適切な展望線を確保した主要な展望地点といった、顕著な普遍的価値を表すのに必要な全ての要素を包含している。登山道は、信仰登山が盛んに行われていた 18～19 世紀に認識されていた登山道を全て含み、登山道の起点となる浅間神社も不足なく資産に含まれている。その他、御室浅間神社や河口浅間神社といった富士山信仰を語る上で欠かすことの出来ない重要な浅間神社や、富士講を迎えて登拝の世話をを行った御師の住宅、富士講がオプショナル・ツアー的に巡礼・修行を行った地として代表的な湖沼、滝、風穴・溶岩樹型も全て資産を構成する要素として推薦範囲に含めている。

それらは、周辺に必要十分な範囲の緩衝地帯を設定しており、負の影響を与える可能性の行為に対して適切な法的規制を行うとともに、包括的保存管理計画の下に保全又は改善のための対策を明示している。したがって、資産の周辺環境の保全に関する完全性も揺らぎはない。

### 2) 真実性

推薦資産は、所有者をはじめ、国及び地方公共団体によって適切な維持管理が行われ、文化資産としての価値を失することなく良好な状態を保っている。以下に、『世界遺産条約履行のための作業指針』第 82 項に示された文化遺産の評価に適用される真実性の属性に基づいた、構成資産の種類ごとの分析を示す。

#### (1) 富士山体 (遺跡(site))

富士山は、1707 年を最後に噴火しておらず、以降、形態に変更はない。また、今後噴火によって形態上の変化が起こったとしても、富士山の荒ぶる姿は人々の信仰心を鼓舞し、芸術活動に駆り立てることから、真実性が損なわれるものではなく、むしろ、有史以来時代を超えて、精神・機能の観点からみた真実性は確実に維持されている。

神聖性が最も高いとされる、山体中腹以上の核心となる区域には、文化財保護法により厳格に保護されているほか、その周辺地域や展望線及び主要な展望地点は、自然公園法などの国内法により展望・眺望への妨げとなるものの除外や風致景観との調和を図る景観保全が行われており、景観全体の真実性は確実に保証される。

また、登山道や山小屋、信仰関連遺跡などの諸要素が総体的な登拝システムを構築し、その機能は良好に遺存している。登山道は、人為による現状の変更には厳しい規制がかけられており、地下に埋もれた遺構を含め、価値の真実性の伝達については、将来にわたり確実に保証されている。また、宗教空間としての用途・機能を何百年も維持してきた。レクリエーションのために登

山を行う人々にとっても、脈々と継承してきた富士山に対する信仰の核心の証左として、それらは機能している。

## (2) 神社・御師住宅（記念工作物・建造物群・遺跡(site)）

神社について、建築の歴史的価値を表す平面形式、構造様式、内外の立面意匠は顕著な普遍的価値を表す時代のままである。近代以降の保存修理事業においては、建立後に修理又は改変された後補部分について、後補材の撤去・復原・欠失した部分の復旧を行うなど、高い真実性が追究されてきた。脆弱な材料・材質から成る木造建築の修理に関する伝統をはじめ、そこに用いられる技術についても確実に継承されている。また、富士山の顕著な普遍的価値が最もよく表現される時代の位置を維持し、境内林などに囲まれた周辺環境も良好である。さらに、宗教空間としての用途・機能を何百年も維持してきた。レクリエーションのために登山を行う人々にとっても、脈々と継承してきた富士山に対する信仰の核心の証左として、それらは機能している。

## (3) その他の信仰関連遺跡（遺跡(site)）

富士五湖及び忍野八海においては、文献や石碑などの状況証拠から、内八海巡りや富士御手洗元八湖が行われていたことがわかっている。人々の信仰心を駆り立てた湖沼の水そのものは、顕著な普遍的価値の核心として現在に継承されている。さらに、周辺環境においても、自然公園法や景観法に基づく景観計画などにより風致景観との調和を図る景観保全が行われており、景観全体の真実性は確実に保証されている。

白糸ノ滝においては、長谷川角行の修行地がどこであったかを明確に示す文献はないが、富士講講徒が滝壺で修行したことは講徒の記録及びその挿図で確認できる。

船津胎内樹型及び吉田胎内樹型の中には祠などが祀られ、穴自体を神聖視する精神、宗教空間としての機能は現在も受け継がれている。入洞者の安全のため、船津胎内樹型の入り口部分は改変が加えられているが、それ以外の形状・位置の真実性は、自然崩落の場合を除き、確実に継承されている。

人穴富士講遺跡においては、碑塔のほとんどに建立者、講の名称や年号(創建年号や関係者の死亡年号)などが記載されており、真実性に疑いの余地はない。



## 4. 保全状況と資産に与える影響

### a) 現在の保全状況

「富士山」の17個の構成資産については、すでに多くの修理や整備の事業が適切に行われており、自然的な要因に基づく一部の資産を除き構成資産の保存状況も良好である。特に神社の建造物及び境内については、所有者である宗教法人により適切な維持的措置が恒常的に行われており、保存状況は良好である。

### 1) 資産全体の保全状況

#### (1) 主要な展望

主要な展望としての構成資産は、本栖湖と三保松原であり、展望点及びそこから展望した山体の大部分である。展望面に関しては本栖湖の場合構成資産に含まれており、三保松原の場合は展望点より山体まで距離の距離が約45kmと遠方であり、かつ、その間のかかなりの部分が海面及び人口密集地(富士市市街地)であるため、展望点より山体までの範囲は構成資産に含めてはいない。現状においてこれらの資産範囲及び展望面は三保松原の一部を除き良好な状態を保っている。

これらの資産範囲については、信仰の核心である御中道より上の範囲は文化財保護法(特別名勝及び名勝)及び自然公園法(特別保護地区及び第1種特別地域)により厳密に保全され、下部(標高1500~2000m以下、特別名勝範囲外)は自然公園法(特別保護地区、第1~3種特別地域、普通地域)及び森林法(保安林)により重層的に保護されている。また、展望面の周辺部については自然公園法(特別保護地区、第1~3種特別地域、普通地域)及び森林法(保安林)、景観法に基づく景観条例、景観計画により保護されている。これらの法令の許可制に基づく保護により、景観面に関して資産に影響のある開発は厳重に管理されている。また、資産範囲及び緩衝地帯に含まれていない三保松原の展望面についても海面において実質的に開発行為は起りえず、市街地においても景観法に基づく景観条例、景観計画により保護されているため、特に問題は生じない。

#### (2) 登山道(遺跡(site))

これらの構成資産は富士山体及びそこに所在する登山道である。これらの構成資産については、真実性及び完全性が担保できる部分が史跡に指定されるとともに、その大部分の範囲が特別名勝に指定されている。これらの構成資産については、県が、各史跡及び特別名勝としての保存管理計画を策定し、構成資産の所在する市町村とともに確実な保存管理に当たっている。したがって、各史跡等を構成する諸要素及びそれらと一体をなす周辺の地域は、良好な状態を保っている。

さらに、指定地内で行われる現状変更及び保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という。)については、文化財保護法の下に許可制に基づき厳重に規制されている(富士山体の保護措置については次項で詳しく述べる。)

#### (3) 神社・御師住宅(記念工作物・建造物群・遺跡(site))

これらの構成資産はいずれも社殿などの木造建造物を中心としている。それら内のいくつかは、富士山本宮浅間大社本殿などのように重要文化財に指定されており(御師住宅は指定予定)、その他の建築物や境内地は史跡の構成要素として保護されている。これらの木造建築物については、これまで損傷の程度に応じた適切な修理が行われてきた。したがって、それらはすべて

良好な状態を保っている。

具体的には、建造物の全体を解体して行う全解体修理、軸組を残したまま壁や屋根などの修理を行う半解体修理を実施しているほか、部分的な修理として屋根葺替修理や塗装修理などを定期的にも実施してきた。

建造物は自然災害等により幾度かの損傷を被ってきたが、そのつど旧態に復旧され、その歴史上の価値は確実に継承されている。さらに、指定地内で行われる現状変更等については、文化財保護法の下に許可制に基づき厳重に規制されている。

また、重要文化財である建造物のみならず、史跡等に指定された神社境内に存在する個々の歴史的建造物の保存修理事業を行うに当たっては、文化財保護法の下に、それらの歴史に関する調査、伝統技法に関する調査、地下遺構に関する発掘調査、破損状況及びその原因に関する調査など、事前の学術調査を周到に行い、その結果に基づいて、所有者・学識経験者・行政経験者等から成る修理及び整備委員会における保存修理や環境整備の方針の決定及び指導に基づき実施している。

また、それらの修理完了後には、修理に係る記録をまとめた修理工事報告書を刊行している。さらに、重要文化財である建造物については、火災による焼損防止のために自動火災報知設備及び各種の消火施設・避雷施設を設置し、防火・消火に関する組織の運営についても万全を期している。

また、建造物の所有者である宗教法人及び市並びに個人は、県又は各市町村が策定した保存活用計画に基づいて、それらの確実な保存管理に当たっている。また、建造物の軽微な補修等の日常管理については、所有者の依頼により、専門の建築技術者によって実施されている。

#### (4) その他信仰関連遺跡（遺跡(site)）

これらの構成資産は、湖沼、風穴・溶岩樹型、滝・湧水、石造工作物(人穴の碑塔)である。これらの構成資産については、その自然的価値から湧玉池が特別天然記念物に、白糸ノ滝が名勝及び天然記念物に、富士五湖が名勝に、風穴・溶岩樹型及び忍野八海が天然記念物に指定されているとともに、その一部が史跡に指定されている。これらの構成資産については、県及び市町村が、各史跡等の規模・形態・性質・立地・環境等に応じて保存管理計画を策定し、確実な保存管理に当たっている。したがって、各史跡等を構成する諸要素及びそれらと一体をなす周辺の地域は、良好な状態を保っている。

さらに、指定地内で行われる現状変更等については、文化財保護法の下に許可制に基づき厳重に規制されている。

## 2) 構成資産の保全状況

### (A) 山体(眺望の対象である富士山、ある文化的伝統を伝承する物証である、連続性のある資産としての富士山)

登録範囲における自然的環境については、おおむね良好な状態である。資産範囲の上部は文化財保護法(特別名勝)及び自然公園法(特別保護地区及び第1種特別地域、第2種特別地域)により厳密に保全され、下部(標高1500~2000m以下、特別名勝範囲外)は自然公園法(特別保護地区、第1~3種特別地域、普通地域)及び森林法(保安林)により重層的に保護されているため、景観および文化的価値のどちらの点においても資産に影響を及ぼす行為は発生しない。た

だし、山体西側には山頂部付近から標高 2200m 付近までを源頭部とする土砂崩れ(以下、「大沢崩れ」という。)が、約 1000 年前より継続して発生している。このため山体西側の一部でかつての信仰に関わる道(御中道)の通行等が禁止されている区域がある。

山頂及び登山道周辺では、多くの人々によって行われる登山行為に起因する廃棄物・し尿が発生するが、山小屋組合などにより適切に管理・除去されている。なお、山腹において、山小屋の維持・廃棄物の撤去のためにブルドーザーが通行する道路があるが、使用は必要最小限にとどめられている。

山頂部周辺の文化的環境についても、現時点における保全状態は良好である。ただし、降雪・強風等に常時さらされるため、小規模な変更は常時行われてきた。

#### (A1) 山頂信仰遺跡

現時点における保全状態は良好である。

#### (A2～5) 登山道

富士山は脆弱な火山地質であるとともに、雪崩・強風等に常時さらされるため、登山の開始以降登山道小規模な経路の変更は常時行われていた。したがって、継続的な観点における保全状態について明確に述べることはできない。しかし、現在も登山道として使用されている部分については毎年登山期前に県、地元保存会(須山口)又は山小屋組合により整備が行われ、適切な状態に保たれている。

#### (A6) 北口本宮富士浅間神社

北口本宮富士浅間神社は定期的な維持修理が行われており、現時点における保全状態は良好である。

#### (A7～9) 西湖・精進湖・本栖湖

すべての湖とも現時点における保全状態は良好である。

中でも本栖湖は、訪問者の体験を損ねないように、展望地点から富士山を見た展望線と展望地点区域の周辺環境の維持に配慮した良好な保存管理が行われており、現時点における保全状態は特に良好である。

#### (B1) 富士山本宮浅間大社

定期的な維持修理が行われており、現時点における保全状態は良好である。

湧玉池は全般的には良好な状態であるが、二つの池のうち「上池」では、湧水量が減少し、藻類が繁殖しているため、「湧玉池保全再生会議」が設置され、対策が検討されている。

#### (B2) 山宮浅間神社

現時点における保全状態は良好である。

#### (B3) 村山浅間神社

現時点における保全状態は良好である。

#### (B4) 須山浅間神社

現時点における保全状態は良好である。

#### (B5) 富士浅間神社(須走浅間神社)

現時点における保全状態は良好である。

#### (B6) 河口浅間神社

現時点における保全状態は良好である。

(B7) 富士御室浅間神社

現時点における保全状態は良好である。ただし、漆塗装の磨耗退色が著しい部分がある。また、本宮本殿の脇障子版は富士山二合目所在時に毀損にあっており、今後、修復・修繕の検討が予想される。

(B8) 御師住宅

旧外川家住宅は 2006-2007 年に大規模な修繕工事を行ったため、現時点における保全状態は良好である。

小佐野家住宅は、所有者らによって日常的な維持管理が行われているほか、補助事業などによって文化財としての保護に必要な修繕や設備の整備が進められてきた。

(B9~10) 山中湖、河口湖

どちらの湖とも現時点における保全状態は良好である。

(B11) 忍野八海

天然記念物として指定されている範囲は水面に限られており、私有地が隣接しているため、周辺環境を含めた保全状態に課題がある。しかし、忍野村が景観計画を策定し、周辺環境を含めた保全を行っている。

(B12) 船津胎内樹型

現時点における保全状態は良好である。

(B13) 吉田胎内樹型

内部の溶岩の盗掘や人の侵入による破壊を防ぐために本穴入り口は施錠されており、現時点における保全状態は良好である。

(B14) 人穴富士講遺跡

碑塔群はおおむね良好な状態であるが、一部の碑塔に修理が必要である。

(B15) 白糸ノ滝

現状では滝壺周辺に売店があるなど景観面において課題がある。このため、富士宮市が中心となり保存管理計画の改訂および整備計画の策定を行い、今後適切な整備がなされる予定である。滝の自然崩壊については特に対策は採られていない。

(C) 三保松原

現状では 1960~80 年代に進行した海岸浸食の影響からの回復を図るため、資産内及び周辺にヘッドランドなどが仮設され、景観に影響を与えている。また、松原においてもマツクイムシ（マツノザイセンチュウ）による松枯れがみられるため、薬剤注入・散布による予防措置及び植林、枯れた松の除去が実施されている。現在これらの対策により、資産の現状を保ち、将来においてはより良好な保全状態となることは確実である。なお、三保松原の象徴的存在である羽衣の松は 1707 年の宝永噴火とその前後の地震により初代とされる松が失われたため、現在の松（樹齢約 650 年）を指定した。しかし、この松も台風による幹の損傷で樹勢が衰え、2010 年 10 月にその交代が行われる（三代目は樹齢約 300~400 年と推定されている）。また、現在静岡市が保存管理計画の改訂を行っている。

なお、資産範囲・緩衝地帯範囲には含まれないが、三保松原の富士山方向の対岸に当たる富士市の工業地帯においては、現在使用していない高煙突の撤去が静岡県の方策（富士地域煙突ゼロ作戦）として実施されている。

## b) 資産に与える影響の要因

### 1) 開発の圧力

資産及びその緩衝地帯において、建築物又は工作物の建設、土地の形質変更、木竹の伐採等の等の行為を行う場合には、文化財保護法、自然公園法、都市計画法、森林法、河川法、海岸法及び関係市町村が定める条例(景観法に基づき策定された景観条例等)の下に、それらの規模、形態・構造に関する規制(建築物又は工作物に関しては、それらの高さ・色彩・意匠等の規制を含む)が行われるため、資産の価値を著しく低下させるような開発は起り得ない。

「富士山世界遺産両県協議会」(設置予定・仮称)では、両県の知事・市町村長を中心に、許認可・保存に関わる国機関も加わり、開発の状況を把握し、コントロールのあり方について検討を行う予定である。

開発計画のうち、現在北麓(山梨県)においては都市計画区域用途地域または都市計画区域外では5ha以上、都市計画内(用途地域外)では10ha以上の計画については、山梨県内の組織である「山梨県土地利用調整会議」に事前協議書が提出され、知事の同意が必要とされている。その同意を得た後で、個別法令の許認可を担当する部署での手続きを行うことになっており、一元化した組織かつ統一した基準での開発のコントロールが行われている。こうした大規模開発を含む緩衝地帯内で行われる一定規模以上の開発行為については、「富士山世界遺産両県協議会」へ報告がなされ、必要に応じて個別法令の許認可を担当する部署に対して助言等がなされる予定である。

また、各市町村の景観計画の下に、各市町村は景観阻害要因の排除に努めることとしているほか、世界遺産暫定一覧表に記載され、世界遺産一覧表への記載の可能性のある文化資産に相応しい周辺市街地を創出するために適切な景観の保全・改善の施策を実施することとしている。

なお、次に掲げる開発計画等の立案に当たっては、いずれにおいても資産への影響を最小限に留めるよう関係機関・団体と調整を行うことし、実施する場合にも事前に十分な協議を行うこととしている。

#### (1) 観光開発(ホテル・ゴルフ場・スキー場)

緩衝地帯に位置するホテル等については、自然公園法に基づき、高さ・色彩・意匠等の規制が行われており、既存施設の改築についても同様である。特に山体の五合目以上、本栖湖からの展望線の核心部は自然公園法の特別保護地区、第1種特別地域となっており、新規の建造物の建築は禁止されている。

また、富士山北麓(山梨県)では新規の10ha以上のゴルフ場開発については凍結されている。

#### (2) 廃棄物処分場又は清掃工場

現時点で計画なし。(※演習場内の解放地に御殿場市・小山町広域行政組合によるゴミ処理施設の計画あり。)

#### (3) 工場又は工業団地

現時点で計画なし。(北口本宮富士浅間神社の南600mの地域に、工場進出の計画あり。)

#### (4) 道路整備

緩衝地帯においては、北口本宮富士浅間神社と御師住宅との間を走る国道138号の拡幅が計画されている。当該道路計画においては、市、県、国等の関係機関と有識者からなる「富士北麓地域交通円滑化対策検討会」において、計画案の検討を行うなど、当該神社の社叢や周囲の景観に調和した道路の意匠・構造とすることとしており、当該資産の価値の保護に影響はない。

県道山中湖忍野富士吉田線の新倉トンネルは、河口湖畔と富士吉田市中心部をトンネルで結ぶ計画である。河口湖湖畔の渋滞解消、火山防災のバイパスとすることを目的としており、当該資産の価値の保護に影響はない。

また、道路改良事業として、線形改良、歩道設置など来訪者の安全性向上を図ることを目的とした事業が行われ、景観に配慮した内容とするよう調整している。

## 2) 環境の圧力

資産の価値を著しく低下させるような自然的環境の変化として、山体の形状を変化させる噴火及びそれに伴う噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後の降雨による土石流などによる登山道及び周辺の資産の損傷が予測される。「大沢崩れ」が約1000年前より始まり、現在その幅は年1.6mの割合で拡大している(富士砂防・S45～H20の38年間で約60m・3400メートル地点・523万 $\text{m}^3$ ・年13.8 $\text{m}^3$ の土砂が流出)。ただし、噴火・地震等がなければ少なくとも200年後までは富士山の景観に大きな変化はないと予測されている(「富士火山」P407～)。酸性雨を含む大気汚染が引き起こす被害については、現段階では確認されていない。

白糸ノ滝では、滝自体の浸食により年2cmの割合で後退しており、10年程度の間隔で自然崩壊が発生する。砂嘴である三保松原では20世紀後半に土砂供給源の川での土砂採取が活発になり、堆積活動が減少したことで海流による海岸浸食が進んでいたが、現在は土砂採取の禁止等により、堆積活動が回復している。また、三保松原における松にはマツクイムシ(マツノザイセンチュウ)による被害が見られる。これに対しては、薬剤注入・散布による予防措置及び植林、枯れた松の除去を資産の所在する静岡市とNPO法人が行っており、被害の拡大を防止している。

## 3) 自然災害と危機管理

資産の所在地域における自然災害としては、第一に富士山特有のものとして山体及び側火山からの噴火及びそれに伴う噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後の降雨による土石流などが予想されるとともに、数年単位で発生する山体における雪崩(特に大量の水分を含んだ雪が流動する雪泥流)や大沢崩れ及びそれに伴う土石流、強風、雨水による浸食などが考えられる。また、富士山を含む駿河湾沿いの地域はM8クラスの海洋プレート内地震の発生が予測されている。第二に日本列島の太平洋側における一般的自然災害である台風・大雨・洪水並びに火災等が予測されている。第三に三保松原に関しては海岸浸食に伴う高潮などの被害がある。これらについてそれぞれ以下のような防災対策を講じている。

噴火及びそれに伴う災害に対しては、気象庁をはじめとする研究・防災機関が常時観測を行うと同時に、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書(2004年)に基づき県及び市町村において火山防災計画(ハザードマップ・避難計画)などを策定している。

雪崩については、吉田口登山道では馬返より上の登山道に浸透柵を設け、雨水や雪崩による崩壊を防いでいる。土砂崩れ・土石流(主に大沢崩れ)については国が中心となり、源頭部における水分と土砂の分離、山麓における土石流災害防止を目的とした遊砂地の設置などを行っている。また、登山道を管理する県では導流堤を設置し、落石の落下先をコントロールしている。これらの災害は発生自体を防止することは困難であるため、その被害を最小限にとどめることを対策の骨子としている。

地震に関する対策としては、大規模地震対策特別措置法(1978年)に基づき、予知を目的とした観測体制、予知を前提とした非難・警戒体制、防災施設整備が行われるとともに、東海地震対策大綱(2003)に基づき国・県・市町村の防災計画が策定されている。また、今後各神社等の耐震化が行われる計画となっている。

台風は1996年9月に富士山南側の人工林地区(ヒノキ)に風倒の被害(標高1100~1200m中心、計1125ha、富士山では約935haうち国有林620ha)をもたらしたことがあるため、1997年より静岡県が中心となり、被害地に対して自生種(ブナ・ミズナラ)の植栽(のべ22・68ha)を実施している。また、風倒による被害を防ぐため人工林における下刈を実施している。

大雨・洪水に関しては堤防・遊水地・砂防堰堤の建設や河川の改修などにより、大雨時の洪水に対する防止策を講じている。

山火事に対しては、国、県、市町村の連絡・協力体制を確立し、草原地帯においては防火帯を設け、大規模な火災に対して最大限の対応を可能としている。建造物の火災に対しては自動火災報知設備・ドレンチャー設備・消火栓、放水銃などを設置しているほか、自主防火組織も整備するなど、万全を期しているので問題ない。

万一、上記の災害が発生した場合においても、速やかに現状復旧の対策を講じるための制度及び体制を完備しており、資産の価値が減じることはない。

三保松原においては、高潮対策事業として安倍川(土砂供給源)下流部での砂利採取を1968年より海岸浸食の原因の一因と考え禁止するとともに、1989年より34年計画(2034年まで)でヘッドランド・離岸堤の設置や養浜による海岸保全対策を行い、現在、海岸と平行した方向に年250mの割合で砂浜の回復が進行している。現在ヘッドランドの一部が景観に影響を与えているが、砂浜の回復後に撤去する計画が進んでいる。

登山者の安全に関しては、気候の急変に備え、「富士山登山指導センター(山頂と富士宮口新五合目)」、「富士山安全指導センター(吉田口六合目)」と「富士山衛生センター(富士宮口八合目)」が設けられている。また、富士宮口のすべて、吉田口七合目以上のほとんどの山小屋にはAEDが設置されている。(御殿場口はなし、須走口は1軒・東富士山荘)

#### 4) 来訪者及び観光の圧力

富士山の構成資産のうち私有財産である小佐野家住宅(御師住宅)を除いた資産はすべて公開されている。ただし山体資産範囲については登山道及び山頂部以外は土地所有者(国、県、富士山本宮浅間大社)の了解が必要であり、安全上の観点からも県が登山道からの逸脱を好ましくない行為として事実上立入を制限している。

山体以外の資産については、き損・悪戯・盗難等の被害から建造物等の構成資産を護るために、防犯警備施設を設置するとともに巡視及び監視の体制を整備し(山宮・村山・人穴等では防犯システムは採用されていない)、来訪者によるゴミの増加等に対しても地域住民や関係市町村が適切な管理を行っていることから、観光による圧力が資産の価値を著しく低下させるようなことは起こり得ない。

山体に関しては、観光客によるごみ及びし尿、並びに自動車で訪れる来訪者(富士山スカイラインでは4月~11月の合計で年平均127,000台・1999~2009年、富士スバルラインで年平均410,000台・2006~2008年)による環境への負荷及び混雑の軽減を目的に以下の対策を行った。

ごみに関しては国・県及びNPO法人(富士山ネットワーク・富士山クラブ)、ボランティアによ

る清掃作業が活発に実施されるとともに(平成 20 年実績・92 回、約 64 t、延べ参加人数約 7000 名)、外国人も含め登山者に対してマナー向上を呼びかけ、登山道周辺のごみは減少している。山頂部で発生するごみについては山小屋組合(富士山吉田口旅館組合等)により、山麓に搬出し、適切に管理・処理されている。

し尿対策に関しては登山道及び山小屋のトイレ 48 箇所を 2006 年までにバイオ処理式等に改良し、環境への負荷を軽減した。さらに、登山者の増加や設備の老朽化に対応するため、環境配慮型トイレ適正管理委員会を設けて対策を検討しており、今後は業者と連携を密にしてメンテナンスをきちんとしていくことが確認された。

自動車に関しては、土日・休日を中心に各登山道の利用者数に応じて自家用車の利用を規制し(利用者の多い富士スバルラインで最大 12 日間、利用者の少ない御殿場口はなし)、山麓の臨時駐車場と五合目駐車場間のシャトルバスによる輸送を行っている。吉田口においては 2011 年夏には富士吉田 IC 付近に 1400 台の駐車場を整備し、自家用車の利用規制を 15 日に拡大する予定である。

#### 5) 資産と緩衝地帯の居住者人口

構成資産内人口： 人  
 緩衝地帯内人口： 人  
 合 計： 人  
 集 計 年： 2010 年

No.	構成資産の名称		構成資産範囲内人口 (人)	緩衝地帯内人口 (人)	合 計 (人)
A	富士山				
	A1	山頂信仰遺跡			
	A2	大宮・村山口登山道			
	A3	須山口登山道			
	A4	須走口登山道			
	A5	吉田口登山道			
	A6	北口本宮富士浅間神社			
	A7	西湖			
	A8	精進湖			
	A9	本栖湖			
B1	富士山本宮浅間大社				
B2	山宮浅間神社				
B3	村山浅間神社				
B4	須山浅間神社				
B5	富士浅間神社(須走浅間神社)				
B6	河口浅間神社				
B7	富士御室浅間神社				
B8	御師住宅				



B9	山中湖			
B10	河口湖			
B11	忍野八海			
B12	船津胎内樹型			
B13	吉田胎内樹型			
B14	人穴富士講遺跡			
B15	白糸ノ滝			
C	三保松原			

## 5. 資産の保護の管理

### a) 所有関係

各構成資産の所在地及び所有者については、以下に記すとおりである。

No.	構成資産の名称		所在地	所有者
A	富士山		静岡県(富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町) 山梨県(富士吉田市・鳴沢村・富士河口湖町・身延町) 県境未確定地	1 法人、4 機関(財務省、環境省、林野庁、気象庁)、山梨県
	A1	山頂信仰遺跡		1 法人・3 機関(財務省、環境省、気象庁)
	A2	大宮・村山口登山道		1 法人、林野庁
	A3	須山口登山道		1 法人、林野庁
	A4	須走口登山道		1 法人、林野庁
	A5	吉田口登山道		1 法人、山梨県、富士吉田市、富士河口湖町
	A6	北口本宮富士浅間神社		1 法人
	A7	西湖		
	A8	精進湖		
	A9	本栖湖		
B1	富士山本宮浅間大社		静岡県富士宮市	1 法人
B2	山宮浅間神社		静岡県富士宮市	1 法人
B3	村山浅間神社		静岡県富士宮市	2 法人、富士宮市
B4	須山浅間神社		静岡県裾野市	1 法人、個人、裾野市
B5	富士浅間神社(須走浅間神社)		静岡県小山町	1 法人、小山町
B6	河口浅間神社		山梨県富士河口湖町	1 法人、富士河口湖町、(個人)
B7	富士御室浅間神社		山梨県富士河口湖町	1 法人
B8	御師住宅		山梨県富士吉田市	個人、富士吉田市
B9	山中湖		山梨県山中湖村	
B10	河口湖		山梨県富士河口湖町	
B11	忍野八海		山梨県忍野村	1 法人、財務省
B12	船津胎内樹型		山梨県富士河口湖町	山梨県、富士河口湖町
B13	吉田胎内樹型		山梨県富士吉田市	山梨県
B14	人穴富士講遺跡		静岡県富士宮市	1 法人、個人
B15	白糸ノ滝		静岡県富士宮市	10 法人、2 機関(国土交通省、財務省)、富士宮市
C	三保松原		静岡県静岡市	●法人、2 機関(財務省、文部科学省)、静岡県、静岡市

### b) 法に基づく指定保護

資産を構成する重要文化財に指定された「記念工作物」「建造物群」、史跡、特別名勝又は名勝、

特別天然記念物又は天然記念物に指定された「遺跡」は、古社寺保存法(1897年制定)、史蹟名勝天然記念物保存法(1919年制定)、国宝保存法(1929年制定)などの下に適切な保護が行われてきた。

また、1950年には、それらの諸法を統合・改革して文化財保護法が制定され、それ以後、現在に至るまで、個々の構成資産はこの法律の下に万全の保護措置が講じられてきた。

富士山の山体及び北側の構成資産の範囲においては、さらに国立公園法(1936年制定)、それを改定した自然公園法(1957年制定)により、その優れた自然の風景地が保護されてきた。

17個の構成資産の指定保護の状況については、以下に示すとおりである。

#### (A) 富士山

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定((内務省告示第32号)

1952年10月7日：名勝富士山の指定(文化財保護委員会告示第20号)

1952年11月22日：特別名勝富士山の指定(文化財保護委員会告示第21号)

1966年10月6日：特別名勝富士山の指定地域の変更(文化財保護委員会告示第68号)

##### (A1) 山頂信仰遺跡(特別名勝範囲内・Aに同じ)

史跡富士山の指定予定

##### (A2) 大宮・村山口登山道(特別名勝範囲内・Aに同じ)

史跡富士山の指定予定

##### (A3) 須山口登山道(一部のみ特別名勝範囲外・範囲内はAに同じ)

史跡富士山の指定予定

##### (A4) 須走口登山道(特別名勝範囲内・Aに同じ)

史跡富士山の指定予定

##### (A5) 吉田口登山道(特別名勝範囲内・Aに同じ)

史跡富士山の指定予定

##### (A6) 北口本宮富士浅間神社

1907年8月28日：特別保護建造物(富士嶽神社境内東宮本殿)の指定(内務省告示第93号)

1953年3月31日：重要文化財北口本宮富士浅間神社本殿の指定(文化財保護委員会告示第59号)

1953年3月31日：重要文化財北口本宮富士浅間神社西宮本殿の指定(文化財保護委員会告示第59号)

史跡富士山の指定予定

##### (A7) 西湖

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定((内務省告示第32号)

名勝富士五湖の指定予定

(A8) 精進湖

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定((内務省告示第32号)  
名勝富士五湖の指定予定

(A9) 本栖湖※本栖湖からの展望面含む

1926年2月24日：天然記念物富士山原始林の指定(内務省告示第19号)  
1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定((内務省告示第32号)  
2010年3月8日：天然記念物富士山原始林及び青木ヶ原樹海の指定(文部科学省告示第41号)  
名勝富士五湖の指定予定

(B1) 富士山本宮浅間大社

1907年5月27日：特別保護建造物浅間神社本殿の指定(内務省告示第63号)  
1944年11月7日：天然記念物湧玉池の指定(文部省告示第1078号)  
1952年3月29日：特別天然記念物湧玉池の指定(文化財保護委員会告示第54号)  
史跡富士山の指定予定

(B2) 山宮浅間神社

史跡富士山の指定予定

(B3) 村山浅間神社

史跡富士山の指定予定

(B4) 須山浅間神社

史跡富士山の指定予定

(B5) 富士浅間神社(須走浅間神社)

史跡富士山の指定予定

(B6) 河口浅間神社

史跡富士山の指定予定

(B7) 富士御室浅間神社

1985年5月18日：重要文化財富士御室浅間神社本殿の指定(文部省告示第67号)  
史跡富士山の指定予定

(B8) 御師住宅

1976年5月20日：重要文化財小佐野家住宅の指定(文部省告示第99号)  
重要文化財旧外川家住宅の指定予定

(B9) 山中湖

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定((内務省告示第32号)  
名勝富士五湖の指定予定

(B10) 河口湖

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定((内務省告示第32号)  
名勝富士五湖の指定予定

(B11) 忍野八海

1934年5月1日：天然記念物忍野八海の指定(文部省告示第181号)

(B12) 船津胎内樹型

1929年12月17日：天然記念物船津胎内樹型の指定(文部省告示第370号)

(B13) 吉田胎内樹型

1929年12月17日：天然記念物吉田胎内樹型の指定(文部省告示第370号)

(B14) 人穴富士講遺跡

史跡富士山の指定予定

(B15) 白糸ノ滝

1936年2月1日：富士箱根国立公園の指定((内務省告示第32号)  
1936年3月6日：名勝及天然記念物白糸ノ滝の指定(文部省第314号)

(C) 三保松原

1922年3月8日名勝三保松原の指定(内務省告示第49号)  
1977年4月1日名勝三保松原の一部指定解除  
1990年3月29日名勝三保松原の追加指定及び一部指定解除

c) 保護の実施手段

1) 資産

各構成資産については、遺跡、記念工作物、建築物群のみならず、それらと密接な関連を持つ展望線など、富士山の本質的価値を構成する諸要素を厳格かつ的確に把握し、それらをすべて含む範囲について、価値の中核をなす部分は文化財保護法の下に指定（特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物、重要文化財、史跡）され、また、価値の中核をなす部分を取り囲む地域の大部分は自然公園法の下に国立公園(国立公園、県立自然公園)に指定している。これら範囲のうち、富士山の顕著な普遍的価値を証明するために必要不可欠な範囲を資産範囲とした。これらの範囲の大部分においては、国の許可無くそれらの現状を変更することはできない。文化財保護法、自然公園法の及ばない地域は国有林であり、開発行為が行われることはない。また、森林法に基づき森林の伐採に関しても適切な管理が行われている。

文化財保護法の定めるところにより、特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物、重

要文化財、史跡の保存管理・修理・公開については、所有者又は管理団体が適切に行うことを原則としている(法第31条・第32条の2、第113条・第115条・第119条)。また、自然公園法が定めるところにより、国立公園の管理と保護については、国又は管理団体が適切に行うことを原則としている(法第9条、第37条、第38条、第39条)。

重要文化財に指定されている建造物の修理に関して、部材の痕跡調査などから判明した原型への復元などの現状変更等を行おうとするときや、特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物、史跡の指定地内において現状変更等を行おうとするときは、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない(法第43条・第125条)。文化庁長官は国が設置し、イコモス国内委員会委員を多数含む文化審議会文化財分科会に対して当該現状変更等に関する諮問を行い、その答申を経て許可することとしている。したがって、資産の現状を変更する場合には、学術的かつ厳密な審査に基づく許可を必要としている。

また、国立公園(特別保護地区及び特別地域)の現状変更については、あらかじめ環境大臣の許可を得なければならない(法第13条、第14条)。

特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物、重要文化財、史跡の管理と修理に対しては、必要に応じて国が経費を補助し、技術的指導を行うこととしている(法第35条・第47条・第118条)。国立公園の管理と保護は国が費用を負担する(法43条)。また、管理団体が管理と保護を行う場合、国が必要な情報の提供又は指導・助言を行う(法42条)。

資産範囲の国有林については森林施業計画により皆伐は年5haにとどめるなど景観への影響を最小限に留めるよう適切に保護・管理されている。加えて国有林の大部分である保安林は指定施行要件(保安林の種別ごとに異なる。)に合致しない伐採等には都道府県知事の許可が必要である(法34条)。

## 2) 緩衝地帯

緩衝地帯の全域においては、文化財保護法、自然公園法、景観法(それに基づく景観条例及び景観計画)、森林法、砂防法、海岸法、又は関係各県・市町村が定める条例等の下に資産の周辺環境について万全な保全措置が講じられている。

緩衝地帯の範囲については、資産から眺望できる山の稜線のほか、法律・条例等に基づく境界、地籍境界、行政界、道路等の明確な境界などを考慮しつつ、資産の保護に必要不可欠な範囲を定めた。山体の緩衝地帯については富士山を周辺ないし構成資産から展望した際、資産範囲を含め良好な景観を形成する範囲を基準としている。この範囲の中には演習場を挟んで、三保松原以外のすべての構成資産が含まれる。

緩衝地帯において行われる建築物及び工作物の新築・増築・改築、土地の形質変更等に係る行為、木竹の伐採については、許可制や届出制に基づく規制を設けており、これらの行為に関する重要な事項については、特に関係各市町村の景観審議会等による調査、審議に基づき、関係市町村が事前に適切な指導や助言を行うこととしている。

なお、緩衝地帯設定の考え方や、行為規制等の詳細については、本推薦書の付属資料●及び別添参考資料●を参照されたい。

緩衝地帯は大きく3つの方法により保護措置が講じられている。一番目は自然公園法(山梨県のほぼ全域)、二番目は景観法に基づく各市町村の景観条例及び景観計画(静岡県富士市・富士宮市ほ

か)、三番目が各市町村独自の景観条例や土地利用事業指導要綱（山梨県富士吉田市の一部・静岡県裾野市・御殿場市・小山町）である。三番目の地域に関しては将来的に二番目の保護措置に移行する予定である。なお、三保松原などいくつかの資産においては、資産範囲が文化財としての登録範囲よりも狭く設定されているため、緩衝地帯の一部は文化財保護法により保護されている。

これらの地域では適用する法令等に違いはあるが、緩衝地帯において行われる建築物・工作物の新築、増築、改築、土地の形質変更等に係る行為については、許可制ないし承認制・届出制に基づく規制が定められ、資産の周辺環境の万全な保護措置が講じられている。

緩衝地帯に適用される諸法令等の概略

法令名	対象地区	規制内容	許認可
文化財保護法	三保松原(一部)	現状変更	文化庁長官の許可
自然公園法 (国立公園)	山体・静岡県・山梨県	工作物の新築等、ごみ捨て又は放置、木竹の採取、土石の採取、車馬の乗り入れ等	環境大臣の許可(特別地域)、届出(普通地域)
自然公園法 (県立自然公園) 県立自然公園条例	三保松原(一部)	工作物の新築等、ごみ捨て又は放置、木竹の採取、土石の採取、車馬の乗り入れ等	県知事の許可(特別地域)、命令
景観条例及び景観計画 (景観法に基づく)	富士市・富士宮市 静岡市・忍野村・山中湖村・富士河口湖町	建築物の新築等、工作物の新設等、開発行為、土石の採取・堆積等(高さ・色彩・形状を規制)	市町村長への届出 勧告、指導・要請(問題があった場合)
景観条例(自主条例)	富士吉田市	建築の新築等	市長への届出 勧告、助言・指導
土地利用事業 指導要綱	裾野市・御殿場市・小山町	土地利用事業	市長・町長の承認
森林法 (保安林指定施業要件)	保安林 (土砂流出防備保安林) (保健保安林) (水源涵養保安林)	立木の伐採 (原則択抜※水源涵養保安林除く)	県知事の許可
砂防法 (静岡県砂防指定地管理条例)	砂防指定地 (富士宮市等)	施設又は工作物の新築等、竹木の伐採等、土地の形状変更、土石の採取・集積又は投棄等	県知事の許可
海岸法	三保松原(海岸の水際線から50mの範囲)	土石の採取、施設等の新設、土地の掘削等	海岸管理者(静岡県河川砂防管理室)の許可
県有林管理計画	山梨県県有林 (水土保全林) (森林と人との共生林)	立木の伐採 皆伐～禁伐	なし

	(資源の循環利用林)		
--	------------	--	--

なお、緩衝地帯の外側に広がる市街地のうち富士山の主要な眺望(北側では河口湖・山中湖北部から眺望した富士山、南側では三保松原から眺望した富士山)に若干の影響を及ぼす範囲については、日本政府が自主的に保護する範囲として「保全管理区域」を設定している。

付属資料 X 推薦資産及び緩衝地帯の範囲図

推薦資産及び緩衝地帯の範囲及び法的保護区分図

推薦資産の範囲及び法的保護区分図

d) 推薦資産が所在する市町村・県に関する諸計画

表● 山梨県側の計画(北麓)

計画名称	策定年等
①山梨県総合計画	
チャレンジ山梨行動計画	2007年12月
富士山総合環境保全対策基本方針	1998年3月
②各市町村総合計画	
第五次富士吉田市総合計画(富士吉田市)	2008年3月
第一次身延町総合計画(身延町)	2007年3月
西桂町第4次長期総合計画(西桂町)	2001年3月
忍野村第5次総合計画(忍野村)	2008年4月
山中湖第3次長期総合計画(山中湖村)	2000年6月
鳴沢村第4次長期総合計画(鳴沢村)	2007年3月
新町総合計画(富士河口湖町)	2005年2月
③都市計画区域マスタープラン	
富士北麓都市計画区域(富士吉田市、西桂町、山中湖村及び富士河口湖町の一部、忍野村の全域)	2004年5月
④各市町村都市計画マスタープラン	
富士吉田市都市計画マスタープラン(富士吉田市)	2002年3月
山中湖村都市計画マスタープラン(山中湖村)	2004年3月
富士河口湖町都市計画マスタープラン(富士河口湖町)	策定中
⑤観光計画	
富士箱根伊豆交流圏構想(山梨県、静岡県、神奈川県)	2009年10月
富士山・富士五湖観光県整備計画(山梨県、富士吉田市、西桂町、山中湖村、忍野村、富士河口湖町、鳴沢村)	2009年8月
山梨県観光振興基本計画(山梨県)	2009年2月
身延観光振興ビジョン(身延町)	2006年5月



富士河口湖町観光立町推進基本計画（富士河口湖町）	策定中
⑥防災関係	
富士山火山広域防災対策基本方針（国）	2006年2月
富士山ハザードマップ（内閣府）	2004年6月
山梨県災害時避難対策指針（山梨県）	2006年3月
山梨県水防計画（山梨県）	2008年
峡南地域自主防災活動マニュアル（山梨県）	2008年3月
峡南地域防災力強化戦略（山梨県）	2006年12月
山梨県地域防災計画（山梨県）	2008年12月
富士・東部地域防災アクションプラン（山梨県）	2008年12月
峡南地域避難所運営マニュアル（山梨県）	2009年3月
富士吉田市地域防災計画（富士吉田市）	1997年3月
身延町地域防災計画（身延町）	旧町計画
山中湖村地域防災計画（山中湖村）	2007年3月
鳴沢村地域防災計画（鳴沢村）	2009年策定
富士河口湖町地域防災計画（富士河口湖町）	2009年3月

大規模集客施設等の立地に関する方針（山梨県）2009年12月？

表● 静岡県側の計画(南麓)

計画名称	策定年等
① 県総合計画	
静岡県総合計画	2006年策定
富士山総合環境保全指針	1996年3月策定
富士山南鳥獣保護区・特別保護地区	1958年指定・1973年指定
愛鷹山自然環境保全地域保全計画	1975年策定
明神峠自然環境保全地域保全計画	1975年策定
静岡県森林共生基本計画	2007年3月策定
富士地域森林計画書	2006年4月策定
② 各市町総合計画	
第一次静岡市総合計画（静岡市）	2005年3月策定
第三次沼津市総合計画（沼津市）	2001年3月策定
第4次三島市総合計画（三島市）	2010年策定
第4次富士宮市総合計画（富士宮市）	2006年3月策定
第四次富士市総合計画（富士市）	2006年3月策定
第三次御殿場市総合計画（御殿場市）	2001年策定
第三次裾野市総合計画後期計画（裾野市）	2004年12月策定
第三次清水町総合計画後期基本計画（清水町）	2003年3月策定
第三次長泉町総合計画（長泉町）	2001年3月策定
第三次小山町総合計画（小山町）	2001年3月策定
③ 都市計画区域マスタープラン	
東駿河湾広域都市計画区域（三島市、沼津市、長泉町、清水町）	2003年12月19日告示
岳南広域都市計画区域（富士市、富士宮市）	2004年4月30日告示
静岡都市計画区域（静岡市）	2008年10月24日告示
御殿場小山広域都市計画区域（御殿場市、小山町）	2004年3月19日告示

	裾野都市計画区域（裾野市）	2004年4月30日告示
	芝川都市計画区域（富士宮市（芝川町））	2004年3月19日告示
	富士川都市計画区域（富士市（旧富士川町））	2006年2月10日告示
④	各市町都市計画マスタープラン	
	静岡市都市計画マスタープラン（静岡市）	2006年2月策定
	沼津市都市計画マスタープラン（沼津市）	2001年3月策定
	三島市都市計画マスタープラン（三島市）	1998年策定 2010年改訂
	富士宮市都市計画マスタープラン（富士宮市）	2002年3月策定
	富士市都市計画マスタープラン（富士市）	2004年3月策定
	御殿場市都市計画マスタープラン（御殿場市）	2008年3月31日告示
	裾野市都市計画マスタープラン（裾野市）	1999年3月策定
	清水町都市計画マスタープラン（清水町）	1999年12月策定
	小山町都市計画マスタープラン（小山町）	2002年3月策定
⑤	観光計画	
	観光しずおか躍進計画 後期行動計画（静岡県）	2006年2月策定
	沼津市観光振興ビジョン（沼津市）	2006年3月策定
	観光基本計画（富士宮市）	2005年9月策定
	富士宮市観光基本計画（富士宮市）	2005年9月策定
	富士市観光交流まちづくり計画（富士市）	2004年3月策定
	御殿場市観光戦略プラン（御殿場市）	2008年7月策定
⑥	防災関係	
	富士山ハザードマップ（内閣府）	2004年6月試作版完成
	静岡県地域防災計画（静岡県）	2008年6月修正
	地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画（第三次五箇年計画）（静岡県）	2006年策定
	静岡市地域防災計画（静岡市）	2009年2月修正
	三島市地域防災計画（三島市）	2008年度修正
	富士宮市地域防災計画（富士宮市）	2008年度修正
	御殿場市地域防災計画（御殿場市）	2008年度修正
	小山町富士山火山防災マップ	2004年策定
⑦	資産に影響する可能性がある個別の開発計画	
	企業立地促進法に基づく静岡県東部地域基本計画（静岡県及び14市町）	2009年2月策定
	市町村森林整備計画（富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町）	2006年4月策定

#### e) 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

構成資産のうち、史跡又は特別名勝・名勝、特別天然記念物・天然記念物に指定されている土地及びその範囲に立つ建造物(重要文化財含む)については、1919年に制定された史蹟名勝天然記念物保存法及び1950年以降においては文化財保護法に基づく段階的な指定により保護措置がとられ、史跡等の管理団体である各市町村と静岡県・山梨県が個別に保存管理計画を策定して適正な保存管理に当たっている。

さらに、2011年には、資産を構成する重要文化財、史跡、特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物について、静岡県・山梨県が文化庁、所有者である宗教法人・個人、史跡等の管理団体である各市町村との調整の下に構成資産の全体を対象とする包括的保存管理計画を策定し、保存管理全体の整合を図る予定である。

上記した各構成資産の保存管理計画の概要と資産全体を対象とする包括的保存管理計画の全文については、本推薦書付属資料一●として添付している。

## 1) 保存管理計画

各構成資産の保存計画の策定状況については、本推薦書の7. 資料、e) 参考文献、3) 保存管理計画書に示すとおりである。特に静岡県・山梨県教育委員会は、文化庁及び関係各市町村の教育委員会との十分な調整の下に『世界遺産富士山包括的保存管理計画』を策定し、資産の全体を視野に入れた総括的な保存管理を行う予定である。包括的保存管理計画に定める基本方針は、次の5点である(別添参考資料●)。

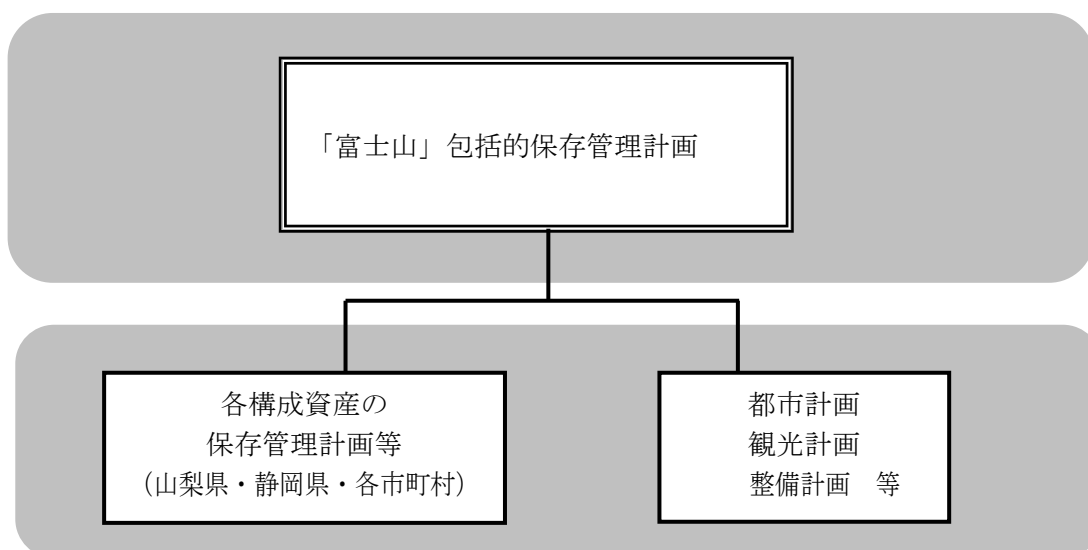
- (1) 構成資産の適切な保存管理
- (2) 周辺環境を含めた一体的な保全
- (3) 経過観察の実施
- (4) 整備・公開・活用推進
- (5) 保存管理体制の整備と運営

包括的保存管理計画に定めた上記の基本方針に基づき、管理団体である県・市町村が個々の重要文化財、史跡、特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物の保存管理計画を利用し、具体的で適切な保存管理に当たる予定である。これらの保存管理計画を要約したものについては、付属資料に示すとおりである(別添参考資料●)。

「富士山」を総体として保全するためには、構成資産のみならず緩衝地帯をも含め、資産に影響を及ぼす人工物などを適切に制御していく必要がある。そのため、構成資産の本質的な価値に負の影響を与える可能性のある人工物や開発については、たとえそれが緩衝地帯におけるものであってもできる限り抑制することとし、やむを得ず設置する場合であっても、最小限の数量・規模とするとともに、色彩等の観点から景観にも十分配慮するよう関係者への理解と協力を求める予定である。

なお、既存の鉄柱・看板・広告塔など構成資産に影響を及ぼすものについては、撤去または修景に努め、公益上必要と考えられる施設については、現状の利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は移転等について検討するとともに、当面の間、資産に対する影響の軽減を図ることとする予定である。

図● 保存管理計画の構造図



## 2) 保存管理体制

包括的保存管理計画に定めた上記の基本方針に基づき、静岡県・山梨県と関係市町村は、広範囲にわたる富士山の構成資産及び緩衝地帯を包括的保存管理計画に基づき統一的に管理するため「富士山世界遺産両県協議会」（以下「両県協議会」という。仮称）及びその支部組織である「静岡県世界遺産協議会」・「山梨県世界遺産協議会」（以下両者をまとめて「各県協議会」という。仮称）を設置し、各構成資産を成す重要文化財、史跡、特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物の保存管理計画を共通の基準に基づき確実に実行する予定である。

両県協議会及び各県協議会は、資産及びその周辺地域において、国・静岡県・山梨県・関係市町村等・民間団体等が実施する予定の事業等についての情報を総合的に把握し、それぞれの事業が、資産の保存管理に負の影響を及ぼすことなく、適切に実施されるように関係各機関の連絡・調整を行う。両県協議会・各県協議会における調整結果に基づき、静岡県・山梨県及び関係市町村は、民間事業者等に対して権限に基づく適切な指導や助言を行うこととする予定である。

また、両県協議会には国関係機関（文化庁・環境省・国土交通省・防衛省・林野庁）、国内の大学及びイコモス会員等の研究者・専門家が参加し、学術的な観点からの助言を行う予定である。

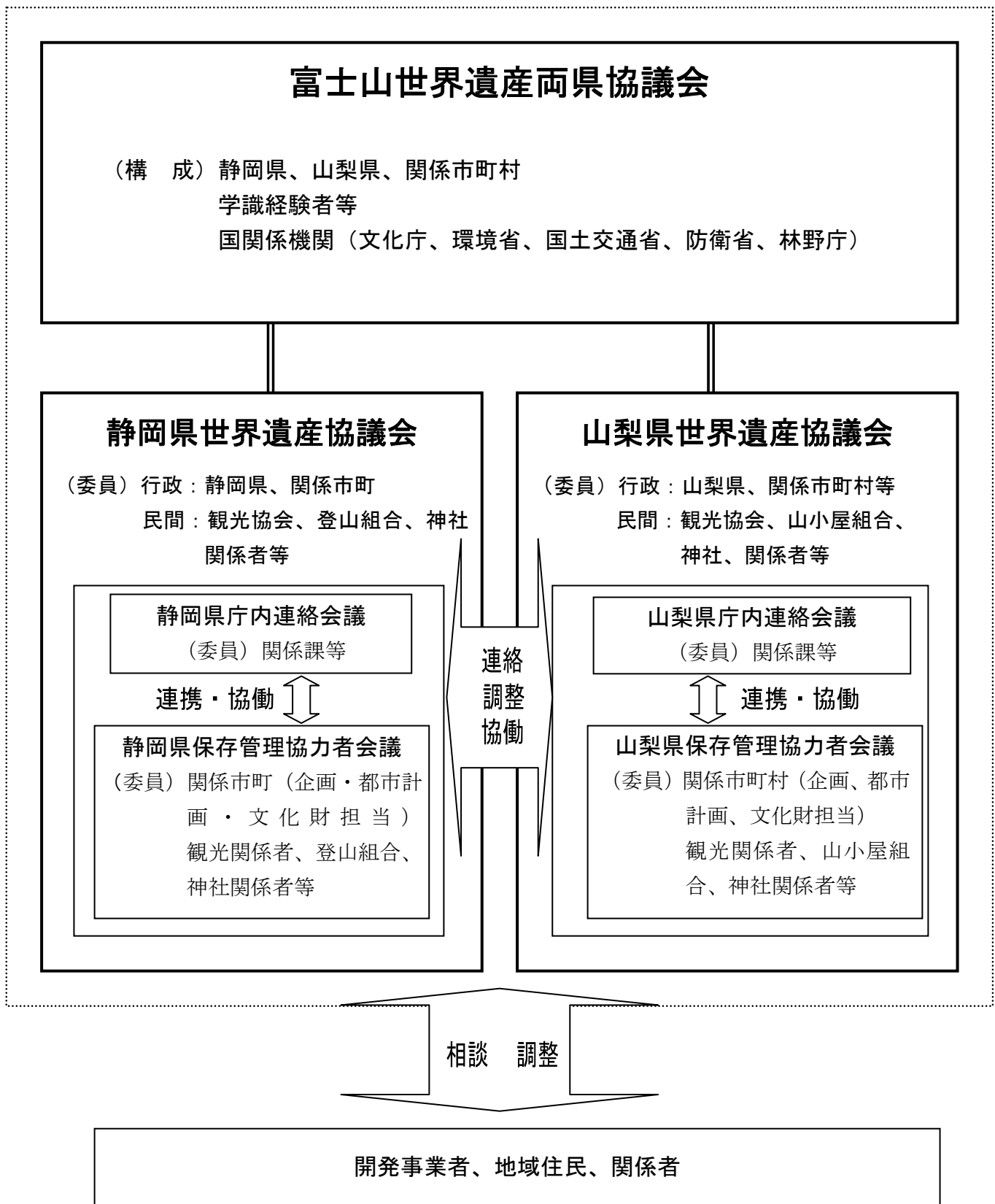
各県協議会の下には、各県庁内の実務担当者レベルの調整組織として、静岡県（山梨県）庁内連絡会議を設置するとともに、各市町村担当者や民間業者（観光協会、登山組合、神社関係者）などの代表者との調整組織として静岡県（山梨県）保存管理協力者会議を設置し、十分な連携を図る予定である。

さらに、静岡県・山梨県文化財保護審議会をはじめ各市町村文化財調査委員会は指定文化財及び文化財全体に関する事項を審議し、それぞれ、静岡県・山梨県教育委員会及び直接的な構成資産の管理を行う各市町村教育委員会に対して建議を行っている。

これらの組織の運営は静岡県・山梨県の世界遺産推進課が行い、専門の職員●名により業務が行われる。また、富士山文化課世界遺産推進係を設置した富士宮市教育委員会や世界遺産推進室を設置した富士吉田市をはじめ、各市や市町村教育委員会においても構成資産の保存管理を担当する専門の職員を定めている。これらの組織体制については、さらなる充実化に努める予定である。

なお、上記の体制については現在登録準備のために設置され、実質的に機能している組織を改変・名称変更・役割変更するものであり、その運営に関して問題は生じない。

図● 「富士山」に係る保存管理の組織体制図(仮案・今後変更の可能性大)



f) 財源及び財政的水準

各構成資産の管理については、それぞれの所有者又は管理団体が行っている。特に「記念工作物」、「建造物群」の修理を行う場合には、小修理その他特別な場合を除いて国が必要に応じて経費の50

～85%の補助金を交付している。「遺跡」である史跡、特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物において発掘調査・修理・整備の事業を行う場合にも、国が必要に応じて経費の50%の補助金を交付している。これらの国の補助金に併せて、静岡県・山梨県は国の補助金相当額を控除した額の50%に相当する額以内の補助金を交付し、構成資産所在の市町村が同内容の補助金を交付する予定である。

また、重要文化財、史跡、特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物において、それぞれ防災施設等を設置する事業についても、同様の比率の下に経費の補助を行うこととしている。

なお、上記の補助金とは別に、2006年より構成資産の整備活用及び保護に関する教育プログラムのための基金を設けており（「富士山基金」）、基金には国内の経済界を中心に民間からの資金提供も行われている。

#### g) 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修

構成資産の保存管理については、所有者（宗教法人を含む）をはじめ、静岡県・山梨県教育委員会及び各史跡等の管理団体に指定された各市町村教育委員会が実施している。静岡県・山梨県教育委員会とその関連機関である財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所及び山梨県埋蔵文化センターでは、それぞれの組織内に文化財の高度な保存・管理技術を持つ専門職員及び技術者を配置し、管理団体である各市町村が行う保存管理に対して適切な技術的支援を行っている。

また、独立行政法人国立文化財機構は、全国の史跡等における整備活用事業の円滑な推進と専門職員及び技術者の技術や能力の向上のために、地方公共団体の専門職員を対象として定期的に研修を開催しており、静岡県・山梨県をはじめ関係各市町村の職員も当該研修等に積極的に参加して、資産の整備活用の技術向上に努める予定である。

さらに、独立行政法人国立文化財機構（201●年度より国内の大学の研究者及びエコモス会員を含む富士山世界遺産両県協議会の助言者及び両県協議会も含まれる予定である）の助言・指導に基づいて行われている保存・管理技術は、高い水準を維持する予定である。重要文化財、史跡、特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物を維持するための措置として簡単な修理又は復旧を行う場合は、事前の届出に基づき、文化庁が適切な技術的指導を行っているため、管理技術の水準はきわめて高く保たれている。

資産の見回りや清掃等の日常的な維持管理については、静岡県・山梨県教育委員会から嘱託された文化財保護指導員（静岡県3名、山梨県2名：構成資産の所在地区を担当する人数）のほか、地域住民・民間団体・管理団体が協働して積極的に行っている。

表● 技術者の資質向上のために行われているおもな研修

#### h) 来訪者の施設と統計

構成資産の大部分は、周囲に展開する景勝地とともに日本を代表する優れた名所として国内のみならず海外に広く知られており、夏季の登山をはじめとして四季折々の自然の姿を求めて来訪する観光客でにぎわい、現在も国内有数の観光地となっている。

図● 富士山への登山者数の推移（各登山口推計登山者数）

	静岡県				山梨県	合計
	富士宮口	御殿場口	須走口	県計	吉田口	
2000年	70,230	4,601	24,100	98,931	166,903	265,834
2001年	76,140	5,799	25,446	107,385	141,728	249,113

2002年	81,520	5,270	33,466	120,256	171,035	291,291
2003年	46,600	3,234	29,317	79,151	150,804	229,955
2004年	75,190	4,535	35,272	114,997	147,061	262,058
2005年	65,000	3,450	33,000	101,450	141,472	242,922
2006年	64,934	3,608	30,536	99,078	167,368	266,446
2007年	118,377	3,613	34,695	156,685	194,007	350,692
2008年	136,574	4,078	46,192	186,844	247,066	433,910
2009年	74,745	6,870	45,782	127,397	241,436	368,833

図● 富士山への来訪者数の推移(7・8月における各登山口五合目への入れ込み数推計)

	静岡県				山梨県	合計
	富士宮口	御殿場口	須走口	県計	吉田口(年間)	
2000年	252,100	25,512	81,157	356,769		
2001年	269,560	29,635	85,692	384,887		
2002年	288,410	20,617	112,613	421,640		
2003年	170,976	21,174	98,652	290,802	1,484,893	2,066,497
2004年	269,224	25,834	118,691	413,749	1,726,207	2,553,705
2005年	166,347	20,600	106,952	293,899	1,471,616	2,059,414
2006年	217,400	21,290	97,407	336,097	1,777,889	2,450,083
2007年	365,249	18,320	101,246	484,815	2,008,409	2,493,224
2008年	420,206	21,002	118,111	559,319	2,140,931	2,700,250
2009年	189,894	22,244	118,651	330,789	2,226,462	2,888,040

図● 主な構成資産の来訪者数の推移(推計等)

	三保松原	浅間大社	白糸ノ滝	富士吉田・河口湖・三ヶ峠周辺	本栖湖・精進湖・西湖周辺	山中湖・忍野八海周辺
2000年	統計なし	1,290,000	711,900			
2001年	統計なし	1,320,000	645,199			
2002年	統計なし	1,330,000	622,150			
2003年	625,365	1,150,000	508,292			
2004年	659,792	1,140,000	502,966			
2005年	538,105	1,030,000	480,247	5,965,307	2,990,866	3,736,182
2006年	603,970	1,324,396	520,880	6,195,826	2,956,876	3,590,901
2007年	646,898	1,532,142	519,279	6,393,117	3,188,573	3,564,707
2008年	669,959	1,517,059	517,437	6,444,140	3,377,859	3,440,314
2009年	713,104	1,381,385	484,248	6,334,873	3,453,929	3,663,505

富士山では、山頂へ7～8月の登山期に約29万人(1999～2009年平均)が登山し、自動車でアクセス可能な各登山道の「五合目」(自動車道建設以前の五合目とは一致しないため「新五合目」と呼ばれる)には、同期間に約250万人(1999～2009年平均)が訪れ、近年は外国人がかなりの数を占めるようになっている(外国人の数に関する統計は取られていないため、正確な数値は不明である)。

富士山体においては、国内外から来訪する観光客や登山者等の利用者の安全と利便を確保するとともに、秩序ある良好な風致景観を維持及び形成することを目的として、「富士山における標識類

総合ガイドライン」作成し、統一されたデザインによる四ヶ国語(英・中・韓及び日)の道標や解説板を設置しているほか、富士山体の主として緩衝地帯には駐車場・トイレ・資料館等の便益施設が整備されている。今後とも、適切な計画の下に順次整備していくこととしており、「ビジターセンター」などのガイダンス施設の充実も行われる予定である。

自動車による訪問者の管理については、土日や休日等登山者が突出して増加する日に、仮設トイレ・臨時駐車場等を設置するとともに、登山用の自動車道は自家用車の通行(登山道ごとに異なる、最も利用数の多い吉田口(富士スバルラインを利用)で最大12日間)を規制しシャトルバスによる代替輸送を行うことで環境への負荷と混雑を軽減するようにしている。この日数は山麓の駐車場の整備に従い(2011年に吉田口に1400台の駐車場を整備)今後拡大(吉田口で15日)する予定である。

登山者の安全管理については、4箇所の案内施設(山頂、富士宮口、吉田口、富士スバルライン終点)と3箇所の救護センター(富士宮口に1箇所、吉田口に2箇所)が対応を行っている。

南麓では静岡県によって30名の「富士登山ナビゲーター」が登山指導・案内・通訳業務を行っており、北麓では富士吉田市条例によって、登山下山の案内を行う約230名のガイドが「富士吉田市案内員組合」に登録している。さらに吉田口の山小屋では、民間の気象予報会社と連携し山岳気象情報を共有している。事故に対しては県警察山岳救助隊及び消防本部や市町村消防署が対応し、場合により自衛隊の出動も要請する。また、気象条件が一般の登山を行うには危険となる冬季は登山道・山小屋を閉鎖(山梨県側は10月初旬、静岡県側は11月末より翌年7月初旬)することにより十分な装備と経験を有する者以外の登山は不可能である。冬山登山者は各登山口所轄警察署(御殿場署・富士宮署・富士吉田署)に登山計画書の提出を推奨されている(また、おおむね11月末～4月末まで静岡県側の登山用自動車道は閉鎖され、山梨県側も積雪・凍結等の状況に応じて段階的に閉鎖される。)

山体以外の構成資産については、おおむね来訪者数に応じた駐車場・トイレ等を整備しており、今後、これらをさらに整備する予定が立てられている。

#### i) 資産の整備・活用に関する方針・計画

静岡県・山梨県では、構成資産及びその周辺を対象とした保存管理に関する事業計画を定め、地域住民による活用の取組をも取り込んで計画的に実施している。

こうした諸計画に基づき、富士山地域の歴史的背景を展示する「富士吉田市歴史民俗博物館」「裾野市立富士山資料館」「富士市立博物館」の活用や、富士山に係る包括的な保存・管理や利用者ニーズに適切に対応する拠点の整備を検討するなど富士山の適切な保全・管理・活用を図っていく。

加えて、富士山についての市民向け講座の開催をはじめ、児童・生徒を対象とした体験学習などの情報発信施策が定期的に行われている。

個別の資産については、「遺跡」である特別名勝又は名勝、天然記念物、史跡をはじめ「記念工作物」「建造物群」である重要文化財に指定されている建造物については、一部を除き所有者・管理団体が年間を通じて一般に公開している。なお、登山については、登山期間(基本的に7月1日～8月31日)が公開時期に当たる。この時期以外の登山も禁止されていないが、道路・山小屋等の閉鎖、および冬季の気象条件などにより専門家以外の登山は困難である。

#### j) 専門分野・技術・管理に関する人的措置



静岡県・山梨県教育委員会の委嘱を受けた文化財保護指導員(以下、「指導員」という。)が定期的に文化財を巡回・点検し、両県教育委員会に対して保護に関する助言を行っている。静岡県・山梨県は、指導員の調査報告に基づき、所有者や関係市町村に対して文化財の保存管理に関する指導を行っている。このように、将来的に良好な状態の下に資産を維持していくための体制についても万全を期している。

## 6. 経過観察（モニタリング）の体制

### a) 保存状況を計測するための主たる指標

構成資産である「遺跡」・「記念工作物」・「建造物群」をはじめ、それらの緩衝地帯については、顕著な普遍的価値の確実な保持、修理又は復旧、維持管理、防災及び危機管理に関する体制の充実及び技術の向上を目的として、4章に掲げた保全状況及び資産全体に与える影響に対し、次に掲げる主な観点の下に適切な指標を設定し、定期的かつ体系的な経過観察(モニタリング)を実施する予定である。

- ①「3. 記載のための価値証明」に記された資産の価値と真実性及び完全性が維持されているか。
- ②「4. 保全状況と資産に与える影響」に記された諸要素(開発・環境問題・自然災害・観光・その他)が資産とその緩衝地帯にどのような影響を与えているか/与えたか。
- ③「5. 資産の保護と管理」に関連して、資産とその緩衝地帯及びそれらを取り巻く周辺の広い地域が、相互に呼応しつつ資産の顕著な普遍的価値に関する知識を発信する場として適切な発展を遂げているか。

設定するおもな観察指標については、以下の表に示すとおりである(予定)。

表● 観察指標一覧表 ※斜字は富士山を守る指標(2010年度改定予定)から

指標		周期	記録組織
(1) 資産の視覚的結びつきの保護	a) 視点場における景観阻害要因数	毎年	両県
	b) 電線の地中化延長	毎年	両県
(2) 資産の関連性の保護	a) 富士山環境教育開催数・参加者数	毎年	両県
	b) パンフレット・HPによる情報提供数	毎年	両県
	c) 主要地点での観光客の入込み数	毎年	両県
	d) 登山者数(5合目以上)	毎年	市町村
	e) 登山者数(8合目以上)	毎年	環境省
	f) 森林伐採面積(森林の整備形態?)	毎年	両県
(3) 個別資産の保護	a) 文化財保護法における現状変更の数	毎年	両県
	b) 自然公園法における許可行為の数	毎年	両県・環境省
	c) 生活排水クリーン処理数	毎年	両県
	d) 富士山5合目以上のごみ収集量	毎年	両県
(4) 緩衝地帯の保護	a) 自然公園法における許可行為の数	毎年	両県・環境省
	b) ゴルフ場面積	毎年	両県
	c) 森林伐採面積(森林の整備形態?)	毎年	両県

	d) 廃棄物の不法投棄量	毎年	両県
--	--------------	----	----

なお、上記指標の具体的な設定根拠及び測定方法等に関する内容の詳細については、本推薦書参考資料である包括的保存管理計画において具体的に記述している。

### b) 資産の経過観察(モニタリング)のための行政上の体制

定期的報告を含む経過観察(モニタリング)については、以下の表に示すように管理団体である山梨県及び関係各市町村が、静岡県・山梨県教育委員会を通じて文化庁の指導の下に行う。『世界遺産条約履行のための作業指針』(2008年)第5章に基づき、年度ごとに情報収集及び記録作成を行い、蓄積した成果について6年ごとに保存管理状況の評価としてまとめ、世界遺産センターを通じて世界遺産委員会に定期報告書(英文)を提出する。

#### モニタリング体制

分担	管轄域	担当組織
1. 担当組織及び担当課名	資産及び緩衝地帯	
2. 監督組織	資産及び緩衝地帯	組織名称 : 文化庁 組織代表者氏名 : 文化庁長官 担当課及び担当責任者氏名 : 記念物課 課長
3. 指導組織	資産及び緩衝地帯	組織名称 : 静岡県教育委員会 : 山梨県教育委員会 組織代表者氏名 : 静岡県教育長 : 山梨県教育長 担当課及び担当責任者氏名 : 静岡県 世界遺産推進課 課長 : 山梨県 世界遺産推進課 課長

### c) 以前の保全状況報告の成果

経過観察(モニタリング)に必要とされる諸事項に関し、現時点及び過去における資料・情報については、静岡県・山梨県・及び資産の所在する市町の下に適切に収集・保管されている。それらの一覧表については、以下のとおりである。

表●(過去に経過観察のために実施した過去の資料・情報)

番号	編著者	標 題	対象資産	年	要 約

## 7. 資料

### a) 写真・スライド・画像一覧表

No	フォーマット	標 題	撮影年月	撮影者・編集者	著作権保持者	著作権者連絡先	非独占的権利譲渡

- b) 保護のための指定に関する文書など
- c) 資産関連資料
- d) 資産管理機関住所
- e) 参考文献

## 8. 連絡先

- a) 申請書作成者連絡先
- b) 管理組織・官庁
- c) その他の組織
- d) 公式ウェブサイト

## 9. 署名

## 構成資産の分析(1)

番号	構成資産候補名	所在市町村	文化財 指定状況	保存管理 計画策定 状況	H21.10.30 学術委員 会評価	分析結果	備考	
1	富士山	両県	○	○	A	A		
	お鉢巡り	両県	(○)	○	A	A	1に含まれる	
	御中道	両県	(○)	○	A	A	1に含まれる	
2	山頂信仰遺跡	両県	△	△	A	A	特別名勝指定区域内	
	同(含富士山本宮奥宮)	両県			A	A	2に含まれる	
	富士山本宮浅間大社	富士宮市			A	A	本殿は重要文化財	
	山宮浅間神社	富士宮市			A	A		
	5	村山浅間神社			富士宮市	A	A	
		同(含境内水垢離場)			富士宮市	A	A	5に含まれる
	6	須山浅間神社			裾野市	A	A	
	7	富士浅間神社			小山町	A	A	
	8	人穴富士講遺跡			富士宮市	A	A	
		同(含人穴浅間神社)			富士宮市	A	A	8に含まれる
	9	大宮・村山口登山道			富士宮市・富士市	A	A	
	10	須山口登山道			裾野市・御殿場市	A	A	
	11	須走口登山道			小山町	A	A	
	12	北口本宮富士浅間神社			富士吉田市	A	A	本殿ほか2件は重要文化財
	13	富士御室浅間神社			富士河口湖町	A	A	本殿は重要文化財
14	河口浅間神社	富士河口湖町	A	A				
15	吉田口登山道	富士吉田市・ 富士河口湖町	A	A	特別名勝指定区域内			
16	小佐野家住宅	富士吉田市	○	○	A	A	御師住宅として統合	
	旧外川家住宅	富士吉田市	△	○	A	A		
17	白糸ノ滝	富士宮市	○	○	A	A		
(3)	湧玉池	富士宮市	○	○	A	A	3に含まれる	
18	三保松原	静岡市	○	△	A	A		
19	吉田胎内樹型	富士吉田市	○	○	A	A		
20	船津胎内樹型	富士河口湖町	○	○	A	A		
21	富士五湖	山中湖	山中湖村	△	△	A	A	
22		河口湖	富士河口湖町	△	△	A	A	
23		西湖	富士河口湖町	△	△	A	A	
24		精進湖	富士河口湖町	△	△	A	A	
25		本栖湖	身延町・ 富士河口湖町	△	△	A	A	
26	忍野八海	忍野村	○	△	A	A		

史跡「富士山」  
(仮称)  
指定協議中  
(22年秋文化  
審議会  
答申予定)

## &lt;表凡例&gt;

## 文化財指定状況、保存管理計画策定状況

- ：作業終了  
△：作業中（協議中）  
×：未着手

## 平成 21 年 10 月 30 日の各県学術委員会(両県合同開催)での評価

- A：顕著な普遍的価値を有する資産  
B：顕著な普遍的価値についてさらに調査等が必要な資産  
C：顕著な普遍的価値を有しない可能性がある資産  
保留：評価を保留

## 分析結果

- A：富士山の価値を証明するのに必須の資産  
C：富士山の価値を証明するのに不可欠ではない資産

## 構成資産の分析(2)

番号	構成資産候補名	所在市町村	文化財指定状況	保存管理計画策定状況	H21.10.30 学術委員会 評価	分析結果	備考
1	側火山群	両県	×	×	C	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
2	柿田川	清水町	×	△	保留	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
3	大鹿窪遺跡	富士宮市	○	△	保留	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
4	日本平	静岡市	○	○	保留	C	保存管理に課題あり(周辺環境)
5	万野風穴	富士宮市	○	○	保留	C	保存管理に課題あり(周辺環境)
6	駒門風穴	御殿場市	○	○	保留	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
7	印野の熔岩隧道	御殿場市	○	○	保留	C	保存管理に課題あり(周辺環境)
8	鮎壺の滝	沼津市・長泉町	×	×	保留	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
9	五竜の滝	裾野市	×	×	保留	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
10	楽寿園(小浜池)	三島市	○	○	保留	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
11	千居遺跡	富士宮市	○	×	保留	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
12	富士山原始林 及び青木ヶ原樹海	鳴沢村・ 富士河口湖町	○	○	A	C	本栖湖からの view-shed の範囲に含まれる
13	竜宮洞穴	富士河口湖町	○	○	A	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
14	鳴沢氷穴	鳴沢村	○	△	A	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
15	忍草富士浅間神社	忍野村	△	×	B	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
16	船津口登山道	鳴沢村・ 富士河口湖町	○	○	B	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
17	鎌倉往還	富士吉田市・ 忍野村・山中湖村	○	○	B	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
18	鎌倉街道御坂峠	富士河口湖町	×	×	B	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
19	大室洞穴	鳴沢村	○	×	C	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
20	神座風穴附蒲鉾穴 および眼鏡穴	鳴沢村	○	×	C	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
21	西湖蝙蝠穴	富士河口湖町	○	○	C	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
22	本栖風穴	富士河口湖町	○	○	C	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
23	富岳風穴	富士河口湖町	○	○	C	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
24	富士風穴	富士河口湖町	○	○	C	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
25	鳴沢溶岩樹型	鳴沢村	○	×	C	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
26	三ツ峠山	西桂町・ 富士河口湖町	×	×	C	C	保存管理に課題あり(周辺環境)
27	十二ヶ岳	富士河口湖町	×	×	C	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
28	竜ヶ岳	身延町・ 富士河口湖町	×	×	C	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
29	三国峠	山中湖村	×	×	C	C	顕著な普遍的価値の証明に課題あり
30	天下茶屋および太宰治 文学碑周辺の展望地	富士河口湖町	×	×	C	C	保存管理に課題あり(周辺環境)

### <表凡例>

#### 文化財指定状況、保存管理計画策定状況

- ：作業終了
- △：作業中（協議中）
- ×

#### 平成 21 年 10 月 30 日の各県学術委員会(両県合同開催)での評価

- A：顕著な普遍的価値を有する資産
- B：顕著な普遍的価値についてさらに調査等が必要な資産
- C：顕著な普遍的価値を有しない可能性がある資産
- 保留：評価を保留

#### 分析結果

- A：富士山の価値を証明するのに必須の資産
- C：富士山の価値を証明するのに不可欠ではない資産

# 世界文化遺産 富士山

## 包括的保存管理計画原案



# 世界文化遺産 富士山 包括的保存管理計画原案

## 目 次

### 第1章 目的と経緯

- 1 目的
- 2 計画策定の経緯
  - (1) 各県における検討の経緯
  - (2) 学術委員会・保存管理計画検討部会組織
- 3 計画の位置付け
  - (1) 行政計画との関連・連携
  - (2) 計画の実施

### 第2章 構成資産の概要

- 1 構成資産の一覧
- 2 資産及び緩衝地帯等の範囲
- 3 構成資産の概要
  - (1) 富士山山体及び登山道
    - A 富士山
      - A 1 山頂信仰遺跡
      - A 2 大宮・村山口登山道
      - A 3 須山口登山道
      - A 4 須走口登山道
      - A 5 吉田口登山道
      - A 6 北口本宮富士浅間神社
      - A 7 西湖
      - A 8 精進湖
      - A 9 本栖湖
    - (2) 信仰
      - B 1 富士山本宮浅間大社
      - B 2 山宮浅間神社
      - B 3 村山浅間神社
      - B 4 須山浅間神社
      - B 5 富士浅間神社
      - B 6 河口浅間神社
      - B 7 富士御室浅間神社
      - B 8 御師住宅
      - B 9 山中湖
      - B 1 0 河口湖
      - B 1 1 忍野八海
      - B 1 2 船津胎内樹型



- B 1 3 吉田胎内樹型
- B 1 4 人穴富士講遺跡（人穴浅間神社）
- B 1 5 白糸ノ滝
- (3) 眺望
- C 1 三保松原

### 第3章 保存管理の基本方針

- 1 顕著な普遍的価値及び周辺環境等を構成する諸要素
  - (1) 顕著な普遍的価値を構成する諸要素
    - ① 富士山山体及び登山道
    - ② 信仰
    - ③ 眺望
  - (2) 顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素
    - ① 自然地形
    - ② 森林、植栽樹木
    - ③ 社寺の境内に含まれる歴史的な建造物及び工作物等以外の建築物及び工作物
    - ④ 道路とその関連施設
  - (3) 周辺環境を構成する諸要素
    - ① 自然的要素
    - ② 歴史的要素
    - ③ 人文的要素
- 2 保存管理の基本方針
  - (1) 構成資産の適切な保存管理
  - (2) 周辺環境を含めた一体的な保全
  - (3) 経過観察の実施
  - (4) 整備・公開・活用推進
  - (5) 保存管理体制の整備と運営

### 第4章 構成資産の保存管理

- 1 現状の把握
  - (1) 富士山山体及び登山道
  - (2) 信仰
  - (3) 眺望
- 2 保存管理の基本的な考え方
  - (1) 現状変更の制限についての考え方
  - (2) 地区区分についての考え方
  - (3) 指定地に関わる諸法令について
- 3 具体的な施策
  - (1) 第1種保護地区
  - (2) 第2種保護地区
  - (3) 三保松原

## **第5章 緩衝地帯の保存管理**

- 1 現状の把握
- 2 保存管理の基本的な考え方
  - (1) 緩衝地帯の設定と行為規制
  - (2) 都市計画との調整
  - (3) 住民生活との調和
- 3 具体的な施策

## **第6章 経過観察の実施**

- 1 顕著な普遍的な価値に負の影響を与える要素
- 2 負の影響を与える要因の観察

## **第7章 整備・公開・活用**

- 1 基本方針
- 2 整備と公開・活用

## **第8章 保存管理体制の整備と運営**

- 1 保存管理体制の整備と役割分担
- 2 地域住民等との連携・協働
- 3 持続的運営のための定期的確認

## **付 章**

- 1 保存管理に関する事業計画一覧表

## 第1章 目的と経緯

### 1 目的

富士山は、日本を代表し象徴する日本最高峰の秀麗な円錐形成層火山として世界的に著名であり、日本人の自然に対する信仰の在り方や日本に独自の芸術文化を育んだ「名山」である。山岳に対する信仰の在り方及び芸術活動などを通じ、時代を超えて、一国の文化の諸相と極めて深い関連性を示し、生きた文化的伝統の物証であるのみならず、人間と自然との良好で継続的な関係を示す景観の傑出した類型として、世界的にも比類なき顕著な普遍的価値を持つ山岳であり、世界文化遺産に値するものである。

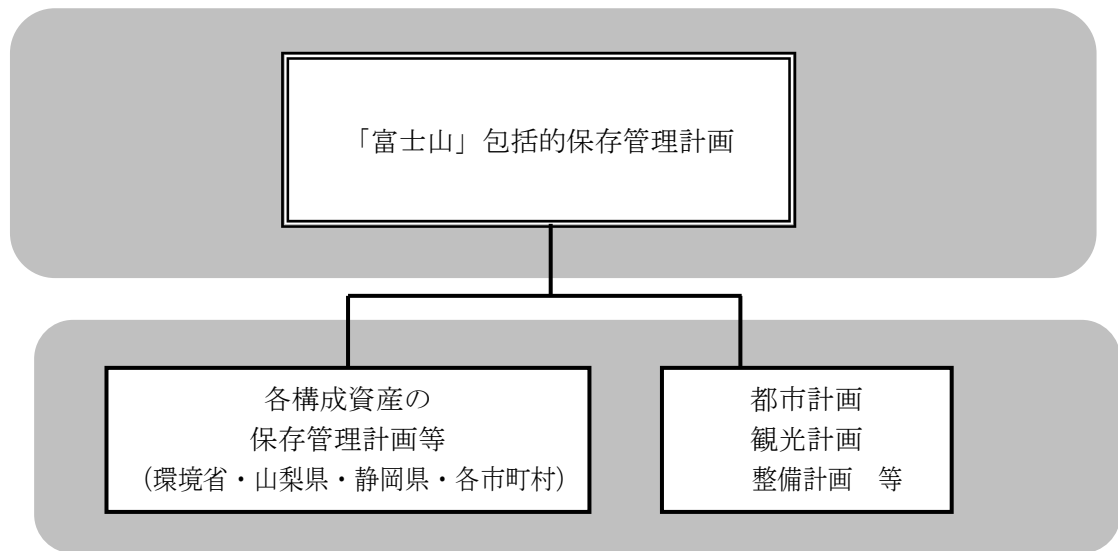
富士山は、有史以前から噴火活動を続けてきた標高 3776mの円錐形の独立成層火山であり、その山体は南の駿河湾の海浜にまで及び、海面からの実質的な高さは世界的にも有数である。

その力強く秀麗な姿は人々に神聖なる気持ちを喚起し、古代から現代に至るまで、時代を超えて信仰の対象となってきた。山腹及び山嶺には神社・登山道・巡礼地等が形成され、山体と一体となった比類のない文化的景観を形成した。山体のうち、五合目以上の砂礫地は「焼山」と呼ばれて特に神聖視され、山麓に分布する湖沼・湧水、火山活動により形成された独自の地形などは、富士信仰の霊地として重要な役割を果たしてきた。日本独自の山岳民衆信仰に基づく登拝・登山の様式は現在でも命脈を保ち、特に夏季を中心に訪れる多くの登山客とともに富士登山の特徴を成している。このように、富士山は日本人の自然に対する信仰の在り方に関連して、山に対する固有の文化的伝統を表す物証及び人間の山に対する景観認知の在り方を示す傑出した類型となっている。

また、富士山の秀麗な姿は古くから芸術活動の対象となり、その結果生み出された「万葉集」の和歌などの文学作品や「浮世絵」などの秀麗で独自の絵画作品は、日本国内のみならず海外にも広く知られ、様々な影響を与えてきた。それらの作品群は、地球上の特定の地域において独自の文化的伝統が形成・発展するのに当たり、富士山が重要な源泉となった極めて強力な関連性であることを示している。

このような価値をもつ「富士山」の構成資産は、山梨県と静岡県の一県にまたがって分布している。これら一連の構成資産を世界文化遺産「富士山」の総体として確実に保存し、確実に次世代へと継承するためには、両県共通の考え方を基に、各構成資産全体を一つの資産として包括的に保存管理していくための方法を整理していく必要があることから、個別の構成資産についての保存管理計画に加え、構成資産相互の関係性を保全し全体の価値を継承していくための包括的な保存管理計画を策定しておくことが必要である。

そのため、山梨県・静岡県は、文化庁・環境省の指導・助言の下に関係市町村、関係各機関等と調整を図り、本計画を策定した。



図● 包括的保存管理計画の体系

## 2 計画策定の経緯

富士山包括的保存管理計画は、構成資産に係る個別の保存管理計画を基礎とし、世界遺産の推薦に当たって必要とされる保存管理及び整備に係る理念・基本方針とその具体的内容について明示するため、学術研究者等により構成される山梨県・静岡県学術委員会及び二県学術委員による審議を経て策定されたものである。

学識経験者等により構成する各県学術委員会のもとに、保存管理計画の原案を検討する保存管理計画検討部会を設置した。

原案を検討するにあたり、県庁内の関係部署との連携や共通認識を得るため、それぞれ「山梨県保存管理計画検討プロジェクトチーム」(表●)及び「静岡県保存管理計画検討庁内連絡会議」(表●)を設置し、連携・確認を行った。また、富士山の効果的かつ確実な保存管理を行うためには、地元関係者など幅広い方々の協力・助言が不可欠であることから、関係自治体・地域住民・観光関係者・神社関係者などで構成する「山梨県保存管理計画策定協力者会議」及び「静岡県保存管理計画協力者部会」を設置し、連携を図った。さらに、二県学術委員会のもとに設置した「包括的保存管理計画検討部会」における検討とあわせ、文化庁の指導・助言の下、201■年■月に策定した。

### (1) 各県における検討の経緯

#### 両県の経緯 (包括的保存管理計画検討部会と学術委員会)

2007年11月29日	平成19年第1回包括的保存管理計画検討部会 ・包括保存管理計画の必要性 ・国内の世界遺産における包括的保存管理計画の事例
2007年12月26日	平成19年第2回包括的保存管理計画検討部会 ・目的と経緯 ・構成資産の概要 ・保存管理の包括的な基本方針
2008年3月17日	平成19年度第2回学術委員会 ・包括的保存管理計画検討部会の審議結果
2008年6月19日	平成20年度第1回包括的保存管理計画検討部会

- ・ 包括的保存管理計画の役割
  - ・ 構成要素と本質的価値の明確化
- 2009年5月20日 平成21年度第1回包括的保存管理計画検討部会
- ・ 各資産候補の概要について
  - ・ 構成資産、緩衝地帯、保存管理区域について
- 2010年3月19日 平成21年度第2回学術委員会
- ・ 保存管理計画の考え方について

#### 山梨県の経緯

- 2007年8月31日 平成19年第1回山梨県保存管理計画検討部会
- ・ 保存管理計画の事例
- 2007年12月9日 現地調査
- 2008年1月31日 平成19年度第2回山梨県保存管理計画検討部会
- ・ 包括的保存管理計画検討部会の審議結果
  - ・ 山梨県保存管理計画の基本方針
- 2008年2月21日 平成19年度第3回山梨県・静岡県学術委員会
- ・ 各県保存管理計画検討部会の審議結果
- 2008年4月16、17日 現地調査
- 2008年5月1日 平成20年度山梨県保存管理計画策定ワーキング
- ・ 山梨県保存管理計画の策定について
- 2008年6月10日 現地調査
- 2008年6月30日 現地調査
- 2008年7月22日 平成20年度第1回山梨県保存管理計画検討部会
- ・ 構成要素と本質的価値の明確化
  - ・ 保存管理の方法と考え方
- 2009年4月24日 平成21年度第1回山梨県保存管理計画策定協力者会議
- ・ 富士山の世界文化遺産登録の現状について
  - ・ 山梨県保存管理計画策定協力者会議について
- 2009年6月19日 平成21年度第1回山梨県保存管理計画検討部会
- ・ 各資産候補の概要について
  - ・ 構成資産、緩衝地帯、保存管理区域について
- 2009年8月26日 平成21年度山梨県保存管理計画策定ワーキング
- ・ 富士山世界文化遺産登録への取組状況について
  - ・ 山梨県保存管理計画の策定について
- 2010年3月16日 平成21年度第3回山梨県・静岡県学術委員会
- ・ 保存管理計画の考え方について
- 2010年6月30日 平成22年度第1回山梨県保存管理計画検討部会

#### 静岡県の経緯

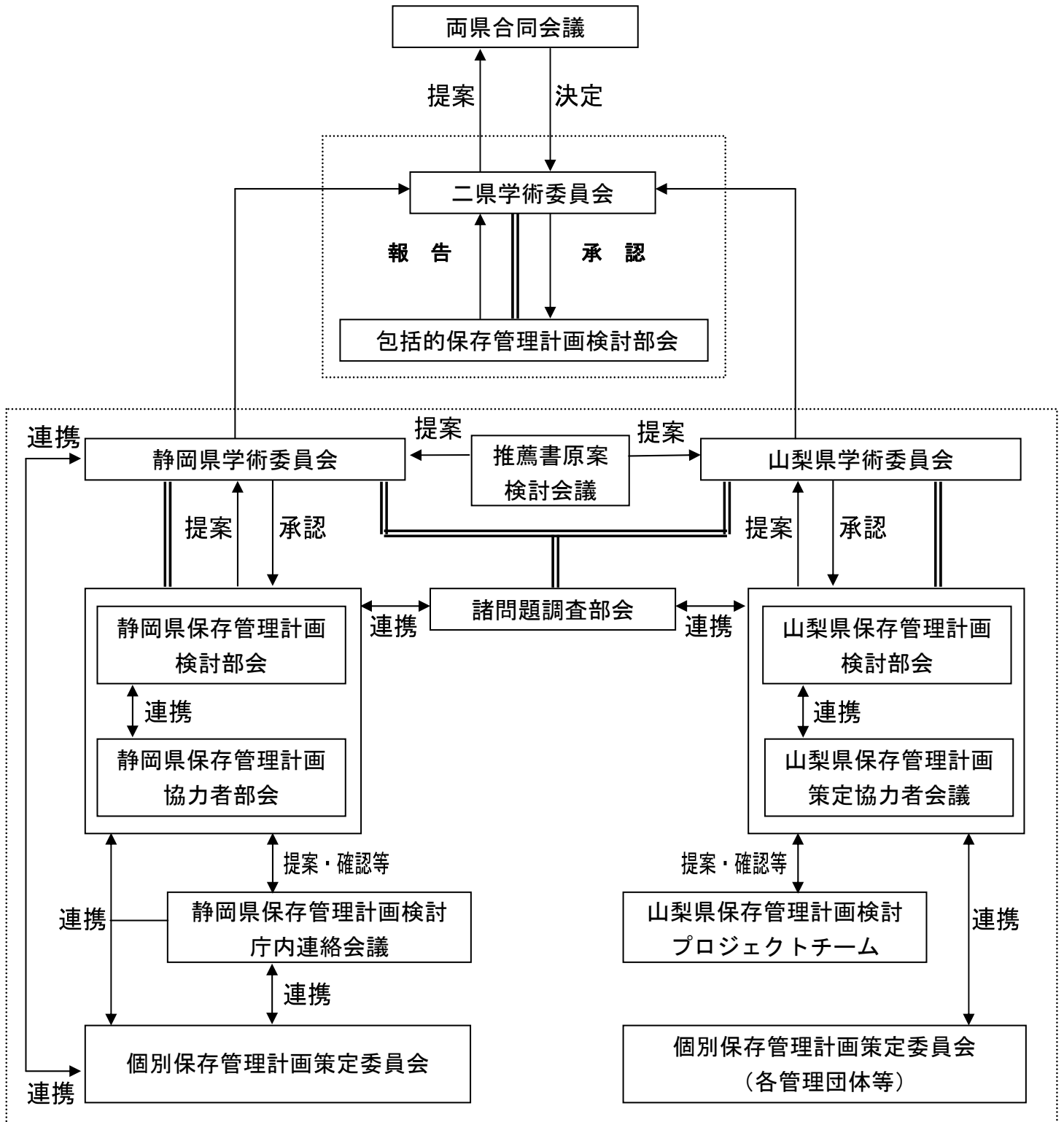
- 2007年7月5日 平成19年度第1回静岡県保存管理計画検討部会
- ・ 保存管理計画について

2008年1月23日	現地調査
2008年1月30日	平成19年度第2回静岡県保存管理計画検討部会 ・ 包括的保存管理計画検討部会の審議結果 ・ 静岡県保存管理計画について
2008年2月21日	平成19年度第3回山梨県・静岡県学術委員会 ・ 各県保存管理計画検討部会の審議結果
2008年7月16日	平成20年度第1回静岡県保存管理計画検討部会 ・ 包括的保存管理計画検討部会の報告 ・ 静岡県保存管理計画について
2008年9月9日	平成20年度静岡県保存管理計画検討部会第1回庁内連絡会議 ・ 富士山の世界文化遺産登録推進の取組について ・ 静岡県保存管理計画の策定について
2009年2月12日	現地調査
2009年6月1日	平成21年度第1回静岡県保存管理計画策定協力者部会 ・ 富士山の世界文化遺産登録推進の取組について ・ 静岡県保存管理計画の策定について
2009年6月17日	平成21年度第1回静岡県保存管理計画検討部会 ・ 静岡県保存管理計画の策定について ・ 富士山の緩衝地帯に関する考え方
2009年7月13日	平成21年度静岡県保存管理計画検討部会第1回庁内連絡会議
2009年10月29日	平成21年度静岡県保存管理計画検討部会第2回庁内連絡会議
2009年11月25日	平成21年度第2回静岡県保存管理計画策定協力者部会
2010年1月29日	平成21年度第3回静岡県保存管理計画策定協力者部会
2010年3月16日	平成21年度第3回山梨県・静岡県学術委員会 ・ 保存管理計画の考え方について
2010年6月30日	平成22年度第1回静岡県保存管理計画検討部会

(2) 学術委員会・保存管理計画検討部会組織

学術委員会及び保存管理計画検討部会の組織は図●に示すとおりである。また、その構成は表●～●のとおりである。

図● 学術委員会・保存管理計画検討部会組織図



表● 富士山世界文化遺産 二県学術委員会 (委員 50 音順、敬称略)

区 分	氏 名	現 職 等	分 野
委員長	とおやま あつこ 遠山 敦子	新国立劇場運営財団理事長 元文部科学大臣	文化行政
副委員長	たかしな しゅうじ 高階 秀爾	大原美術館長	美術史
委員	あらまき しげお 荒牧 重雄	山梨県環境科学研究所所長 東京大学名誉教授	火山学
委員	いなば のぶこ 稲葉 信子	筑波大学大学院教授	世界遺産 建築学
委員	おかだ やすよし 岡田 保良	国士舘大学イラク古代文化研究所教授	世界遺産 建築史
委員	きよくも しゅんげん 清雲 俊元	山梨郷土研究会理事長 (山梨県学術委員会委員長)	中世・近世史 宗教史
委員	くぼ た じゅん 久保田 淳	東京大学名誉教授	文学
委員	しかの ひさお 鹿野 久男	(財) 国立公園協会研究員 元環境庁長官官房審議官	自然公園
委員	たなか ゆうこ 田中 優子	法政大学社会学部教授	江戸文化 民俗
委員	たばた さだとし 田畑 貞寿	千葉大学名誉教授 (財) 日本自然保護協会理事長 (山梨県学術委員会副委員長)	景観 世界遺産
委員	つち りゅういち 土 隆一	静岡大学名誉教授 (静岡県学術委員会委員長)	地質学 地下水
委員	にしむら ゆきお 西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授	世界遺産 都市景観計画
委員	やすだ よしのり 安田 喜憲	国際日本文化研究センター教授 (静岡県学術委員会副委員長)	環境考古学

表● 富士山世界文化遺産 山梨県学術委員会 (委員 50 音順、敬称略)

区 分	氏 名	現 職 等	分 野
委員長	きよくも しゅんげん 清雲 俊元	山梨郷土研究会理事長 山梨県文化財保護審議会会長	中世・近世史 宗教史



副委員長	たばた 田畑	さだとし 貞寿	(財)日本自然保護協会理事長 千葉大学名誉教授	景観 世界遺産
委員	いしだ 石田	ちひろ 千尋	山梨英和大学人間文化学部教授	古典文学
委員	うすき 薄木	みつお 三生	東洋大学国際地域学部教授	自然公園 自然地理
委員	たかやま 高山	しげる 茂	日本大学国際関係学部教授 山梨県文化財保護審議会委員	民俗
委員	たなか 田中	おさむ 収	大月短期大学名誉教授 山梨県文化財保護審議会委員	地球科学
委員	なかごみ 中込	しろう 司郎	山梨植物研究会会長 山梨県文化財保護審議会副会長	植物学
委員	にしむら 西村	ゆきお 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授	世界遺産 都市景観計画
委員	はまだ 濱田	たかし 隆	美術史家	絵画
委員	わたなべ 渡辺	ようこ 洋子	芝浦工業大学工学部教授 山梨県文化財保護審議会委員	建築学

表● 富士山世界文化遺産 静岡県学術委員会 (委員 50 音順、敬称略)

区分	氏名	現職等	分野
委員長	つち 土	りゅういち 隆一	静岡大学名誉教授 地質学 地下水
副委員長	やすだ 安田	よしのり 喜憲	国際日本文化研究センター教授 環境考古学
委員	いなば 稲葉	のぶこ 信子	筑波大学大学院教授 世界遺産 建築学
委員	かたざり 片桐	やよい 弥生	静岡文化芸術大学文化政策学部教授 日本絵画史
委員	こやの 児矢野	マリ	北海道大学大学院教授 国際法 国際環境法
委員	たかはし 高橋	すすむ 進	共栄大学国際経営学部教授 自然環境保全 政策・自然保護 地域政策論

委員	たてべ やすのぶ 建部 恭宣	静岡県文化財保護審議会委員	建築学
委員	なかむら よういちろう 中村 羊一郎	静岡産業大学情報学部教授	民俗学・日本史学・文化人類学
委員	ひがし けいこ 東 恵子	東海大学開発工学部教授	景観論 環境デザイン
委員	ますざわ たけひろ 増沢 武弘	静岡大学理学部教授	植物生態学・極限環境生物学

表● 富士山世界文化遺産 包括的保存管理計画検討部会 (委員 50 音順、敬称略)

氏名	現職	分野
しかの ひさお 鹿野 久男	(財) 国立公園協会研究員 元環境庁長官官房審議官	自然公園
きよくも しゅんげん 清雲 俊元	山梨郷土研究会理事長 (山梨県学術委員会委員長)	中世・近世史 宗教史
たばた さだとし 田畑 貞寿	千葉大学名誉教授 (財) 日本自然保護協会理事長 (山梨県学術委員会副委員長)	景観 世界遺産
つち りゅういち 土 隆一	静岡大学名誉教授 (静岡県学術委員会委員長)	地質学 地下水
やすだ よしのり 安田 喜憲	国際日本文化研究センター教授 (静岡県学術委員会副委員長)	環境考古学

表● 富士山世界文化遺産 山梨県保存管理計画検討部会 (委員 50 音順、敬称略)

氏名	現職	分野
いしだ ちひろ 石田 千尋	山梨英和大学人間文化学部教授	古典文学
たかやま しげる 高山 茂	日本大学国際関係学部教授 山梨県文化財保護審議会委員	民俗
たなか おさむ 田中 収	大月短期大学名誉教授 山梨県文化財保護審議会委員	地球科学
にしむら ゆきお 西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授	世界遺産・ 都市景観計画
わたなべ ようこ 渡辺 洋子	芝浦工業大学工学部教授 山梨県文化財保護審議会委員	建築学

表● 富士山世界文化遺産 静岡県保存管理計画検討部会 (委員 50 音順、敬称略)

氏 名	現 職 等	分 野
かたぎり やよい 片桐 弥生	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	日本絵画史
たてべ やすのぶ 建部 恭宣	静岡県文化財保護審議会委員	建築学
なかむらよういちろう 中村 羊一郎	静岡産業大学情報学部教授	民俗学・日本史学・文化人類学
ひがし けいこ 東 恵子	東海大学開発工学部教授	景観論・環境デザイン
ますざわ たけひろ 増沢 武弘	静岡大学理学部教授	植物生態学・極限環境生物学

表● 山梨県保存管理計画策定協力者会議

地元関係者・関係自治体	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合	組合長
	鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合	組合長
	富士吉田市	地域住民
	身延町	地域住民
	西桂町	地域住民
	忍野村	地域住民
	山中湖村	地域住民
	鳴沢村	地域住民
	富士河口湖町	地域住民
業者等 観光	富士五湖観光連盟	副会長
	富士五湖観光連盟	専務理事
	富士山吉田口旅館組合	組合長
関係 神社	北口本宮富士浅間神社	宮司
	富士山本宮浅間大社	宮司

表● 静岡県保存管理計画協力者部会

関係自治体	静岡市	都市局都市計画部都市計画課長
		生活文化局文化スポーツ部文化財課長
	沼津市	企画部政策企画課長
		都市計画部計画課長
		教育委員会文化振興課長
	三島市	企画部政策企画課長
		建設部都市計画課長
		教育委員会教育部文化振興課長

	富士宮市	企画部企画経営課長
		都市整備部都市計画課長
		教育委員会富士山文化課
	富士市	総務部企画課長
		都市整備部建築指導課長
		教育委員会文化振興課長
	御殿場市	企画部企画課長
		都市建設部都市計画課長
		教育委員会教育部社会教育課長
	裾野市	企画部企画政策室長
		産業建設部都市計画室長
		教育委員会教育部生涯学習室長
	清水町	企画財政課長
		都市計画課長
		教育委員会生涯学習課長
長泉町	企画財政課長	
	建設計画課長	
	教育委員会生涯学習課長	
小山町	企画総務部企画調整課長	
	経済建設部都市整備課長	
	教育委員会教育部生涯学習課長	
観光業者等	富士地区観光協議会	富士市観光課長
	富士宮市商工観光課	富士宮市商工観光課長
	沼津市観光交流課	沼津市観光交流課長
	三島市商工観光課	三島市商工観光課長
	静岡市観光シティプロモーション課	静岡市観光シティプロモーション課長
	富士山頂上 奥宮境内地使用者組合	組合長
	富士山表富士宮口登山組合	組合長
	富士山御殿場口山内組合	組合長
	富士山須走口山内組合	組合長
神社関係	富士山本宮浅間大社	宮司
	山宮浅間神社	氏子総代
	村山浅間神社	区長
	人穴浅間神社	代表役員
	須山浅間神社	宮司
	富士浅間神社	宮司

表● 山梨県保存管理計画策定ワーキンググループ

部 局 名	委 員	備 考
知事政策局		
企画県民部	世界遺産推進課	事務局
	北富士演習場対策室	
	県民生活・男女参画課	
総務部	市町村課	
	消防防災課	
福祉保健部	福祉保健総務課	
森林環境部	環境整備課	
	みどり自然課	
	県有林課	
	治山林道課	
商工労働部	商工企画課	
観光部	観光企画・ブランド推進課	
	観光資源課	
農政部	農政総務課	
	花き農水産課	
県土整備部	美しい県土づくり推進室	
	道路管理課	
	治水課	
	砂防課	
	都市計画課	
企業局	総務課	
教育委員会	学術文化財課	
警察本部	警務課	

表● 静岡県保存管理計画検討庁内連絡会議

部 局 名	委 員	備 考
危機管理部	危機情報課長	(会長)
くらし・環境部 県民生活局	県民生活課長	
環境局	環境政策課長	
	廃棄物リサイクル課長	
	水利用課長	
	自然保護課長	
	環境ふれあい課長	
文化・観光部	総務企画課 (富士山総合調整担当)	
文化学術局	世界遺産推進課長	
観光局	観光政策課長	
経済産業部 農林業局	農業振興課長	

交通基盤部	水産業局	水産振興課長	
	商工業局	企業立地推進課長	
	道路局	道路企画課長	
		道路保全課長	
	河川砂防局	河川企画課長	
		土木防災課長	
		砂防課長	
企業局	都市局	都市計画課長	
		土地対策課長	
	農地局	農地計画課長	
教育委員会		農地利用課長	
	森林局	森林計画課長	
		事業課長	
		文化財保護課長	

### 3 計画の位置付け

#### (1) 行政計画との関連・連携

構成資産及び緩衝地帯を有する山梨県・静岡県及び関係市町村では、まちづくり、観光、防災などに関する各種計画を策定し、実施している。これらの計画は、包括的保存管理計画と密接に関連し、日常的に連携を図りつつ実施されている。

表● 包括的保存管理計画に関連する計画（山梨県）

計画名称		策定年等
① 県総合計画		
	チャレンジ山梨行動計画	2007年12月
	富士山総合環境保全対策基本方針	1998年3月
	富士山北鳥獣保護区	1990年指定
	〃 山中湖特別保護地区	1990年指定
	〃 本栖湖特別保護地区	1989年指定
	県有林管理計画	2006年4月
	山梨東部地域森林計画	2008年度
② 各市町村総合計画		
	第五次富士吉田市総合計画（富士吉田市）	2008年3月
	第一次身延町総合計画（身延町）	2007年3月
	西桂町第4次長期総合計画（西桂町）	2001年3月
	忍野村第5次総合計画（忍野村）	2008年4月
	山中湖第3次長期総合計画（山中湖村）	2000年6月
	鳴沢村第4次長期総合計画（鳴沢村）	2007年3月
	新町総合計画（富士河口湖町）	2005年2月
③ 都市計画区域マスタープラン		

	富士北麓都市計画区域（富士吉田市、西桂町、山中湖村及び富士河口湖町の一部、忍野村の全域）	2004年5月
④	各市町村都市計画マスタープラン	
	富士吉田市都市計画マスタープラン（富士吉田市）	2002年3月
	山中湖村都市計画マスタープラン（山中湖村）	2004年3月
	富士河口湖町都市計画マスタープラン（富士河口湖町）	策定中
⑤	観光計画	
	富士箱根伊豆交流圏構想（山梨県、静岡県、神奈川県）	2009年10月
	富士山・富士五湖観光県整備計画（山梨県、富士吉田市、西桂町、山中湖村、忍野村、富士河口湖町、鳴沢村）	2009年8月
	山梨県観光振興基本計画（山梨県）	2009年2月
	身延観光振興ビジョン（身延町）	2006年5月
	富士河口湖町観光立町推進基本計画（富士河口湖町）	策定中
⑥	防災関係	
	富士山火山広域防災対策基本方針（国）	2006年2月
	富士山ハザードマップ（内閣府）	2004年6月
	山梨県災害時避難対策指針（山梨県）	2006年3月
	山梨県水防計画（山梨県）	2008年
	峡南地域自主防災活動マニュアル（山梨県）	2008年3月
	峡南地域防災力強化戦略（山梨県）	2006年12月
	山梨県地域防災計画（山梨県）	2008年12月
	富士・東部地域防災アクションプラン（山梨県）	2008年12月
	峡南地域避難所運営マニュアル（山梨県）	2009年3月
	富士吉田市地域防災計画（富士吉田市）	1997年3月
	身延町地域防災計画（身延町）	2006年3月
	西桂町地域防災計画（西桂町）	2009年3月
	忍野村地域防災計画（忍野村）	2009年3月
	山中湖村地域防災計画（山中湖村）	2007年3月
	鳴沢村地域防災計画（鳴沢村）	2009年1月
	富士河口湖町地域防災計画（富士河口湖町）	2009年3月
⑦	資産に影響する可能性がある個別の開発計画	
	大規模集客施設等の立地に関する方針（山梨県）	2010年1月
	ゴルフ場造成に事業に関する今後の取扱いについて（山梨県）	1993年10月

表● 包括的保存管理計画に関連する計画（静岡県）

	計画名称	策定年等
①	県総合計画	
	静岡県総合計画	平成18年策定
	富士山総合環境保全指針	平成8年3月策定
	富士山南鳥獣保護区・特別保護地区	昭和33年指定・48年指定
	愛鷹山自然環境保全地域保全計画	昭和50年策定

	明神峠自然環境保全地域保全計画	昭和 50 年策定
	静岡県森林共生基本計画	平成 19 年 3 月策定
	富士地域森林計画書	平成 18 年 4 月策定
②	各市町総合計画	
	第一次静岡市総合計画（静岡市）	平成 17 年 3 月策定
	第三次沼津市総合計画（沼津市）	平成 13 年 3 月策定
	第 4 次三島市総合計画（三島市）	平成 22 年策定
	第 4 次富士宮市総合計画（富士宮市）	平成 18 年 3 月策定
	第四次富士市総合計画（富士市）	平成 18 年 3 月策定
	第三次御殿場市総合計画（御殿場市）	平成 13 年策定
	第三次裾野市総合計画後期計画（裾野市）	平成 16 年 12 月策定
	第三次清水町総合計画後期基本計画（清水町）	平成 15 年 3 月策定
	第三次長泉町総合計画（長泉町）	平成 13 年 3 月策定
	第三次小山町総合計画（小山町）	平成 13 年 3 月策定
③	都市計画区域マスタープラン	
	東駿河湾広域都市計画区域（三島市、沼津市、長泉町、清水町）	平成 15 年 12 月 19 日告示
	岳南広域都市計画区域（富士市、富士宮市）	平成 16 年 4 月 30 日告示
	静岡都市計画区域（静岡市）	平成 20 年 10 月 24 日告示
	御殿場小山広域都市計画区域（御殿場市、小山町）	平成 16 年 3 月 19 日告示
	裾野都市計画区域（裾野市）	平成 16 年 4 月 30 日告示
	芝川都市計画区域（富士宮市（芝川町））	平成 16 年 3 月 19 日告示
	富士川都市計画区域（富士市（旧富士川町））	平成 18 年 2 月 10 日告示
④	各市町都市計画マスタープラン	
	静岡市都市計画マスタープラン（静岡市）	平成 18 年 2 月策定
	沼津市都市計画マスタープラン（沼津市）	平成 13 年 3 月策定
	三島市都市計画マスタープラン（三島市）	平成 10 年策定 平成 22 年改訂
	富士宮市都市計画マスタープラン（富士宮市）	平成 14 年 3 月策定
	富士市都市計画マスタープラン（富士市）	平成 16 年 3 月策定
	御殿場市都市計画マスタープラン（御殿場市）	平成 20 年 3 月 31 日告示
	裾野市都市計画マスタープラン（裾野市）	平成 11 年 3 月策定
	清水町都市計画マスタープラン（清水町）	平成 11 年 12 月策定
	小山町都市計画マスタープラン（小山町）	平成 14 年 3 月策定
⑤	観光計画	
	観光しずおか躍進計画 後期行動計画（静岡県）	平成 18 年 2 月策定
	沼津市観光振興ビジョン（沼津市）	平成 18 年 3 月策定
	観光基本計画（富士宮市）	平成 17 年 9 月策定
	富士宮市観光基本計画（富士宮市）	平成 17 年 9 月策定
	富士市観光交流まちづくり計画（富士市）	平成 16 年 3 月策定
	御殿場市観光戦略プラン（御殿場市）	平成 20 年 7 月策定
⑥	防災関係	
	富士山ハザードマップ（内閣府）	平成 16 年 6 月試作版完成
	静岡県地域防災計画（静岡県）	平成 20 年 6 月修正
	地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画（第三次五箇年計画）（静岡県）	平成 18 年策定
	静岡市地域防災計画（静岡市）	平成 21 年 2 月修正
	三島市地域防災計画（三島市）	平成 20 年度修正
	富士宮市地域防災計画（富士宮市）	平成 20 年度修正
	御殿場市地域防災計画（御殿場市）	平成 20 年度修正
	小山町富士山火山防災マップ	平成 16 年策定
⑦	資産に影響する可能性がある個別の開発計画	
	企業立地促進法に基づく静岡県東部地域基本計画（静岡県及び 14 市町）	平成 21 年 2 月策定
	市町村森林整備計画	平成 18 年 4 月策定



	(富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町)	
--	-------------------------	--

(2) 計画の実施

今回提出する富士山包括的保存管理計画は、20●●年●月から既の実施され機能されているものである。

## 第2章 構成資産の概要

### 1 構成資産の一覧

世界遺産「富士山」の構成資産の種別、位置、面積、緩衝地帯の面積、所在地については、以下の表●に示すとおりである。

表● 構成資産の一覧

大分類	小分類	構成資産	種別			所在地	位置	資産面積 (ha)	緩衝地帯面積 (ha)
			世界遺産条約	文化財保護法	自然公園法				
A		富士山 (山体) (御中道含む)	遺跡	特別名勝 史跡		静岡県 (富士宮市、裾野市、御殿場市、小山町) 山梨県 (富士吉田市、身延町、鳴沢村、富士河口湖町) 県境未確定地	N 35° 21' 39" E138° 43' 89"		
	A1	山頂信仰遺跡 (奥宮、お鉢巡り)	遺跡	特別名勝 史跡					
	A2	大宮・村山口登山道	遺跡	特別名勝 史跡					
	A3	須山口登山道	遺跡	特別名勝 史跡					
	A4	須走口登山道	遺跡	特別名勝 史跡					
	A5	吉田口登山道	遺跡	特別名勝 史跡					
	A6	北口本宮富士浅間神社	遺跡 建造物 記念工作物	特別名勝 史跡 重要文化財					
	A7	西湖	遺跡	名勝					
	A8	精進湖	遺跡	名勝					
	A9	本栖湖	遺跡	名勝					
B	B1	富士山本宮浅間大社	遺跡 建造物 記念工作物	重文	静岡県 富士宮市	N 35° 13' 39" E138° 36' 36"			
	B2	山宮浅間神社	遺跡	市史跡	静岡県 富士宮市	N 35° 16' 16" E138° 38' 13"			
	B3	村山浅間神社	遺跡	未指定	静岡県 富士宮市	N 35° 15' 41" E138° 39' 59"			
	B4	須山浅間神社	遺跡	未指定	静岡県	N 35° 15' 16"			

						裾野市	E138° 50' 56"		
B5	富士浅間神社	遺跡	町指定			静岡県 小山町	N 35° 21' 45" E138° 51' 48"		
B6	河口浅間神社	遺跡	史跡			山梨県 富士河口湖町	N 35° 31' 57" E139° 46' 29"		
B7	富士御室浅間神社	遺跡 建造物 記念工作物	史跡 重要文化財			山梨県 富士河口湖町	N 35° 30' 45" E138° 44' 43"		
B8	御師住宅	建造物	重要文化財			山梨県富士 吉田市	N 35° 28' 48" E138° 47' 45"		
B9	山中湖	遺跡	名勝				N E		
B10	河口湖	遺跡	名勝				N E		
B11	忍野八海	遺跡	天然記念物			山梨県 忍野村	N 35° 27' 35" E138° 49' 58"		
B12	船津胎内樹型	遺跡	天然記念物			山梨県 富士河口湖 町	N 35° 27' 10" E138° 45' 15"		
B13	吉田胎内樹型	遺跡	天然記念物			山梨県富士 吉田市	N 35° 26' 54" E138° 45' 37"		
B14	人穴富士講遺跡	遺跡	市史跡			静岡県 富士宮市	N E		
B15	白糸ノ滝	遺跡	名勝・天然 記念物			静岡県 富士宮市	N E		
C	三保松原	文化的景観	遺跡			静岡県 静岡市	N E		

## 2 資産及び緩衝地帯等の範囲

「富士山」の顕著な普遍的価値を表す構成資産の保護を確実にし、各構成資産における富士山体への良好な眺望を保証するために、個々の構成資産の周囲に必要な十分な範囲の緩衝地帯を設定する。

さらに、個々の構成資産間の関係を良好に保ち、富士山の景観の一体性・連続性を保証するために、緩衝地帯を含め、広く保全管理区域を設定する。

構成資産の位置及びその周辺地域である緩衝地帯、保全管理区域の範囲については、図●に示すとおりである。

図● 「富士山」の範囲（構成資産・緩衝地帯）

富士山山体の範囲については、現在特別名勝富士山に指定されている区域だけでなく、その周辺部にあたる標高約 1,500m 付近までとした。この範囲において、特別名勝の区域は文化財保護法で保護され、特別名勝指定地外から標高 1,500m の区域については自然公園法と森林法で保護されている。

緩衝地帯との境については林班により線引きを行い、県道などの人工物の改修工事等への影響が軽減するよう配慮した。そして本栖湖、精進湖、西湖までを富士山の山体として考え、範囲付けしたことは、展望地点から山頂までを連続して保護するための措置である。

緩衝地帯の範囲については、当初国道 469 号から県道 72 号にかけての富士山側を計画していたが、国際専門家から飛び地の資産である、富士山本宮浅間大社や山宮浅間神社を緩衝地帯に含めるべきだとの指摘があり、市道を境に緩衝地帯を設定した。その際、富士山本宮浅間大社からの富士山の眺望を確保するため、富士山に向かって約 36 度の広がりで設定した。この範囲については、文化財保護法以外の法律を適用し、自然公園法、森林法、景観法で保護されている。

保全管理区域の範囲については、三保松原から富士山を眺望する際、その阻害要因を軽減させるために、溶岩が流出した範囲を基本として設定した。そのため、静岡県側においては、裾野市、御殿場市、小山町に流出している溶岩流の範囲については、保全管理区域とはしていない。なお、保全管理区域についても、森林法と景観法で保護されている。

富士山山体の東に位置する、演習場（北富士演習場・東富士演習場）については、従前より大規模開発が予定されていないことから、緩衝地帯同様に資産を緩衝することが可能な区域であると言える。

### 3 構成資産の概要

構成資産及び保存管理状況の概要については、以下に記すとおりである。構成資産の詳細については、推薦書本文にて説明を行っている。保存管理状況等の詳細については、構成資産毎に策定されている個別の保存管理計画等において、それぞれ具体的内容を含めた説明を行っている。

なお、p 18, 19 表●の A～C は次のように分類し、整理したものである。

- |                |
|----------------|
| A 富士山山体及び登山道   |
| B 信仰に関わるもの     |
| C 富士山の眺望に関わるもの |

#### (1) 富士山山体及び登山道

##### A 富士山

標高 3776m を測る富士山は、日本を代表し、象徴する日本最高峰の秀麗な独立火山である。その自然的な美しさと崇高さを基盤として、日本人の自然に対する信仰のあり方や、日本独自の芸術文化を育んだ名山でもある。富士山は山岳に対する信仰の在り方や芸術活動などを通じ、時代を超えて一国の文化の諸相と極めて深い関連性を示し、生きた文化的伝統の物証であるのみならず、人間と自然との良好で継続的な関係を示す景観の傑出した類型として、世界的にも類例を見ない顕著な普遍的価値を持つ山である。

世界文化遺産としての富士山とは、富士山山体の内、標高約 1500m 以上の範囲である。この範囲は、富士山周辺の主要な神社や景勝地から見た可視領域が重なり合う範囲であるとともに、各登山道における山体の神聖性に関する境界の一つである「馬返」の標高とほぼ一致する。なお、「馬返」とは、乗馬登山が物理的にも、宗教的観点からも不可能になる地点を示す。

景観的には山体の傾斜角の変化率が大きくなり「平野部」と「山体」の境界として認識され、稜線が優美な曲線を描き、絵画などの対象とされることが多い範囲である。

写真● 上空から見た写真に資産範囲を線で示したもの（推薦原案と同じもの）

標高約 2500m 付近の森林限界より上方は富士講信者には「焼山」と呼ばれ、神聖な地域あるいは死後世界である「他界」と考えられていた。また、登山道ごとに標高は異なるが、1779 年以降、浅間大社の境内地とされてきた八合目以上はより強い神聖性を持つとされる。理由は八合目の標高とほぼ一致する噴火口である「内院」の底部に浅間大神が鎮座するとの信仰に基づく。

富士山頂へ向かい、登山の歴史の中で開鑿された登山道が、現在の 4 本の登山道の起源となっている。

また、ほぼ森林限界に沿い、富士山山体を一周する「御中道」が 15～16 世紀ごろ富士講の祖とされる長谷川角行によって開かれたとされ、その後「大沢崩れ」という危険箇所を通るため、富士講信者により修行の道として利用された。

**表● 法的保護、修理・整備の経緯**

1924 年	史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝に仮指定
1936 年	国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定
1952 年	文化財保護法の下に名勝、ついで特別名勝に指定
1969 年	国が大沢崩れに対する砂防事業に着手(継続中)
1996 年	国・県が台風による森林の風倒被害に対する対策に着手(継続中)

「御中道」は、標高 2,300m 付近から 2,800m 付近の山腹を通り、富士山の中腹部を時計回りに一周する約 25km の道である。「御中道巡り」は、修験道の祖とされる役行者が始めたと伝えられ、16 世紀後半、富士講の基礎を築いた長谷川角行が行ったことが記録されている。古くは定まった道もなく巡ったとされ、富士講が盛んになった江戸時代後期には一定の道が整備された。

富士山信仰の上では、山体西側の大沢崩れを渡るという危険を伴う最大級の大行の道とされていた。富士登山 3 回以上の経験を持ち、誓約書を御師に提出し、神への伺いをたてた上でないと許可されないほど厳しいものであった。この御中道の巡拝を無事終わると、その証である「御許し」を御師から受けることができた。

1816 年の資料では年間 100 人以上が御中道巡りを行っているが、1977 年の転落事故で通行止めとなり、現在では一周することはできなくなっている。

写真● 御中道の写真

#### A 1 山頂信仰遺跡(富士山本宮奥宮)

富士山山頂部の火口壁沿いに、いくつかの神社及び宗教関連施設が所在する。富士山への信仰登山が開始されると、修験道の影響を受け山頂部において寺院の造営や仏像等の奉納がおこなわれるとともに、山頂部での宗教行為が体系化されていった。登拝者は山頂周辺において「御来光」を拝み、内院と呼称される噴火口に鎮座すると言われる神仏を拝した。また、火口壁にいくつかあるピークを仏教の曼荼羅における仏の世界に擬して巡拝する「お鉢めぐり(八葉めぐり)」と呼ばれる行為を行なうことが一般的であった。

山頂の宗教的施設は、12 世紀中ごろ、修行僧末代により建立された大日寺(大日堂)が最初とされ、その後、經典・懸仏・仏像等の山頂部への奉納・埋納や内院への散銭が行われた。また、遅くとも 17 世紀には、大宮・村山口山頂部に大日堂が、吉田・須走口山頂部に薬師堂が造営された。この様子は 19 世紀中ごろの絵図によって確認できる。

1874 年、山頂の仏教的施設及び仏像は廃仏毀釈の影響によって撤去され、ピークの名称も変更され、寺院は神社に改変された。しかし、山頂部に対する信仰自体は変化することなく、上記の行為は現代の

登山者の多くが行っており、これらを通じて富士信仰の核心が現代に受け継がれている。

写真● 奥宮の写真

表●法的保護、修理・整備の経緯

1924年	所在地が史蹟名勝天然紀念物保存法の下に名勝に仮指定
1936年	所在地が国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定
1952年	所在地が文化財保護法の下に名勝、ついで特別名勝に指定
2008年	財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所により現地調査が行われ、その成果に基づき2010年に「史跡富士山保存管理計画」が策定された
2010年	文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定

山頂の噴火口の周囲を一周し、頂上の各峰を巡る行為は、古くから「お鉢巡り」と呼ばれ、現在も多くの人々に受け継がれている。

13世紀後半の資料には「いたゞきに八葉の嶺あり」との記載があり、このころには山頂の峰々に信仰的意義を見出していたことが伺える。16世紀前半には地元為政者が「八要メサル、也」との記述も見られ、後に盛んになるお鉢巡りの古態と思われる習俗があったことが知られる。

富士講中の多くは、頂上に着くと、時計回りに山頂を巡っていった。内院に賽銭を投じ、御来光を礼拝し、途中にあるいくつかの仏像や石碑を拝みながら、大日寺(現奥宮)の大日如来、最高峰の剣ヶ峰、釈迦割石、霊泉とされた金明水などを巡礼した。

写真● お鉢めぐりの写真

## A2 大宮・村山口登山道

富士山南西麓の浅間大社及び村山浅間神社を起点とし、山頂大日岳に至る登山道である。12世紀前半、富士山で修行した末代上人の開削した登山道が起源だとされ、14世紀初め、僧の頼尊が修験者とその活動を組織化したことで、村山を基点とする登山が行われていたことが推測できる。15世紀に入ると村山での宿坊の存在が確認でき、同世紀前半には、地元支配者である今川氏により発心門等の施設が寄進されたとの記録がある。今川氏は1552年、村山を神聖な地と定め、村山三坊には山役銭の徴収権を与えている。この権利は19世紀後半まで継続し、浅間大社が登山道の管理に関わることはなかった。

一方、16世紀ごろ、浅間大社は湧玉池での水垢離を重要な儀式と位置づけることによって、浅間大社を經由した登拝を喧伝した。浅間大社には16世紀前半に30余りの道者坊があったことが伝えられ、同時期の絵図である「絹本著色富士曼荼羅図」には浅間大社・湧玉池及び村山浅間神社を經由して登山する人々の姿が描かれている。道者坊はその後統合され、19世紀前半には5坊となった。また、1600年頃以降、地元支配者により、大宮を経て村山口登山道を利用することが求められた。

登山道中の宗教施設は、17世紀初頭までに建設され、石室などの施設は主に17世紀後半、興法寺から許可を受けた先達により建設されたが、1707年の宝永噴火で登山道と共にことごとく破壊された。これらは再建されたが、その復興は須走口より遅かった。主要な宗教施設としては発心門、中宮八幡堂、室大日などがあった。

登拝者は興法寺の檀所や浅間大社の道者場としていた静岡県西部地方を含む西日本の人々が多かった。なお、1532年以降不連続であるが、登拝者の記録が残され、その数は18世紀後半から19世紀初頭の道者坊の記録より、御縁年で2,000人前後、平年で数百名程度と推測できる。1826年の記録ではその数が減少し、村山の村落も衰退していたとの記述もあるが、1860年、初の外国人登山となる英国公使オ

ールコックは大宮を經由して村山に宿泊し、山頂をめざした。彼の記録では大鏡坊、中宮八幡堂の存在や登山道の様子が確認できる。

明治維新以降、女人登山の解禁もあり、登山者は増加傾向を示すが、1889年、東海道線の開通による御殿場口利用者の増加により衰退し、これへの対策として1906年、村山を經由せず4km短縮された大宮新道(カケスバタ口)が建設されたため、大宮から現六合目までの村山口登山道は登山道としての機能を失い、その歴史を閉じた。現在は、林道の建設に雨水による侵食も加わり、一部を除き登山道跡の推定は困難な状態であり、道標、地藏・不動明王像、建物跡などがある程度たどることができるのみである。

写真● 大宮・村山口登山道の写真

### A 3 須山口登山道

富士山南東麓、須山浅間神社を起点とし、山頂部浅間嶽(駒ヶ嶽)に至る登山道である。その起源は明確ではないが、1200年の資料には大宮・村山口、吉田口、須山(珠山)口以外には登山道がないことが述べられている。1486年の京都の僧による資料(廻国雑記)では、「すはま口」の名が確認できる。

登山道および山頂部銀明水は須山浅間神社及び12軒の御師を中心とした須山村により管理されていた。ただし、銀明水の管理を巡り、須走村と争いになった際は浅間大社の裁定を仰いでいる。

登山道には宝永噴火前の状況を描いた絵図で須山御胎内に附属する御胎内神社等の宗教施設と山室がみられる。これらの施設及び登山道はその中腹より噴火した宝永噴火により壊滅し、御縁年の1740年に復興したが永続せず、1780年にようやく復興した。また、1880年代の記録では御室浅間神社、中宮浅間社、御胎内等の宗教施設と4箇所(石室)があることが確認できる。中宮浅間社や水呑浅間は村山修験の富士峯修行の行場としても使用された。

登拝者については詳しい研究が進んでいないが、西日本・東日本両方からの登山者があったことが、宿帳及び案内立札の立地から確認できる。登拝者数は御縁年に当たる1800年に約5,400人、1840年代前半は年平均約1,700人、続く1860年の御縁年には約3,600人であった。

登拝者は神仏分離令後も継続していたが、1883年、須山口二合八勺に接続する御殿場口登山道が開鑿された。また、1889年に東海道本線が開通し、御殿場口の利便性の向上により須山口からの登拝者や登山者が減少することとなった。1912年には、登山道の一部が陸軍演習場となり使用不可能となったため、須山口からの登拝(登山)は衰退し現在に至っている。

二合八勺以下の登山道で当時の道が確認できる部分は一部のみである。また、1999年、地元住民により須山口下山歩道の名でかつての登山道の一部が復興された。

写真● 須山口登山道の写真

### A 4 須走口登山道

富士山東麓の富士浅間神社を起点とし、八合目で吉田口登山道と合流して山頂久須志岳に至る登山道である。その起源は明確ではないが、六合目からは1384年の銘のある掛仏が出土している。文献からは「勝山記」の1500年6月の項に、関東地方での戦乱を避け、吉田口を利用すべき登拝者が須走口に集中したことが確認できる。

遅くとも17世紀までに、富士浅間神社及び須走村が登山道山頂部までを支配し、薬師嶽(現久須志岳)における石室建設の独占、薬師堂の開帳・入仏などを行った。また、内院および薬師堂の散銭取得権も浅間大社に次ぐ権利を有していた。富士浅間神社及び須走村は、1703年と1772年の2回幕府に訴え、これらの権利について八合目以上の支配権を主張する浅間大社と争い、正式に権利を認められた。

登山道の施設は 1683 年の資料等で詳細が確認でき、大日堂、御室浅間神社、古御岳神社等の宗教施設と共に、小屋・石室が山頂部まで設置されている。

1707 年の宝永噴火では、これらの施設及び麓の浅間神社、須走村は約 3 m の降砂に覆われ壊滅したが、江戸幕府の支援を受け、翌年の登拝期までには復興を完了し、多くの登拝者を集めた。18 世紀半ばには 800 名前後に減少したとの資料があるが、18 世紀後半、相模の大山石尊や関本の道了尊とセットにされた参詣の流行で登拝者数は増加し、年平均約 1 万人、1800 年の御縁年に 23,700 人とピークを迎えた。

登拝者は関東地方の富士講関係者が多く、東北地方からの登拝者も見られる。講によっては吉田口から登山し、砂道で下山に適した須走口へ下山する形をとった。また、1831 年、須走口山頂部に宝経塔が作られたことにより、日蓮宗の信徒による登拝も増加した。

1889 年の東海道線開通による御殿場口、および 1903 年の中央線開通による吉田口の利便性の向上で、距離が長い須走口は敬遠されるが、御殿場口の下山道として利用され続けた。1909 年より登山道の周囲に石垣を築き、1916 年には、八合目まで馬による登山が可能になった。八合目以上は浅間大社境内地という理由で馬の利用は行われなかった。また、1923 年に皇太子(昭和天皇)の登山に利用されている。1959 年、バス道路(現ふじあざみライン)の完成により、五合目以下の登山道の利用は減少し、一部登山道としての確認ができない区間がある。

写真● 須走口登山道の写真

#### A5 吉田口登山道

北口本宮富士浅間神社を起点とし、富士山頂を目指す道である。15 世紀には、富士山への登拝が、修験者だけでなく、ごく一般の人々の間にも広まっていた。吉田口は 14 世紀後半には参詣の道者のための宿坊もでき始め、大勢の人々が登るための設備が整うようになった。

16 世紀から 17 世紀、長谷川角行が吉田口を利用して修行を行い、18 世紀前半には富士講隆盛の礎を築いた食行身禄は、入定(宗教的自殺)にあたって信者の登山本道をこの吉田口と定めた。このため、富士講の信者が次第に増加した 18 世紀後半以降は、年間数万人を数える富士講の道者が登拝したとされる。

1964 年に富士山有料道路が開通した後は、ほとんどの登山者が新五合目(小御岳)を起点として登るようになったため、五合目以下の道を利用する登山者は激減したが、六合目以上については、現在残る登山道の中で最も多くの道者(外の登山口の合計と同程度)が吉田口登山道を上って山頂を目指している。しかも、古道としては唯一徒歩で麓から頂上まで登れる重要な道である。

写真● 吉田口登山道の写真

表●法的保護、修理・整備の経緯

1924 年	所在地が史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝に仮指定
1936 年	所在地が国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定
1952 年	所在地が文化財保護法の下に名勝、ついで特別名勝に指定
1978 年	「特別名勝富士山保存管理計画」策定(1999 年、2006 年改訂)
1996 年	歴史の道整備活用事業により馬返～1 合目区間を発掘調査・整備
1999 年	「特別名勝富士山保存管理計画」を改訂
2006 年	「特別名勝富士山保存管理計画」を改訂
2011 年	文化財保護法の下に他の文化財とともに登山道の一部を史跡富士山として指定



2011年	「史跡富士山保存管理計画」を策定（予定）
-------	----------------------

#### A 6 北口本宮富士浅間神社

富士山北麓、吉田口登山道の起点に位置し、祭神として木花開花姫命、天津彦彦火瓊瓊杵命、大山祇命を祀る神社である。

富士山の遙拝所に祀られていた浅間明神（富士山の荒ぶる神）を起源とし、1480年には「富士山」の鳥居が建立され、16世紀半ばには浅間神社の社殿が整っていたとされる。

当神社は領主からの崇敬が厚く、境内に現存する3つの社殿は、1561年、1594年、1615年にそれぞれ当時の領主が寄進したものである。富士講とのつながりが強く、1730年には富士講の指導者である村上光清の寄進によって境内の建造物群の修復工事が行われ、現在にみる境内の景観の礎が形成された。

北口本宮富士浅間神社の支配権は外川家、小佐野家などの吉田の御師に所属しており、神社の管理も御師団の中から選ばれた者に委ねられていた。

社殿の背後に登山門があり、この神社を起点として富士山頂まで吉田口登山道が伸びている。富士講や吉田御師と密接な関係を持ちながら発展した神社である。

写真● 北口本宮富士浅間神社の写真（本殿、西宮本殿、東宮本殿）

表●法的保護、修理・整備の経緯

1907年	古社寺保存法の下に東宮本殿が特別保護建造物の指定
1952年	所在地が文化財保護法の下に名勝、ついで特別名勝に指定
1952年	東宮本殿・解体修理工事を行う
1953年	文化財保護法の下に本殿、西宮本殿が重要文化財の指定
1962年	西宮本殿・解体修理工事を行う（～64年）
1978年	「特別名勝富士山保存管理計画」を策定
1973年	本殿・部分解体修理工事を行う（～74年）
1981年	東宮本殿・部分修理工事を行う（～82年）
1997年	東宮本殿・部分修理工事を行う
2008年	本殿・屋根の葺替え修理工事を行う（～09年）
2010年	「重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画」を策定
2011年	文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定（予定）
2011年	「史跡富士山保存管理計画」を策定（予定）

#### A 7 西湖

富士山の火山活動により形成された堰止湖で、富士山の北北西に位置する。富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが行われたが、この西湖にも多くの富士講徒が訪れた。

西湖と精進湖はかつて「割の海（せのうみ）」と呼ばれる一つの湖だったが、日本最古の歌集・万葉集で割の海が詠われたほか、いくつかの文学作品ともゆかりがある。

写真● 西湖の写真

#### A 8 精進湖

富士山の火山活動により形成された堰止湖で、富士山の北西に位置する。富士山周辺の湖を巡って修

行する内八海巡りが行われたが、この精進湖にも多くの富士講徒が訪れた。

富士山北麓で最初の洋風ホテルはこの精進湖畔に建てられ、多くの西洋人が訪れた。20世紀初頭には、絵葉書に使われた富士山の写真はこの精進湖からのものがほとんどだった。

写真● 精進湖の写真

#### A 9 本栖湖

富士山の火山活動により形成された堰止湖で、富士山の北西に位置する。富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが行われたが、この精進湖にも多くの富士講徒が訪れた。

本栖湖は、日本の紙幣の図柄として何度も使用された写真の撮影地点であり、重要な展望地点（view point）である。

富士山は、プロ・アマを問わず多くの写真家に愛され、撮影されてきた。なかでも、生涯にわたり富士山を追い続けた岡田紅陽によって、1935年に本栖湖北西岸の峠道から撮影された「湖畔の春」という写真は有名である。この写真は、1984年に採用された5千円札及び2004年に採用された千円札の図柄として使用された。山体の裾野が湖まで広がり一体の景観を構成している本栖湖からの展望は、「湖畔の春」に撮影された富士山とほぼ同じ姿のまま現在も残している。

写真● 本栖湖の写真

表●法的保護、修理・整備の経緯（A 7・A 8・A 9）

1936年	所在地が国立公園法の下に（富士箱根）国立公園に指定
1988年	「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を制定
2006年	自然公園法の下に本栖湖の湖面全域での動力船の使用が規制される
2011年	文化財保護法の下に名勝に指定（予定）
2011年	「名勝富士五湖保存管理計画」を策定（予定）

## （2）信仰

### B 1 富士山本宮浅間大社

富士山の南西麓に位置する神社であり、この神社とともに発展してきた富士宮市の中央部に所在する。富士山の神とされる木花之佐久夜毘売命を主祭神とし、現在全国に約1300社ある浅間神社の総本宮とされている。境内には登拝の際に水垢離場として使用された湧玉池がある。

浅間大社は7世紀ごろ、富士山により近い遥拝所であった山宮浅間神社から現在の地に移転されたとされる。創建当時は富士山の噴火が盛んであり、これを恐れ鎮めることを信仰の目的としていた。朝廷も浅間大神に他の山よりも高い神階を与えることで崇敬の念を示した。

12世紀後半ごろには、浅間大神は本地垂迹説の影響を受け大日如来の垂迹である「浅間大菩薩」と見なされるようになり、12世紀頃より政治の実権を掌握した武士階級に戦勝の神として信仰された。

15世紀ごろ、登拝が盛んになるにつれて、浅間大社は村山浅間神社とともに大宮・村山口登山道の起点となり、宿坊が周辺に建設された。

16世紀ごろ、浅間大社は湧玉池での水垢離を重要な儀式と位置づけることによって、浅間大社を経由した登拝を喧伝した。同時期の絵図である絹本著色富士曼荼羅図には、浅間大社・湧玉池及び村山浅間神社を経由して登山する人々の姿が描かれている。

登拝の拡大に伴い、富士山中での諸権利が構築されていく中で、浅間大社は徳川家康の庇護の下、1604年現在の社殿が造営されるとともに、1609年山頂部の散銭取得における優先権を得た。これを基に浅間大社は山頂部の管理・支配を行うようになった。ただし、大宮・村山口登山道と頂上部の大日堂周辺は

村山浅間神社が支配し、廃仏毀釈以降、村山浅間神社の衰退と 1906 年の村山浅間神社を經由しない登山道の開削などにより、浅間大社には多くの参拝者が訪れた。

また、明治政府の政策により、一時国有地とされていた八合目以上の土地は 1974 年の最高裁判決に基づき、2004 年浅間大社に譲渡(返還)された。

写真● 本殿・拝殿+富士山

表● 法的保護、修理・整備の経緯

1907 年	本殿が古社寺保存法の下に特別保護建造物に指定
1925 年	本殿・拝殿・楼門等の補修
1929 年	本殿は国宝保存法制定に伴い国宝に名称変更
1934 年	楼門の修理
1936 年	袖廊・廻廊を附した
1950 年	本殿は文化財保護法制定に伴い重要文化財に名称変更
1952 年	本殿の屋根の修理等が行われた
1970 年	本殿の屋根の修理等が行われた
1988 年	本殿の屋根の修理等が行われた
1996 年	富士宮市教育委員会が調査を行った
2002 年	富士宮市教育委員会が調査を行った
2005 年	本殿の屋根の修理等が行われた
2008 年	財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所により境内の発掘調査が行われ、その成果に基づき 2010 年に「史跡富士山保存管理計画」を策定
2010 年	文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定

湧玉池は富士山本宮浅間神社境内に所在する面積約 2,500 m<sup>2</sup>の池である。池は約 1 万年前に噴出した万野溶岩流の末端から湧き出す一日平均 14 万 m<sup>3</sup> (2008 年) の水を源としている。

湧水のメカニズムは、富士山の標高 1000m 前後ないしそれ以上の高所の降水が地下にしみ込み、何層もある溶岩層の間にはさまれて充満し、それが押し出されるようにして末端から湧出したものである。

浅間大社の位置は、富士山の噴火を湧水によって鎮める考えや、富士山を聖なる水源の山として崇める考え方から、豊富な湧水量を持つ湧玉池のほとりに置かれたとされる。この湧水には灌漑用水としての役割もあり、浅間大社境内の神田の宮では水徳の神・農業神としての浅間大神に感謝する祭礼が行われている。

池の名前の由来には、地底から玉が湧き出るように湧水しているためという説や湧く<sup>たま</sup>霊(神霊)との説等があり、わく玉の名は 10 世紀後半の地元支配者による和歌に見られ、湧玉池の名称は 1670 年作成の「社頭古絵図」に見られる。

湧玉池は浅間大社に参拝し、富士山をめざす登拝者が身を清める場として使用された。その様子は「絹本著色富士曼荼羅図」や「富士浅間曼荼羅図」、17 世紀初頭の登山記で確認できる。この絵図では現在の形状に近い湧玉池が描かれ、水垢離する人々やそのための施設が見られる。登拝者の水垢離は 1920～30 年代まで行われ、現在では山開きの恒例行事に形を変えて継承されている。また、湧水は聖なる水として現在でも利用する人が多い。

湧玉池および周辺には様々な宗教に係わる施設があるが、特に池の南端にある「神幸橋」は、御神幸道の基点であり、現在でも 1691 年に作られた石碑がたもとに残されている。

## 写真● 沸玉池の写真

### B 2 山宮浅間神社

浅間大社の北北東約 5 km に位置し、木花之佐久夜毘売命を主祭神とする神社である。

その起源は「富士本宮社記」によれば、山足の地に祀られていた浅間大神を、神話上の英雄である日本武尊が大神の神威により難を逃れた謝礼に山宮に祀ったこととされ、これが 802 年に再び遷され浅間大社となったとする。具体的な創建年代は不詳だが、文献上での初見は 1551 年である。

神社は神事の際に使用する籠屋以外の建物施設を持たず、拝殿・本殿等が位置すべき場所には石列でいくつかに分けられた遥拝所が設置されるのみという特異な形態を示している。この形態は古代からの富士山祭祀の形を止めていると推定されており、遥拝所の主軸は富士山方向を向いている。発掘調査では 12～15 世紀にかけての神事に使用されたと推定される破砕された土器が遥拝所北側から多数出土し、当神社での宗教活動を裏付けている。

また、遅くとも 1577 年までには浅間大社との間で「山宮御神幸」といわれる儀式が開始された。これは 4 月と 11 月に神の宿った鉾を持ち、浅間大社から山宮浅間神社へ行き、神事を行った後、翌日未明に浅間大社へ戻る行事である。行事の意味として、現時点では神が 4 月に旧跡に戻るという解釈と、山にいる神が 4 月に田の神として里へ降りるという解釈がある。この行事は 1874 年まで行われていた。

なお、「山宮御神幸」に使用される経路を御神幸道と称し、浅間大社湧玉池横より発し、約 600m 東へ向かった後、ほぼ直角に曲がり直線状に北上して山宮浅間神社に至る。道の出発点及び途中には 1691 年に置かれた距離を示す石碑が少なくとも四箇所残っている。

## 写真● 山宮浅間神社の写真

### B 3 村山浅間神社

山宮浅間神社の南東約 4 km、富士山南麓に張り出した標高約 500m のバルコニー状地形に位置し、木花開花姫命を主祭神とする神社である。神社と一体化した範囲には、現在別の宗教法人となった大日堂・水垢離場・護摩壇などが存在している。これらは 1868 年の神仏分離令までは一体のものであり、富士山興法寺(村山興法寺)と呼ばれていた。なお、周辺には興法寺の維持・運営にあっていた道者坊の村山三坊(池西坊・大鏡坊・辻之坊の三箇所)の跡が発掘調査によって確認されている。

その起源は、1149 年の記録に見える修行僧末代上人による富士山頂への大日寺の建立にあるとされる。末代上人が富士山中又は村山の地に興法寺を建立したとの記録も残されている。これらの記録等から、12 世紀中ごろに村山周辺において修験道または密教系の宗教活動が行われていたと推測できる。

1259 年には、現存する大日如来が寄進されたことを仏像の銘で確認できる。末代以後、その流れを汲み富士山で修行する人々が現れ、村山が富士山修験道(富士行)の拠点となったと考えられる。14 世紀初めには僧の頼尊が修験者とその活動を組織化し、興法寺を再興したとされる。15 世紀に入ると興法寺とそれを支える宿坊の存在が現存する大日如来の銘(1478)で確認できる。1482 年には修験道本山派の本寺である聖護院と関係を持ち、その権威を高めた。

16 世紀中には十数軒あった道者坊が村山三坊に統合され、その活動を資料で確認できる。坊に所属する山伏は夏に「富士峯修行」を山中及び山頂で行った。また、富士山への一般の登拝者も増加し、夜間に白装束をまとい、仏がいるとされた山頂を目指す多くの人々の様子が「絹本著色富士曼荼羅図」に描かれている。

村山の山伏は、富士峰修行の際に東麓、南麓の村を年一回巡回し加持祈祷等を行った。また 18 世紀、富士講の隆盛に対抗し西日本の一般登拝者中の有力者に対して「先達」の免許を発行し組織化を図ると

ともに、登拝が困難な人々に対しては川辺で垢離を取り、祈ることで登拝と同等の利益があるとする「富士垢離」の手法を広めている。加えて富士山を航海の目印とする伊豆半島の漁業者に対しては航海安全と大漁の祈願を行った。

興法寺の勢力は地元支配者である今川氏の支援を受けていた 16 世紀前半が最も強かったが、それ以降衰退しつつも聖護院の力を背景に一定の権威をもち、登山道及びその頂上部の大日堂周辺を支配した。社殿については、1697 年徳川幕府により修復され、現在の大日堂は建築様式や部材の状況から 19 世紀半ばに建立されたと推定される。また、浅間神社は 1913 年改築されたものを基本としている。

1868 年、神仏分離令により浅間神社と興法寺（大日堂）は分離され、山伏は還俗し、1906 年の登山道の変化にも伴い両者とも衰微した。ただし、富士峰修行と加持祈祷は 1940 年代まで継続された。

現在は 1970 年代より活発になった地域住民による伝統復活のための活動が見られ、水垢離等の行事が行われている。また、村山浅間神社の影響を受けた地域のうち、滋賀県甲賀市、三重県南伊勢町等では現在でも富士垢離の行事が継続されている。

写真● 村山浅間神社の写真

#### B-4 須山浅間神社

富士山の南東麓、須山口登山道の入り口に位置し、木花開花姫命を主祭神とする神社である。その起源は 1598 年作の社伝旧記によると 110 年、日本武尊が蝦夷征伐の際、この地を訪れ浅間神社を創起し、さらに 552 年有力豪族の蘇我稲目が再興したとある。

記録上神社の存在が確認できるのは 1524 年で修築時の棟札による。また、市天然記念物である境内の杉は、樹齢 500 年以上と推定されており、遅くともこの時期までに須山浅間神社が現在の地に存在したと推測できる。現在の社殿は 1823 年の再建である。

1707 年の宝永噴火により登山道も含め大きな被害を受けたが、1780 年に登山道が再興され、1800 年の御縁年には約 5,400 人の登拝者があった。

須山浅間神社は 12 軒の御師とともに当時の須山村の中心的存在であり、村全体で須山口登山道と山頂部銀明水を管理した。また、京都吉田家より神道裁許状を得たり、朝廷・公家に銀明水を献上したりする等して権威を高めているが、山頂部で発生した問題については、浅間大社の判断を仰いでいる。

須山浅間神社は村山三坊とも関わりを持ち、1940 年頃まで境内で富士峯修行の一環としての祈祷が行われていた。

1883 年、御殿場口登山道が開設され、1899 年の東海道本線開通による御殿場口利便性の向上は須山口からの登拝者や登山者を奪い、加えて 1912 年登山道の一部が陸軍演習場となり使用不可能となったため、須山口は衰退した。しかし、その後都市化の影響を余り受けなかったため、須山浅間神社周辺は日本の伝統に基づく村落景観を保っている部分が多い。

写真● 須山浅間神社の写真

#### B-5 富士浅間神社

富士山東麓、須走口登山道の起点に位置し、木花開花姫命を主祭神とする神社である。境内西側には鎌倉往還が通り、神社周辺は古来、交通の要衝であった。社伝では 802 年、噴火の鎮火祈願のために祭事を行い、翌年噴火が収まったことから、807 年に祭事の跡地であるとされる現在の地にお礼のために社殿を造営したとされる。その他の文書で確実に存在が確認できるのは、1571 年のものである。

16 世紀には地元支配者である武田氏の保護を受け、山頂部の散銭取得権の一部を得ている。

17 世紀以降、須走浅間神社は当時の須走村の御師などと共に須走口登山道を支配し、山頂部薬師嶽(現

久須志岳)の薬師堂開帳の権利及び山頂部の散銭取得権の一部を得ていた。これら山頂部の権利については八合目以上の支配権を主張する富士山本宮浅間大社と争いになり、須走村は1703年と1772年の2回、幕府に裁定を求めている。この結果、これらの権利は幕府によって認められた。また、富士浅間神社神主や御師は須山の場合と同じく、京都吉田家より神道裁許状を得て権威を高めている。

社殿は、記録の残っている範囲では1662年、地元領主である沼津城主大久保氏や小田原藩主稲葉氏などの援助によって修造が行われた。しかし1707年の宝永噴火では3m以上の降砂に埋もれ崩壊したため、1718年に再建された。この後もこの際の部材を使用し、2009年の修理も含め何回かの修理がおこなわれている。

境内には水路があり、水垢離に利用された。18世紀末から19世紀初頭にかけて富士講が隆盛を迎えると須走口にも関東からの登拝者が登山又は下山の際立ち寄った。その数は1800年の御縁年の際に約27,300名であった。同時期から20世紀前半まで富士講信者は境内に登山回数等の記念碑を約80基造営した。また、神社には神社神官や御師が発行した木版印刷による神影や神符の版木が保管されている。

写真● 富士浅間神社の写真

## B 6 河口浅間神社

古くから富士山に関わる祭祀は南麓の浅間神社(山宮浅間神社か?)が執り行っていたが、864年～866年に北麓で起こった噴火を契機に、北麓にも浅間神社が建てられることとなった。それが、富士山を望む河口湖の北岸にあり、溶岩の届かなかった河口浅間神社であるとされる。

浅間神社を中心とした河口の地は、甲府盆地から続く官道の宿駅という役割に加え、富士登拝が大衆化した中世後半から御師集落として発展を遂げた。しかし、江戸における富士講の大流行と、それに伴う吉田御師の隆盛により、河口の御師集落としての機能は、19世紀以降衰退してしまった。ただし、河口浅間神社は、現在も富士山と密接に結びついた宗教行事を行っており、歴史的背景と相俟って、富士山信仰を語る上で欠かすことができない資産である。

写真● 河口浅間神社の写真

表●法的保護、修理・整備の経緯

2011年	文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定(予定)
2011年	「史跡富士山保存管理計画」を策定(予定)

## B 7 富士御室浅間神社

富士御室浅間神社は吉田口二合目に鎮座した本宮(もとみや)と、河口湖畔に建立された里宮から構成されている。

8世紀初めに吉田口登山道二合目に祭場をしつらえたのが最初とされ、富士山中に祀られた最初の神社であるとする文献もある。

富士修験の信仰拠点は南西の村山であるが、北面の二合目、御室浅間神社が鎮座する御室の地にも山内の信仰拠点として役行者堂が整備されたようである。また、社記によると958年、二合目は冬季における参詣が難儀であることから河口湖畔の現在地に里宮が建立されたという。

江戸時代以降富士講の隆盛にともない、吉田口登山道の信仰拠点の一つとしてこの二合目の役割はさらに増すことになる。しかし、昭和に入ると富士信仰のありかたの変化や、富士スバルラインの開通等もあって吉田口登山道は衰退する。それに伴い二合目を通過する登拝者も激減する。また、富士御室浅間神社本宮を支えてきた氏子にとっても、その維持管理が困難となって、1973年から74年にかけて、

本殿を里宮地内に移転することとなる。

修験や登拝といった様々な富士信仰の拠点として位置づけられる二合目の本宮と、土地の産土神としての里宮が一体となって機能してきた神社である。

写真● 富士御室浅間神社の写真

表●法的保護、修理・整備の経緯

1973年	本宮本殿・二合目から里宮境内地に移築、整備された（～74年）
1985年	本宮本殿・文化財保護法の下に重要文化財として指定
1983年	回廊修理工事を行う
1995年	外部の漆塗の塗り直しほか一部補修を行う
2010年	「重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画」を策定
2011年	文化財保護法の下に他の文化財とともに史跡富士山として指定（予定）
2011年	「史跡富士山保存管理計画」を策定（予定）

## B 8 御師住宅

御師は、道者に宿や食事を始め登拝のための一切の世話をするとともに、登拝の指導や祈禱を行うことを業とした。富士山御師として代表的なのは、吉田口登山道の起点である北口本宮富士浅間神社の北西に、北東方向の傾斜面に沿って大規模な集落を形成した吉田の御師である。御師屋敷の多くは短冊状をなし、表通りに面して引き込み路を設け、敷地を流れる水路の奥に住宅兼宿坊の建物が建っている。玄関から奥へ客室が続き、最奥部には神殿が設けられている。最古の部類に入る旧外川家住宅や、格式的な構えが確立した頃に建てられ富士講最盛期の典型例とされる小佐野家住宅が代表的である。

旧外川家住宅は、富士北麓の信仰登山口集落である富士吉田市上吉田・下宿の東側南端に位置する。1572年の町割によって成立した東西方向の奥行きが150mほどの長大な短冊形の屋敷地に建てられている。

外川家は、屋号を塩屋ないし大外川、塩廼屋（しおのや）と号し、富士信仰における上吉田に居住し、下総地域を檀家とした富士山御師である。1572年の「吉田宿屋敷割帳写」には、外川家の位置に「仁科六郎ゑもん」の屋敷が記されており、外川家ではこの人物を中興の初代としている。また、1669年の「検地帳」では、塩屋多兵衛の屋敷として確認される。

御師としての活動は江戸末期頃隆盛期を迎えるが、1962年に御師を廃業している。

建物の老朽化に伴い、所有者が取り壊す意向であったが、富士吉田市が寄贈を受け、2006年から2007年にかけて大規模保存修理事業を行った上で、2008年4月から富士吉田市歴史民俗博物館の附属施設として一般公開されている。

写真● 旧外川家住宅の写真

表●法的保護、修理・整備の経緯

2006年	大規模保全修理を行う
2008年	富士吉田市歴史民俗博物館の附属施設として一般公開を行う
2010年	「山梨県指定有形文化財旧外川家住宅保存活用計画」を策定
2011年	文化財保護法の下に重要文化財として指定

小佐野家住宅は、富士講によって大きく発展した御師集落である富士吉田市上吉田地区にあって、富

士山に登拝する人々を宿泊させた宿坊として、代表的な御師住宅である。上吉田地区は、富士の雪代の被害を避けるため、1572年に旧地である古吉田地区から集落ごと移転し、北口本宮富士浅間神社の北西隅から北東方向の傾斜面に沿って短冊状に町割が行われたと伝えられている。小佐野家住宅は、南北の間口が16m、東西方向の奥行きが150mほどの長大な屋敷地に建てられている。

小佐野家は、元亀の集落移転に合わせて現在地に移転してきたと伝えられる。代々御師を勤め、屋号を堀端屋と号し、江戸時代には当主は小佐野壺岐あるいは小佐野大隈と名乗っていた。当家に宿泊する参詣者は年間1,000人に達したとされる。

現在、屋敷地の東側には所有者が住む住居が建築されており、小佐野家住宅には所有者の親族が居住している。

写真● 小佐野家住宅の写真

表●法的保護、修理・整備の経緯

1976年	文化財保護法の下に重要文化財として指定
1977年	消防設備設置を行う
1979年	屋根の葺替えを行う
1996年	雨樋いの補修を行う
1997年	主屋、蔵の修理を行う
1998年	主屋、蔵の修理を行
2010年	「重要文化財小佐野家住宅保存活用計画」を策定

## B 9 山中湖

富士山の火山活動によって形成された堰止湖で、富士山の北東に位置する。富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが行われたが、この山中湖にも多くの富士講徒が訪れた。

古くから景勝地として有名で、20世紀前半には湖畔に洋式ホテルが建てられたほか、別荘地としても整備された。ゆかりのある芸術家も多く、山中湖を描いた文学や絵画が散見する。

富士山の頂上付近に日の入りが重なる様子はダイヤモンド富士と呼ばれ、多くの写真家を集める。

写真● 山中湖の写真

## B 10 河口湖

富士山の火山活動により形成された堰止湖で、富士山の北に位置する。富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが行われたが、この河口湖にも多くの富士講徒が訪れた。

古くから景勝地として有名で、20世紀前半には湖畔に洋式ホテルが建てられた。ゆかりのある芸術家も多く、湖を題材にした文学や絵画は、富士五湖中この河口湖が最も多い。葛飾北斎や歌川広重といった浮世絵師も、河口湖越しに見える富士山を描いている。

写真● 河口湖の写真

表●法的保護、修理・整備の経緯 (B 9・B 10)

1936年	所在地が国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定
1988年	「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を制定
2006年	自然公園法の下に本栖湖の湖面全域での動力船の使用が規制される



2011年	文化財保護法の下に名勝に指定（予定）
2011年	「名勝富士五湖保存管理計画」を策定（予定）

### B 1 1 忍野八海

富士山の北東、忍野村忍草にある、富士山の伏流水による八つの湧水地（出口池、御釜池、底抜池、銚子池、湧池、濁池、鏡池、菖蒲池）の愛称である。それぞれに八大竜王を祀る富士信仰に関わる巡拝地であった。富士登山を目指す行者たちはこの水で穢れを祓った。長谷川角行が行った富士八海修行になぞられ「富士御手洗（みてらし）元八湖」と唱えられた古跡の霊場と伝えられ、1843年に富士講道者によって再興されたとされる。

写真● 忍野八海の写真（どれか1つ）

図● 忍野八海周辺図

表●法的保護、修理・整備の経緯

1934年	史蹟名勝天然記念物保存法の下に天然記念物に指定
2010年	忍野村景観計画を策定、忍野八海周辺を景観形成重点区域に指定
2010年	街なみ環境整備事業により忍野八海周辺環境の整備を行う（～14年）
2011年	「天然記念物忍野八海保存管理計画」を策定（予定）

### B 1 2 船津胎内樹型

1617年、富士講の祖とされる長谷川角行が富士登拝の際、現船津胎内樹型の南方に焼入（船津胎内樹型指定範囲内に点在する小規模な溶岩樹型のひとつと考えられる）を発見し、浅間明神を祀った。1673年、富士講道者村上光清により現船津胎内樹型が発見され、開祖が祀った焼入の地の浅間明神が遷宮された。浅間明神誕生の地ともいわれ、無戸室（むつむろ）に火を放ち、無事に御子を出産したという故事に倣い社号を無戸室浅間神社と名付けた。

富士道者は、富士登拝の際に、樹型に入って身を清める風習があり、洞穴内外の地形空間に宗教的な意義付けが行われるとともに、奥には富士講にとっての富士山の祭神である木花開耶姫などが祀られている。

写真● 船津胎内樹型の写真

表●法的保護、修理・整備の経緯

1929年	史跡名勝天然記念物法の下に天然記念物として指定
2010年	「山梨県南都留郡富士河口湖町 町内国指定天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画書」を策定

### B 1 3 吉田胎内樹型

吉田胎内本穴は、1892年に富士道者により整備された「御胎内」である。

吉田胎内本穴の奥には、石祠があつて富士講にとっての富士山の祭神である木花開耶姫が祀られている。樹型内に入ると横穴の正面には、食行身祿を祀る石祠があり、その下段には、さらに横穴があり左右に分かれている。右の穴が天津彦彦火瓊瓊杵命を祀る父の胎内で、左の穴が木花開耶姫を祀る母の胎内である。

富士講講徒は、昼までに御師の家に着き、夕方まで胎内巡りをし、翌朝富士山に登山した。

本穴については、古くから富士山北口御師団が管理している。

写真● 吉田胎内樹型の写真

表●法的保護、修理・整備の経緯

1929年	史跡名勝天然記念物法の下に天然記念物として指定
2010年	「天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画」を策定

#### B 1 4 人穴富士講遺跡

富士山西麓、静岡県側と山梨県側を結ぶ街道沿いに位置する。木花開花姫命・角行祖霊・徳川家康を主祭神とする浅間神社と富士講の人々による約230基の碑塔群及び溶岩洞窟である人穴がある。長さ約83mの人穴は約11,000～8,000年前に流出した犬涼山溶岩流中に生成したものである。

1300年前後に成立した文書である吾妻鏡によれば人穴は霊的な場所であり、地元では「浅間大菩薩の御在所」とみられていたことが記述されている。この内容は遅くとも1603年までに説話化され、多くの人にその存在が知られていた。

富士講関連の文書では1558年、開祖とされる長谷川角行が役行者のお告げにより人穴に至り、洞窟内で立行等を達成し、浅間大菩薩よりお告げを得たとしている。角行は人穴を浄土への入り口とし、「西の浄土」と呼んだため、主に19世紀以降、人穴は富士講の人々より聖地として信仰を集め、参詣だけでなく修行を行う者も見られた。その大部分は吉田口登山道の利用者と推定される。また、塔頭の碑文から村山三坊との関係もあったと推定されている。

人穴浅間神社の創建は明確ではないが、1648年及び1665年、その前身である光休寺が富士講二世日珀(正しくは王へんに日)、三世珀心(同)により再興された記述があり、19世紀前半に同寺の大日堂が僧空胎により再興された。1868年の神仏分離令により20世紀までには大日堂が人穴村の氏神としての浅間神社となった。1942年、付近が軍用地となったため一時移転したが、1954年に現在地に復興された。

境内の碑塔は、その4分の3(194基)が墓碑ないし供養碑で人穴への分骨埋葬を望んだ富士講の信仰によるものである。そのほかに富士山に何回も登ったという登拝記念や大願成就の碑塔や角行二百年忌の宝篋印塔などがある。碑塔は富士講の講毎に群を成した所があり、その目的は講の勢力を誇るためと推定されている。碑塔で建立年代のわかる89基の内、富士講が隆盛した18世紀末から19世紀前半(1781から1850年)に建立されたものが半数(44基)、19世紀末より20世紀前半(1871から1940年)のものが3分の1(29基)を占める。

写真● B 1 4の写真

#### B 1 5 白糸ノ滝

人穴の北方約5kmにある落差約20～25m・幅約120～210mの数百の流れを持つ滝である。滝は約1万年前に噴出した白糸溶岩流の末端から湧き出す一日平均13万m<sup>3</sup>の水を源としている。滝の名前は湧水の噴出が数百条の白糸が垂れているように見えるため名づけられた。

湧水のメカニズムは、湧玉池と同様であり、透水性の白糸溶岩流と不透水性の古富士泥流の境界に降水・雪解け水が滞水し、三層の溶岩の隙間、及び溶岩流と泥流層の間より湧き出しているものである。このメカニズムが解明される前の19世紀半ばの資料「不二山道知留邊」ではその起源を富士五湖の伏流水としていた。

白糸ノ滝は富士講関連の文書では、開祖とされる長谷川角行が人穴での立行と合わせて水行を行った地と記されている。

その後、白糸の滝は富士講を中心とした人々の巡礼の場となった。その様子は1845年と1854年にこの地を訪れた富士講先達の記録で確認でき、滝つぼの中で垢離をとる信者の周囲に虹が出来る現象を「御来光」としている。また、周辺にある食行身禄の碑や不動尊が同書の挿画に描かれている。そのほかの19世紀の登山記でも人穴と共にその存在が長谷川角行との関わりを通して紹介されている。

また、白糸ノ滝は景勝地としても有名であり、多くの和歌・絵画の題材となっている。

写真● B 1 5 の写真

表●法的保護、修理・整備の経緯

1936年	所在地が国立公園法の下に(富士箱根)国立公園に指定
1936年	史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝及び天然記念物に指定
1987年	富士宮市により「白糸ノ滝」保存管理計画が策定
2010年	富士宮市により保存管理計画が改定され、これにともなった整備計画に基づき、滝周辺の景観整備が行われた

### (3) 眺望

#### C 三保松原

富士山頂の南西約45kmに位置する駿河湾に突き出した長さ約7kmの砂嘴をなす三保半島上の松原である。現在、5万4千本の黒松が外海側海岸線4kmを中心に繁茂し、その中でも樹齢約650年といわれる「羽衣の松」付近は、富士山と砂浜の松という日本で好まれた景観を組み合わせ望むことができる景勝地として知られている。

三保松原のある三保半島は約6000年前に現在の形となったと考えられ、三保の名前は内海側の三つの岬を稲穂にたとえたという説が有力である。かつては半島一帯に松が繁茂し、8世紀初頭には松原自体を景勝地として捉えた和歌が詠まれ、「万葉集」に掲載された。その後遅くとも13世紀初頭までに三保松原は後鳥羽上皇など中央の権力者に富士山と組み合わせられた景勝地として認識され、14～15世紀には室町幕府将軍足利義満と足利義教が三保半島と対岸(現静岡市清水区興津)との間を船で渡り富士山を眺める行事を行い、16世紀には徳川家康が三保半島内海側に富士見櫓を建設した。

文学では「万葉集」以降も和歌等の詩の題材となると共に、地元の伝説を基にし、羽衣の松を舞台とした謡曲(能)「羽衣」が遅くとも16世紀までに成立した。降臨した天女と漁師との出会いと別れを描いたこの話の最終場面ではヒロインの天女が富士山方向へ飛び去っていく描写が見られる。これはすでに成立していた「竹取物語」で示された富士山の噴煙が天上と地上とを結んでいるとする考えとの関係が指摘されている。この作品は、19世紀後半、海外へ伝えられ、イェーツ、パウンドといったモダニズムの作家に影響を与えると同時に、伝統芸能である「能」が世界に広まるきっかけを作った作品である。

また、絵画でも15～16世紀には三保松原を右に富士山を左に配する構図が描かれ、この構図は狩野探幽により完成され、19世紀に至るまで日本画・浮世絵において富士山を描く際の典型的構図とされた。また、20世紀には和田英作が「羽衣の松」付近から見た富士山を数多く描いた。

三保松原は16世紀以降、江戸幕府の直轄地となり松が守られてきた。江戸幕府滅亡後は内海側の開発が進んだが、外海側の景観は保たれ、1922年、国内初の名勝として国文化財に指定された。

現在、砂礫の供給減による海岸侵食とマツクイムシによる松の枯死が進んでいるため、静岡市及び地元民間団体による保護活動が行われている。

写真● 三保松原(現在の写真・静岡市)

写真● 歌川広重の浮世絵

写真● 三保松原の写真

表●法的保護、修理・整備の経緯

1922年	史蹟名勝天然紀念物保存法の下に名勝に指定
1976年	名勝「三保松原」管理計画書を策定
1977年	名勝地内の一部が指定解除
1989年	名勝「三保松原」保存管理計画書を改定
1990年	名勝地内の一部が追加指定及び指定解除
2011年	名勝「三保松原」保存管理計画書を改定

### 第3章 保存管理の基本方針

#### 1 顕著な普遍的価値及び周辺環境を構成する諸要素

世界文化遺産「富士山」の顕著な普遍的価値は以下に示すとおりである。

##### 「富士山」の顕著な普遍的価値

富士山は、日本を代表し象徴する日本最高峰（標高 3776m）の秀麗な独立した火山として世界的に著名であり、その自然的美しさと崇高さを基盤として日本人の自然に対する信仰の在り方や、海外に影響を与えた葛飾北斎や歌川広重などによる顕著な普遍的価値を持つ「浮世絵」などの日本独自の芸術文化を育んだ「名山」である。富士山は山岳に対する信仰の在り方や芸術活動などを通じ、時代を超えて一国の文化の諸相と極めて深い関連性を示し、生きた文化的伝統の物証であるのみならず、人間と自然との良好で継続的な関係を示す景観の傑出した類型として、世界的にも類例を見ない顕著な普遍的価値を持つ山である。

本計画では、顕著な普遍的価値に対し、資産に含まれる要素を「顕著な普遍的価値を構成する諸要素」と「顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」に分類し、さらに緩衝地帯における「周辺環境を構成する諸要素」を加え、表●に示すとおり整理を行った。

- A 富士山山体及び登山道
- B 信仰に関わる周辺のもの
- C 富士山から離れた眺望に関わるもの

表● 富士山の構成要素

A	富士山（富士山体）
A 1	山頂信仰遺跡
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山本宮奥宮・東北奥宮（久須志神社）・金明水・銀明水</li> <li>・八葉（剣ヶ峰、白山岳、久須志岳、成就岳、伊豆岳、朝日岳、浅間岳、駒ヶ岳、三島岳）</li> <li>・大内院・小内院・馬の背・東安河原・西安河原・虎岩（獅子岩）・割石・雷岩</li> <li>・このしろが池・荒巻・吉田須走拝所跡・須山拝所跡・村山大宮拝所跡・三島ヶ岳経塚</li> <li>・外浜道・内浜道</li> </ul>
A 2	大宮・村山口登山道
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札打場・中宮八幡堂跡（1号建物跡）・八大龍王・5号建物跡・8号建物跡・12号建物跡</li> <li>・鳥居</li> </ul>
A 3	須山口登山道
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・須山御胎内（溶岩洞穴）・石像・石燈籠・鳥居・標柱・祠</li> </ul>
A 4	須走口登山道
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古御岳神社・迎久須志之神社・鳥居・狛犬・石碑</li> </ul>
A 5	吉田口登山道
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現登山道・旧登山道・馬返・五合目・鳥帽子岩</li> </ul>
A 6	北口本宮富士浅間神社

	・本殿・東宮本殿・西宮本殿・大塚山・御鞍石
A 7	西湖
	・湖水
A 8	精進湖
	・湖水
A 9	本栖湖
	・湖水・中ノ倉峠からの展望
B 1	富士山本宮浅間大社
	・神立山・湧玉池（上池、下池）・社叢・社殿（本殿・拝殿・幣殿）・透塀・楼門・手水舎 ・廻廊・灯籠・石鳥居・東鳥居・西鳥居・桜の馬場・禊所・神幸橋(湧玉橋)・輪橋(太鼓橋) ・護摩堂跡（推定）・随身像・狛犬・御神幸道首標の碑・三之宮・七之宮・銚立石 ・欄干橋(神路橋、神路枚橋)
B 2	山宮浅間神社
	・溶岩流地形・社叢・籠屋(参籠所)・銚立石・石段(参道)・石塁・玉垣・遥拝所・石鳥居 ・参道
B 3	村山浅間神社
	・元村山溶岩流・水源地「竜頭ヶ池」・御神木（イチョウ、大スギ）・社叢・浅間神社社殿 ・大日堂(興法寺)・水垢離場・護摩壇・氏神社(高嶺総鎮守社)・石鳥居・氏神社鳥居 ・手水舎(手水鉢)・石段（参道）・狛犬
B 4	須山浅間神社
	・社叢・社殿・神輿殿・狛犬・灯籠・手水舎・参道・鳥居・石碑・古宮神社
B 5	富士浅間神社（須走浅間神社）
	・社叢(浅間の杜)・ハルニレ・エゾヤマザクラ・根上がりモミ・社殿・楼門・参道大鳥居 ・裏参道鳥居・富士塚狛犬・富士講講碑群
B 6	河口浅間神社
	・社殿、鳥居
B 7	富士御室浅間神社
	・吉田口二合目（拝殿の一部、行者堂跡、定善院跡、建物礎石）・移築された二合目本殿
B 8	御師住宅（旧外川家住宅、小佐野家住宅）
	・主屋・離座敷・中門・屋敷地（タツミチ）
B 9	山中湖
	・湖水
B 10	河口湖
	・湖水
B 11	忍野八海
	・八つの池（出口池、御釜池、底抜池、銚子池、湧池、濁池、鏡池、菖蒲池）・湧水
B 12	船津胎内樹型
	・溶岩樹型・無戸室浅間神社、石造物群
B 13	吉田胎内樹型
	・溶岩樹型・洞内の石祠、石造物群

B 14	人穴富士講遺跡（人穴浅間神社）
	・犬涼み溶岩流・溶岩洞穴・社叢（周辺の植生）・碑塔群・参道・建物跡・参道跡・道跡 ・炭焼窯跡・井戸跡
B 15	白糸ノ滝
	・古富士泥流堆積物・白糸溶岩流・白糸の滝・音止の滝・鬢撫水・植物・富士講 ・白糸の滝の勝景・音止の勝景・富士山の展望・富士の巻狩の伝承・歌碑・標識
C	三保松原
	・特別規制 A 地区・特別規制 B 地区・第 1 種規制地区・第 2 種規制地区・第 3 種規制地区
密接に関わる諸要素	顕著な普遍的価値を構成する諸要素と ①自然地形（山林、河川など） ・宝永山（宝永火口） ・溶岩洞穴、樹型等富士山体・側火山からの噴出物による地形 ・富士山原始林及び青木ヶ原樹海 ・国指定天然記念物（鳴沢溶岩樹型、鳴沢水穴、本栖風穴等）
	②森林、植栽樹木（山林を構成する森林、寺社・遺跡等の植栽樹木など） ・自然林、森林施業地、人工林 ・社叢林、境内林 ・富士山特定地理等保護林 ・富士箱根伊豆国立公園富士山管理計画区
	③保存管理又は公開活用を目的とした建造物（展示館、管理棟、解説板など） ・総合案内標識、解説板
	④道路とその他の人工物（生活用道路、電柱、看板など） ・富士山測候所・NTT 富士山頂分室・便益施設
成する諸要素	①自然的要素（山並み、河川など）
	②歴史的要素（埋蔵文化財、社寺境内、伝承地など）
	③人文的要素（農耕地、市街地、道路、その他人工物）

上表●において分類した諸要素について、以下に提示する。

（1） 顕著な普遍的価値を構成する諸要素

①富士山山体及び登山道

A 富士山

富士山体のうち、標高約 1500m以上の範囲である。この範囲は、周辺の浅間神社や展望地点から見た可視領域が重なり合う範囲で、芸術・鑑賞の側面における比重が最も高い。各登山道における山体の神聖性に関する境界の一つである「馬返」（乗馬登山が物理的にも、宗教的観点からも不可能になる地点）の標高以上の範囲とほぼ一致している。地元住民が、とりわけこの「馬返」より上を目指して「オヤマ」又は「オヤマサマ」と呼び、富士山の範囲と見なす地域もあった。

景観的には山体の傾斜角の変化率が大きくなり「平野部」と「山体」の境界として認識され、稜線が優美な曲線を描き絵画などの対象となることが多い範囲である。

御中道巡りのルートには、現在も石碑が一部残存している。ルートはほぼ森林限界に沿って、富士山体を一周する。15～16 世紀ごろ富士講の祖とされる長谷川角行によって開かれたとされその後大沢崩れ

を通るため富士講信者により修行の道として利用された。

写真● 標高約 1500m以上の写真

## A 1 山頂信仰遺跡

### 図● 山頂信仰遺跡の分布図

#### ・富士山本宮奥宮

富士宮口登山道頂上に位置し、7、8月の開山期にのみ開かれる。祭神は木花之佐久夜毘売命である。『本朝世紀』には、久安5年(1149)「富士上人末代は、富士山に数百度登り、山頂に仏閣を構え、大日寺と称し、写経を埋納下した」とある。江戸時代には、村山三坊所有の大日堂があったが、明治7年(1874)、廃仏毀釈により山中の仏像を取り除き、大日堂跡へ奥宮を建立し、浅間大神を祭った。

写真● 奥宮の写真

#### [奥宮周辺の石碑群]

##### (a) 蹲虎の碑 (高さ 139×幅 64×厚さ 18 cm)

奥宮の裏手、浅間岳の麓に所在する。一方の面に漢文が、もう一方には虎の絵が彫られている。天保年間(1830-34)に、岸岱が作ったとされる。

##### (b) 鎮國之山 (高さ 146×幅 61×厚さ 31 cm)

奥宮の前に所在する。碑面に「鎮國之山」と彫られている。明治31年(1898)に書家の中林梧竹により建碑された。後年、落雷により破壊されたが、昭和42年(1967)に再建された。

#### ・東北奥宮 (久須志神社)

浅間大社奥宮の末社で、大名牟遲命、少彦名命を祀る。須走口登山道、吉田口登山道の終点にある。室町時代以降、頂上の一つである久須志岳(旧薬師ヶ嶽)に薬師堂があり、道者の登山切手を改めた。古くは山役銭の徴収場であった。薬師堂は奥宮の場合と同様に廃仏毀釈により破却され、久須志神社と改称した。

写真● 東北奥宮の写真

#### ・金明水

雪解け水が湧く泉で、その湧き水は靈験あらたかな「御霊水」として珍重された。大正期の写真をみると、井戸は石組みや木製の柵で囲われ、旗や幟などもみられる。

#### ・銀明水

金明水とおなじく、富士山頂の靈験あらたかな湧き水として珍重された。『富士の歴史』によれば、「如何なる早にも水の涸れることはない」と記している。

写真● 銀明水の写真

#### [銀明水の石碑群]

##### (a) 石碑① (高さ 112×幅 62 cm)

銘文には「明治三拾九年」と「大正五年」の2つの年代が確認できる。富士講の人々が建碑したものと考えられる。

##### (b) 石碑② (高さ 162×下幅 76×上幅 63 cm)

表面に龍が、裏面には文字が刻まれている。

##### (c) 石碑③ (未計測)

「大正十三年八月」と刻してある。

写真● 銀明水の石碑群の写真



・八葉（剣ヶ峰、白山岳、久須志岳、成就岳、伊豆岳、朝日岳、浅間岳、駒ヶ岳、三島岳）

山頂部の直径約 800mの火口を囲む峰々の総称で、それぞれの峰に仏が住むとされた。文永年中(1264～1275)の作である『万葉集註釈』には「いたゞきに八葉の嶺あり」とあることから、鎌倉時代中期には山頂の峰々を蓮の「八葉」に見立てていたと考えられる。

江戸時代後期の地誌である『駿河国新風土記』には「ソノ名一定ノ説ナク、又峰ノ数八ツアルニアラズ。コマカニカゾヘバ、十二バカリナリト言フ。」とあり、八葉を構成する峰も、またその名称も一定でないことがわかる。峰の名称は、明治 8 年に廃仏毀釈により仏教色を払拭したものに変更された。

以下、平成 20 年度の静岡県埋蔵文化財調査研究所による発掘調査報告書で示された 9 つの峰について、最高峰の剣ヶ峰からお鉢巡りの回り方である時計回りの順に、記述する。

なお、浅間大社では、伊豆岳以外の 8 つをもって「八神峰」としている。

図● 八葉の配置図

[剣ヶ峰（標高約 3,776m）]

かつては剣ノ峰、阿弥陀岳とも呼ばれた。遠くから見ると剣を立てたようにそびえ立っているためにこの名があるという。道者たちはあまりに険しいこの峰を恐れて多くは登らなかったという。この峰の石は「神の惜ミ給ふ」とされ、採取を禁じられたが、麓からの石と取り替えるということが行われていた。

写真● 剣ヶ峰の写真

図● 気象庁測候所跡周辺の平面図

[白山岳（標高約 3,756m）]

かつては釈迦ヶ岳とも呼ばれた。現在は一般の立入は禁止されている。頂上には鳥居が立ち、また二等三角点が存在する。

[久須志岳（標高約 3,725m）]

かつては薬師岳とも呼ばれた。現在の久須志神社の裏手にあたる。他の峰々と比べ傾斜はなだらかである。頂上には鳥居が火口の方角に向けて建てられている。頂上付近には石造物が残存し、首から上と手首から先が欠損している。台座正面に「食行」「身祿」の文字が確認できる。

写真● 久須志岳の石造物の写真

[成就岳（標高約 3,734m）]

かつては大日岳とも呼ばれ、大小 2 つの鳥居が、噴火口の方角を向いて建てられている。

[伊豆岳（標高約 3,748m）]

かつては勢至ヶ嶽、観音嶽とも呼ばれた。『浅間神社の歴史』には、「中腹より地中に熱気を感じ、下りて荒巻の険を越え、成就岳にいたるまで、至る所に蒸気を噴出する」とある。頂上には鳥居は見られない。

[朝日岳（標高約 3,733m）]

伊豆岳と同様、かつては地中から蒸気を発していたとされる。頂上に鳥居は存在しない。石積みがあるが時期は不明である。他の峰々と比べ、文献の言及が乏しい。

[浅間岳（標高約 3,722m）]

浅間大社奥宮の裏手にあり、頂上に鳥居がある。現在は一般の立入が制限されている。

[駒ヶ岳（標高約 3,718m）]

聖徳太子が黒駒に乗って登山した際に、ここで休息をとったという伝説のある峰である。山頂に鳥居が存在する。峰全体が岩石からできている。

[三島岳（標高約 3,734m）]

かつては文殊岳とも呼ばれた。頂上に木製の鳥居と、「三島岳」と刻まれた白い角材の木杭が立っている。三島岳の石仏群として、三島岳のふもと、かつて経塚が発見された付近に、10体の石像が安置されている。これらは原位置を留めておらず、周辺にあったものが集められたと考えられる。いずれも頭部を欠損している。

#### ・大内院

山頂の火口中央に存在する穴で、ここより雲が生じ、風が起きるとされた。大内院（噴火口）は中央にある大きな火口、小内院（阿弥陀ヶ窪）は雷岩の下の小さな火口を指す。神や仏の居る所であると信じられ、登山者は各登山口に設けられた拝所あるいは初穂打場から、噴火口に向けて賽銭を投げ入れた。現在、噴火口への立入は禁止されている。

写真● 大内院の写真

#### ・小内院

西安河原から白山岳に向かう途中にある大きな窪地で、大内院との対比で小内院と呼ばれる。かつては噴火口だったと考えられる。

写真● 小内院の写真

#### ・馬の背

剣ヶ峰に通じる坂道で、火山礫と砂の急斜面である。お鉢巡りの道中で最大の難所である。現在はブルドーザーが通れるよう整地されている。火口に向けて傾斜しており、その険しさから道者たちの多くは剣ヶ峰に登らなかったといわれる。

#### ・東安河原

須山口拝所東側にあり、山頂部では稀な広い平坦部である。かつては現世と来世の境である「賽の河原」になぞらえて、道者たちが溶岩礫を積み上げ石塔を作った。また「初穂打場」とも呼ばれ、火口に向けて賽銭が投げ込まれた場所とされる。

#### ・西安河原

東安河原と対をなす、剣ヶ峰から北側に下りた付近の平坦部である。火口の外壁に行く外浜道と内壁に行く内浜道との分岐点に位置する。

#### ・虎岩（獅子岩）

大内院の南岸に突き出た大岩で、形状が虎（獅子）のうずくまる姿に似ていることから名付けられた。

#### ・割石

かつては「釈迦の割石」と呼ばれた溶岩で、溶岩が急速に冷えて固まったため割れていた。高さが15m程あったが、現在は崩壊してしまっている。古くから行者の修行場として知られ、食行身祿がここで入定しようとしたが、大宮浅間の社人からの許可が得られず、吉田口七合五勺の烏帽子岩で入定したとされる。

写真● 割石の写真

#### ・雷岩

白山岳の西側にある岩で、この方角から強い雷雲がくる事からこう呼ばれたとされる。また、文化年間の初め、岩より雷鳴がとどろいて雷獣が出現し、8合目の石室に走り入った。これを石室に居合わせた人々が生け捕りにしたとも伝えられる。

#### ・このしろが池

三島岳の雪解け水が窪地に溜まってできる季節的な池で、6月から7月に姿を現し、雪解け水の供給が無くなると消えてしまう。

#### ・荒巻

かつては勢至ヶ窪と呼ばれ、強い風が吹き付ける富士山頂の難所として知られた。道の火口側には、火山礫を積み上げた石組みがある。

・吉田須走拝所跡

須走口登山道を登りきったところにあつたとされる。拝所は初穂打場とも呼ばれ、登山者たちが賽銭を噴火口の大内院に投げ入れる、そこに鎮座する浅間大菩薩を拝む場所であつた。また、御来光を拝む場所でもあつた。現在は、付近に鳥居がなく痕跡も残っていないため、場所を特定することはできない。

写真● 吉田須走拝所跡の写真

・須山拝所跡

銀明水の裏手の火口を臨む位置にあつたとされる。大正2年(1913)の登山スタンプが押された写真では、銀明水裏手の火口の縁に立っている鳥居が確認できる。現在その地点には、2つの目印の石が存在している。

写真● 須山拝所跡の写真

・村山大宮拝所跡

『隔搔録』は、大日堂の裏手に建つ鳥居を「大宮拝所」としている。『富士山明細図』は、このしろが池の裏手の鳥居を影拝所としている。このしろが池から剣ヶ峰の登山道に沿って3体の大日如来があり、それぞれ延徳2年(1490)、天文12年(1543)、寛永元年(1624)の銘があつたとされる。昭和初期の絵葉書にも、剣ヶ峰の手前の火口を臨む位置に鳥居が建っている。

写真● 村山・大宮拝所跡の写真

・三島ヶ岳経塚

昭和4年(1929)、頂上の神官が銅仏の破片と一石経を採集して下山、それを受けて昭和5年に三島岳のふもとを調査したところ、経巻が詰まった経筒や木槨、土器片などの遺物が出土した。富士山本宮浅間大社には、現在10巻分の経巻が残っており、うち5巻は開かれていて内容を確認できる。経巻のスタイルや計測値から平安時代後期までさかのぼる可能性が考えられる。

写真● 出土遺物の写真

・外浜道・内浜道

山頂を周回し八葉を巡る「お鉢巡り」を行う道である。剣ヶ峰を下り西安河原の北側で道が二手に分かれるが、峰の外を回り雷岩、割石を経て白山岳に至る道が外浜道で、峰の内側を大内院に沿って回り金明水に至る道が内浜道である。沿道には信仰に関わる工作物や自然物が数多く存在する。外浜道は近年崩落が著しく、現在は立入禁止となっている。

## A2 大宮・村山口登山道

図● 登山道に要素が点在している平面図

・札打場

村山浅間神社の北東約3.5km、天照教社の西南西約1kmの地点(標高約830m)に、東西約7m、南北約10mの平場がある。南側に1本の大きなケヤキの巨木があり、ここが札打場であつた。札打とは、自分の院号を記した札を打ちつけることである。村山で修験道が盛んであつた頃、山伏が峰入修行に先立ち札打を行った。昭和30年(1955)頃までは、木に打ちつけた札が見られたという

写真● 札打場の写真

・中宮八幡堂跡(1号建物跡)

村山口登山道跡と富士山スカイラインが交差する地点から南西方向に約500mの地点に位置する。標高は約1,280mである。東側を走る沢から一段上がった平坦面に所在している。平坦面は2段あり、上

段には小さな祠が建てられている。また下段には、南東から北西方向に石列が伸びている。

江戸時代には馬返しと呼ばれ、駒立小屋があったとされる。また、ここからは女人は登山道を登ることを許されず、駒立小屋は女人堂として使われた時期もあったと考えられる。

下段平坦面の南側には溝が東西方向に延び、西側の森林に突き当たって痕跡をたどれなくなる。木馬道である可能性が指摘される。

#### 写真● 中宮八幡堂の写真

##### ・八大龍王

中宮八幡堂跡より北東に約 100mの地点に「八大龍王」と刻まれた石碑と水神の祠が並んで建てられている。水神祠には「文化十三年寅年六月日」、八大龍王には「文化七年七月十七日」との銘が刻まれている。

駿河国大宮町神田の横関家の主人が、天保 14 年(1843)から文久 3 年(1863)にかけて記録した『袖日記』には、安政 7 年(1860) 5 月 11 日の条に「中宮八幡堂の井戸を掘ったので山が荒れた」との記述がある。この「中宮八幡堂の井戸」とは、八大龍王前にある井戸跡を指すものと考えられている。井戸跡は幅 80 cm、深さ 50 cmほどである。

##### ・5号建物跡

4号建物跡から登山道跡を登りしばらくすると一面の倒木帯となり、その中に5号建物跡がある。標高は約 1,865mである。平成 5 年の富士宮市による調査では、平場の北側の斜面の縁に 3 体の石像が発見されていたが、平成 20 年の静岡県埋蔵文化財調査研究所による調査では石像が 4 体見ついている。木が倒れた際に地面が掘り起こされ、地中にあった石像が地上に現われたと考えられる。

うち 1 体の不動明王像には、文化 7 年(1810)の銘がある。背面には「瀧本前」と刻まれており、ここが「富士山表口南面路次社堂室有来之次第絵図」という「瀧本・笹垢離」跡であると推測できる。4 体の石像には破壊された痕跡が確認できる。廃仏毀釈によるものと考えられる。

なお、明治末の登山案内では 5 号建物跡に該当する施設の記載がなくなっている。

##### ・8号建物跡

7号建物跡から北西に約 220m (標高約 2,170m) の位置にある。中宮八幡堂跡より標高の高い位置に所在する建物跡の中で最も大規模なものである。

2つの平場により構成され、南西部の平場は東西約 25m、南北約 10mである。入口に石段が残存しており、石段の東西には石垣が組まれている。また平場中央部よりやや西に護摩壇と思われる石組も残存している。

もう一つの北東部の平場は北西から南東に傾斜する斜面上に、長軸約 15m、短軸約 6 mの三角形で、北西側斜面の縁と南側斜面の縁に石組が確認できる。

昭和時代の地図には「一ノ木戸」として載っており、「富士山表口南面路次社堂室有来之次第絵図」に描かれた「室大日堂・木戸堂・茶屋堂」にあたると思われる。室大日堂は大日如来と役行者像が祀られていたとの記述が『駿河国新風土記』にあり、また末代上人が建てた往生寺があったところだともいわれている。

#### 写真● 8号建物跡の写真

##### ・12号建物跡

村山口登山道跡に残る遺構のうちで、一番標高の高い位置(約 2,390m)にある。11号建物跡から北に 50mの地点に所在する。東西約 8 m、南北約 5 mの方形の区画が石組によって作られている。

東側には直径約 90 cmの丸い穴が二つある。(同様の穴は他の建物跡でも見られ、) 便所跡と考えられる。

- ・鳥居

登山道跡の8合目上に、自然木により構築された鳥居が設置されている。「昭和五十二年七月吉日」と刻まれており、個人が設置したものである。

### A 3 須山口登山道

図● 登山道に要素が点在している平面図

- ・須山御胎内（溶岩洞穴）

旧須山口登山道1合目（標高1,440m付近）にある全長10m余の溶岩洞穴である。洞穴の直径は約1mで南東側と北西側に入口があり、内部を通り抜けることができる。登山者は、この洞穴を通して登山するのがならわしであった。かつて洞穴の延長は数10mあったが、関東大震災により天井部分が崩落し、現在の長さになった。崩落した部分は、長さ約30mのU字型の溝状の溶岩地形として須山御胎内の南東側に残っている。

この付近の溶岩は須山胎内容岩と呼ばれている。年代測定では1030～1230年という結果が出ており、永保3年（1083）の噴火時に噴出した可能性がある。平成21年に実施した測量調査では、須山胎内容岩は須山口登山道脇の標高1,485m付近から認められており、須山口登山道がこの溶岩流に沿って形成されていることが判明した。

写真● 須山御胎内の写真

- ・石像

須山御胎内の洞穴内部に、「木花咲耶姫」の石像が安置されている。地元在住の彫刻家、杉山拓氏の作品。須山口登山道復興後の平成12年に作られたものである。

- ・石燈籠

須山御胎内の南東側入口の両脇に、石燈籠が設置されている。

- ・鳥居

須山御胎内の南東側入口前に高さ3m前後の木製の鳥居が建てられている。

- ・標柱

鳥居脇に、「旧須山口登山道一合目（須山御胎内）」と記された標柱が、富士山須山口登山道保存会によって設置されている。

- ・祠

須山御胎内から南東に続くU字状の溶岩地形脇に、石造りの祠が設置されている。

写真● 祠の写真

### A 4 須走口登山道

図● 登山道に要素が点在している平面図

- ・古御岳神社

富士浅間神社の境外末社で、5合目の登山道登り口にある。現在の社殿は、昭和54年(1979)に建立され、間口九尺、奥行九尺の規模である。その際、御室浅間神社を合祀した。神社の前には鳥居がある。かつては3000坪の境内地を持ち、本殿、拝殿、庁舎を備えていたという。

写真● 古御岳神社の写真

- ・迎久須志之神社

富士浅間神社の境外末社で、9合目（3,570m付近）に建てられている。かつては向薬師、向ヒ薬師、手引薬師と呼ばれ、石室の中に薬師如来が祀られ富士浅間神社の神主が管理していた。元禄16年(1703)

の文書「大宮司富士信安等返答下書」に「前薬師之小屋」の記述があることから、江戸時代初期以降にはすでに祀られていたものと考えられる。道者はここで薬師に線香を手向けたという。

廃仏毀釈によって仏像は山を降ろされ迎久須志神社と改められた。祭神は大己貴命と少彦名命である。以前は登山道が建物の西側を通るルートであったが、現在は建物の東側を通るようになっている。

迎久須志神社の直下には、「日ノ見御前」「日ノ御子」と呼ばれる日の出を遥拝する場所があり、江戸時代には「日ノ御子石」という富士山型の石が置かれていた。富士講の講中が大きな平石の上で朝日を拝したという。現在「日ノ御子石」はないが、祠と鳥居が建てられている。

写真● 迎久須志之神社の写真

・鳥居

登山道の浅間大社東北奥宮（久須志神社）前（登山道終点）、9合目、本8合目、本7合目、7合目、本5合目、古御嶽神社前に自然木などにより構築された鳥居が設置されている。

・狛犬

登山道終点の鳥居前に狛犬2体が設置されている。この場所は「鳥居御橋」（とりいおはし）と呼ばれていた。

・石碑

7合目付近の登山道脇に富士講関連の石碑がある。以前はもっと標高の高い場所にあったが、雪崩によって流されて別の場所に転がっていたものを山小屋関係者で運び、現在の場所に設置したという。日付は「七月吉日」とあるのみで、上部が欠損している。

## A5 吉田口登山道

図● 登山道に要素が点在している平面図

・登山道

吉田口登山道は、北口本宮富士浅間神社を起点とし、富士山頂を目指す道である。18世紀後半以降は、最も多くの道者が吉田口登山道を目指している。しかも、古道としては唯一徒歩で麓から頂上まで登れる重要な道である。

顕著な普遍的価値を構成する要素として、現存する吉田口登山道や沿道の宗教施設や山小屋等信仰の拠点などがある。

・旧登山道

・馬返

ここから急坂となり馬が使えなくなることからこの名がついた。この一体は草山から木山への境でもあり、ここからが御山の聖地ということにもなる。

富士山有料道路が開通する以前の馬返の周辺は、本格的な登り勾配の坂道が始まる直前の平地であり、登拝者たちがいったん休憩を取る場所として賑わった。登山期間には4軒の茶屋が営業され、登拝者の便に供された。

写真● 馬返周辺の写真

・五合目

ここは木山と焼山の境界でもあるこの地は天地境（てんちのさかい）とも言われる場所である。

役場、中宮の社、小屋等がおかれていた。この役場は、古くは中宮三社の神供料として役銭を納めた場所である。後年は登山切手改め所となった。小屋については、江戸後期には4軒があったが、すでに武田信玄の1566年の文書に「中宮之室」という名称があり、戦国時代からこの地に小屋が設けられ

ていたことがわかる。最盛期には 18 軒が所在したと伝えられている。

#### 写真● 五合目周辺の写真

##### ・鳥帽子岩

七合五勺に鳥帽子の形をした岩があり、これを鳥帽子岩という。ここにて富士講中興の祖と称される食行身禄が、1733 年に 31 日間の断食修行を経て入定した。「甲斐国志」にも「享保十八 六月十三日富士行者身禄ガ入定ノ地ナリ小屋アリ身禄ノ木像ヲ安置ス流レヲ汲者年々此に登拝ス」とあり、江戸後期にはすでに身禄の聖地として信者が登拝していたことがわかる。現在も富士講の聖地として重要な地である。

#### 写真● 鳥帽子岩の写真

### A 6 北口本宮富士浅間神社

#### 図● 以下に示す要素が点在している平面図

北口本宮富士浅間神社は、富士講とのつながりが強く 1730 年代に富士講の指導者である村上光清の寄進によって境内の建造物群の修復工事が行われ、現在にみる境内の景観の礎が形成された。社殿の背後には登山門があり、この神社を起点として富士山頂まで吉田口登山道が延びている。富士講や吉田御師と密接な関係を持ちながら発展した神社である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、富士信仰の拠点でもある本殿などの建造物群や境内地、吉田口登山道の起点などがある。

##### ・本殿

本殿は、1615 年、都留郡の領主鳥居士佐守成次によって建立された。桁行一間・梁間二間の規模で、入母屋造の建物を身舎としてその前面に唐破風造の向拝一間をつけた形式をとり、独自の本殿形式が採用されている。

各部に漆塗り、極彩色をほどこし、彫刻・金具を配して豪華絢爛な装飾を展開し、桃山式建築の装飾的技法の多様性を示すとともに、すぐれた意匠をみせる顕著な建物である。

#### 写真● 本殿の写真

#### 図● 本殿の図

##### ・東宮本殿

東宮本殿は、1223 年北条義時の創建とも伝えられるが、現社殿は 1561 年武田信玄が浅間本社として造営したものである。

本殿は身舎梁間一間、桁行一間で正面に一間の向拝をつける一間社流造の形式である。東宮本殿は、本社本殿はもとより西宮本殿に比較してやや小規模であるが、構造形式や臺股に挿入した彫刻などに室町時代の手法を示しており、三殿中最も古い建物である。

#### 写真● 東宮本殿の写真

#### 図● 東宮本殿の図

##### ・西宮本殿

西宮本殿は、1594 年谷村城主浅野左右衛門佐氏重により東宮に替わる本殿として建立されたが、1615 年、鳥居成次の本殿建立により現在地に移され西宮となった。

本殿の形式は東宮と同じ一間社流造であるが、両側面と背面は二間で一間の向拝をつける。

西宮本殿は、桃山時代の装飾的要素を多分に取り入れていて、やがて豪華な本社本殿建築へと発展する過程を、両者並べて鑑賞できる貴重な建物である。

写真● 西宮本殿の写真

図● 西宮本殿の図

・大塚山

社誌では、日本武尊が富士山を遙拝した地であり、ここを浅間明神の創建にかかわる場所と位置づけている。さらに、788年には新たに浅間明神を建て、この大塚山には、大塚社として日本武尊を分祀したと伝えられる。現在この地は、流山状の小高い丘をなしており、日本武尊を祀る祠が建てられている。

写真● 大塚山の写真

図● 大塚山の図

・御鞍石

吉田火祭（鎮火祭）の際の御輿行在所。吉田火祭の本日にこの御鞍石上に御輿が安置され、神事が行われる。ここで読まれる祝詞の一節から、この地が諏訪明神旧鎮座地とされる。

写真● 御鞍石の写真

図● 御鞍石の図

## A 7 西湖

図● 以下に示す要素が点在している平面図

富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが多くの富士講徒によって行われたが、いつの時代も変わらず巡拝の対象として数えられている。また、景勝の地でもあり、多くの芸術作品とゆかりが深い。顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、自然地形（湖水）などがある。

写真● 西湖の写真

## A 8 精進湖

図● 以下に示す要素が点在している平面図

富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが多くの富士講徒によって行われたが、いつの時代も変わらず巡拝の対象として数えられている。また、景勝の地でもあり、多くの芸術作品とゆかりが深い。顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、自然地形（湖水）などがある。

写真● 精進湖の写真

## A 9 本栖湖

図● 以下に示す要素が点在している平面図

富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが多くの富士講徒によって行われたが、いつの時代も変わらず巡拝の対象として数えられている。また、景勝の地でもあり、多くの芸術作品とゆかりが深い。顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、自然地形（湖水）や中ノ倉峠からの展望などがある。

写真● 本栖湖の写真

## ②信仰に関わる周辺のもの

### B 1 富士山本宮浅間大社

図● 以下に示す要素が点在している平面図

・神立山

本殿の北側にある丘陵地一帯は神立山と称される。神立山及び富士山本宮浅間大社の基盤を構成する地形は、新富士火山旧期溶岩流に分類される富士宮溶岩流と、溶岩流直上に広がる扇状地堆積物の層で



構成され、溶岩流の末端部にあたる。そのため指定地内の一部では溶岩礫が露出し、縄状溶岩も散見される。また、当該地区は風致地区・保安林にも指定され、渋沢堀沿いの散策路以外は立ち入りが禁止されている。

寛文10年(1670)の浅間大社境内絵図では神立山に信仰関連の様々な建築物が描かれ、発掘調査で石畳や護摩堂跡が確認されている。

写真● 神立山の写真

・湧玉池(上池、下池)

本殿東側の「湧玉池」は、国指定特別天然記念物となっている。

湧玉池は、富士山に降った雨や雪が地下水となり、被圧によって富士宮溶岩流の溶岩層間を流れ、溶岩流末端で湧出して池になったものである。

禊所付近を境に上池と下池に分かれ、以前は上池のみを湧玉池、下池から下流を御手洗川と呼んだ。

登山者や道者が湧玉池の水で心身を清めた後山中へ向かうという、富士山信仰と関連の深い池であった。現在も富士山山開きの7月1日には、湧玉池で禊神事が行われる。

写真● 湧玉池の写真

図● 詳細平面図

・社叢

神立山表層部は約3万8千㎡にわたってスダジイ、ケヤキ等の樹木が生育しており、富士宮市保存樹林に指定されている。また、野鳥の生息に適した環境でもあり、「野鳥の森」碑が建てられている。

・社殿(本殿・拝殿・幣殿・透塀・楼門)

浅間大社は、社伝によれば大同元年(806)に造営されたという。かつての駿河国の一宮で、現在は全国1300余の浅間神社の総本社として崇められている。現在の社殿は、慶長9～11年(1604～06)に徳川家康が造営したものである。

写真● 社殿全体の写真

図● 社殿平面図

[本殿]

本殿は国指定重要文化財である。「浅間造」と称する棟高45尺の二重の楼閣造構造で他に例を見ない。1階下層は桁行5間・梁間4間の寄棟造、2階上層は桁行3間・梁間2間の三間社流造で共に檜皮葺である。明治40年(1907)5月27日古社寺保存法により特別保護建造物に指定され、以後、国指定重要文化財として保護されている。

写真● 本殿全体の写真(幣殿・拝殿含む)

図● 本殿平面図(幣殿・拝殿含む)

[幣殿]

本殿と拝殿をつなぐ部分で、桁行3間・梁間3間の両下造、屋根は檜皮葺、寛文年間の古絵図には幣殿は描かれていないが、現在幣殿として使われている部分に「作合三間四間ひはだぶき」と書き込まれており、本殿の全景がよく見えるように描かれたと推測される。県指定文化財として保護されている。

[拝殿]

桁行5間・梁間3間で、床は幣殿より2段高くなっている。正面が入母屋造、背面が切妻造で、屋根は檜皮葺、正面に1間の向拝が付いている。三方に縁を巡らせ、背面は幣殿に接続している。県指定文化財として保護されている。

[透塀]

本殿周囲を囲む1棟と、その外側、本殿横に並ぶ三之宮及び七之宮を含めたより広い範囲を囲む1棟

の計2棟で、総延長は36間に及ぶ。県指定文化財として保護されている。

#### [楼門]

三間一戸、重層入母屋造で、屋根は檜皮葺、正面・左右脇に扉がついている。楼門の左右には隨身像が安置してある。静岡県指定文化財として保護されている。

写真● 楼門全体の写真

図● 楼門平面図

#### ・廻廊

楼門から東西に伸びる廻廊は、昭和9年(1934)に付加されたものである。

#### ・手水舎

楼門の南西側に、参拝者が参拝前に身を清めるために手や口をすすぐ、手水舎がある。

#### ・灯籠

大小それぞれの灯籠が境内各所に設置されている。

#### ・石鳥居

本殿へ続く参道に石造りの鳥居が建てられている。昭和33年3月に寄進されたものである。

#### ・東鳥居・西鳥居

桜の馬場の東端と西端にそれぞれ朱塗りの鳥居が建てられている。

#### ・桜の馬場

浅間大社流鏝馬式が執り行われる馬場が約200mに渡って東西に伸びている。源頼朝が富士の裾野で巻狩を行った際、流鏝馬を奉納したことに始まると言われ、室町時代の初期にはすでに神事が行われていたとの記録が残っている。馬場に沿って両側に御神木の桜が植えられている。

#### ・禊所

湧玉池の上池と下池の境部分が禊所とされ、池に下りるための石段が組まれている。

#### ・神幸橋(湧玉橋)

湧玉池南側の神田川への流出口に石造りの橋が架けられている。春秋の大祭にはこの橋を通過して山宮御神幸が出発したとされる。寛文10年(1671)の絵図では橋に屋根が葺かれている。

#### ・輪橋(太鼓橋)

本殿へと向かう参道に、鏡池を渡る輪橋が架けられている。寛文10年の絵図には既に描かれているが、大正4年(1915)に石造りに改められた。

写真● 輪橋の写真

図● 輪橋の平面図

絵図● 寛文10年の絵図

#### ・護摩堂跡(推定)

平成20年の発掘調査により、護摩堂跡と考えられる溶岩礫で構成された石垣と建物跡が検出された。

石垣は樵石積みで組み、平面形は正方形となっている。また、石垣で正方形に圍繞された敷地内で建物跡の礎石が確認された。桁行3間・梁間4間で、南側に入口を有していたと考えられる。

発掘調査後に、江戸時代終わり頃の地誌でこの建物跡を「本地堂」とする記載が確認されており、最終的に護摩堂から本地堂へ造作し直された可能性がある。

写真● 護摩堂の発掘調査時の完掘写真(平面写真)

図● 平面図

#### ・隨身像

慶長19年(1614)2月に建立された。背銘には、左側の像は「甲州河内下山住番匠 石川清助作」、右

側の像は「大工 山城國上原住櫻井三蔵作」と記され、市指定有形文化財として保護されている。

写真● 隨身像全体の写真

・狛犬

参道の石鳥居両側に、狛犬が建てられている。大正7年5月に奉献されたものである。

・御神幸道首標の碑

明治以前に行われていた「山宮御神幸」における、御神幸道の首標が、池畔に立てられている。造立年は元禄年(1691)未年十一月とされ、「自当社山宮御神幸道五十丁証碑首也」と刻まれている。昭和59年(1984)に浅間大社境内の土中から発見され、現在地に再建された。

・三之宮

本殿横西側に、浅間第三御子神を祀る境内社「三之宮浅間神社」が建てられている。

・七之宮

本殿横東側に、浅間第七御子神を祀る境内社「七之宮浅間神社」が建てられている。

・鉾立石

楼門前の石段には、鉾立石が置かれている。明治の初めまで行われていた山宮御神幸の際、神の宿った鉾を立てて休めた自然石である。

・欄干橋(神路橋、神路枚橋)

池畔と川中島を結ぶ橋が2本架けられている。島の西側が神路橋、東側が神路枚橋であるが、寛文10年(1670)の絵図では西側にのみ架けられている。

写真● 橋全体の写真

絵図● 寛文10年の絵図

## B2 山宮浅間神社

図● 以下に示す要素が点在している平面図

・溶岩流地形

山宮浅間神社の石鳥居から参道を経て参籠所に至るまでの区域は北山溶岩流上に展開している。また、遥拝所が位置する小高い丘陵は青沢溶岩流の先端部である。さらに、涸れ沢の西岸には、天母山(二子山)溶岩流、万野風穴溶岩流で構成される丘陵地が展開する。よって、山宮浅間神社周辺には、籠屋付近の北山溶岩流を含め、4つの異なる溶岩流地形が広がっていることになる。

遥拝所の基盤となっている青沢溶岩流は、約2,000年前の噴火によって流出した比較的新しい溶岩流であるため、この部分は他の区域と比べて植生の回復は遅れていたと考えられる。そのために、樹木等に遮られることなく富士山の山頂まで見渡せていたため、この場所で山を遥拝する行為が行われたと考えられる。

写真● 溶岩流地形の写真

図● 溶岩流の拡散している模式図

・社叢

目通りの幹周が3mを超える巨木4本を含むスギ林が、約9,780㎡の社叢を形成しており、富士宮市の保存樹林に指定されている。

・籠屋(参籠所)

遥拝所へ登る手前の平坦な土地に籠屋が建てられている。

籠屋は、神の宿った御鉾が浅間大社と山宮浅間神社を往復する祭儀「山宮御神幸」において、これに同行した大宮司以下の諸職が一夜参籠した場所である。

- ・ 鉾立石

籠屋をくぐり遥拝所へ続く参道に、「山宮御神幸」で神の宿った鉾を休めるための「鉾立石」が置かれている。石は火山弾であり、籠屋をくぐってすぐの位置に1つ、石段の手前に1つの計2つが置かれている。

- ・ 石段(参道)

遥拝所が位置する丘陵へ登るための石段が組まれている。現在あるものは戦中もしくは戦後に改築されたものと考えられる。

- ・ 石塁

遥拝所の周辺約45m四方が石塁により方形に区切られている。

青沢溶岩流の溶岩塊上に溶岩礫を積み上げて構築され、部分的に遺物を含む土層上に構築されている。石塁下から祭祀に用いられたと思われる土師器が出土しているため、それらが用いられた12世紀から15世紀、もしくは後の時代に築造されたものと推定される。

写真● 石塁の写真

図● 石塁の平面図・断面図

- ・ 玉垣

遥拝所の周囲にはコンクリート製の玉垣が設置されている。戦中もしくは戦後に設けられたものと考えられる。また、遥拝所入口には鉄製の門扉が取り付けられている。

- ・ 遥拝所

富士山を直接拝礼し、祭儀を行うことを目的として築造されたと推定される施設である。

南北約15.2m、東西約7.6mの長方形で、30~40cm程度の溶岩を用いて石列等によって組まれている。富士山を拝む方向に祭壇が位置し、祭壇に向かって左側に祭儀を行う際の大宮司席、公文・案主席、献饌所が、向かって右側に別当・供僧席が設けられている。

写真● 遥拝所の写真

図● 遥拝所の平面図

- ・ 石鳥居

境内地の南端に、石鳥居が建てられている。昭和6年(1931)に建立されたものである。

- ・ 参道

石鳥居から籠屋まで参道が続いている。

### B3 村山浅間神社

図● 以下に示す要素が点在している平面図

- ・ 元村山溶岩流

村山浅間神社は、新富士旧期溶岩の元村山溶岩流末端部付近にあたる。見付の間は平地で、両見付から先は急傾斜地となっている。村山地区は標高が高く、他の集落と急傾斜地で隔絶された一段高い場所に位置する。

- ・ 水源地(竜頭ヶ池)

社叢東側に「竜頭ヶ池」と呼ばれる湧水池があり、水垢離や生活用水として利用されてきた。またこの湧水を水源とする村山沢は南流して溪谷を刻み神社西側から大沢川となる。これらの水源は、村山の集落を成立させた要因の一つである。

- ・ 御神木(イチョウ、大スギ)

[イチョウ]

昭和43年(1968)7月2日に県天然記念物に指定された。目通り8m、根回り9.15m、樹高26m、枝張り東西19m南北14mで、樹勢よく乳状下垂気根の発達も著しい。気根が数多く垂下する。気根の先端に針を刺して祈願すると妊産婦の乳の出がよくなると伝えられ、女性の信仰を集めていた。また以前はウロの中に大日如来が祀られていたといわれ、現在でも祭祀でしめ縄を張る。

#### [大スギ]

昭和31年5月24日に県天然記念物に指定された。村山浅間神社の御神木と称される巨木である。境内の多くのスギの中で最大のもので目通り9.9m、枝張り東西17.5m、南北31m、樹高47mもある。中心部には高さ8mに及ぶ空洞がある。案内板では約1,000年の樹齢とされるが、実際にはおよそ400～600年と推定される。

#### ・社叢

境内には胸高直径0.7m以上のスギが39本ある。アカガシ3本、スダジイ1本などの大樹も見られるが、裏山の大半は戦後植樹されたヒノキやスギである。富士宮市の保存樹林に指定されている。

#### ・浅間神社社殿

村山浅間神社社殿は、神仏分離令によって境内社富士浅間七社を相殿として造られ、中座に木花開耶姫命、左座に大山祇命、彦火々出見命、瓊々杵命、右座に大日靈貴(天照大神)・伊弉諾尊・伊弉冉尊を祀っている。現在の社殿は大正2年(1913)に改築されたものだが、幣殿と拝殿は老朽化したため、その後さらに鉄筋コンクリート一部木造に建替えられている。

写真● 社殿の写真

図● 社殿の図面

#### ・大日堂(興法寺)

鎌倉時代の文保年間(1317～1318)に、末代上人の流れをくむ頼尊が村山に興法寺を開いたと伝えられている。その興法寺の建物として現存する唯一の堂で、富士山の本尊である大日如来を主尊とする。現在の建物は、部材の状況や絵様彫刻の特徴などから江戸時代末期の建造と考えられるが、外壁は波鉄板板張りに変えられている。桁行5間・梁間7間、入母屋造、鉄板葺きで、南面に出入り口を開き、前面と両側面に幅一間の回り縁を巡らしている。

写真● 社殿の写真

図● 社殿の図面

#### ・水垢離場

山伏修行者及び修験者が、富士登拝の道者が垢離をとって身を浄めた場所で、間口約6.5m、奥行き約4mの長方形で、深さ約0.6mに掘り込み、底に石を敷きつめ周囲は石積みとなっている。造成年代は不明。水垢離場へは社叢裏手の沢に湧く龍頭池湧水を引き、上の段から樋で落とし垢離を取るようになっている。水の落ち口には山伏修行のときの主尊とされる不動明王の石像が安置されている。

写真● 水垢離場の写真

#### ・護摩壇

大日堂東側にあり、正面には不動明王の石像が祀られている。護摩壇は、四囲を石で囲んだ一辺5.3mの丸い石組となっている。丸い石組の前に置かれた葛石には、「干時安政四年九月」と刻まれ、安政4年(1857)造立と考えられる。周囲の正方形の石組みと中央の丸い石組みは石材に違いが見られ、造成時期が異なっているものと思われる。

写真● 護摩壇の写真

#### ・氏神社(高嶺総鎮守社)

護摩壇裏手の一段高くなったところに末代上人を祀る大棟梁権現社があったとされる。しかし、神仏分離令により廃され、代わりに村山浅間神社社殿と大日堂の間から裏山に登ったところに大棟梁権現社を遷し「富士大神社（祭神大己貴命）」として祀られた。

現在は「高根総鎮守」と呼ばれ、元村山集落の氏神社となっている。「明治十八年五月十七日奉再建富士大神社」と記された棟札が残されている。現在の社殿は、平成 15 年に再建された。

- ・石鳥居

村山浅間神社へと登る石段の途中に、石鳥居が建てられている。昭和 28 年(1953)に建立されたものである。

- ・氏神社鳥居

氏神社（高嶺総鎮守社）へと登る参道の入口に、鳥居が建てられている。平成 15 年の再建に合わせて建てられたものである。

- ・手水舎(手水鉢)

村山浅間神社へと続く参道入口の左側に、手水舎が設置されている。明治 16 年(1883)に設置されたものである。

- ・石段（参道）

段の入り口が、村山浅間神社へ続くものと、大日堂へ続くものの 2 本が平行して造られている。

- ・狛犬

昭和 5 年に奉納された狛犬 2 体が、参道脇に設置されている。

#### **B 4 須山浅間神社**

図● 以下に示す要素が点在している平面図

- ・社叢

樹齢 500 年を超えるスギの巨木が 22 本あり、中には樹高 37m、目通りの太さが 7 m を超えるものも見られる。社叢全体が市指定天然記念物として保護されている。

- ・社殿

大禰宜・渡邊対馬守安吉の社伝旧記によれば、天元 4 年(961)に駿河国司・平兼盛が社殿を修理したとの記録がある。その後の記録として社殿の存在が確認できるのは、大永 4 年(1524)と記された修築時の棟札による。

現在の社殿は、文政 6 年(1823)に再建されたとされている。

写真● 社殿の写真

図● 社殿の図面

- ・神輿殿

須山浅間神社の例大祭で使用される神輿を納めた神輿殿が、境内地西側に建てられている。

- ・狛犬

境内には、社殿前と石段手前の参道脇に計二対の狛犬が設置されている。社殿前の一対は平成 12 年に、参道脇の一対は平成 13 年に奉納されたものである。

- ・灯籠

参道の両脇に灯籠が建てられている。登り口のもの平成 13 年に、階段を登ったところにあるものは、それぞれ寛保 2 年(1742)、文政 6 年に奉納されたものである。

- ・手水舎

石段に至る参道の脇と、社務所西側の 2 箇所、手水舎が建てられている。社務所そばには、文政 7

年と刻まれた水盤も置かれている。

- ・参道

鳥居から 10mほどは石畳が敷かれ、その後社殿の位置する高台へ登るためにコンクリート製の階段が続いている。

- ・鳥居

参道入口には、朱塗りのコンクリート製の鳥居が建てられている。昭和 41 年(1966)に奉納されたものである。

- ・石碑

鳥居の東側に、郷社として奉幣を受けていたことを示す碑が建てられている。

- ・古宮神社

八坂大神、八幡大神、愛鷹大神、子安大神、疱瘡守護神を祀る境内社である。覆屋の中にあり、旧本殿と推測される建物である。

## B 5 富士浅間神社

図● 以下に示す要素が点在している平面図

- ・社叢(浅間の杜)

社殿周囲と、参道の南側に社叢が広がっている。特に参道南側の部分を浅間の杜と呼び、静岡県や小山町の天然記念物である大樹が生育している。

- ・ハルニレ

昭和 38 年(1963)2月 19 日に静岡県の天然記念物に指定された。根回り約 6 m、目通り 4 m、樹高 24.50m、枝張東西 28.10m、南北 23.50m、樹齢約 500 年。

北日本の山地に多い落葉高木で、静岡県では極めて少なく当社以外の小山町内では数本しか見当たらないが、境内には 10 本が生育している。

- ・エゾヤマザクラ

昭和 58 年 5 月 1 日に小山町の天然記念物に指定された。樹齢約 130 年で、根回り 2.08m、目通り 1.75 m、樹高約 10m、枝張東西 13.8m、南北 9.5m。

別名をオオヤマザクラと称するヤマザクラの北方型で、静岡県が南限である。県内ではまれな樹種である。

- ・根上がりモミ

平成 3 年 5 月 1 日に小山町の天然記念物に指定された。樹齢約 300 年で、根回り 4.61m、目通り 3.07 m、樹高 27m。

この根上り群は約 150 年生のモミの根本にブナ、イヌシデの種子が生え、宝永噴火の火山灰土が、降雨により流亡しながらモミが成長したため、根が爪を立てた状態で生育し、根上がりになったと考えられる。縁結びの木とも呼ばれている。

- ・社殿

平成 18 年 8 月 24 日に小山町の文化財（建造物）に指定された。

宝永噴火により大きな損害を受けたが、享保 3 年（1718）に再建された。その後蟻害や老朽化により改修したものの、部材は享保年間（1716～36）のものが今なお使用されている。

社殿は本殿・幣殿・拝殿が連結した権現造である。拝殿は入母屋造で千鳥破風を据え、本殿は享保年間の遺構を残した流造りとなっている。

構造は、拝殿が桁行5間・梁間2間の入母屋造で、向拝1間、正面千鳥破風付。幣殿が桁行3間・梁間2間の両下造。本殿が三間社流造、向拝1間、屋根は全て銅板葺きとなっている。

写真● 社殿の写真

図● 社殿の図面

・楼門

二階建ての随神門で、上層の周囲に高欄付きの縁を巡らしている。

北の櫛岩窓神、南の豊岩窓神が随神として配神されている。宝永噴火により社殿とともに大破しており、現在のものは明和4年(1767)随神が寄贈された当時に再建されたものと考えられる。楼門の構造は、三間一戸楼門、茅葺型入母屋造、銅板葺き。軒廻りは二軒繁垂木に組物は出組で、腰組も二手先としている。

・参道大鳥居

参道入口には、花崗岩の石鳥居が建てられている。春日造で、額東には「不二山」と刻まれている。明治33年(1900)に奉納された。

・裏参道鳥居

西側駐車場から本殿へ至る裏参道の入口に石鳥居が建てられている。

・富士塚狛犬

楼門前参道の両側に、富士塚が築かれ、その上に狛犬が置かれている。

・富士講講碑群

明治より昭和にかけて、各地の富士講より寄進された記念碑が多く残されている。多くは、数多く富士登山が成就されたことを感謝し、先達や講名を高く掲げ信仰の証としたもので、境内地の西側部分裏参道周辺に、多くの碑塔が建てられている。

写真● 富士講講碑群の写真

図● 富士講講碑群の配置図

## B 6 河口浅間神社

図● 以下に示す要素が点在している平面図

河口浅間神社は、864～866年に北麓で起こった噴火を契機に、北麓でも浅間神社が建てられることになったが、その神社である可能性が高い。現在も富士山と密接に結びついた宗教行事を行っており、歴史的背景と相俟って、富士山信仰を語る上で欠かすことのできない資産である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、富士信仰の拠点でもある本殿などの建造物群や境内地などがある。

・社殿、鳥居

河口浅間神社創建は、平安時代の865年に遡る可能性がある。建立目的は富士山の噴火を鎮めるためであり、当時の富士山及び噴火ということに対する当時の考え方を理解することができる。

鳥居は1697年に谷村藩主秋本喬知の再建。銅製の扁額に記された「三国第一山」の書は輪王寺宮公弁親王の筆とされる。

写真● 社殿の写真

図● 社殿の図面

## B 7 富士御室浅間神社

図● 以下に示す要素が点在している平面図



富士御室浅間神社は、8世紀初めに吉田口登山道二合目に祭場をしつらえたのが最初とされ、富士山中に祀られた最初の神社であるとする文献もある。二合目本宮（もとみや）へは冬季の参拝に苦渋するため、958年、河口湖畔に現在の里宮が建立されたという。現在は二合目にあった社殿も里宮の広い境内に敷地内に移設されている。修行や登拝といった様々な富士信仰の拠点として位置づけられる二合目の本宮と、土地の産土神としての里宮が一体となって機能してきた。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素としては、信仰拠点である二合目や本殿などがある。

・吉田口二合目

吉田口登山道二合目に御室浅間名字（本宮）が鎮座した。御室浅間神社は木花開耶姫を祭神とし、創立年代は詳らかでないが、社殿には和銅元年（708）に祭場をしつらえたのが最初とされる。富士山中最初の社という。

なお、平安末期には浅間神の信仰に修験道が習合して、富士山が霊験所の一として広く知られていた。富士修験の信仰拠点は南口の村山であるが、北口の二合目、御室の地にも山内の信仰拠点として行者堂が設置されていた。

・本殿

本殿は、1612年に当時の甲斐国都留郡領主であった鳥居士佐守成次によって桃山時代建築様式の神社建物に再建されたことが棟札から明らかにされている。

大規模な入母屋造りの一間社で棟の高さは9.3m、屋根は檜皮葺形の銅板葺である。臺股や軒唐破風妻などにも彫刻を飾るなど、桃山建築様式の特色が見られる。内部の色彩も当初のものを良く残しており、建築年代の確実なこの時期の遺構としては大変貴重な建造物である。

写真● 本殿の写真

図● 本殿の図面

## B 8 御師住宅

図● 御師住宅の位置図

御師住宅は、富士講徒の案内をし、宿泊の世話や祈祷を行った御師の住宅兼宿坊である。御師屋敷の多くは短冊状をなし、表通りに面して引き込み路を設け、敷地を流れる水路の奥に建物がある。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、最古の部類に入る旧外川家住宅などがある。

・旧外川家 主屋、離座敷、中門

主屋は妻入り形式の典型的な御師住宅であり、棟札から1768年に建設されたものであることが判明している。また、主屋は「平面座敷型」をとっており、近世になって御師住宅の様式が確立される以前の御師住宅として最古の部類の建築物である。

離座敷は、富士講が盛んになるとともに主屋だけでは収容人数に限りがあるなどの理由から主屋の東側に増設されたとみられる。ただし、御神殿が上段・下段の続きの手前に配置され、上吉田の一般的な御師住宅に比して独自の構成を有している。

写真● 主屋等の写真

図● 旧外川家住宅現状平面図等

・小佐野家 主屋、蔵

主屋は一部二階、切妻造、妻入の居室及び座敷部の前面北寄りに台所部を背面南寄りに神殿部を付設した形式になる。居室及び座敷部は間口11.8m、奥行き15.5m、正面南寄りに式台、背面北寄りに庇、北側面には下屋を設ける。

蔵は主屋台所の前方に建つ。土蔵造りであるが、東西に庇を付けた切妻造、板張りの覆屋をかけてい

る。

この住宅は、部分的な改変や増設がみられるほか保存がよく、富士講御師の住宅としての形態を、屋敷地も含めてそのまま残している。全国でも比較的少ない社家の一遺例として重要である。

写真● 主屋外観写真

図● 小佐野家住宅現状平面図

#### B 9 山中湖

図● 以下に示す要素が点在している平面図

富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが多くの富士講徒によって行われたが、いつの時代も変わらず巡拝の対象として数えられている。また、景勝の地でもあり、多くの芸術作品とゆかりが深い。顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、自然地形（湖水）などがある。

写真● 山中湖の写真

#### B 10 河口湖

図● 以下に示す要素が点在している平面図

富士山周辺の湖を巡って修行する内八海巡りが多くの富士講徒によって行われたが、いつの時代も変わらず巡拝の対象として数えられている。また、景勝の地でもあり、多くの芸術作品とゆかりが深い。顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、自然地形（湖水）などがある。

写真● 河口湖の写真

#### B 11 忍野八海

図● 以下に示す要素が点在している平面図

忍野八海は、富士山の伏流水による八つの湧水地で、それぞれに八大竜王を祀る富士信仰に関わる巡拝地（霊場）であった。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、自然地形（湧水）がある。

#### B 12 船津胎内樹型

図● 以下に示す要素が点在している平面図

船津胎内樹型は、1673年に富士講の指導者である村上光清により発見され、富士講の開祖である長谷川角行が洞穴に祀った浅間明神が遷宮された溶岩樹型である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素には、宗教的な意義付けがされている地形空間（溶岩樹型）などがある。

・胎内樹型

船津胎内樹型は、承平噴火（937）で流出した剣丸尾第1溶岩流の西縁に所在する。本穴自体も大小様々な樹型が複雑に交叉して形作られている。本穴の側面では垂れ下がった溶岩が肋骨のように見え、そのうえ溶岩は鉄分のため赤色を帯び、あたかも内臓を摘出したあとの胸控の如く見える。胎内の名称はこれに基づくものであり、極めて貴重な形態と言える。

・無戸室浅間神社・石造物群

1673年、富士講道者村上光清により現船津胎内樹型が発見され、開祖が祀った焼入の地の浅間明神が遷宮された。浅間明神誕生の地ともいわれ、無戸室（むつむろ）に火を放ち、無事に御子を出産したという故事に倣い社号を無戸室浅間神社と名付けた。

### B 1 3 吉田胎内樹型

図● 以下に示す要素が点在している平面図

吉田胎内樹型は、1892年に富士道者によって整備された「お胎内」（溶岩樹型）である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素には、宗教的な意義付けがされている地形空間（溶岩樹型）などがある。

#### ・胎内樹型

吉田胎内樹型は、承平噴火（937）で流出した剣丸尾第1溶岩流の東縁に所在する。本穴の側面では垂れ下がった溶岩が肋骨のように見え、母の胎内に似ているため、浅間大菩薩（木花開耶姫）出世の御胎内として信仰の対象となった。

#### ・洞内の石祠、石造物群

吉田胎内の本穴の奥には、石祠があつて富士講にとっての富士山の祭神である木花開耶姫が祀られている。樹型内に入ると横穴の正面には、食行身祿を祀る石祠がある。

### B 1 4 人穴富士講遺跡（人穴浅間神社）

図● 以下に示す要素が点在している平面図

#### ・犬涼み溶岩流

人穴付近は、新富士火山旧期溶岩（約11,000年前から約5,000年前）に属する犬涼み溶岩流の末端部近くに位置している。犬涼み溶岩流は、標高1,206mの犬涼み山から噴出し、西方に約5km、標高差にして約700mの扇状地をつくる溶岩流である。

写真● 溶岩流の写真

図● 溶岩流の詳細図

#### ・溶岩洞穴

人穴溶岩洞穴は、天正年間に富士講の開祖、長谷川角行が千日の行を行ったとされる洞穴である。

犬涼み溶岩流の中に存在する19箇所溶岩洞穴のうち、西端部の最も低い位置にあり、溶岩が流れ下るとき溶岩表面が冷やされて固化した後、内部の溶けた溶岩が抜けて空洞ができたものである。

洞穴の南西の端が進入口となり、洞穴中央部でくの字型に曲がっている。入口から約30mの屈曲部手前中央には、直径約5mの溶岩柱がある。全体として幅広く、奥に入ると広々として平坦な空間となっている。最奥部までは約80mで、そのまま閉塞していると考えられる。

写真● 溶岩洞穴の写真

図● 洞穴の図面

#### ・社叢（周辺の植生）

人穴集落では主に製炭と農業を中心とした生活が営まれたため、薪炭材のコナラ・クヌギ等を中心に育林していた。しかし、昭和30年代に薪炭の消費が減少し、境内地とその周辺は建材としてのヒノキ・スギに改植された。御神木に相当する大樹等は存在しない。

#### ・碑塔群

人穴浅間神社の境内地には、富士講信者が建立した232基の碑塔が存在する。そのうち碑塔に建立年が刻まれたもの89基についてみると、一番古い碑塔は寛文4年(1664)建立のものである。

建立目的によって大きく分類すると、個人の戒名や行名を記した墓碑・供養碑である「墓碑供養碑」、修行による大願成就を祈願する「祈願奉納碑」、個人の富士登拝や講の人穴参拝を記念する「顕彰記念碑」の3種とそれ以外に整理される。「墓碑供養碑」が最も多い。

## 写真● 碑塔群の写真

## 図● 碑塔群の配置図

### ・参道

洞穴入口や浅間神社社殿のある平場へ至る参道が、境内地内を南から北へ伸びている。現在はコンクリートで覆われている。

### ・建物跡

大小2つの建物跡が人穴洞穴直上の平場で検出されている。西側に規模の大きな1棟と、その東側にやや小規模の1棟があり、大規模なものの方がより古い遺構とみられる。また建物跡の周辺には石積みが施されている。

### ・参道跡

建物跡へ向かう参道跡が、建物跡南側の平場から斜面を下り、井戸跡の所在する平地まで約34m続いている。溶岩角礫や露出している溶岩を利用して21段の石段が構築されている。

### ・道跡

2本の道跡と思われる石列が参道跡の上り口、石垣の西側に位置する。建物跡と洞穴や碑塔群などを結ぶ機能を有していたと考えられる。

### ・炭焼窯跡

指定地の北側を通る林道に沿って、5箇所炭焼窯跡が検出されている。昭和初期まで使用されていたものであるが、富士講に関わる遺構は検出されていない。

### ・井戸跡

参道跡の南側に位置する。内部が溶岩角礫や土砂によって埋没し、涸れ井戸となっている。

## B15 白糸ノ滝

### 図● 以下に示す要素が点在している平面図

### ・古富士泥流堆積物

山体が崩壊した際に崩れた土砂が堆積した地層であり、古富士火山の一部を形成するものである。この地層は、塊状礫岩と平行層理を持つ砂岩が不規則に互層しているものである。

### 写真● 写真

### ・白糸溶岩流

新富士火山の土台となっている溶岩流のひとつであり、白糸ノ滝付近0.3平方キロメートル程度にある。白糸溶岩流は4枚の溶岩流層からなると考えられており、白糸ノ滝では2枚の溶岩流層が確認できる。溶岩流層の境目にはマグマの急冷時に形成された粉碎部（クリンカー）が発達している。また、溶岩流内部には、マグマが冷え固まった際の収縮により形成された縦方向の割れ目（柱状節理）が存在する。

白糸ノ滝は、地質の特徴上、次のようなメカニズムで崩落を繰り返していると考えられている。白糸の滝は、最近10年間の平均で日量約15.6万トンの湧水量が見積もられており、この多量の水の落下は、白糸溶岩流に比して軟弱な古富士泥流堆積物を次第に浸食する。やがて、下部が抉り取られることで上部の溶岩流はオーバーハング状態となり、自重に耐えられなくなった時点で自然崩落する。この作用が繰り返され、崖線が後退し続けていると考えられる。また、白糸溶岩流内の柱状節理は浸食に弱く、滝の後退を早める一因と指摘されている。白糸ノ滝は、1年に約2センチメートルの割合で北側に後退しているという計算もある。音止の滝も、白糸ノ滝と同様の地質であり、同様のメカニズムで崩落

を繰り返していると考えられている。

写真● 溶岩流の写真

図● 溶岩流の拡散図

・白糸ノ滝

白糸の滝は、高さ約20メートル、長さ約120メートルに渡り馬蹄状に広がる崖面の各所から湧出した水が、数多の白い糸を垂らしたように流れ落ち、滝となったものである。白糸ノ滝周辺の地質は、下部に不透水層である古富士泥流堆積物があり、上部に透水性のある白糸溶岩流があると考えられている。富士山麓に降った雨水は、上部の溶岩流を透過し、下部の不透水層との境目を流れ下っていると考えられている。白糸の滝は、両層が崖面として露出しており、両層の境目や上部の溶岩流の間から水が湧出している様子が確認できる。

写真● 滝の写真（音止の滝も同時に掲載）

・音止の滝

音止の滝は、「音無の滝」とも呼ばれ、白糸の滝と台地を隔てた東側に位置する。主瀑は落差約25メートルを流れ落ちる芝川の本流であり、轟音を轟かせている。崖面では、白糸の滝同様の地層が観察され、湧水が見られるが、白糸の滝に比して水量は少ない。

・鬢撫水

鬢撫水は、「お鬢水」とも呼ばれ、白糸の滝の崖上にある。鬢撫水は、湧水が池となったものであり、その水は白糸の滝の一部として流れ落ちている。また、ここには「駒繫石」、「弁当（行厨）石」、「杓子石」等の名前のついた石があったとされるが、現在は不詳である。

・植物

白糸の滝の両岸の崖上には樹木が生い茂っている。また指定地内には、メヤブソテツ、ユリワサビ等特色ある植物相がある。

・富士講

「白糸ノ滝」には、江戸時代中期以降江戸で隆盛した富士講の祖長谷川角行にまつわる伝承がある。角行は白糸の滝で垢離をとり修行を行ったとされ、富士講の信者の中には白糸の滝を訪れる者や、白糸の滝で修行を行う者がいたことが知られている。幕末の資料には、白糸の滝で垢離をとり修行を行った富士講の信者の記録がある。

指定地内には富士講の信者が建てた石碑があり、「仙元大神」と記されたもの（市道沿い）や、「食行身祿」と記されたもの（白糸の滝滝つぼ右岸）等がある。

・白糸の滝の勝景

白糸の滝の、数多の白い糸を垂らしたように落ちる優美な勝景がある。

写真● 景勝の写真

・音止の勝景

音止の滝の、轟音をたてて落ちる雄大な勝景がある。

写真● 景勝の写真

・富士山の展望

指定地では、白糸の滝と音止の滝の勝景とともに、見事な富士山が望まれる。

写真● 展望の写真

・富士の巻狩の伝承

「白糸ノ滝」には、建久4年（1193）に源頼朝が行ったいわゆる富士の巻狩にまつわる伝承がある。音止の滝の名前は、富士の巻狩に関係する曾我兄弟の仇討ち伝承に由来するもので、兄弟が仇討ちの相

談をしている間は水音を止めたことから名づけられたという。また、鬢撫水には、富士の巻狩の折に源頼朝がここで鬢のほつれを直したという伝承がある。

・歌碑

「白糸ノ滝」の勝景は古くから詩歌に詠まれてきており、白糸の滝つぼ右岸には白糸の滝の勝景を詠んだ歌碑がある。

・標識

名勝及び天然記念物であることを明示する標識がある。

③ 眺望

C 三保松原

図● 以下に示す要素が点在している平面図

三保松原は、静岡市清水区南東部に位置する三保半島にあり、半島の東岸真崎から海岸線に沿い、南北に約4キロメートルに及ぶ松林と内陸部に散在する松林が主体をなしている。

真崎から海岸線に沿う松林は、国有地又は市有地が大半を占めているが、内陸部の松林と松林の景観を維持している背後地については、ほとんどが民有地となっている。

松林には、300年を経た老木から幼令木が約54,000本、幅広く分布している。

図● 三保松原の地区区分図

表● 地区区分詳細表

	地 区	境 界
①	特別規制 A 地区	真崎灯台の内海側の第2種規制地区との境界は、隣接する特別規制 B 地区と第2種規制地区との境界（松が途切れる所）の延長線上とする。
②	特別規制 B 地区	特別規制 A 地区との境界は防潮堤外側とし、その他の規制地区との境界は、羽衣参道は道路外側、それ以外は平成元年4月1日現在において松原を形成している地区、ただし、真崎先端の境界は真崎灯台と建設省財産、運輸省財産及び民地側の境界を結んだ線とする。
③	第1種規制地区	真崎付近の第2種規制地区及び第3種規制地区との境界は、都市計画道路の中心線とし、字広道の第2種規制地区との境界、字羽衣脇の三保第一小学校を中心とする第2種規制地区との境界及び大字折戸地区における第2種規制地区との境界は、隣接する道路の中心を境界とする。ただし、羽衣参道西側の第2種規制地区との境界は、羽衣参道中心より25mの位置とする。
④	第2種規制地区	真崎付近第3種規制地区との境界は、市道本村海岸58号線の中心の延長を境界とする。その他の地区との境界は、①②③を参照。
⑤	第3種規制地区	各地区との境界は②③④を参照。

(2) 顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

①自然地形

構成資産の土地には、山並み、湧水や富士山及び側火山の噴火等の火山活動によって形成された溶岩樹型などの自然地形が見られ、構成資産を成立させる重要な要素となって存在しているものもある。

ア 富士山山体及び登山道

A 富士山

・テフラ

噴火の際、山頂火口から粘性の小さい玄武岩質のテフラと溶岩を繰り返し多量に噴出したため、山頂付近はテフラに覆われている。

・大沢崩れ

「八百八沢」と呼ばれる多くの浸食谷の中で最も大きなもので、富士山西斜面の山梨県との県境に位置する。山頂直下から標高 2,200m 付近まで延長 2.1 km、最大幅約 500m、最大深さ約 150m に渡る。崩壊は現在も進行中で年平均約 15 万 m<sup>3</sup> の岩石・土砂を流出し、大沢川流域に扇状地を形成している。

写真● 大沢崩れの写真

図● 大沢崩れの図面

A 1 山頂信仰遺跡

なし

A 2 大宮・村山口登山道

・日沢（浸食谷）

日沢は富士山の浸食谷の 1 つで、村山口登山道跡とほぼ並行に山腹を南下していく。村山口登山道跡とは、中宮八幡堂跡の東側（標高 1,280m 付近）及び、6 号建物跡と 7 号建物跡の間（標高 2,015m 付近）で交差する。2,015m 付近には、日沢の上に巨石があり、自然の橋のような地形になっており、横渡と呼ばれる。登山道はここで日沢の左岸から右岸に渡る。

写真● 日沢の写真

A 3 須山口登山道

起伏に富んだ自然地形をなし、粘性の小さい玄武岩質のテフラと溶岩を繰り返し多量に噴出したため、テフラに覆われている。

A 4 須走口登山道

起伏に富んだ自然地形をなし、粘性の小さい玄武岩質のテフラと溶岩を繰り返し多量に噴出したため、テフラに覆われている。

A 5 吉田口登山道

二合目から三合目にかけて見られる古富士火山からの泥流堆積物、二合目付近で見られる玄武岩溶岩の滑床及び縄状溶岩など様々な地質・地形が火山活動により形成されている。

A 6 北口本宮富士浅間神社

A 7 西湖

A 8 精進湖

A 9 本栖湖

地質学的にみると湖の北側、西側、南側は御坂基盤層により構成されているが、東側新富士火山の旧期の溶岩、さらにそれらを覆う形で青木ヶ原溶岩が分布している。この溶岩流については水中に流入して形成された水底溶岩の可能性も指摘されている。（久野久(1968)水中自破碎溶岩）また本栖湖畔のボーリング調査において 43m より上位は新富士火山の特徴が示され、それより深いところは古富士火山の特徴を示している。その時期は概ね 30,000 年前以降の溶岩主体の富士山起源の火山活動が確認

されている。

## イ 信仰

### B 1 富士山本宮浅間大社

#### ・鏡池

楼門前の池で一名眼鏡池とも言われる。参道を挟んで両側に丸く池が広がっている。寛文10年(1670)の絵図では、ここから流れる水が御手洗川に流れ込んでいる。

写真● 鏡池の写真

### B 2 山宮浅間神社

構成資産の土地には丘陵や河川などの自然地形が見られ、構成資産を成立させる重要な要素となって存在しているものがある。

### B 3 村山浅間神社

構成資産の土地には丘陵や河川などの自然地形が見られ、構成資産を成立させる重要な要素となって存在しているものがある。

### B 4 須山浅間神社

構成資産の土地には丘陵や河川などの自然地形が見られ、構成資産を成立させる重要な要素となって存在しているものがある。

### B 5 須走浅間神社

#### ・信じの滝(清めの滝)

境内地の池で汲み上げた水が、石鳥居南側の「信じの滝」まで流れている。

### B 6 河口浅間神社

### B 7 富士御室浅間神社

### B 8 御師住宅

中門をくぐると川(水路)が流れており、かつては当家に宿泊する富士講の禊ぎの場となっていた。

### B 9 山中湖

### B 10 河口湖

### B 11 忍野八海

### B 12 船津胎内樹型

・構成岩石質、地質学的形状(平面的、立体的)等

### B 13 吉田胎内樹型

溶岩流の流出時の表面の状態がほぼ保たれている。地域を覆う玄武岩溶岩流をはじめ、スコリアなどの火山活動に伴う噴出物が顕著に見られる。

### B 14 人穴富士講遺跡(人穴浅間神社)



構成資産の土地には丘陵や河川などの自然地形が見られ、構成資産を成立させる重要な要素となって存在しているものがある。

#### B 1 5 白糸の滝

構成資産の土地には丘陵や河川などの自然地形が見られ、構成資産を成立させる重要な要素となって存在しているものがある。

#### ウ 眺望

#### C 三保松原

なし

#### ②森林、植栽樹木

構成資産の土地には、富士山の景観を構成している天然林、富士山原始林及び青木ヶ原樹海、人工林などからなる森林が存在しているほか、社叢林・境内林などが存在している。

#### ア 富士山山体及び登山道

#### A 富士山

標高 3,300m 付近より上方の地域にコケ類・地衣類が生育している。

#### A 1 山頂信仰遺跡

なし

#### A 2 大宮・村山口登山道

##### ・草山部分の植物

村山浅間神社から中宮八幡堂跡の下までにあたり、植物の垂直分布では、丘陵帯から山地帯にあたる。戦後、スギ・ヒノキ・モミなどの植林が行われ、道沿いはほとんどが人工林であるが、天照教社から富士山麓山の村を経て中宮八幡堂跡に至る道沿いには、ブナ・ミズナラ・カエデなどの落葉広葉樹の自然林が残っている。林の下にはササ（スズタケ）が視界を遮るほど生い茂っている。

##### ・木山部分の植物

中宮八幡堂跡付近から新 5 合目の森林限界（2,400m 付近）までにあたり、植物の垂直分布では、山地帯から亜高山帯にあたる。高所に上がるにつれてブナ・カエデなどの広葉樹からウラジロモミ・シラビソなどの針葉樹に変わり、標高 1,600m 付近で落葉樹とササがなくなる。

##### ・焼山部分の植物

森林限界である標高 2,400m 付近から上で、植物の垂直分布では高山帯にあたる。この付近の植物は 7 月下旬から 9 月上旬にかけていっせいに花を咲かせる。オンタデ、ムラサキモメンヅル、ミヤマオトコヨモギなどが見られる。

#### A 3 須山口登山道

##### ・木山部分の植物

植物の垂直分布では、須山御胎内（標高 1,440m 付近）付近は夏緑樹林帯（ブナ・ミズナラ・カエデ類）にあたり、林床にはササ類が密生している。幕岩上部（標高 1,680m 付近）付近は、針葉樹のシラビソ・

オオシラビソ・コメツガなどが多くなるが、森林限界（標高 1,700～1,750m）に近くなるにつれて樹高が低くまばらになる。

宝永噴火の際に噴出したスコリアが厚く堆積しているため、須山口登山道付近の森林限界は、他の登山道よりもかなり低い。

・焼山部分の植物

須山口登山道 2 合 8 勺（標高 2,050m 付近）から頂上までは、植物の垂直分布で高山帯にあたる。オンタデ、イタドリ、フジハタザオ、フジアザミなどが、まばらに分布する。

#### A 4 須走口登山道

・木山部分の植物

植物の垂直分布では、須走口登山道 5 合目（標高 2,000m）付近は、亜高山針葉樹林帯でシラビソ・オオシラビソ・コメツガなどが分布する。須走口登山道の森林限界は約 2,700m で、他の登山道よりも高い。

・焼山部分の植物

森林限界を過ぎると高山帯となり、オンタデ、イタドリ、フジハタザオ、フジアザミなどが、まばらに分布する。

#### A 5 吉田口登山道

標高 1600m 付近より下方の区域は、山地帯に属する。自然林はごく少なく、ほとんどがアカマツ・カラマツなどの植林地である。わずかに残る自然林では、ミズナラ・ウラジロモミや自生のアカマツ等が生えている。天然記念物「躑躅原のレンゲツツジ及びフジザクラ群落」が存在するのもこの地域である。

標高 1600m から 2500m 付近までの区域が亜高山帯にあたり、コメツガ・シラベ・オオシラビソの森林を形成している。火山礫の露出した日当たりの良いところには、ダケカンバが生えている。

・焼山部分の植物

標高 2500m 付近から上の区域は高山帯に当たり、森林は形成されない。植物はほとんどみられない地域であることから、かつては「焼山」と呼ばれた。植物の遷移の過程を見ることが出来る場所としても、学術的価値が高い。ここには、カラマツが匍匐状に生育し、乾燥に強いミヤマハンノキ・オンタデ・メグツソウ・フジアザミ・ムラサキモメンズルなどが生育する。

#### A 6 北口本宮富士浅間神社

#### A 7 西湖

#### A 8 精進湖

#### A 9 本栖湖

水辺植物群、沈水植物群にそれぞれ特徴が挙げられる。

### イ 信仰

#### B 1 富士山本宮浅間大社

構成資産の土地には、丘陵を構成する社叢林・境内林などのほか、敷地内において植栽された樹木等が存在している。

**B 2 山宮浅間神社**

構成資産の土地には、丘陵を構成する社叢林・境内林などのほか、敷地内において植栽された樹木等が存在している。

**B 3 村山浅間神社**

構成資産の土地には、丘陵を構成する社叢林・境内林などのほか、敷地内において植栽された樹木等が存在している。

**B 4 須山浅間神社**

構成資産の土地には、丘陵を構成する社叢林・境内林などのほか、敷地内において植栽された樹木等が存在している。

**B 5 須走浅間神社**

構成資産の土地には、丘陵を構成する社叢林・境内林などのほか、敷地内において植栽された樹木等が存在している。

**B 6 河口浅間神社**

**B 7 富士御室浅間神社**

**B 8 御師住宅**

**B 9 山中湖**

**B 10 河口湖**

**B 11 忍野八海**

**B 12 船津胎内樹型**

**B 13 吉田胎内樹型**

**B 14 人穴富士講遺跡（人穴浅間神社）**

構成資産の土地には、丘陵を構成する社叢林・境内林などのほか、敷地内において植栽された樹木等が存在している。

**B 15 白糸の滝**

イロハカエデ、ヤブツバキ等の自然林や植栽等の植物がある。

**ウ 眺望**

**C 三保松原**

松の生立木が植栽及び自然植生している。

**③保存管理又は公開活用を目的とした建造物**

構成資産の土地には、保存管理、公開活用のための各種展示施設・管理棟・防災施設のほか、解説板・誘導案内板等が存在している。

**ア 富士山山体及び登山道**

**A 富士山**

富士山における標識類総合ガイドラインに沿ったデザインで統一された案内標識等の整備が進められている。

#### A 1 山頂信仰遺跡

富士山における標識類総合ガイドラインに沿ったデザインで統一された案内標識等の整備が進められている。

#### A 2 大宮・村山口登山道

富士山における標識類総合ガイドラインに沿ったデザインで統一された案内標識等の整備が進められている。

#### A 3 須山口登山道

なし

#### A 4 須走口登山道

富士山における標識類総合ガイドラインに沿ったデザインで統一された案内標識等の整備が進められている。

#### A 5 吉田口登山道

富士山における標識類総合ガイドラインに沿ったデザインで統一された案内標識等の整備が進められている。

#### A 6 北口本宮富士浅間神社

#### A 7 西湖

#### A 8 精進湖

#### A 9 本栖湖

・2006年3月22日より、自然環境や適切な利用環境の保全を図るため、本栖湖水面は動力船の乗り入れ禁止区域に指定された。こうした規制内容を説明するための説明板や水上バイク等動力船乗り入れ禁止看板が湖畔の川尻地区などに設置されている。

・中之倉トンネル脇の山腹は旧五千円札（現千円札）の裏面に使用されている富士山と本栖湖のイラストのモデルとなった岡田紅陽の写真の撮影地である。国道300号線沿いの中之倉トンネル脇には四阿を有する展望地がある。自然公園法の第2種特別地域として、観光施設等も景観に配慮されている。

### イ 信仰

#### B 1 富士山本宮浅間大社

##### ・渋沢用水（横溝川）

神立山の北側部を流れる渋沢用水（横溝川）は、淀師地区渋沢の湧水地に源を發し、神立山の北半部を蛇行しながら南東方向へ流れ、富士宮市中心部を灌漑する用水路である。開削時期は不明であるが水田開発を目的として開削されたと考えられ、開発が進むにつれ生活用水や防火用水として使われるようになった。現在は水質悪化により生活用水としては利用されなくなっている。

##### ・社務所

楼門から続く東廻廊の東側に、神社を管理し神社の社務を取り扱う社務所が建てられている。

- ・ 祈祷殿

楼門から続く西廻廊の西側に、各種祈祷や御祓いを行うための祈祷殿が建てられている。

- ・ 浅間大社参集所

現在の参集所は昭和 53 年（1978）に建てられたもので、直会や各種会合に利用されている。

- ・ 神田川ふれあい広場施設

昭和 39 年に富士宮市が浅間大社境内地の一部を児童公園として整備され、さらに平成 6 年から 7 年にかけて親水広場を備えた「神田川ふれあい広場」として再整備された。現在は、同時期に改修された神田川護岸も含め、中心市街地の親水空間として市民の憩いの場となっている。広場内には、トイレ、各種遊具、ベンチ、時計、水飲み場等の施設・設備が設置されている。

- ・ 御手洗橋

神田川ふれあい広場の南東側には、長さ 7.3m、幅 11.5m の御手洗橋が架けられている。『大宮町誌』には、明治 26 年(1893)に架けられたとの記述がある。

- ・ 弓道場

第 1 駐車場西側に、弓道場が整備されている。

- ・ 消防団詰所

鉄骨 2 階立ての富士宮市消防団第 1 方面隊第 3 分団の詰所が、神立山南西の端に建てられている。

- ・ 案内板・説明板

本殿や湧玉池などが、文化財に指定されていることを案内・説明する高札が建てられている。

- ・ 古神札納所

拝殿東側に、古い神札を納めるための屋根付きの箱が置かれている。

- ・ 大金剛杖

古神札納所西側に、大金剛杖が置かれている。開山祭に使用されていた。

- ・ 藤棚

水屋神社の南側に、藤棚が設けられている。

- ・ 駐車場

指定地の南西部分には、自動発券機（料金収受機）を設置した第 1 駐車場が整備されている。

## B 2 山宮浅間神社

- ・ 案内板・説明板

籠屋の南側に、案内板等が建てられている。山宮浅間神社の由緒を記したもの、山宮浅間神社の概要と、市指定文化財であることを記したもの、山宮浅間神社の概要と、富士宮市「歩く博物館」のコースであることを示すものの 3 本である。

- ・ 手すり

籠屋から遥拝所へ向かう石段の脇に、手すりが設置されている。

- ・ 鉄柱

籠屋から遥拝所へ向かう参道と石段の両脇に、祭祀で利用する鉄柱が設置されている。

- ・ トイレ

籠屋西側に、水洗トイレが設置されている。

- ・ 水道

籠屋南側に、コンクリート製の水道施設が設置されている。

- ・水飲み場

水道施設の南側に、コンクリート製の水飲み場が設置されている。

- ・ベンチ

休憩用のベンチが設置されている。

- ・鳥居

駐車場横の参道に、コンクリート製の鳥居が建てられている。

- ・燈籠

コンクリート製の鳥居から籠屋へ至る参道の両側に氏子等が奉納した燈籠が並んで設置されている。また、籠屋北側鉾立石の左右にも1基ずつ設置されている。

- ・駐車場

乗用車3台程を駐車できる駐車場が、県道から入って境内地を横切る道沿いに設けられている。

- ・石碑

山宮浅間神社の由緒を記した石碑が、駐車場の北側に設置されている。

- ・石造物

参道沿いには、道祖神、青面金剛、観音等の石造物が置かれている。

### **B 3 村山浅間神社**

- ・社務所

境内西側に、社務所が建てられている。

- ・宝物殿

社殿の南西側に、宝物殿が建てられている。

- ・村山公会堂

社務所の西側には、元村山地区の住民が、会合等で利用する公会堂が建てられている。

- ・トイレ

社務所北側に、トイレが設置されている。

- ・参道手すり

氏神社へと登る参道脇には、アルミ製の手すりが設置されている。

- ・御神木柵

県指定天然記念物のイチョウの周囲には、樹木保護のための柵が設置されている。

- ・御神木指定証

県天然記念物に指定されているイチョウと大スギが、御神木に指定された旨を示す札が、イチョウ周囲の柵と大スギの幹に掲げられている。

- ・石柱

村山浅間神社が、大正14年(1925)に縣社に昇格したことを示す石柱が、参道入口左側に設置されている。また、昭和62年(1987)に寄贈された「富士根本宮 村山浅間神社」と刻まれた石柱が、参道入口右側に設置されている。

- ・児童公園

六道坂入り口付近に、すべり台等の遊具を備え、またプールを併設した児童公園が整備されている。

- ・駐車場

境内地西端に、参詣者用の駐車場が整備されている。

- ・村山水道完成記念碑

社務所裏側に、村山水道の完成を記念する碑が建てられている。昭和 33 年に建立された。

- ・説明板（富士山表口真面之図）

麓の吉原から山頂へ至る登山道と、途中のポイントとなる地名、集落を繋ぐ道等を示した地図が、村山公会堂の北側に設置されている。

#### **B 4 須山浅間神社**

- ・御胎内説明板

須山口御胎内の由緒等についての説明版が、富士山須山口登山道保存会により、鳥居脇に設置されている。

- ・洞窟内説明板

「須山胎内」と書かれた金属板が、洞穴内部壁面に設置されている。

- ・梯子

須山御胎内の北西側入口に、ジュラルミン製の梯子が架けられている。

- ・ベンチ・テーブル

須山御胎内から登山道を 80mほど進んだ場所に、木製のベンチ 2 脚とテーブル 1 台が設置されている。

- ・蠟燭台

須山御胎内の南東側入口に、木製の蠟燭台が設けられている。

- ・標識

須山御胎内から幕岩までの登山道脇に、須山口登山道及び須山御胎内を示す標識が設置されている。木製と金属製のものがある。

御殿場口との合流点より上部については、茶色と緑色の地に白い文字で統一された登山道案内標識が設置されている。この標識は富士山における標識類総合ガイドライン（仮称）に沿ったデザイン案で統一されている。

#### **B 5 須走浅間神社**

- ・神馬舎

楼門の西側に神馬舎が建てられている。

- ・神輿庫

恵比寿大黒社の東側には、例大祭で使用される神輿の格納庫が建てられている。

- ・あずまや

祖霊社の北側には、あずま屋が建てられている。

- ・神橋(太鼓橋)

県道 138 号線から、川を渡って参道へと通じる橋が架けられている。

- ・説明板・案内板

浅間神社の由緒、天然記念物の樹木の概要等を記した説明板、参拝路を表示した案内板等が立てられている。

- ・駐車場

社務所東側には、参拝者用の駐車場乗用車 6 台分が設けられている。

- ・トイレ

神輿庫の東側には、参拝者用のトイレが建てられている。

- ・ベンチ

浅間の杜内には、散策する際に休憩するためのベンチが、6基置かれている。

・社務所・記念資料館

参道入口脇に、神社を管理し社務を取り扱う社務所と、富士浅間神社や須走地区の歴史的な資料を保管する記念資料館が併設されている。

・須走護国神社

西南の役から太平洋戦争に至る間の、須走の戦没者24名が祀られている。

B 6 河口浅間神社

B 7 富士御室浅間神社

B 8 御師住宅

旧外川家住宅は、主屋や離座敷などに旧外川家が有する民俗資料等を展示し、定期的に入れ替えながら御師や御師住宅、富士講などに関する理解を深めるよう活用されている。

B 9 山中湖

B 10 河口湖

B 11 忍野八海

B 12 船津胎内樹型

船津胎内樹型の管理を行う施設として河口湖フィールドセンターがある。溶岩樹型に関わる資料や自然、生物等の展示施設をもち自然共生室という研究機関も兼ね備え、洞穴や周辺環境の価値の普及、洞内環境の保護、入洞者の安全確保に寄与している。

B 13 吉田胎内樹型

吉田胎内樹型に関する解説板が山梨県・富士吉田市教育委員会により設置されている。

B 14 人穴富士講遺跡（人穴浅間神社）

・説明板、案内板

洞穴の入口に、人穴の由緒や市指定文化財であることを記した説明板、碑塔群や洞穴内の危険に対して注意を促す旨の案内板が4本建てられている。

B 15 白糸ノ滝

なし

ウ 眺望

C 三保松原

なし

④道路とその他人工物

構成資産の土地には、日常生活を営む地域住民が使用する生活道路や、富士スバルラインや富士山スカイラインなどの観光道路をはじめとして、電柱、看板、誘導標識などをはじめとする各種の建築物及び工作物が存在している



## ア 富士山山体及び登山道

### A 富士山

・救急搬送・荷物搬送区域

救急用・緊急避難道としての役割を持つ道路等の施設である。搬送には、ブルドーザーが使われる。歩道との交差部には、進入禁止柵・注意表示板が設置されている。

#### A 1 山頂信仰遺跡

なし

#### A 2 大宮・村山口登山道

6合目以上では、登山者の安全確保のため、登山道に沿って鉄杭、ロープ等が設置されている。

#### A 3 須山口登山道

須山御胎内から幕岩までの登山道脇に、須山口登山道及び須山御胎内を示す標識が設置されている。木製と金属製のものがある。

御殿場口との合流点より上部については、茶色と緑色の地に白い文字で統一された登山道案内標識が設置されている。この標識は富士山における標識類総合ガイドラインに沿ったデザインで統一されている。

#### A 4 須走口登山道

登山者の安全確保のため、登山道に沿って鉄杭、ロープ等が設置されている。須走口登山道は、茶色地に赤色の帯が入り、白い文字で統一された登山道案内標識が設置されている。この標識は富士山における標識類総合ガイドラインに沿ったデザインで統一されている。吉田口登山道が合流する八合目より上部は、さらに黄色の帯が加わる。

#### A 5 吉田口登山道

富士山における標識類総合ガイドラインに沿ったデザインで統一された案内標識等の整備が進められている。

#### A 6 北口本宮富士浅間神社

#### A 7 西湖

#### A 8 精進湖

#### A 9 本栖湖

湖西側に位置する水力発電用取水口は、(株)日本軽金属蒲原製造所の工場群に電力を供給する自家用水力発電所の一つ、本栖発電所のものである。

## イ 信仰

### B 1 富士山本宮浅間大社

指定地の南西部分には、自動発券機（料金収受機）を設置した第1駐車場が整備されている。

### B 2 山宮浅間神社

乗用車3台程を駐車できる駐車場が、県道から入って境内地を横切る道沿いに設けられている。

### B 3 村山浅間神社

境内地西端に、参詣者用の駐車場が整備されている。

### B 4 須山浅間神社

裾野市と須山振興会によって、須山口からの登山道の案内図が設置されている。

### B 5 須走浅間神社

社務所東側には、参拝者用の駐車場乗用車6台分が設けられている。

### B 6 河口浅間神社

### B 7 富士御室浅間神社

### B 8 御師住宅

国道139号に面した敷地入口には、御師住宅（旧外川家住宅、小佐野家住宅）の内容を示す解説板が設置されている。

### B 9 山中湖

### B 10 河口湖

### B 11 忍野八海

### B 12 船津胎内樹型

河口湖フィールドセンターの開設に伴い整備されたトレイル（遊歩道）が設けられている。遊歩道には石造物の分布が確認でき、自然散策路としての要素以外に歴史散策路的要素も兼ね備えている。

### B 13 吉田胎内樹型

#### ・参詣道

吉田口登山道の「中ノ茶屋」から、吉田胎内本穴に向かうものである。古くから富士講の信者等に利用され、「甲斐国誌」には「胎内道」として記述されている。

### B 14 人穴富士講遺跡（人穴浅間神社）

2本の道跡と思われる石列が参道跡の上り口、石垣の西側に位置する。建物跡と洞穴や碑塔群などを結ぶ機能を有していたと考えられる。

### B 15 白糸ノ滝

市道・私道等の道路、階段、曾我橋、滝見橋等がある。また、それらの付属施設がある。危険を伴う区域には、護岸や落石防護ネットが整備され、また、立入禁止の札が立てられている。県道沿い及び芝川本流左岸等には駐車場があり、管理小屋等の付帯施設がある。また、県道沿いの駐車場には公衆トイレがある。

## ウ 眺望

### C 三保松原

なし

### (3) 周辺環境を構成する諸要素

#### ①自然的要素

構成資産の周辺には、山並み、河川をはじめとする各種自然地形が存在している。また、統一感のある山並み景観を構成している天然林及び施業林からなる森林が存在している。

#### ア 富士山山体及び登山道

##### A 富士山

###### ・宝永火口

静岡県側からの富士山の景観を特色付ける噴火口で山頂信仰遺跡の南東側にある。宝永4年(1707)に発生したテフラの爆発的噴火により、白い灰のデイサイト質軽石・黒曜石(烏石)・凝灰石など新第三紀の基盤岩類、斑レイ岩、黒い玄武岩質スコリアなどを降らせた。記録によれば約100km離れた江戸にまで火山灰が到達したが、溶岩の流下はなかった。活火山であり、今後も噴火活動の可能性はある。

###### ・富士山特定地理等保護林

8合目から標高約2,400m付近にかけて展開する約927haの保護林である。富士山の国有林においては第3次国有林野施業実施計画、自然環境の維持、動植物の保護が図られ、あわせて遺伝資源の保存を図ることを目的として設定されている。富士山独特の地形・地質を持つ区域の植生として貴重な区域である。

###### ・富士箱根伊豆国立公園富士山管理計画区

自然公園法の特別保護地区あたる概ね5合目以上の火山高原を主体とした山頂部までの区域である。富士山の火山景観の核心部を呈する区域であり、富士山の秀麗な山容、植物の遷移過程等が保全の対象となっている。

##### A 1 山頂信仰遺跡

なし

##### A 2 大宮・村山口登山道

###### ・鳥類相

富士山城で観察された鳥類は約160種である。固有種は存在しない。

###### ・陸生哺乳類

富士山の山城には、6目14科35種程の陸生哺乳類が生息する。その中には、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカや天然記念物に指定されているヤマネが含まれる。また、ツキノワグマも生息するが、落葉広葉樹林が少なく、生息できる環境が限られ、生息数は少ない。

##### A 3 須山口登山道

###### ・幕岩

登山道の東側50m、標高1,650m付近にあり、新富士火山の中期溶岩の切り立った岩壁で、比高は15mを超える。岩肌には樹木が生い茂り、崖の下には直径1~2cmのスコリアが一面に堆積している。その存在は宝永噴火前の古絵図にも記録されている。古絵図には「まこ岩」「孫岩」の名で記述されることもある。役行者が7世紀後半に伊豆に流された折、この地で修行したという言い伝えが残っている

(日本霊異記)。登山道から幕岩の直下に降りる道がある。

- ・側火山

登山道沿いには宝永山(標高 2,698m)、二ツ塚(標高 1,926m、1,804m)、アザミ塚(1,626m)などの側火山が見られる。宝永4年(1707)の宝永の噴火により須山口旧登山道は崩壊し、その後、宝永山を東に迂回する形で復興した。

- ・鳥類相

富士山城で観察された鳥類は約 160 種である。固有種は存在しない。

- ・陸生哺乳類

富士山の山城には、6目14科35種程の陸生哺乳類が生息する。その中には、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカや天然記念物に指定されているヤマネが含まれる。また、ツキノワグマも生息するが、落葉広葉樹林が少なく、生息できる環境が限られ、生息数は少ない。

#### A 4 須走口登山道

- ・御胎内(溶岩洞穴)

須走口登山道6合目の北側(標高 2,630m付近)にある溶岩洞穴。開口部は腰をかかめなければ進めないほど狭いが、内部は数名が立つことのできる空間が広がっている。

- ・小富士

標高 1,959mの側火山で、須走口登山道5合目からほぼ北に 600mほど離れた場所にある。延暦 19 年(800)とそれに続く噴火により形成されたとされている。須走口5合目から高低差の少ない小富士遊歩道が整備され、気軽に訪れることができる。周辺は針葉樹林(シラビソ・コメツガ・トウヒ)に覆われているが、頂上部分はスコリアに覆われて樹木がなく、山中湖・箱根など東の眺望が楽しめる。小山町観光協会によるコンクリート製の標識と、大正 13 年(1924)に扶桑教によって建立された祠がある。祠内部に仏像が三体あったというが、現在は残っていない。

- ・鳥類相

富士山城で観察された鳥類は約 160 種である。固有種は存在しない。

- ・陸生哺乳類

富士山の山城には、6目14科35種程の陸生哺乳類が生息する。その中には、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカや天然記念物に指定されているヤマネが含まれる。また、ツキノワグマも生息するが、落葉広葉樹林が少なく、生息できる環境が限られ、生息数は少ない。

#### A 5 吉田口登山道

#### A 6 北口本宮富士浅間神社

#### A 7 西湖

#### A 8 精進湖

#### A 9 本栖湖

北側・西側・南側の山は御坂層基盤により構成されている。北側から西側にかけては、標高 1100m~1300m前後の山が連なっている。また南側には標高 1485mの竜ヶ岳が位置している。

### イ 信仰

#### B 1 富士山本宮浅間大社

- ・神田川

湧玉池の湧水を水源とする神田川が、約 1,000mを流れ潤井川に注いでいる。かつては禊所より下流（下池）の部分も含めて御手洗川と呼ばれていた。現在、護岸の一部は、神田川ふれあい広場から下りる親水護岸として整備されている。

**B 2 山宮浅間神社**

なし

**B 3 村山浅間神社**

なし

**B 4 須山浅間神社**

なし

**B 5 須走浅間神社**

なし

**B 6 河口浅間神社**

**B 7 富士御室浅間神社**

**B 8 御師住宅**

なし

**B 9 山中湖**

**B 10 河口湖**

**B 11 忍野八海**

**B 12 船津胎内樹型**

- ・溶岩洞穴等の主体となる地形
- ・溶岩洞穴等を構成する地質（剣丸尾溶岩流と火砕物により構成）

**B 13 吉田胎内樹型**

- ・溶岩洞穴等の主体となる地形
- ・溶岩洞穴等を構成する地質（剣丸尾溶岩流と火砕物により構成）

**B 14 人穴富士講遺跡（人穴浅間神社）**

なし

**B 15 白糸ノ滝**

なし

ウ 眺望

**C 三保松原**

なし

②歴史的要素

構成資産の周辺地域の地下には、関連の遺構、遺物が良好に残されている区域があり、それらは文化財保護法に基づき埋蔵文化財包蔵地として周知されている。また、かつて登山者に利用された御師の家並みなど、文献史料に記載された多数の伝承地や名所等が存在している。

ア 富士山山体及び登山道

## A 富士山

なし

### A 1 山頂信仰遺跡

なし

### A 2 大宮・村山口登山道

#### ・馬頭観音 1

村山浅間神社脇の舗装された道を登って南西から北東に進んでいくと、舗装道が大きく北西方向にそれていく。村山口登山道跡はここを北西に行かずに、直進し北東方向へ進む。その交差点に馬頭観音の碑が建っている（標高約 590m）。昭和 8 年(1933)に上原伸郎によって建てられたものである。

#### ・馬頭観音 2

静岡県立富士山麓山の村を抜けた場所にある。ここはやや道幅が広い、比較的直伸している経路と、屈曲した経路の 2 つが存在する。前者については明治以降に木材の切り出し・運搬に使われた木馬道であると推測される。ここで以前に馬が死んだので、供養のために馬頭観音を建てたと伝えられている。

#### ・2号建物跡

平成 5 年の富士宮市の調査では、中宮八幡堂跡手前で日沢を渡り、50mほど登ったところに 2 号建物跡があるとされる。『富士山村山口登山道遺跡調査報告書』では、「道の南側に 12m×8 m の平坦面があり、道の北側にも平らな場所がある」と報告している。平成 20 年の調査では平場らしき地形を確認したが、平成 5 年当時の景観と著しく異なっており、両者が同一のものか判断できない。

写真● 建物跡の写真

図● 建物跡の図面

#### ・3号建物跡

登山道跡と県道富士宮富士公園線が交差する地点から約 60m 南に下りた位置にある。周囲はなだらかな傾斜の天然林で、地面は落葉に覆われている。むき出しになった岩石には一面に苔がむしっている。東西 4 m 弱・南北 6 m 弱の方形の石列があり、その北東側に小さなくぼみを確認した。『富士山村山口登山道遺跡調査報告書』は、このくぼみを便所跡としている。

写真● 建物跡の写真

図● 建物跡の図面

#### ・4号建物跡

富士山スカイラインと村山登山道が交差する地点から北北東の方角に約 600m の位置にある。登山道の西側には日沢が南北に走っており、北側と東側には斜面が迫る。周辺は天然林で、下草にスズタケが生い茂っている。平場は東西約 8 m、南北は約 6 m で、南側の縁には一部石組が確認された。南側中央部には石段が確認された。『富士山村山口登山道遺跡調査報告書』はここを「矢立・新小屋」にあたるとしているが、後世まで木の切り出しなどの休憩小屋として使われていた可能性をも指摘している。

#### ・6号建物跡

5号建物跡から北北東に約 450m の位置（標高約 1,985m）にある。周囲は西向きに傾斜するやや急な斜面である。登山道の西側は、日沢に向けて急激に落ち込んでいる。登山道の東側には、東西約 12 m、南北約 10m の平場がある。平場の南縁には石組が見られ、登山道を挟んで東西 12m にわたって延びている。平場の北側の斜面にも石組が確認できる。

#### ・岩屋不動

岩屋不動は、役行者からの伝法で村山三坊が毎年年番で行っていた札打ちや勤行等を行う富士峯修行の修行所の 1 つであった。江戸時代の絵図には、高所にある洞穴と、その脇を流れる滝の情景で描かれ

ることが多い。洞穴内には不動明王が安置されていたという。慶長7年(1602)に書かれた「富士山持場之事」に記述があるが、宝永4年(1707)の宝永噴火で堂室が消失したと言われている。また、文化13年(1816)～天保5年(1834)に執筆された『修訂駿河国新風土記』には、岩屋不動に、家のような板葺きの建物があり、登山者の休憩所であったことが記されているが、嘉永7年(1854)の「富士山室小屋建立古帳面写」では「堂室無之」と記載され、この時点では再び堂室が消失していると推測される。

その後、岩屋不動の所在は不明となっていたが、平成19年に候補地たりうる洞穴の存在を確認した。不動沢を標高約1,820mの地点まで登りつめ、地上から7mほどの高さの場所にある。洞穴の内部は、高さ2m、幅6.4m(最奥)、奥行9mを測る。洞穴内は人が立つことのできる程度の高さがあり、内壁は全体的に赤みがかっている。中央部向かって右側から入口付近に向けて崩落した大岩が多く転がり、入口は半ば塞がれたような状態である。最奥の向かって左側については人工的に開削された可能性が残る。

写真● 岩屋不動の写真

図● 岩屋不動の図面

### A3 須山口登山道

なし

### A4 須走口登山道

・御室浅間神社跡

ふじあざみライン沿いの標高1,830m付近にある。富士浅間神社の末社で、かつては中宮小室社と呼ばれた。女人禁制の時代には、須走口登山道で女性が登山できるのはこの場所までであった。祭神は瓊杵命と木花開耶姫命である。昭和54年に古御岳神社に合祀された。国土地理院の地形図に記載があるものの、社殿は昭和50年代に倒壊し、廃屋となっている。鳥居、灯籠等、神社に関連する工作物はなく、かつては石仏が多くあったが、現在は1体も残っていない。

写真● 神社跡の写真

・大日堂(野中神社)

富士浅間神社の末社で、富士あざみラインから南側の脇道を入った自衛隊東富士演習場内の標高1050m付近にある。演習場内のため、許可なく立ち入ることはできない。明治7年に野中神社と改名されたが、それ以前は大日堂と呼ばれ、水源地に祀られていることから雨乞いの神として地元の信仰を集めた。元禄3年(1690)の富士浅間神社の古文書に記述が見られ、成立年代は江戸時代前期まで遡る。宝永4年(1707)の噴火によって被害を受けたが、宝暦14年(1764)に再建された。祭神は大日要命(大日如来)で、建物は本殿・拝殿合わせて間口二間、奥行き二間三尺、それに四間と二間の籠舎が付いていたとされる。古絵図(小山町史)では、須走口登山道から脇道にそれた場所に描かれている。江戸時代には、大日堂に立ち寄ってから山頂を目指したとされる。

建物は現存しないが、二重の石組みに囲まれた建物跡に一对の灯籠(江戸時代)と不動明王像が置かれ、敷地脇には地藏菩薩像と石碑がある。昭和58年(1979)に石の祠が建てられ、毎年9月に祭礼が行われている。

写真● 神社跡の写真

・下山道(砂走り)

登山道の南側に、下山道(砂走り)がある。須走口では江戸時代から登山道と下山道が別々に存在していた。下山道は標高約2,900mの7合目付近で登山道と分岐し、登山道南側の砂礫地を直線的に降りる。御殿場口(須山口)の「大砂走り」と区別して、「砂走り」と呼ばれる。

#### A 5 吉田口登山道

北口本宮富士浅間神社を起点とする登山道で、本8合目で須走口登山道に合流する。合流地点は古くから「大行合」と呼ばれた。ここから上は頂上奥宮の神域で、小屋を建てるのが許されなかったことから、登山道最後の小屋場として多くの小屋が建てられていた。

写真● 小屋の写真

#### A 6 北口本宮富士浅間神社

#### A 7 西湖

#### A 8 精進湖

#### A 9 本栖湖

##### ・中道往還と関連遺跡

中道往還は甲斐と駿河との交通路のうち、若彦路と河内路の中間に発達したので「中道」と呼ばた。甲府市から国道358号線を経て精進湖赤池交差点より国道139号に入り、静岡県の富士宮市・富士市に至る道である。こうした交通の要地であることから本栖湖周辺には中道往還に関連する遺跡が複数確認できる。

## イ 信仰

#### B 1 富士山本宮浅間大社

##### ・浅間大社遺跡(埋蔵文化財包蔵地)

浅間大社周辺の南北500m・東西200mの範囲は、縄文時代から近世にかけての複合遺跡として埋蔵文化財包蔵地となっており、遺構や遺物等が発見されている。

写真● 出土遺物の写真

##### ・大宮城跡

浅間神社大宮司の居館としての大宮城が、現在の県道富士宮富士公園線の東側に位置していた。

##### ・神田宮

第2駐車場から100mほど南にある水田を備えた神社である。五穀豊穰を祈願して米を作り奉納する「御田植祭」が毎年7月7日に行われる。

##### ・大鳥居

昭和30年(1955)に寄進された大鳥居が、第2駐車場に設置されている。

##### ・大灯籠

昭和35年(1960)に奉納された大灯籠2基が、第2駐車場南側入口に設置されている。

#### B 2 山宮浅間神社

なし

#### B 3 村山浅間神社

なし

#### B 4 須山浅間神社

なし

#### B 5 須走浅間神社

##### ・須走護国神社



西南の役から太平洋戦争に至る期間の、須走地区の戦没者 24 名が祀られている。

・鎌倉往還

指定地南側には、相模から駿河、甲斐への連絡路であった鎌倉往還が通っていた。

中世の幕府所在地鎌倉から放射状に存在した複数のルートの一つで、当時の御家人らが鎌倉と自領との往還に利用した道である。また、生活必需品を運ぶ商人や各国々に旅する人も多く、須走地区が、古くから富士北麓地域と静岡県駿東部を結ぶ交通の要衝として利用されていたことがわかる。

写真● 鎌倉往還の写真

B 6 河口浅間神社

B 7 富士御室浅間神社

B 8 御師住宅

なし

B 9 山中湖

B 10 河口湖

B 11 忍野八海

B 12 船津胎内樹型

・社寺等

溶岩洞穴等については、洞穴本体あるいは富士山の関連として信仰の対象と位置づけられたものが多く見られ、周辺には社寺等の宗教的施設がみられ、船津胎内樹型に伴う無戸室浅間神社などの設置形態は、洞穴と一体になって信仰が行われている事例である。

・信仰的意味を付された地形・空間

B 13 吉田胎内樹型

・参詣道

吉田口登山道の「中ノ茶屋」から、吉田胎内本穴に向かうものである。古くから富士講の信者等に利用され、「甲斐国誌」には「胎内道」として記述されている。

B 14 人穴富士講遺跡（人穴浅間神社）

・中道往還

かつて甲斐と駿河を結んだ街道のひとつである。富士講信者は、富士参詣に合わせて人穴参拝をする習慣があり、富士山北口の吉田と人穴を結ぶ巡礼道として中道往還を通っていた。

写真● 中道往還の写真

・赤池家跡

境内地から南へ下ったところに、人穴で修行する行者の食事や宿泊の世話、洞穴や周辺の碑塔の建立や管理等を代々行ってきた赤池家の跡地がある。

・石鳥居

県道脇の参道への入口に石鳥居が建てられている。額束には「富士人穴」と刻まれている。

・参道

参道は、県道清水富士宮線から石鳥居をくぐって進み、浄土門と刻まれた石碑を右折して、境内地内の参道へ続いている。石碑から階段までの参道はかつての中道往還と重複する。

## B 1 5 白糸ノ滝

なし

ウ 眺望

## C 三保松原

なし

### ③人文的要素

富士山山体においては、登山道沿いに登下山者の緊急避難や遭難者の救助、応急処置の機能を兼ね備えた山小屋が立地している。

富士山麓における構成資産の周辺については、山林、農耕地のほか市街地となっており、日常生活に関連する各種施設等をはじめとして、道路、橋、線路、電柱、看板等の各種人工物が存在している。また、構成資産の公開活用を目的した資料館等の施設が存在している。

ア 富士山山体及び登山道

## A 富士山

なし

## A 1 山頂信仰遺跡

なし

## A 2 大宮・村山口登山道

・岩屋不動山小屋とその関連施設

標高の低い地点から順に、表富士宮 5 合目、雲海荘（6 合目）、宝永山荘（6 合目）、御来光山荘（新 7 合目）、山口山荘（元祖 7 合目）、池田館（8 合目）、万年雪山荘（9 合目）、胸突山荘（9 合 5 勺）がある。山小屋周辺にはバイオトイレ、自動販売機、ベンチ、テーブル等が設置されている。

・緊急・救急施設

富士山は、高山であり気候も急変することから、登山客の安全確保を目的として、富士山登山指導センター（山頂、富士宮口登山道新 5 合目）と富士山衛生センター（富士宮口登山道 8 合目）が設けられている。

写真● 救急施設の写真

・救急搬送・荷物搬送区域

登山道にほぼ並行して、救急用・緊急用避難道としての役割を持つ道路等の施設が設けられている。搬送にはブルドーザーが使われる。歩道との交差部には、進入禁止柵・注意看板等が設置されている。

・県道 180 号線富士宮富士公園線

浅間大社前交差点を起点とする「県道 180 号富士宮富士公園線」が、村山口登山道跡と 2 箇所で見交差している。交差する地点は、西臼塚駐車場から山頂方面へ約 1.5 km 進んだ地点と、高鉢山駐車場から約 700m 下った地点であるが、道路沿いには特別な表示等はない。また、この道路は富士山スカイライン、富士宮口登山道を経て 6 合目から旧村山口登山道と合流し、富士山山頂まで続いている。

・宝永遊歩道

富士宮口新 5 合目駐車場の東端から宝永第二火口の西縁までほぼ等高線に沿って東西に通じる遊歩道で、旧村山口登山道と 11 号建物付近で交差する。

写真● 遊歩道の写真

#### ・駐車場・附属施設

450 台収容の駐車場が 5 合目に設置されている。附属施設として、レストハウス、宿舎、トイレ、バス乗車券販売所、登山シーズンの夏季のみ在番の交番がある。工作物としての広告物、広告旗、バス停留所などがある。

#### ・林道

富士山麓には多くの林道があり、そのうち、大淵林道・吉原林道が、旧村山口登山道と交差する。

### A 3 須山口登山道

#### ・山小屋

登山道沿いに、山小屋が建てられている。標高の高い地点から順に、赤岩八合館（7 合 9 勺）、砂走館（7 合 5 勺）、わらじ館（7 合 4 勺）、日ノ出館（7 合目）、（※休館：見晴館（8 合目）6 合目小屋）がある。山小屋周辺にはトイレ、自動販売機、ベンチ、椅子等が設置されている。

#### ・避難小屋

登山道沿いの 2 箇所（7 合 8 勺、2 合 8 勺）に、気象庁の避難小屋が建てられている。富士山頂測候所に勤務する職員用の施設であったが、測候所廃止に伴い現在は使用されていない。

#### ・救急搬送・荷物搬送区域

登山道の南西側に、救急用・緊急用避難道としての役割を持つ道路等の施設が設けられている。搬送にはブルドーザーが使われる。歩道との交差部には、進入禁止柵・注意看板等が設置されている。

#### ・下山道（大砂走）

登山道の南西側に、下山道（大砂走り）がある。標高約 3,000m の日の出館（7 合目）付近で登山道と分岐する。宝永山脇のスコリアで覆われた斜面を一気に下り、御殿場口新 5 合目（標高 1,450m 付近）に至る。

写真● 下山道の写真

#### ・御殿場口登山道

明治 5 年（1872）に女性の富士登山が許可された後、手軽に登れる登山道をめざし、御殿場在住の伴野佐吉らが中心となって明治 16 年（1883）に完成した。同地の浅間神社から滝ヶ原、馬返、太郎坊を経て、須山口登山道 2 合 8 勺に接続する経路であった。明治 22 年、東海道線（現 JR 御殿場線）が開通し御殿場駅が設置されたことにより、登山道が富士山東表口新道本社浅間神社を通る現在の経路に変更された。御殿場口登山道は須山口よりも距離が短い上に道も良く、関東方面からの登山客の多くが同登山道を利用し、須山口登山道衰退の契機となった。現在は、須山口登山道と接続する 2 合 8 勺から頂上までの部分も、御殿場口登山道と呼ばれている。

写真● 御殿場口登山道の写真

#### ・須山口登山歩道

須山浅間神社を起点とし、弁当場、水ヶ塚水源地、水ヶ塚駐車場、御殿庭を通り、宝永火口の西側火口壁を抜けて富士宮口登山道六合目に通じる登山道である。平成 9 年に富士山須山口登山歩道保存会が中心となって復興した。道筋の一部は裾野市と御殿場市の市境に沿っている。宝永噴火後から明治時代までの須山口登山道とはルートが異なるため、区別する意味で須山口登山歩道と呼ばれる。

#### ・須山口下山歩道

須山口 2 合 8 勺から二ツ塚の西側を下り、四辻分岐、幕岩上部、須山御胎内上部を通り、水ヶ塚駐車場に至る道で、平成 11 年に富士山須山口登山歩道保存会が中心となって復興した。道筋の一部（幕岩上部～須山御胎内上部）は宝永噴火後～明治時代の須山口登山道と一致する。

## 写真● 須山口登山歩道の写真

### A 4 須走口登山道

#### ・山小屋とその関連施設

登山道沿いに、山小屋が建てられている。上から順に、御来光館（8合5勺）、胸突江戸屋（本8合目）、江戸屋（8合目）、見晴館（本7合目）、大陽館（7合目）、瀬戸館（本6合目）、長田山荘（6合目）、東富士山荘（5合目）、菊屋（5合目）、吉野屋（砂払い5合目）がある。山小屋周辺にはトイレ、自動販売機、ベンチ、テーブル等が設置されている。

山小屋周辺にはバイオトイレ、自動販売機、ベンチ、テーブル等が設置されている。

#### ・避難小屋

下山道からブルドーザー道に入った 2,120m 付近に地元山岳会による避難小屋が設けられている。

#### ・救急搬送・荷物搬送区域

登山道とほぼ並行して、救急用・緊急用避難道としての役割を持つ道路等の施設が設けられている。昭和 40 年(1965)の開通で、搬送にはブルドーザーが使われる。歩道との交差部には、進入禁止柵・注意看板等が設置されている。

須走口登山道は、特に吉田口登山道と合流する 8 合目から上部の混雑が激しいため、頂上部から 8 合目までのブルドーザー道が下山道として利用されている。

#### 写真● ブルドーザー道の写真

#### ・駐車場・附属施設

200 台収容の駐車場が 5 合目に設けられている。附属施設として、登山シーズンの夏季のみ在番の交番と観光案内所、小山町により設置・管理されている公衆トイレがある。

#### 写真● 駐車場（交番・観光案内所）の写真

### A 5 吉田口登山道

### A 6 北口本宮富士浅間神社

### A 7 西湖

### A 8 精進湖

### A 9 本栖湖

#### ・建築物及び工作物

本栖地区集落の人口は 156 人（2008 年 4 月 1 日現在）国道 139 号線と 300 号線が分岐する本栖交差点周辺を中心に集落が形成されている。その他湖畔にキャンプ場などの観光施設及び管理施設が存在する。自然公園法第 2 種特別地域に指定されていることから、建築物等の高さ規制を受けているので、景観上良好な状況が保たれている。湖南東側にある本栖青少年スポーツセンターやキャンプ場などの管理施設等も同様である。その他の工作物として、電柱やアンテナなどが存在する。

## イ 信仰

### B 1 富士山本宮浅間大社

#### ・駐車場

神田川ふれあい広場の南側には第 2 駐車場が整備されている。南北に仕切られ、北側が普通車用、南側がバス専用となっている。トイレも併設されている。

#### ・宮町交番

第2駐車場バス専用入口の東側に宮町交番が建てられている。

- ・売店

協同組合富士山特産品振興会」が、第2駐車場内に、富士宮の特産品を取り扱う販売所「ここずらよ」を設置し営業している。

- ・富士山せせらぎ広場

第2駐車場から200mほど南に富士山せせらぎ広場がある。入口には大鳥居が建てられており、神田川に沿って散歩できる遊歩道をはじめ、トイレ、無料駐車場などの施設が整備されている。

写真● 広場の写真

- ・道路

神田川東側には、浅間大社前交差点を起点とし神田川に沿って北へ向かう県道180号富士宮富士公園線が通っている。この道路は富士山スカイライン、富士宮口登山道を経て富士山山頂まで続いている。また、湧玉橋から約130m北上する区間が、山宮御神幸の経路である「御神幸道」と重複している。第2駐車場南側には、県道76号富士富士宮由比線が東西に伸びている。この道路はかつて「甲州街道（中道往還）」と呼ばれ、駿河と甲斐を結ぶ主要街道であった。

## B2 山宮浅間神社

- ・御神幸道

御神幸道は、祭儀「山宮御神幸」で浅間大社と山宮浅間神社を往来した道である。石鳥居から南方向へと伸びていたが、区画整理や道の付け替えのため当時の道はところどころ途絶え、正確にたどる事はできない。

- ・御神幸道標石

御神幸道沿いに、一丁(約109m)毎に標石が建てられていた。現在ではそのほとんどが失われたが、山宮浅間神社周辺には四十七丁目石、四十九丁目石が残っている。

写真● 道標石の写真

- ・東山宮二区区民館

山宮二区の住民が、会合等で利用する区民館が建てられている。

- ・県道180号富士宮富士公園線

山宮浅間神社東南側には、浅間大社前交差点を起点とし、富士山山頂が終点の「県道180号富士宮富士公園線」が通っている。

## B3 村山浅間神社

- ・宿坊跡（大鏡坊、池西坊、辻之坊）

江戸時代には、村山三坊のうち「辻之坊」は東屋敷跡が現在の児童公園付近に、西屋敷跡が北西に300m離れた酪農用牛舎付近に、「大鏡坊」は辻之坊東屋敷のさらに西側に、「池西坊」は現在の児童公園の南側にあったとされる。

児童公園から西へ道沿いに宿坊跡のものとされる石垣が残り、大鏡坊の入口跡と考えられる痕跡を見ることができる。

写真● 宿坊跡の写真

- ・見付跡（東見付、西見付）

集落の出入り口となる東西のはずれに「東見付」「西見付」と呼ばれる、村山に入る不審者を取り締まる関所があった。

西見付跡は村山浅間神社門前から西へ約 550m、東見付跡は神社門前より南に約 200mのところにある。

#### B 4 須山浅間神社

- ・浅間橋

朱塗りの欄干を持つ橋が境内地の南側に架けられている。

#### B 5 富士浅間神社

- ・駐車場(トイレ)

境内地の南西側、裏参道を出たところに、参拝者用の駐車場が設けられている。また駐車場東端には、トイレも建てられている。

- ・国道 138 号線及び県道 150 号線足柄停車場富士公園線

境内地の西側には、国道 138 号線が、また東側には県道 150 号線足柄停車場富士公園線が通っている。県道の終点は富士山頂となっている。

#### B 6 河口浅間神社

#### B 7 富士御室浅間神社

#### B 8 御師住宅

来訪者のための駐車場として、また緊急時や災害時の緊急車両の配置ができるよう駐車場敷地が整備されている。

#### B 9 山中湖

#### B 10 河口湖

#### B 11 忍野八海

#### B 12 船津胎内樹型

- ・産業関連施設
- ・その他の人工物

#### B 13 吉田胎内樹型

富士スバルライン料金所付近から、吉田胎内本穴方面に向かう、林業施業のための物資搬出路がある。

#### B 14 人穴富士講遺跡(人穴浅間神社)

- ・県道 75 号清水富士宮線

指定地に隣接する西側に、県道 75 号線清水富士宮線が通っている。

#### B 15 白糸ノ滝

なし

ウ 眺望

#### C 三保松原

なし

## 2 保存管理計画の基本方針

山梨県・静岡県に分布する構成資産について、将来にわたり確実に保存管理していくために、各構成資産の保存管理計画の調整事項や、資産全体として考慮すべき周辺環境保全のあり方など、保存管理の目標を踏まえ、保存管理計画の基本方針を以下の5項目とする。

#### (1) 構成資産の適切な保存管理

各構成資産が、現在も人々と関わり続けている点や、構成資産総体が、生きた文化的伝統の物証であり、人間と自然との良好で継続的な関係を示す景観の傑出した類型であることに十分配慮し、山梨県・静岡県に分布する具体的な構成要素の規模・性質・立地条件等に応じて、以下の視点により適切な保存管理をおこなう。

- ① 各構成要素の歴史的・文化的価値の継承と自然的要素の維持
- ② 構成資産により形成される文化的景観の保全
- ③ 地域住民の生活、生業への配慮
- ④ 登山客、観光客等の来訪者への配慮
- ⑤ 防災面における安全確保への配慮

#### (2) 緩衝地帯等の適切な保存管理

構成資産保護のための適切な範囲の緩衝地帯等（保全管理区域）を定めるとともに、その保全の方策を講ずる。緩衝地帯等（保全管理区域）に存在する諸要素の規模・性質・立地条件などを把握し保存管理の基礎とする。

#### (3) 経過観察の実施

顕著な普遍的価値に対して与える負の影響の可能性について、様々な角度から検討を行い、その原因となる可能性のある諸要素について確実に把握するとともに、それらに対する監視及び適切な対応を行う。

#### (4) 整備・公開・活用推進

資産の顕著な普遍的価値を確実に保存するとともに、総合的な理解を深めることができるよう、適切な整備・公開・活用の施策を推進する。

- ① 多様な構成資産からなる富士山総体としての価値の理解が深められるように、山梨県・静岡県の関係市町村が一体となった適切な整備活用をおこなう。
  - a 富士山の価値の持続的な利用
  - b 適切な公開範囲の設定
- ② 都市計画、観光計画、防災計画等との調整を図り、資産の価値の保存と来訪者の安全に配慮した施策を推進する。
- ③ 適切な整備活用を推進する。

#### (5) 保存管理体制の整備と運営

確実な保存管理を推進するために、各々の構成資産を管理する山梨県・静岡県や関係市町村、所有者や環境省、林野庁、国道交通省などの関係諸機関を中心として組織体制を整備する。その際には、地域住民が資産の適切な保存管理と整備活用の施策に積極的に参加できるよう配慮するとともに、関係諸機関との連携を強化し保存管理の運営に関する方法・体制の整備を図る。

## 第4章 構成資産の保存管理

### 1 現状の把握

#### (1) 富士山山体及び登山道

##### A 富士山

登録範囲における自然的環境については、おおむね良好な状態である。資産範囲の上部は文化財保護法(特別名勝)及び自然公園法(特別保護地区及び第1種～2種特別地域)により厳密に保全され、下部(標高1600～2000m以下、特別名勝範囲外)は自然公園法(特別保護地区、第1～3種特別地域、普通地域)及び森林法(保安林)、山梨県及び静岡県有林管理計画により重層的に保護されているため、資産に影響を及ぼす行為は基本的に発生しない。ただし、山体西側には山頂部付近から標高2200m付近までを源頭部とする土砂崩れが約1000年前より継続して発生し、これは「大沢崩れ」と呼称されている。この土砂崩れのため山体西側の一部でかつての信仰に関わる道である「御中道」の通行等が禁止されている区域がある。

山頂部付近では登山者に起因する廃棄物・し尿が発生するが、山小屋組合などによりバイオトイレが設置され、適切に管理・除去されている。一部過去の廃棄物が堆積している箇所があるが、将来的に撤去が予定されている。

なお、山腹において、急病人の搬送や山小屋の維持・廃棄物の撤去のために必要最小限使用されるブルドーザーが通行する道路がある。

##### A お鉢巡り

八葉及び大内院の現時点における保全状況は良好である。ただし、降雪・強風等に常時さらされ、年々増加する登山者の影響により、土砂の崩落が一部で認められる。また、トイレやゴミの問題なども年々改善されているが、一部有識者にさらなる改善を指摘されている。

##### A 御中道巡り

御中道は大沢崩れ部分の通行止めの他に、通行量の減少と表土の流失に伴い道の存在が不明になった箇所があるが、その他の保全状況は良好である。

##### A 1 山頂信仰遺跡

現時点における保全状況は良好である。

その他の山頂信仰遺跡の現時点における保全状況は良好である。

##### A 2 大宮・村山口登山道

現在登山道として利用されていない大宮・村山口の一部については、国有林の範囲であり林業関係者以外の立ち入りは許可制となっていることにより、現状維持の観点からの現時点における保全状況は良好である。

##### A 3 須山口登山道

現時点における保全状況は良好である。

##### A 4 須走口登山道

現時点における保全状況は良好である。



#### A 5 吉田口登山道

登山道は、土砂崩れによる浸食などにより登山道の一部に変更がみられるものの、人為による現状の変更には厳しい制限がかけられている。また、道路管理者である山梨県により日常的に維持管理が行われており、保全状態は良好である。

#### A 6 北口本宮富士浅間神社

定期的な維持修理等が行われており、現時点における保全状態は良好である。ただし、拝殿・幣殿については、建物全体に歪みが生じていて、今後、修復・修繕の検討が必要であると想定される。祈願のため多くの参詣者が訪れるとともに、宗教行事が行われている。

#### A 7 西湖

文化財保護法（名勝）及び自然公園法（特別地域）により適切に保護されており、現時点における保全状態は良好である。

#### A 8 精進湖

文化財保護法（名勝）及び自然公園法（特別地域）により適切に保護されており、現時点における保全状態は良好である。

#### A 9 本栖湖

文化財保護法（名勝）及び自然公園法（特別地域）により適切に保護されており、現時点における保全状態は良好である。

### (2) 信仰

#### B 1 富士山本宮浅間大社

定期的な維持修理が行われており、現時点における保全状態は良好である。湧玉池に関しては、全般的には良好な状態であるが、「上池」「下池」の二つの池の内「上池」では、湧水量が減少し、藻類が繁殖しているため、「湧玉池保全再生会議」が設置され、対策が検討されている。

#### B 2 山宮浅間神社

現時点における保全状態は良好である。地元からは参道・遥拝所等の整備が今後必要であるとの要望が出されている。

#### B 3 村山浅間神社

現時点における歴史的価値を示す建造物の保全状態は良好である。今後、トタン作りの大日堂覆堂の修理が必要とされている。また、地元からは参道・遥拝所等の整備が今後必要との要望が出されている。

#### B 4 須山浅間神社

現時点における保全状態は良好である。

#### B 5 富士浅間神社

現時点における保全状態は良好である。

#### B 6 河口浅間神社

現時点における保全状態は良好である。

#### B 7 富士御室浅間神社

現時点における保全状態は良好である。ただし、近年、向拝柱、登高欄及び木階の漆塗装の摩耗退色が著しく、木目が露出している場所がある。脇障子版においては富士山二合目本宮所在時に毀損にあり、今後、修復・修繕の検討が想定される。

#### B 8 御師住宅

旧外川家住宅は、2007年～2008年にかけて所有者である富士吉田市が大規模な保全修理を行ったため、現時点における保全状態は良好である。現在、富士吉田市歴史民俗博物館の附属施設として、2008年4月から敷地及び主屋内部を一般公開しており、外川家協力会員が交代で勤務し、来場者に直接解説を行っている。

小佐野住宅は、所有者らによって日常的な維持管理が行われているほか、補助事業などによって文化財としての保護に必要な修繕や設備の整備が行われており、現時点における保全状態は良好である。ただし、建物に関する専門的な調査はほとんど行われたことがないため、基礎や構造物の状況など現状把握を早急に行う必要がある。現在、居住の用に供しており、敷地内部及び建物は一般公開されていない。

#### B 9 山中湖

文化財保護法（名勝）及び自然公園法（特別地域）により適切に保護されており、現時点における保全状態は良好である。

#### B 10 河口湖

文化財保護法（名勝）及び自然公園法（特別地域）により適切に保護されており、現時点における保全状態は良好である。

#### B 11 忍野八海

天然記念物として指定されている範囲は水面に限られており、私有地が隣接しているため、周辺環境を含めた保全状態に課題がある。しかし、忍野村が景観計画を策定し、周辺環境を含めた保全を行っている。また、水位が低下して、文化財指定当時の状態を維持していない池があり、今後の調査によって原因の究明が求められる。

忍野村では、平成20年（2008年）に地下水資源保全対策基礎調査を実施している。

#### B 12 船津胎内樹型

富士河口湖町により、日常的な維持管理が行われており、現時点における保全状態は良好である。

船津胎内樹型はその狭小な断面形状の特性から、入洞の順路が設定されており、入洞口と出洞口が分化している。入洞口には無戸室浅間神社の社殿（拝殿）が建てられており、神社と入洞口が一体化している。

#### B 13 吉田胎内樹型

富士吉田市及び富士山北口御師団により、日常的な維持管理が行われており、現時点における保全状況は良好である。

内部の溶岩の盗掘や人の進入による破壊を防ぐため吉田胎内本穴入口には、扉が設置され、施錠されている。

#### B 1 4 人穴富士講遺跡（人穴浅間神社）

碑塔群はおおむね良好な状態であるが、一部の碑塔に修理が必要とされる。

#### B 1 5 白糸の滝

現状では、滝つぼ周辺に売店があるなど景観面において課題がある。このため、富士宮市が中心となり保存管理計画の改訂および整備計画の策定を行い、今後適切な整備がなされる予定である。

### （3）眺望

#### C 1 三保松原

現状では 1960～80 年代に進行した海岸浸食の影響からの回復を図るため、資産内及び周辺にヘッドランドなどが仮設され、景観に影響を与えている。また、松原においてもマツクイムシ（マツノザイセンチュウ）による松枯れがみられるため、薬剤注入・散布による予防措置及び植林、枯れた松の除去が実施されている。現在これらの対策により、資産の現状を保ち、将来においてはより良好な保全状態となることは確実である。また、保存管理計画についてが静岡市が改訂を行っている。

管理団体である静岡市は、シロアリ防除・駆除・シロアリ被害状況調査、松くい虫防除、松林の下草刈り、育苗、松苗定植等の保護及び充実対策を行っている。また、地元自治体、三保名勝保存会等とも連携し、官民一体となって保全充実を積極的に推進している。

静岡市教育委員会は、文化財を保護・育成する立場を堅持し、予想される開発計画との適切な調整を図るため、文化庁及び静岡県教育委員会と協議の上、『名勝「三保松原」保存管理計画書』及び『名勝「三保松原」保存管理計画書解説』を平成元年 4 月 15 日に改訂し（解説：平成 4 年 10 月 29 日一部改訂）、現状変更申請等に対応している。

名勝三保松原地内における文化財保護法以外の法令・条例による規制は、静岡県立自然公園条例、静岡県風致地区条例等がある。

## 2 保存管理の基本的な考え方

資産全体を適切に保存管理していくための方向性としては、まず、顕著な普遍的価値を理解することが必要であるとともに、地域住民及び行政など資産に直接的に関わる者がその知識を向上させ、連携しつつ保護していくことが重要である。また、顕著な普遍的価値に与える負の影響を考慮しつつ、その特質に応じた適切な保存管理の考え方及び取扱の方針が必要となる。負の影響とその対応の方法については、第 6 章に記載している。

富士山の構成資産については、文化財保護法の下、国指定文化財に指定されている。これらの現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更」という。）については、同法の下に許可制に基づき厳重に規制されている。

なお、山体や富士五湖については文化財保護法により、確実な保存管理が行われており、指定された文化財保護法周辺においても、自然公園法と森林法及びその他所法令により確実な保存管理が行われている。

しかし、特に信仰に関する建造物については、酸性雨などの気候変動、大雨などの自然災害及び観光客増加によるき損などの影響を受けることが想定される。したがって、これら負の影響について、具体的な指標を用いて監視する必要がある。また、これらは木造建造物であることから、部材の交換などによる修理によって全体の枠組みを維持しつつ、顕著な普遍的価値が損なわれることのないよう、適切に保存管理する必要がある。

#### (1) 現状変更の制限についての考え方

本来、文化財保護法は文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的としたものであり、文化財の保存が適切になされることを原則としている。

また、自然保護法は、優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化にすることを目的としたものであり、風致景観が適切に管理されるとともに適切な利用を促進することを原則としている。

しかしながら、一方ではそこを所有し生活している住民が存在することも事実であり、住民生活もまた尊重されなければならない。したがって構成資産の諸要素の現状に変更が生じる場合には、構成資産の保存と住民生活との調整を図りつつ、適切に行われる必要がある。

そのため、構成資産のうち特別名勝地だけでなく、史跡や遺跡、眺望地点などは文化財保護法や自然公園法、景観法などにより保護措置を講じる必要がある。

世界遺産としての地区区分として、「文化財保護法を基本に保存管理する地域（第1種保護地区）」及び「自然公園法を基本に保存管理する地域（第2種保護地区）」という2つの地域に区分し、それぞれ現状変更の取扱いを定め、住民生活との調整を図りつつ構成資産の保存管理を行っている。その概要については以下に示すとおりである。

#### (2) 地区区分についての考え方

各構成資産における保護に関する基本的な考え方としての地域区分並びに想定される現状変更等の行為とその具体的取扱方針の概要は、以下に示すとおりである。なお、構成資産ごとの詳細な情報は、個別の保存管理計画に示している。

#### 図● 富士山地区区分図

表● 保存管理のための地区区分（富士山北側）

			第1種保護地区				第2種保護地区			
			1-1地区	1-2地区	1-3地区	1-4地区	2-1地区	2-2地区	2-3地区	2-4地区
A	富士山(富士山体) (御中道含む)	特別名勝	御中道下 500m～頂上まで 富士山有料道路五合目 終点施設習合区域以外	富士山有料道路五合目 終点施設習合区域			大室山周辺	概ね標高2000m以上 富士山原始林及び 青木ヶ原樹海周辺	富士五湖周辺地域 概ね1500m以上	その他地域
		天然記念物	青木ヶ原樹海地区	精進口登山道地区		道路地区				
A1	山頂信仰遺跡 (奥宮、お鉢巡り含む)		八合目以上 全域							
A5	吉田口登山道	特別名勝	一合目から御中道下 500m	国有林諏訪の森地内	登山道の起点から一合目まで					
		史跡	中ノ茶屋から山頂までの範囲							
A6	北口本宮富士浅間神社	建造物	文化財建造物の雨落までの敷地	文化財建造物の雨落までの敷地以外の敷地						
		史跡	境内地全域							
A7	西湖		湖水面				周回道路内側、文化財指定範囲を除く	周回道路内側、文化財指定範囲を除く		
A8	精進湖		湖水面				周回道路内側、文化財指定範囲を除く	周回道路内側、文化財指定範囲を除く		

	A9	本栖湖		湖水面					周回道路 内側、文 化財指定 範囲を除 く	周回道路 内側、文 化財指定 範囲を除 く	
B6	河口浅間神社			境内地全域							
B7	富士御室浅間 神社		建 造 物	重要文化財 の軒下まで の敷地	中門、翼廊 及び囲壁に よって区画 される範囲						
			史 跡	境内地全域							
B8	御師住宅			文化財建造 物の雨落ま での敷地	文化財建造 物の雨落ま での敷地以 外の敷地						
B9	山中湖			湖水面				周回道 路内側、 文化財指 定範囲を 除く	周回道路 内側、文 化財指定 範囲を除 く		
B10	河口湖			湖水面				周回道 路内側、 文化財指 定範囲を 除く	周回道路 内側、文 化財指定 範囲を除 く		
B11	忍野八海			湧水面							
B12	船津胎内樹型			洞内と開口 部	天然記念物 指定範囲の 地表面	指定範囲内 の町道 5107 号線の道路 敷					
B13	吉田胎内樹型			吉田胎内本 穴の洞内及 び開口部	吉田胎内本 穴の洞外及 び地表面						

※地区区分は仮案・今後変更有

表● 保存管理のための地区区分（富士山南側）

		第1種保護地区	第2種保護地区	(周辺地区)
A	富士山山体	8合目以上全域	標高約2000m～ 約2300mの範囲	緩衝地帯・保全管理区 域・演習場
A1	山頂信仰遺跡	8合目以上全域	—	8合目未満
A2	村山口登山道跡	(登山道) ・富士宮口八合目から山 頂までの山頂信仰遺跡に 含まれる範囲 ・8号建物跡から12号 建物跡までの範囲 ・横渡から7号建物跡ま での範囲 (遺構・建物跡) 札打場、中宮八幡堂跡、 八大龍王、5号、8号、 12号建物跡	富士宮口6合目か ら8合目までの範 囲	国有林
A3	須山口登山道	(登山道) ・須山口(御殿場口)8合 目から山頂までの山頂信 仰遺跡に含まれる範囲 ・須山胎内から幕岩上部 までの範囲 (遺構) 須山御胎内	須山口(御殿場口) 2合8勺から8合 目までの範囲	国有林
A4	須走口登山道	(登山道) 須走口8合目から山頂ま での山頂信仰遺跡に含ま れる範囲 (神社) 古御岳神社、迎久須志神 社	須走口5合目から 8合目までの範囲	国有林
B1	富士山本宮 浅間大社	ふれあい広場と駐車場を 除く境内地、神立山(社 叢?)	神田川ふれあい広 場、第2駐車場	第1駐車場 周辺市街地
B2	山宮浅間神社	籠屋から遥拝所までの境 内地	籠屋より下部の神 社境内地	周辺住宅地、森林
B3	村山浅間神社	六道坂以東の境内地	六道坂以西の境内 地	宿坊跡、見付跡 周辺住宅地、森林

B 4	須山浅間神社	境内地全域	境内地周辺の社叢	周辺住宅地、森林
B 5	富士浅間神社	境内地全域	—	西側駐車場、周辺住宅街、西側森林
B 1 4	人穴富士講遺跡	境内地全域、地下洞穴	—	森林
B 1 5	白糸ノ滝	本体～滝つぼ、両岸の崖	音止の滝	市街化調整区域
C	三保松原	特別規制A地区及び特別規制B地区	第1種規制地区 第2種規制地区 第3種規制地区	

### ①第1種保護地区

この地区は、富士山の本質的価値を構成する宗教的な建造物、信仰の対象となった自然物等、史跡及び眺望地点として重要な要素を含む区域とする。

登山道においては、歴史上使用された登山道跡と断定できる道跡、及び登山道跡に存在する石碑や建物跡等を含む区域である。

神社等においては、社殿・遺構・石碑等歴史的な価値のある要素が存在し、指定地の中核を成す区域である。歴史的に価値のある社殿・石碑・遺構等史跡として重要な要素が存在し、指定地の中核部をなす地区であるため、特に厳格な保存管理を行う。

そのため、本地区では、土地の形状、建築物・工作物に関し現状の維持に努め、それらがき損した場合には適切に復旧・整備する。また、建築物・工作物等の更新等についても、遺構破壊及び景観阻害を防ぐため厳しく規制する。また、地面掘削を伴う場合には、必要に応じて発掘調査等を実施するなど、遺構・遺物の適切な保存・整備に努めることとする。

#### 本質的価値を構成する要素ごとの考え方

##### ア 自然的要素となるもの

(ア) 土地の形状・土壌の性質を変える行為、及び植生に影響を与える行為については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。

(イ) 土壌・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。

(ウ) 湧水や御神木、札打場等宗教的な意義が付与された自然物については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

(エ) 境内地・社叢内の植物の採取、動物の捕獲、木竹の伐採・植栽については、景観の保全に関わるもの、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。

##### イ 歴史的要素となるもの

(ア) 社殿等の建築物や鳥居・石碑等の工作物、遺構等については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

(イ) お鉢巡り、登山道については現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

(ウ) 建築物・工作物等の復旧・整備に地面掘削を伴う場合には、必要に応じて発掘調査等を実施し、遺構・遺物の適切な保存・整理に努める。



#### ウ 社会的要素となるもの

(ア) 山小屋等の建築物、橋等の工作物については、現状の規模の維持に努める。また、景観を現に阻害しているものについては、除却するか更新時に改良を行い、景観との調和に十分配慮することとする。

(イ) 安全確保等に関わる地形の形質変更、建築物及び工作物の設置に当たっては、景観との調和に十分配慮する。

#### 本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる要素ごとの考え方

#### ア 自然的要素となるもの

(ア) 土地の形状・土壌の性質を変える行為、及び植生に影響を与える行為については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。

(イ) 土壌・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。

(ウ) 歴史的な意義を持つ自然物については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

(エ) 植物の採取、木竹の伐採・植栽については、景観の保全に関わるもの、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの、森林施業に関わるもの以外は厳しく規制する。

#### イ 歴史的要素となるもの

(ア) 境内社・末社等の建築物や鳥居・石碑等の工作物については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

(イ) 建築物・工作物等の復旧・整備に地面掘削を伴う場合には、必要に応じて発掘調査等を実施し、遺構・遺物の適切な保存・整理に努める。

#### ウ 社会的要素となるもの

(ア) 社務所、公会堂等の建築物、案内板等の工作物については、現状の規模の維持に努める。また、景観を阻害しているものについては、除却するか更新時に改良を行い、景観との調和に十分配慮する。

(イ) 安全確保等に関わる地形の形質変更、危険防止及び安全管理のための工作物の設置に当たっては、景観との調和に十分配慮する。

(ウ) 指導標の設置については富士山標識関係者連絡協議会が策定する「富士山における標識類総合ガイドライン（仮称）」に沿ったものとする。

(エ) 測候所等については、富士山独特の自然を生かして設置された意義を持つ施設であることから、その維持又は活用を前提に取り扱うこととする。

(オ) 登山者の指導や安全確保の役割を担う富士山衛生センター（富士宮登山道 8 合目）については、景観との調和を図りつつ、適切に整備する。

(カ) 8 合目以上の下山道、救急搬送・荷物搬送区域については、現状の維持に努める。

#### ②第 2 種保護地区

この地区は、第 1 種保護地区に隣接し密接に関わる区域とする。

登山道においては、現在登山道として実際に利用されている範囲のうち、山頂信仰遺跡に含まれる 8 合目以上を除く範囲である。

また神社においては、境内地における公園等社会的な活用が進む区域や古絵図に描かれている区域、社叢と連続する森林等の区域である。民有林や市民生活の中で活用される区域等を含むが、境内地として史跡の構成要素の一部が存在し、また社叢等の森林が境内地や登山道の景観及び周辺の風致を考える上で重要な地区であるため、厳格な保存管理を行うこととする。

この地区では、土地の形状、土壌の性質、建築物・工作物に関して現状の維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。特に建築物・工作物等の更新等に当たり、遺構破壊及び景観阻害が発生しないよう厳しく規制する。また、地面の掘削を伴う施設の更新にあたっては、必要に応じて発掘調査等を実施し、遺構・遺物の適切な保存・整理を行う。

#### 本質的価値を構成する要素ごとの考え方

##### ア 自然的要素となるもの

(ア) 木竹の伐採・植栽以外の行為については、第1種保護地区と同様に厳しく規制する。対象となるのは、土地の形状・土壌の性質を変更する行為、土壌・岩石の採取、植生に影響を与える行為、植物の採取、動物の捕獲の行為などである。

(イ) 木竹の伐採・植栽については、安全確保の措置、学術研究、森林施業に関わるもの以外は規制する。

##### イ 歴史的要素となるもの

(ア) 鳥居や祠等の工作物については、現状の維持に努める。

(イ) 登山道については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

(ウ) 建築物・工作物等の復旧・整備に地面掘削を伴う場合には、必要な範囲内に応じて発掘調査等を実施し、遺構・遺物の適切な保存・整理を行う。

##### ウ 社会的要素となるもの

(ア) 登山道の各山小屋については、第1種保護地区と同じ考え方に基づいて保存管理する。

#### 本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる要素ごとの考え方

##### ア 自然的要素となるもの

第1種保護地区と同じ考え方に基づいて保存管理する。対象となるのは、自然的要素の維持に関し、危険防止及び安全管理のための工作物や計測機器の設置、森林施業に係る行為、砂防工事、登山道(歩道)整備等である。

##### イ 歴史的要素となるもの

石碑等については、第1種保護地区と同じ考え方に基づいて保存管理する。

##### ウ 社会的要素となるもの

(ア) 登山道における安全確保のために行う道路関連の工作物の新設・更新については、周辺植生への影響、土壌の性質への影響を精査し、景観との調和を図ることとする。

(イ) 登山者向けの指導標の設置、危険防止及び安全管理のための工作物の設置については、第1種保護地区と同じ考え方に基づくこととする。

(ウ) 公園施設等における、建築物・工作物等の扱いについては、景観との調和を図りつつ、適切に維

持管理を行うこととする。

#### ウ 周辺地区

##### 良好な自然景観が残される周辺区域

現にある良好な景観を保全し、かつ良好な景観の形成に貢献するよう、以下の方針に基づいて適切に保全を図ることが望ましい。

ア 建築物・工作物の新設・更新については、眺望の著しい妨げにならない規模とし、また眺望に著しい支障を及ぼすものでないものとする。

イ 建築物・工作物の新設・更新については、屋根及び壁面の色彩並びに形態が指定地の景観と著しく不調和でないものとする。

ウ 建築物・工作物の撤去については、跡地の整地を適切に行うこととする。

エ 登山道周辺の森林管理については、国有林野施業実施計画に基づき適切に施業し、森林の適正な整備及び保全を図る。

##### 開発の進んだ周辺区域

ア 富士山と一体となった良好な景観や指定地の景観を阻害することのないよう、景観法や条例に基づく施策に沿って、周辺地域の景観の保全に努める。

イ 景観を阻害している建築物・工作物等は、更新時に規模・形態・色彩・材質等において改良し、周囲の景観の保全に努めることが望ましい。

### ③三保松原

#### ア 現状変更の制限

文化財保護法に基づき、名勝「三保松原」の海浜と松原の保護並びに景観の維持を図るため、特別規制 A 地区、特別規制 B 地区、第 1 種規制地区、第 2 種規制地区、第 3 種規制地区の 5 ヶ所の規制地区と規制基準を設定し、保存管理の適正化を推進する。

また、各規制地区における現状変更又は保存に影響を及ぼす行為については原則として認めない。しかし、軽微な現状変更については、文化財保護法第●●条の規定による許可及びその取消並びにその停止命令に係る文化庁長官の権限に関する事務を静岡市教育委員会が行う。

#### イ 保護の基本的な考え方

名勝三保松原の海浜と松原の保護並びに景観の維持を図るため、指定地域を特別規制 A 地区、特別規制 B 地区、第 1 種規制地区、第 2 種規制地区及び第 3 種規制地区の 5 規制地区に分けて、管理のための基本方針を定め、管理するものとする。

##### ・特別規制 A 地区

防潮堤外側の国有浜地の海浜地区。松原の景観保護のため、将来にわたって海浜を保護し、自然景観の維持を図るものとする。

##### ・特別規制 B 地区

松原のすぐれた景観を保ち、価値の極めて高い地区。将来にわたって松原を保護し、自然景観の維持を図るとともに、その回復にも努めるものとする。

##### ・第 1 種規制地区

特別規制地区に次ぐ、優れた三保松原の景観を形成しており、自然景観の維持を図っていく地区。地

域経済社会の振興と発展に配慮するものとする。

・第2種規制地区

三保松原の景観を形成しており、自然景観の維持に努めなければならない地区。住民の生活の場であることに配慮するものとする。

・第3種規制地区

三保半島の内海側で、主なる松原景観から離れている地区。三保半島先端部の景観維持の上で重要な地区であり、無秩序な開発は避けるものとする。

(3) 指定地に関わる諸法令について

指定地内は、文化財保護法以外にも他の法令による規制を受け、景観及び森林等の保全措置が講じられてきた。また、指定地の自然的特性に基づく自然災害が、周辺地域にまで及ぶため、指定地の周辺地域を含めた安全の確保に関する法令もある。

そのため、次の表に特別名勝としての保存管理の方法と各法令との関係について整理した。

表● 他の法令との関係

他の法令	文化財保護法との関係
景観の保全に関わる法令	
自然公園法	この法律の目的は優れた自然の風景地を保護することであり、特別名勝の指定地全域に係る適切な保存管理の方法と調和するものである。
森林法	森林計画・保安林その他の森林の基本事項を定めた法律であり、8合目以下における国有林の森林管理・保全は特別名勝の保存管理の方法と調和するものである。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	8合目以下の国有林における鳥類又は哺乳類に属する野生動物の保護の観点から、特別名勝の保存管理の方法と調和するものである。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	指定地の全域に関わるが、希少野生動植物種等保護の観点から、特別名勝の保存管理の方法と調和するものである。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	この法律では、特定外来生物の施設以外での繁殖・生育を禁止しており、指定地全域における在来植生の維持の観点から、特別名勝の保存管理の方法と調和するものである。
山梨県景観条例	優れた景観の保全・創造を図ることを目的としており、大規模な工作物の新築・増改築等が規制されており、包括的保存管理計画の方針と調和するものである。
静岡県森林と県民の共生に関する条例	森林と県民が共生していくための努力目標等を規定しており、特別名勝の保存管理の方法と調和するものである。
山梨県環境基本条例 静岡県環境基本条例	自然と人との共生を確保することを目指した理念等をまとめており、特別名勝の保存管理の方法と調和するものである。

山梨県屋外広告物条例 静岡県屋外広告物条例	登山道沿いに規制区域が定められており、広告物のうち、著しく破損し老朽化しているもの、倒壊又は落下のおそれがあるもの、信号機・道路標識等に類似するものなどを規制している。安全確保を図ると共に、優れた景観の保全にも資するものであり、特別名勝の保存管理の方法と調和するものでもある。
--------------------------	--

指定地及び周辺地域の安全の確保に関する法令	
砂防法	大沢崩れ源頭部下方における国の直轄砂防地に関し、砂防事業を推進し、潤井川流域等の安全確保を図っており、特別名勝地の地形の維持にとって必要とされる事業を含んでいる。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	南・西斜面に規制地区が広がる。指定地内の沢地形等における土砂災害を防止し、安全確保を図っている。

以上のことを踏まえ、特別名勝富士山を適切に保存管理する上で、現状変更等の取扱いに係る共通事項を次のとおり定める。

- ①必要最小限の内容であり、富士山の保存管理上支障をきたすものでないものとする。
- ②自然公園法・森林法など関係する各法令との調整を図るものとする。
- ③原則として、外来生物による生態系等に対する被害の防止を図るものとする。
- ④建築物は、その外観（形態・材料・色彩）が周囲の景観と調和したものとする。
- ⑤屋外広告物等の工作物は、その形態・材料・色彩が周囲の景観と調和したものとする。
- ⑥砂防事業等の安全確保の措置に関しては、景観との調和にも十分配慮しつつ進めるものとする。
- ⑦8合目以上の区域における現状変更等については、静岡県と山梨県の県境が確定していないため、「県境未確定地（8合目以上）に係る事務処理の取扱い基準（関係法令編に掲載）」に従い、事務処理を行うものとする。

### 3 具体的な施策

資産全体に関する保存管理計画の具体的な行動計画については、「現状変更の制限」が挙げられる。なお、その他の施策については付章の事業計画一覧表に示している。

『史跡富士山』保存管理計画では、上表●において、それぞれの保存管理の方法に沿った、各地区の現状変更等の取扱基準を次のとおり定めている。

#### 図● 第1種、第2種区分図

##### （1）第1種保護地区

###### ①建築物の新築・増築・改築及び除却

ア 建築物の新築・増築は、原則として許可しない。ただし、次の各項については、個々の事案ごとに検討するものとする。

（ア）かつて歴史的要素として存在しながら滅失し現存しないものの復元整備または改変されてしまったものの原状回復。

(イ) 宗教活動に必要不可欠で、伝統的工法・建築様式を用い景観に配慮したものの新築・増築。

イ 社殿等の歴史的建築物の改築、又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、規模・形態・工法・色彩・材質等において、現状を維持するものとする。

ウ 山小屋等既存の社会的建築物の改築については、用途、構造、規模等を著しく変更せず、遺構等の保存と景観の保全に努める。

## ②工作物の設置・改修・除却

ア 工作物の設置に関しては、周囲の景観にそぐわないものを許可しない。景観を阻害する既存の工作物は、除却するか更新時に形状・色彩・規模において改良し、周囲の景観の保全に努める。

なお、工作物については、以下の5種類に分類し、その取扱を以下のとおりとする。

(ア) 鳥居や碑塔などの宗教的工作物

a 鳥居や碑塔などについては、規模・形態・色彩・材質等に関し現状を維持し、新規の設置は許可しない。

b 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、現状の形態・色彩を踏襲するとともに、周囲の景観にも調和したものとするよう努める。

c 顕彰碑等については現状の維持とし、新規の設置を許可しない。

(イ) 文化財の活用に資する工作物

照明設備、文化財等の説明板・地図等の案内板等については、規模・形態・色彩・材質等に関し、周囲の景観に調和するものとする。

(ウ) 登山道の整備に必要な工作物

a 安全確保を目的とする道路関連の工作物については、周囲の景観に馴染む形態・色彩とする。

b 危険防止及び安全管理のための工作物については、安全確保の機能を前提として、周囲の景観に馴染んだ形態・色彩とする。

c 指導標、屋外広告物等については、富士山標識関係者連絡協議会が策定する「富士山における標識類総合ガイドライン(仮称)」に沿ったものとする。

(エ) 学術研究を目的として設置する工作物

計測機器類については、規模・形態・色彩・材質等において、景観を阻害しないものとする。

(オ) その他の工作物

期限を限って設置する仮設の工作物については、周囲の景観に馴染んだ形態・色彩とする。

イ 既存の工作物において、史跡としての本質的価値を有しないものまたは史跡の保存・活用に資するものでないものについては、老朽化または耐用年数経過等の時点をもって、除却する。

## ③土地の形状・土壌の性質の変更、土壌・岩石の採取

ア 土地の形状・土壌の性質を変更する行為、土壌・岩石の採取は許可しない。

ただし、安全確保及び学術研究を目的とするものについては、この限りでない。

イ 地面の掘削を伴う復旧・更新・整備に当たっては、必要に応じて発掘調査等を実施し、その成果を十分踏まえて遺構・遺物の保存・整備を行う。

## ④動植物の捕獲・採取、木竹の伐採・植栽

ア 動植物の捕獲・採取は許可しない。

ただし、安全確保の措置及び学術研究に基づくものについては、この限りでない。

イ 木竹の伐採・植栽については許可しない。

ただし、次の各項に該当するものについては、この限りでない。

(ア) 景観の保全に関わるもの

(イ) 病虫害木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。

(ウ) 崩壊地に対する植栽。

ただし、(ウ)については、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。

#### ⑤登山道・道路等の新設・維持

現状の維持に努め、新設は許可しない。復旧・整備を行う場合には、景観との調和に努める。増設・改設については、災害復旧または公益上必要と認められる場合に限り認めるものとする。

ただし、安全確保の措置及び国有林野施業実施計画に基づくもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。

### (2) 第2種保護地区

#### ①建築物の新築・増築・改築

ア 建築物の新築・増築は、原則として許可しない。

ただし、次の各項についてはこの限りでない。

(ア) 宗教活動に必要不可欠で、伝統的工法・建築様式を用い景観に配慮したものの新・増・改築

(イ) 学術研究、防災、その他の公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新・増・改築。

(ウ) 安全確保上必要最小限の新・増・改築

イ 前述の(ア)から(ウ)の場合における外観意匠は、和風仕様を原則に以下のとおりとし、細部についてはその都度検討する。

屋根	勾配屋根とし、材料に自然素材を用いるか、色彩及び形態が既存の建築物または周囲の景観になじむものとする。
壁面	材料に自然素材を用いるか、色彩及び形態が既存の建築物または周囲の景観になじむものとする。

ウ トイレ等既存の社会的建築物の改築については、用途、構造、規模等を著しく変更せず、遺構等の保存と景観に配慮するものとする。

#### ②工作物の設置・改修・除却

ア 工作物の設置に関しては、周囲の景観にそぐわないものを許可しない。景観を阻害する既存の工作物は、除却するか更新時に形状・色彩・規模において改良し、周囲の景観の保全に努める。

なお、工作物については、以下の5種類に分類し、その取扱を以下のとおりとする。

(ア) 鳥居や碑塔などの宗教的工作物

a 鳥居や碑塔などについては、規模・形態・色彩・材質等に関し現状を維持する。

b 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、現状の形態・色彩を踏襲するとともに、周囲の景観にも調和したものとするよう努める。

(イ) 文化財の活用に資する工作物

照明設備、文化財等の説明板・地図等の案内板等については、規模・形態・色彩・材質等に関し、周囲の景観に調和するものとする。

(ウ) 登山道等の整備に必要な工作物

a 安全確保を目的とする道路関連の工作物については、周囲の景観に馴染む形態・色彩とする。

b 危険防止及び安全管理のための工作物については、安全確保の機能を前提として、周囲の景観に馴染んだ形態・色彩とする。

c 指導標、屋外広告物については、富士山標識関係者連絡協議会が策定する「富士山における標識類総合ガイドライン（仮称）」に沿ったものとする。

(エ) 学術研究を目的として設置する工作物

計測機器類については、規模・形態・色彩・材質等において、景観を阻害しないものとする。

(オ) その他の工作物

公園施設等における建築物・工作物、期限を限って設置する仮設の工作物については、周囲の景観に馴染んだ形態・色彩とする。

イ 土地の形状・土壌の性質の変更、土壌・岩石の採取

第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

ウ 動植物の捕獲・採取、木竹の伐採・植栽

(ア) 動植物の捕獲・採取については、第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

(イ) 木竹の伐採については許可しない。

ただし、次の各項に関するものはこの限りでない。

- ・病虫害木の伐採及び危険木の伐採等森林管理及び安全管理に関わるもの。
- ・国有林野施業実施計画に基づくもの。

(ウ) 植栽については、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。

エ 登山道・道路等の新設・維持

第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

(3) 三保松原

静岡市教育委員会は、文化財を保護・育成する立場を堅持し、予想される開発計画との適切な調整を図るため、文化庁及び静岡県教育委員会と協議の上、『名勝「三保松原」保存管理計画書』及び『名勝「三保松原」保存管理計画書解説』を平成元年4月15日に改訂し（解説：平成4年10月29日一部改訂）、現状変更申請等に対応している。

名勝三保松原地内における文化財保護法以外の法令・条例による規制は、静岡県立自然公園条例、静岡県風致地区条例等がある。

さらに、指定地域を特別規制A地区、特別規制B地区、第1種規制地区、第2種規制地区及び第3種規制地区の5規制地区に分け、管理のための基本方針を定め、管理している。

また、『三保松原保存管理計画書』には、取扱基準に関する解説が下記のとおり明示されている。詳細は『三保松原保存管理計画書』を参照。

①人命の安全を確保するためのもの



- ②海岸保全上必要なもので、景観等に著しい影響を与えないもの。
- ③既存の飛行場の各設備の整備
- ④都市公園としての整備
- ⑤学校、体育施設等の25mを越えない照明及び旗柱類
- ⑥松の生立木に対する管理団体との協議
- ⑦伐採に伴う植栽協力

図● 5 規制地区区分図

なお、現状変更については、下表●の基準を適用する。

表●

地 区	施 策 内 容
特別規制 A 地区 特別規制 B 地区	<p>(1) 本地区に係る現状変更等のうち、次のア又はイに該当するものを対象とする。</p> <p>ア 階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡を超え1,000㎡以下のもので3月以内の期限を限って設置されるものの新築、増築又は除却</p> <p>イ 道路の設置、改修又は除却（当該道路の設置期間が1年以内のものに限る）</p> <p>(2) (1)の現状変更等についての許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア (1)のアについては、当該建築物が公共性の高いもの又は広く一般の利用に供されるものであつて、景観等に著しい影響を与えず、かつ、その設置期間終了後に原状に復されることが確実な場合でなければ、原則として認めない。</p> <p>イ (1)のイについては、当該道路が海岸保全のために必要な工事に伴って設置されるものであつて、その設置期間終了後に原状に復されることが確実な場合でなければ、原則として認めない。</p>
第1種規制地区	<p>(1) 本地区に係る現状変更等については、その全部を対象とする。</p> <p>(2) (1)の現状変更等についての許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>本地区における次のアからカまでのいずれかに該当する現状変更等については、原則として認めない。</p> <p>ア 高さが17mを超える工作物（学校施設、体育施設その他の教育又は文化に関する施設における照明灯、旗柱その他これに類するもの（以下「施設内照明灯等」という。）にあつては、その高さが25mを越えるもの）</p> <p>イ 高さが17m以下の工作物の増築又は改築であつて、増築又は改築後の工作物の高さが17m（施設内照明灯等にあつては、25m）を超える場合</p> <p>ウ 高さが17mを超える工作物の増築又は改築であつて、増築又は改築後の工作物の高さが増築又は改築前のもの（施設内照明灯等にあつては、25m）を超える場合</p> <p>エ 規模、形態、意匠又は色彩が景観を損なうおそれがあると認められる工作物の新築、増築、改築又は除却</p> <p>オ 環境を損なうおそれがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物その他こ</p>

	<p>れに類するものの投棄又は埋立て</p> <p>カ 松の生立木の枝打ち又は伐採（所有者及び管理団体による同意のある場合を除く。）</p>
第2種規制地区	<p>（1）本地区内の現状変更等については、その全部を対象とする。</p> <p>（2）（1）の現状変更等についての許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>本地区における次のアからカまでのいずれかに該当する現状変更等については、原則として認めない。</p> <p>ア 高さが21mを超える工作物（施設内照明灯等にあつてはその高さが25mを超えるもの）の新築</p> <p>イ 高さが21m以下の工作物の増築又は改築であつて、増築又は改築後の工作物の高さが21m（施設内照明灯等にあつては、25m）を超える場合</p> <p>ウ 高さが21mを越える工作物の増築又は改築であつて、増築又は改築後の工作物の高さが増築又は改築前のもの（施設内照明灯等にあつては、25m）を超える場合</p> <p>エ 規模、形態、意匠又は色彩が景観を損なうおそれがあると認められる工作物の新築、増築、改築又は除却</p> <p>オ 環境を損なうおそれがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物その他これに類するものの投棄又は埋立て</p> <p>カ 松の生立木の枝打ち又は伐採（所有者及び管理団体による同意のある場合を除く。）</p>
第3種規制地区	<p>（1）本地区内の現状変更等については、その全部を対象とする。</p> <p>（2）（1）の現状変更等についての許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>本地区における次のアからウまでのいずれかに該当する現状変更等については、原則として認めない。</p> <p>ア 規模、形態、意匠又は色彩が景観を損なうおそれがあると認められる工作物の新築、増築、改築又は除却</p> <p>イ 環境を損なうおそれがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物その他これに類するものの投棄又は埋立て</p> <p>ウ 松の生立木の枝打ち又は伐採（所有者及び管理団体による同意のある場合を除く。）</p>

## 第5章 緩衝地帯の保存管理

本章では、富士山の世界文化遺産としての価値を将来にわたり適切に保存・管理するために緩衝地帯を設け、その施策について記述する。

富士山の効果的かつ確実な保存管理を行うためには、地元関係者の協力・助言が不可欠であることから、関係自治体・地域住民・観光関係者・神社関係者で構成する「山梨県保存管理計画策定協力者会議」（第1章表●）を平成●●年●月に、「静岡県保存管理計画協力者部会」（第1章表●）を平成●●年●月にそれぞれ設置した。協力者部会の委員それぞれの立場から、富士山を良好な状態で守っていくための課題や、今後検討する必要があると考えられる事項等を幅広く提案している。

### 1 現状の把握

現在、富士山の緩衝地帯においては、自然公園法、森林法、都市計画法及び山梨県、静岡県の各関係市町村が定める条例、計画の下に、資産の周辺環境について万全な保護措置がとられている。

緩衝地帯の範囲については、行政界・自然地形・道路等の明確な境界などを考慮しつつ、資産の保護に必要不可欠な範囲を設定した。

現在、緩衝地帯において構成資産の顕著な普遍的価値を著しく低下させるような開発は計画されていないが、今後計画、実施されるおそれも想定しなければならない。

また、自然環境についても同様である。構成資産の所在地域における自然災害については、台風・大雨・地震・洪水・噴火などが想定され、それぞれについて綿密な防災対策が講じられている。

保全管理区域については、各々の構成資産間の関係を良好に保ち、富士山の景観の一体性・連続性を保証するために、緩衝地帯を含め広く設定した。設定については、富士山を周辺から展望した際、資産範囲を含め良好な景観を形成する範囲を基準としている。

#### 図● 緩衝地帯全体図

以下にそれぞれの現状を記す。

##### (1) 富士山山体及び登山道

###### A 富士山（御中道含む）

標高約 1,500m 以上は構成資産内に含まれている。

###### A 1 山頂信仰遺跡（御鉢巡り含む）

標高約 1,500m 以上は構成資産内に含まれている。

###### A 2 大宮・村山口登山道

標高約 1,500m 以上は構成資産内に含まれている。

###### A 3 須山口登山道

標高約 1,500m 以上は構成資産内に含まれている。

###### A 4 須走口登山道

標高約 1,500m 以上は構成資産内に含まれている。

標高約 1,500m～800m においては、保全管理区域として保護されている。

###### A 5 吉田口登山道

全体が緩衝地帯で保護されている。

A 6 北口本宮富士浅間神社

A 7 西湖

A 8 精進湖

A 9 本栖湖

(2) 信仰

B 1 富士山本宮浅間大社

B 2 山宮浅間神社

B 3 村山浅間神社

B 4 須山浅間神社

B 5 富士浅間神社

B 6 河口浅間神社

B 7 富士御室浅間神社

B 8 御師住宅

B 9 山中湖

B 1 0 河口湖

B 1 1 忍野八海

B 1 2 船津胎内樹型

B 1 3 吉田胎内樹型

B 1 4 人穴富士講遺跡 (人穴浅間神社)

B 1 5 白糸の滝

全体が緩衝地帯で保護されている。

(3) 眺望

C 1 三保松原

海浜に面した南側のエリアが構成資産であり、水際線から 50m の範囲については、海岸法により保護されている。北側エリアは緩衝地帯として保護されている。

## 2 保全管理の基本的な考え方

各構成資産の保存計画の策定状況については、本推薦書の 7. 資料、e) 参考文献、3) 保存管理計画書に示すとおりである。特に山梨県・静岡県教育委員会は、文化庁及び関係各市町村の教育委員会との十分な調整の下に『「富士山」包括的保存管理計画』を策定し、資産の全体を視野に入れた総括的な保存管理を行っている。

包括的保存管理計画に定めた基本方針に基づき、管理団体である県・市町村が個々の重要文化財、史跡、特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物の保存管理計画を策定し、具体的で適切な保存管理に当たっている。これらの保存管理計画を要約したものについては、付属資料に示すとおりである(別添参考資料●)。

「富士山」を総体として保全するためには、構成資産のみならず緩衝地帯をも含め、資産に影響を及ぼす人工物などを適切に制御していく必要がある。そのため、構成資産の本質的な価値に負の影響を与える可能性のある人工物や開発については、たとえそれが緩衝地帯におけるものであってもできる限り抑制することとし、やむを得ず設置する場合であっても、最小限の数量・規模とするとともに、色彩等の観点から景観にも十分配慮するよう関係者への理解と協力を求めることとしている。

なお、既存の鉄柱・看板・広告塔など構成資産に影響を及ぼすものについては、撤去または修景に努め、公益上必要と考えられる施設については、現状の利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は移転等について検討するとともに、当面の間、資産に対する影響の軽減を図ることとする。

#### (1) 緩衝地帯等の設定と行為規制

緩衝地帯等（保全管理区域）は、資産と密接に関連する丘陵・河川・樹木などの自然的要素をはじめ、埋蔵文化財、歴史的な建築物、歴史的な出来事に関する伝承地などの歴史的要素のほか、資産の活用に関する施設、市街地を構成する建築物又は工作物、道路・鉄道及びそれらの関連施設、その他の人工物などの人文的要素により構成される。

緩衝地帯等においては、資産の周辺に良好に残る自然的要素及び歴史的要素を保全するとともに、人文的要素については資産を保護するための緩衝地帯の特質にふさわしいものとなるよう適切に誘導することが必要である。したがって、そのために緩衝地帯の範囲を適切に確保するとともに、自然公園法や山梨県、静岡県関係各市町村が定める条例に基づき行為規制を行い、緩衝地帯の保全対策を講ずることとしている。

緩衝地帯等の範囲については、地籍境界・行政界・道路等の明確な境界などを考慮した上で、資産の顕著な普遍的価値を適切に保護することが可能であることを前提として定めている。

緩衝地帯において行われる建築物及び工作物の新築・増築・改築、土地の形質変更等に係る行為、木竹の伐採については、許可制や届出制に基づく規制を設けており、これらの行為に関する重要な事項については、特に関係各市町村の景観審議会等による調査、審議に基づき、関係市町村が事前に適切な指導や助言を行うこととしている。

緩衝地帯は大きく3つの方法により保護措置が講じられている。一番目は自然公園法(山梨県のほぼ全域)、二番目は景観法に基づく各市町村の景観条例及び景観計画(山梨県忍野村・静岡県富士市・富士宮市ほか)、三番目が各市町村独自の景観条例や土地利用事業指導要綱(山梨県富士吉田市の一部・静岡県裾野市・御殿場市・小山町)である。三番目の地域に関しては将来的に二番目の保護措置に移行する予定である。なお、三保松原などいくつかの資産においては、資産範囲が文化財としての登録範囲よりも狭く設定されているため、緩衝地帯の一部は文化財保護法により保護されている。

これらの地域では適用する法令等に違いはあるが、緩衝地帯において行われる建築物・工作物の新築、増築、改築、土地の形質変更等に係る行為については、許可制や届出制に基づく規制が定められ、資産の周辺環境の万全な保護措置が講じられている。

保全管理区域については、富士山の信仰と緊密に関わる湖沼・湧水、神社などの構成資産は、富士山の火山活動とも深く結びついており、富士山の火山噴出物（溶岩等）の到達範囲及びその外縁部に立地するため、富士山の景観の一体性を保全するために、火山噴出物（溶岩等）の到達範囲を基本とし、現在の土地利用形態をも十分考慮した上で、演習場や緩衝地帯を含め広く設定した。

保全管理区域は、条例や協定等により十分な保全の仕組みが講じられている。

#### (2) 都市計画との調整

資産とその緩衝地帯において、道路の整備や公共下水道の整備などの施設を整備する場合には、資産の保護及び緩衝地帯の保全の観点から、関係機関の間で相互に連携を図りつつ、調整を行うこととしている。

現在、資産と緩衝地帯は一部都市計画区域に含まれており、これらの区域では引き続き山梨県・静岡県が定める「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」や関係市町

村が定める「市町村マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）」に基づく様々なまちづくりの施策を進めることとしている。これらのマスタープランにおいては、都市計画区域の将来像が明示されており、これにより道路などの都市施設の整備事業や市街地開発事業が行われる場合には、適切な距離を考慮して緑地を配置し、自然的環境の整備又は保全の視点との調和を図ることとしている。

なお、資産とその緩衝地帯について、今後、都市計画区域の変更やマスタープランの見直しなどを行う場合には、国が定めた「都市計画運用指針」に基づき、地域住民の意見を聞くことはもとより、静岡県及び関係各市町の文化財・環境・景観などの各部局の担当を含む関係行政機関とも十分な連絡・調整を図ることとしている。

資産とその緩衝地帯において、道路の整備や公共下水道の整備などの施設を整備する場合には、資産の保護及び緩衝地帯の保全の観点から、関係機関の間で相互に連携を図りつつ調整を行うこととする。

以上のように、資産とその緩衝地帯については、文化財保護法をはじめ関係法令が適切に適用されるとともに、山梨県、静岡県及び関係市町村が定める都市計画の下に資産の保存・整備と開発及び保全が一体となって機能している。

### （3）住民生活との調和

資産及びその周辺に居住する住民の生活については、資産の保護を前提としつつ、日常の住民生活を著しく妨げることの無いよう調和を図ってゆくことが必要である。そのためには地域住民に対し、資産の価値を十分に伝えることはもとより、資産とともに生活するという認識をいっそう深められるような施策を講ずる必要がある。

上記の視点に基づき、山梨県・静岡県及び地元市町村では地域住民に対する説明会が必要に応じて実施されており、行政と住民との間において積極的な情報交換が行われている。また、各市町村担当課の役所には地域住民からの問い合わせに迅速に対応するための体制が整備されている。

## 3 具体的な施策

鉄塔・看板・広告塔などの景観に負の影響を与える人工物については、規模、色彩、素材等の観点から、外観の調和に努める。構成資産の周囲において人工物の設置計画がある場合には、構成資産に与える影響からそれらの位置、規模等に関する十分な検討を行うとともに、設置をする場合においても、条例及び関係法令に定める規模・色彩・素材等の観点から景観に十分配慮するよう関係者への理解と協力を求める。

既存の施設で、特に資産の顕著な普遍的価値に著しい負の影響を及ぼす可能性のあるものについては、撤去・修景を含めた対応により影響の軽減に努める。公益上必要な施設については、利用状況を尊重しつつ、修景を行うことにより景観に対する影響の軽減を図る。

資産とその緩衝地帯において予定されている開発計画で、顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があるものと判断されているものについては、あらかじめその影響を最小限にとどめるような施工方法について検討し、事前協議を行うよう関係機関との調整を図る。

以上の取扱い内容の詳細については、付章に事業計画一覧表として示している。

また富士山は、山頂から駿河湾の海浜に至るまでの広い裾野を有している。そのため多様な植生がみられ、広範囲に湧水が分布しており、周辺では古くから人々の生活が営まれ、市街地化や企業の進出など開発が進んでいる。このような特性をふまえ、富士山及び富士山周辺の環境を、良好な状態で一体的に保全するためには、以下の項目について施策を実施することが必要である。

(1) ゴミ、不法投棄対策の取組

マナーの啓発や清掃活動を実施するとともに、あわせて不法投棄防止のための監視体制を強化するなど、良好な環境を保全するための対策をより一層進める。

(2) 自然環境の保全

富士山の自然的特性に配慮し、自然環境を保全するための体制整備や、体制が実施する取組の検討を早急に進め、検討を重ねて実施していく。また、自生種の植樹・植栽を推進することにより、あわせて水源涵養を図る。

(3) 景観の保全

富士山の美しい景観を守るため、県や関係市町などが連携し景観計画を基本として、景観を保全するための体制整備や、体制が実施する取組の検討を早急に進め検討を重ねて実施していく。

(4) 登山環境の整備

登山者の安全に配慮するとともに、登山マナーの向上に努めるなど、適切な登山環境の整備を推進する。また、マイカー規制の拡大について研究を進める。

## 第6章 経過観察の実施

### 1 顕著な普遍的な価値に負の影響を与える要因

#### (1) 開発の圧力

資産及びその緩衝地帯において、建築物又は工作物の建設、土地の形質変更、木竹の伐採等の等の行為を行う場合には、文化財保護法、自然公園法、都市計画法、森林法、河川法、海岸法及び関係市町村が定める条例(景観法に基づき策定された景観条例および景観計画を含む)の下に、それらの規模、形態・構造に関する規制(建築物又は工作物に関しては、それらの高さ・色彩・意匠等の規制を含む)が行われるため、資産の価値を著しく低下させるような開発は起こり得ない。

「富士山世界遺産両県協議会」では、両県の知事・市町村長を中心に、許認可・保存に関わる国機関も加わり、開発の状況を把握し、コントロールのあり方について検討を行っている。

開発計画のうち、現在北麓(山梨県)においては都市計画区域用途地域または都市計画区域外では5ha以上、都市計画内(用途地域外)では10ha以上の計画については、山梨県内の組織である「山梨県土地利用調整会議」に事前協議書が提出され、知事の同意が必要とされている。その同意を得た後で、個別法令の許認可を担当する部署での手続きを行うことになっており、一元化した組織かつ統一した基準での開発のコントロールが行われている。こうした大規模開発を含む緩衝地帯内で行われる一定規模以上の開発行為については、「富士山世界遺産両県協議会」へ報告がなされ、必要に応じて助言等がなされる。

現時点で、緩衝地帯内に存在するゴルフ場・スキー場については改築の際などにより景観に配慮した形態にすることを個別に求めていく。

また、各市町村の景観計画の下に、各市町村は景観阻害要因の排除に努めることとしているほか、世界遺産暫定一覧表に記載され、世界遺産一覧表への記載の可能性のある文化資産に相応しい周辺市街地を創出するために適切な景観の保全・改善の施策を実施することとしている。

なお、次に掲げる開発計画等の立案に当たっては、いずれにおいても資産への影響を最小限に留めるよう関係機関・団体と調整を行うことし、実施する場合にも事前に十分な協議を行うこととしている。

- ①観光開発(ホテル・ゴルフ場・スキー場)
- ②廃棄物処分場又は清掃工場
- ③工場又は工業団地
- ④道路整備(ブルドーザー道)

また、資産の保全状況及び資産に与える影響の概要については、推薦書本文において記述しておりである。これらの影響などについて顕著な普遍的価値の適切な保存管理という観点から、「資産の視覚的結び付き」、「資産の関連性」、「個別資産の保護」の3つに分類し、影響の程度を観察する指標を設定した。

資産の顕著な普遍的価値を確実に保護するためには、資産に影響を与える要因について、監視の方策及び負の影響が及ばない方策を検討する必要がある。その考え方の概要については以下の表に示すとおりである。



表● 資産に負の影響を与える要因とその考え方

	顕著な普遍的価値を構成する諸要素	資産に対する負の影響	観察指標として考えられるもの
富士山の顕著な普遍的価値	眺望・信仰	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知識の提供・普及活動等の停滞による影響               <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産の知覚的結び付き、関連性の未理解による影響</li> </ul> </li> <li>○気候変動による影響               <ul style="list-style-type: none"> <li>・酸性雨による影響（建造物等の腐食）</li> <li>・温暖化による影響（植生への影響）</li> </ul> </li> <li>○自然災害による影響               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨による影響（遺跡、建造物のき損）</li> <li>・噴火（遺跡、建造物のき損）</li> <li>・虫害、樹木の成長等による影響（遺跡、景観のき損）</li> </ul> </li> <li>○観光圧力による影響               <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客増加による影響（遺跡、建造物のき損、周辺環境の変化）</li> </ul> </li> <li>○開発圧力による影響               <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の大規模開発による影響（埋蔵部下材の消失、景観阻害要因の設置）</li> <li>・住民の多様な意識による影響（統一性のない町並みデザイン）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資産の視覚的結び付きに関して               <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場における景観を阻害する要因の数</li> <li>・規制（景観条例等）に適合しない要因の数</li> </ul> </li> <li>○資産の関連性に関して               <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識の提供、普及状況（整備の進捗、ガイダンス施設、研究報告、発掘調査、パンフレット、HPなどによる各種情報提供、国内外専門家による現地確認、各種研修会、セミナー等の開催）</li> <li>・観光客数の動向（入込数、便益施設と収容能力など）</li> </ul> </li> <li>○個別資産の保護に関して               <ul style="list-style-type: none"> <li>・酸性雨の状況（PHなど）</li> <li>・水系の状況（水質、水量、生物など）</li> <li>・植生の状況（樹種とその割合など）</li> <li>・遺構の状況（礎石の位置など）</li> <li>・現状変更数及び内容</li> </ul> </li> </ul>

## （2）環境の圧力

資産の価値を著しく低下させるような自然的環境の変化として、山体の形状を変化させる噴火及びそれに伴う噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後の降雨による土石流などによる登山道及び周辺の資産の損傷が予測される。「大沢崩れ」が約1000年前より始まり、現在その幅は年1.6mの割合で拡大している(富士砂防・S45～H20の38年間で約60m・3400メートル地点・523万m<sup>3</sup>・年13.8m<sup>3</sup>の土砂が流出)。ただし、噴火・地震等がなければ少なくとも200年後までは富士山の景観に大きな変化はないと予測されている(大沢崩れと富士山の土石流・「富士火山」P407～)。酸性雨を含む大気汚染が引き起こす被害については、現段階では確認されていない。

白糸ノ滝については、年2cmの割合で後退しており、10年程度の間隔で自然崩壊が発生する。

砂嘴である三保松原では 20 世紀後半に土砂供給源の川での土砂採取が活発になり、堆積活動が減少したことで海流による海岸浸食が進んでいたが、現在は土砂採取の禁止等により、堆積活動が回復している。また、三保松原における松にはマツクイムシ（マツノザイセンチュウ）による被害が見られる。これに対しては、薬剤注入・散布による予防措置及び植林、枯れた松の除去を資産の所在する静岡市と NPO 法人が行っており、被害の拡大を防止しており、将来的に改善される見通しが付いている。

### （3）自然災害と危機管理

資産の所在地域における自然災害としては、第一に富士山特有のものとして山体及び側火山からの噴火及びそれに伴う噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後の降雨による土石流などが予想されるとともに、数年単位で発生する山体における雪崩(特に大量の水分を含んだ雪が流動する雪泥流)や大沢崩れ及びそれに伴う土石流、強風、雨水による浸食などが考えられる。また、富士山を含む駿河湾沿いの地域は M8 クラスの海洋プレート内地震の発生が予測されている。第二に日本列島の太平洋側における一般的自然災害である台風・大雨・洪水並びに火災等が予測されている。第三に三保松原に関しては海岸浸食に伴う高潮などの被害がある。これらについてそれぞれ以下のような防災対策を講じている。

噴火及びそれに伴う災害に対しては、気象庁をはじめとする研究・防災機関が常時観測を行うと同時に、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書(2004 年)に基づき県及び市町村において火山防災計画(ハザードマップ・避難計画)などを策定している。

雪崩については、吉田口登山道では馬返より上の登山道に浸透柵を設け、雨水や雪崩による崩壊を防いでいる。土砂崩れ・土石流(主に大沢崩れ)については国が中心となり、源頭部における水分と土砂の分離、山麓における土石流災害防止を目的とした遊砂地の設置などを行っている。また、登山道を管理する県では道流堤を設置し、落石の落下先をコントロールしている。これらの災害は発生自体を防止することは困難であるため、その被害を最小限にとどめることを対策の骨子としている。

地震に関する対策としては、大規模地震対策特別措置法(1978 年)に基づき、予知を目的とした観測体制、予知を前提とした非難・警戒体制、防災施設整備が行われるとともに、東海地震対策大綱(2003)に基づき国・県・市町村の防災計画が策定されている。

台風は 1996 年 9 月に富士山南側の人工林地区(ヒノキ)に風倒の被害(標高 1100~1200m 中心、計 1125ha、富士山では約 935ha うち国有林 620ha)をもたらしたことがあるため、1997 年より静岡県が中心となり、被害地に対して自生種(ブナ・ミズナラ)の植栽(のべ 22・68ha)を実施している。また、風倒による被害を防ぐため人工林における下刈を実施している。

大雨・洪水に関しては堤防・遊水地・砂防堰堤の建設や河川の改修などにより、大雨時の洪水に対する防止策を講じている。

山火事に対しては、防火帯を設けており、大規模な火災に対して最大限の対応を可能としている。建造物の火災に対しては自動火災報知設備・ドレンチャー設備・消火栓、放水銃などを設置しているほか、自主防火組織も整備するなど、万全を期しているので問題ない。

万一、上記の災害が発生した場合においても、速やかに原状復旧の対策を講じるための制度及び体制を完備しており、資産の価値が減じることはない。

三保松原においては、安倍川(土砂供給源)下流部での砂利採取を 1968 年より海岸浸食の原因の一因と考え禁止するとともに、1989 年より 34 年計画(2034 年まで)でヘッドランド・離岸堤の設置や養浜による海岸保全対策を行い、現在、海岸と平行した方向に年 250m の割合で砂浜の回復が進行している。現在ヘッドランドの一部が景観に影響を与えているが、砂浜の回復後に撤去する計画が進んでいる。

登山者の安全に関しては、気候の急変に備え、「富士山登山指導センター(山頂と富士宮新五合目)」、「富士山安全指導センター(吉田口五合目)」と「富士山衛生センター(富士宮口八合目)」が設けられている。

#### (4) 来訪者及び観光の圧力

富士山の構成資産のうち私有財産である御師住宅(小佐野家住宅)を除いた資産はすべて公開されている。ただし山体資産範囲については登山道及び山頂部以外は土地所有者(国、県、富士山本宮浅間大社)の了解が必要であり、安全上の観点からも県が登山道からの逸脱を好ましくない行為として事実上立入を制限している。

山体以外の資産については、き損・悪戯・盗難等の被害から建造物等の構成資産を護るために、防犯警備施設を設置するとともに巡視及び監視の体制を整備し(山宮・村山・人穴等では防犯システムは採用されていない)、来訪者によるゴミの増加等に対しても地域住民や関係市町村が適切な管理を行っていることから、観光による圧力が資産の価値を著しく低下させるようなことは起こり得ない。

山体に関しては、観光客によるごみ及びし尿及び自動車で訪れる来訪者(富士山スカイラインでは4月～11月の合計で年平均127,000台・1999～2009年、富士スバルラインで年平均410,000台・2006～2008年)による環境への負荷及び混雑の軽減を目的に以下の対策を行った。

ごみに関しては国・県及びNPO法人、ボランティアによる清掃作業が活発に実施されるとともに(平成20年実績・92回、約64t、延べ参加人数約7000名)、外国人も含め登山者に対してマナー向上を呼びかけ、登山道周辺のごみは減少している。山頂部で発生するごみについては山小屋組合(富士吉田口環境保全推進協議会等)により適切に管理・処理されている。

し尿対策に関しては登山道及び山小屋のトイレ48箇所を2006年までにバイオ処理式等に改良し、環境への負荷を軽減した。

自動車に関しては、土日・休日を中心に各登山道の利用者数に応じて自家用車の利用を規制し(利用者の多い富士スバルラインで最大12日間)、山麓の臨時駐車場と五合目駐車場間のシャトルバスによる輸送を行っている。

※オフロード車の進入等書くべきか

※保存管理計画で車対策を充実させなくて良いか(立ち枯れの問題を記述する場合特に)

## 2 負の影響を与える要因の観察

1で示した観察指標として考えられるものについて、測定すべき内容、周期、記録組織の概要を以下の表に示す。指標の具体的な測定内容等については、表◎に明示している。

表◎ 観察指標一覧表 ※斜字は富士山を守る指標から

指標		周期	記録組織
(1) 資産の視覚的結びつきの保護	a) 視点場における景観阻害要因数	毎年	両県
	b) 電線の地中化延長	毎年	両県
(2) 資産の関連性の保護	a) 富士山環境教育開催数・参加者数	毎年	両県
	b) パンフレット・HPによる情報提供数	毎年	両県
	c) 主要地点での観光客の入込み数	毎年	両県
	d) 登山者数(5合目以上)	毎年	市町村

	e) 登山者数 (8 合目以上)	毎年	環境省
	f) 森林伐採面積 (森林の整備形態?)	毎年	両県
(3) 個別資産の保護	a) 文化財保護法における現状変更の数	毎年	両県
	b) 自然公園法における許可行為の数	毎年	両県・環境省
	c) 生活排水クリーン処理数	毎年	両県
	d) 富士山 5 合目以上のごみ収集量	毎年	両県
(4) 緩衝地帯の保護	a) 自然公園法における許可行為の数	毎年	両県・環境省
	b) ゴルフ場面積	毎年	両県
	c) 森林伐採面積 (森林の整備形態?)	毎年	両県
	d) 廃棄物の不法投棄量	毎年	両県

## 第7章 整備・公開・活用

### 1 基本方針

資産全体の保存管理を確実に行うためには、適切な整備・公開・活用の方針を定め、それらを着実に実現していくことが必要である。資産の顕著な普遍的価値を確実に保存するとともに、総合的な理解を深めることができるよう、適切な整備・公開・活用の施策を推進する。

#### (1) 構成資産の関連性を考慮した顕著な普遍的価値の伝達

富士山は、一連の歴史的背景と構成資産相互の関連性によって全体の顕著な普遍的価値が構成されているという観点を踏まえる必要がある。

そのため、各構成資産の修復及び整備に当たっては、構成資産相互の関連性を考慮し、資産全体として有する顕著な普遍的価値を顕在化させる整備計画を策定し、修復及び整備を進めることとする。

また、山梨県・静岡県及び構成資産所有の市町は、「(仮称) 富士山フォーラム」を始めとする資産の関連性を含めた富士山の顕著な普遍的価値を理解するための講座及び研修会等を実施し、情報の伝達を行うことについて配慮する。

さらに、日常的な情報提供の一環として、ガイドブック等の充実を図るほか、地域の児童・生徒を対象とした学校教育及び地域住民を対象とした社会教育活動との連携を図る。

表● 資産の保存管理に要する経費

単位：千円

項目	2008年	2009年	2010年	2011年
文化財保護				
富士山保護				
来訪者施設、普及啓発				
合計				

#### (2) 歴史的事実に基づく真実性の担保

記念工作物や文化財の修復及び復元整備はその真実性を担保するため、建造物の解体修理や発掘調査等の各種学術調査の結果に基づき、高い精度により実施する。そのためには、歴史学、考古学、建築史学、環境学、地質学等、構成資産に関する調査研究を継続し、保存・活用上の諸課題について、研究成果の充実を図っていく必要がある。

そのため、山梨県では、2008年より富士山の歴史、信仰、芸術などをはじめとする総合的な調査・研究や、富士山関連資料の整備・把握を行う「山梨県富士山総合学術調査委員会」を設置し、成果の充実に努めている。

また、静岡県では、資産の文化財調査を実施する「(仮称) 富士山文化財調査事務所」を静岡県内に設置するとともに、「(仮称) 富士山の総合的研究基本計画」を策定し、大学及び関係市町と調査研究活動の連携を図り、成果の充実に努めている。

なお、両県の関係部局及び関係市町村、学識経験者等を構成員とする「(仮) 富士山保存活用両県協議会」が定期的開催され、専門的立場からの助言を得ることで、資産の調査研究等についての客観性を確実にしている。

(3) 適切な公開・活用施設の設置

公開・活用施設の設置に当たっては、資産の持つ顕著な普遍的価値を伝達するために必要な質及び量を考慮する。

そのため、現在「環境省生物多様性センター」、「山梨県立富士ビジターセンター」、「山梨県環境科学研究所」、「富士吉田市歴史民俗博物館」、「河口湖フィールドセンター」などにおいて行っている、構成資産の解説については、顕著な普遍的価値の観点から一層の充実を図る。

表● 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧

NO	名称	解説対象	備考
1	環境省生物多様性センター	自然	
2	山梨県富士ビジターセンター	富士山全般	大型映像施設あり
3	山梨県環境科学研究所	自然	
4	富士吉田市歴史民俗博物館	歴史	
5	旧外川家住宅	歴史	4の附属施設
6	富士吉田市世界遺産センター	歴史	
7	河口湖フィールドセンター	自然	
8	富士市立博物館	歴史	
9	裾野市立富士山資料館	富士山全般	

(4) 国内外からの観光客への対応

富士山地域は、優れた名所として知られており、広く国内外から多くの来訪者を受け入れている国内有数の観光地となっているため、地域住民に向けた公開・活用のみならず、資産の価値に対する理解促進と普及啓発に向けた積極的な宣伝に努める。山梨県及び各市町村では、景観や環境の保全にも十分配慮した観光計画を策定しており、その計画に基づき来訪者の受入れ態勢の整備などを進めていく。

また、富士山山体においては、登山者の安全と利便を図るため、統一されたデザインによる4ヶ国語(英語・中国語、ハングル、日本語)の道標や解説板の整備を進めている。

表● 富士山への来訪者数の推移(7・8月推計) 単位:人

年	吉田口	富士宮口	御殿場口	須走口	合計
2005年	141,472	65,000	3,450	33,000	242,922
2006年	167,368	64,934	3,608	30,536	266,446
2007年	194,007	118,377	3,613	34,695	350,692
2008年	247,066	136,574	4,078	46,192	433,910
2009年	241,436	74,745	6,870	45,782	368,833

※ 吉田口:富士吉田市富士山課で集計(六合目安全指導センター調)

※ 富士宮口、御殿場口、須走口:富士宮市観光協会等の推計

表● 主な構成資産の来訪者数の推移（推計等）

単位：人

	三保松原	浅間大社	白糸ノ滝	富士吉田・河口湖・三ヶ峠周辺	本栖湖・精進湖・西湖周辺	山中湖・忍野八海周辺
2000年	統計なし	1,290,000	711,900	統計なし	統計なし	統計なし
2001年	統計なし	1,320,000	645,199	統計なし	統計なし	統計なし
2002年	統計なし	1,330,000	622,150	統計なし	統計なし	統計なし
2003年	625,365	1,150,000	508,292	5,696,100	2,921,747	3,719,108
2004年	659,792	1,140,000	502,966	6,183,059	3,191,794	3,934,808
2005年	538,105	1,030,000	480,247	5,965,307	2,990,866	3,736,182
2006年	603,970	1,324,396	520,880	6,195,826	2,956,876	3,590,901
2007年	646,898	1,532,142	519,279	6,393,117	3,188,573	3,564,707
2008年	669,959	1,517,059	517,437	6,444,140	3,377,859	3,440,314
2009年	713,104	1,381,385	484,248	6,334,873	3,453,929	3,663,505

※「山梨県観光客動態調査」（山梨県）

## 2 整備と公開・活用

富士山体及び富士山周辺には、富士山の価値を示す多くの貴重な文化財が、広い範囲に分布している。それらを確実に保存管理するためには、適切な整備を進め、地域住民や来訪者に対し、効果的な情報提供を行うことが重要である。

資産の整備及び活用は、資産の管理者である関係市町村及び個別資産の所有者が実施しており、文化財の適切な整備と活用を進めるため、以下の点に留意することが必要である。

### （1）文化財の保護

富士山の価値を表す貴重な文化財を、確実に保護するための適切な整備を進める。個別保存管理計画との整合を図り、保護と活用の観点から、地域住民の生活や来訪者の活動などとの調和を図る。

### （2）文化財及び周辺の整備

富士山の文化の特徴や様々な文化財の価値について、年齢国籍を問わず分かりやすい資料の作成や案内板等の整備を検討する。また、訪問者への対応や周辺環境の保全に配慮した整備計画の検討を進める。計画は以下のとおりである。

#### ア 富士山山体及び登山道

##### A（A1～A9共通）

- ・誘導看板の設置
- ・登山道及びブルドーザー道の整備
- ・破損した石造物の修復
- ・土砂崩落防止柵の整備

#### イ 信仰

##### B1～B15共通

- ・継続的な文化財調査
- ・社殿を始めとする建造物や境内地の修復および保存
- ・解説板、案内板等の設置
- ・良好な景観の維持
- ・永続的に行われている習俗の継承、保存

#### ウ 眺望

##### C 三保松原

- ・継続的な植生及び海浜の調査
- ・解説板、案内板等の設置
- ・良好な景観の維持
- ・永続的に行われている習俗の継承、保存
- ・病害虫の駆除



## 第8章 保存管理体制の整備と運営

### 1 保存管理体制の整備と役割分担

構成資産及び緩衝地帯の確実な保存管理のためには、関係する行政機関、所有者、地域住民、市民団体などが相互に意思を疎通し連携を図る組織や、運営体制を整備することが重要である。効果的かつ確実な保存管理の体制を整備するため、以下の4点に留意することが必要である。

#### (1) 行政機関の連携

国・県・市町の役割を明確にし、相互に連携を図る協力体制を整備する。また、一元的な体制整備についての検討も進めるとともに、関係市町村は、それぞれ保存管理に必要な体制の整備を行っている。

山梨県、静岡県においては、関係市町村と緊密に情報交換を行い、資産の保存管理に関して行政的な助言を行っている。また、山梨県、静岡県とその関連機関である山梨県埋蔵文化財センター及び静岡県埋蔵文化財研究所では、それぞれの組織内に文化財の高度な保存・管理技術を持つ専門職員及び技術者を配置し、市町村が行う保存管理に対して適切な技術的な支援を行っている。また、独立行政法人国立文化財機構は、全国の史跡等における整備活用事業の円滑な推進と専門職員及び技術者の技術や能力の向上のために、地方公共団体の専門職員を対象として定期的に研修を開催しており、山梨県・静岡県をはじめ関係各市町村の職員も当該研修等に積極的に参加して、資産の整備活用の技術向上に努めている。また、構成資産の保護に関しては、必要に応じて文化財補助金制度等の財政的、技術的な支援を行うこととしている。

さらに、独立行政法人国立文化財機構（201●年度より国内の大学の研究者及びイコモス会員を含む富士山世界遺産両県協議会の助言者及び両県協議会も含まれる）の助言・指導に基づいて行われている保存・管理技術は、高い水準を維持している。重要文化財、史跡、特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物を維持するための措置として簡単な修理又は復旧を行う場合は、事前の届出に基づき、文化庁が適切な技術的指導を行っているため、管理技術の水準はきわめて高く保たれている。

文化庁及び環境省においては、山梨県、静岡県及び関係市町村との緊密な情報交換を基に、資産の保存管理全般に関して行政的な助言を行うとともに、必要に応じて財政的・技術的な支援を行うこととしている。同時に、国内の世界遺産の保存管理に関する情報をはじめ、各国における世界遺産の保存管理状況などに関する情報の収集及び周知に努めている。

資産の見回りや清掃等の日常的な維持管理については、静岡県・山梨県教育委員会から囑託された指導員のほか、地域住民・民間団体・管理団体が協働して積極的に行っている。

表● 技術者の資質向上のために行われているおもな研修

#### (2) 民間との連携、住民参加

行政機関の連携を図るとともに、構成資産及び緩衝地帯の確実な保護と活用のためには民間との連携が重要である。そのため、民間の団体や地域住民が積極的に参加できる組織や体制の整備を進める。

資産の所有者及び資産に関する権利者や地域住民等の間で生ずる様々な課題に対し、山梨県、静岡県の関係市町村及び資産の保存管理に関する諸団体等においては、日常的な情報共有を行い、資産保護の連携を図っている。

また、山梨県、静岡県は、関係市町村と連絡調整のための会議を年に複数回開催し、保存管理等の状況や今後の管理運営についての情報交換を行うなど、さらなる連携の強化に努めることとしている。

### (3) 広報関係

保護・保全に対する意識を高めるためには、世界遺産登録の意義を理解することが重要であることから、地域住民をはじめ、来訪者への広報や啓発活動を推進する。

### (4) (仮称) 富士山世界遺産両県協議会

包括的保存管理計画に定めた上記の基本方針に基づき、静岡県・山梨県と関係市町村は、広範囲にわたる富士山の構成資産及び緩衝地帯を包括的保存管理計画に基づき統一的に管理するため「富士山世界遺産両県協議会」(以下「両県協議会」という。)(図●「富士山」に係る保存管理の組織体制図)及びその支部組織である「静岡県世界遺産協議会」・「山梨県世界遺産協議会」(以下両者をまとめて「各県協議会」という。)を設置し、各構成資産を成す重要文化財、史跡、特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物の保存管理計画を共通の基準に基づき確実に実行する。

両県協議会および各県委員会は、資産及びその周辺地域において、国・静岡県・山梨県・関係市町村・民間団体等が実施する予定の事業等についての情報を総合的に把握し、それぞれの事業が、資産の保存管理に負の影響を及ぼすことなく、適切に実施されるように関係各機関の連絡・調整を行う。両県協議会・各県協議会における調整結果に基づき、静岡県・山梨県及び関係市町村は、民間事業者等に対して権限に基づく適切な指導や助言を行うこととしている。

また、両県協議会には国関係機関(文化庁・環境省・国土交通省・防衛省・林野庁)、国内の大学及びイコモス会員等の研究者・専門家が助言者として参加し、学術的な観点からの助言を行う。

各県協議会の下には、実務担当者レベルの調整組織として、山梨県(静岡県)庁内連絡会議を設置するとともに、各市町村担当者や民間業者などの代表者との調整組織として山梨県(静岡県)保存管理協力者会議を設置し、十分な連携を図る。

さらに、静岡県・山梨県文化財保護審議会をはじめ各市町村文化財調査委員会は指定文化財及び文化財全体に関する事項を審議し、それぞれ、静岡県・山梨県及び構成資産の管理を行う各市町村教育委員会に対して建議を行っている。

これらの組織の運営は静岡県・山梨県の世界遺産推進課が行い、専門の職員●名により業務が行われる。また、世界遺産推進係を設置した富士宮市教育委員会や世界遺産推進室を設置した富士吉田市をはじめ、各市町村教育委員会においても構成資産の保存管理を担当する専門の職員を定めている。これらの組織体制については、さらなる充実化に努めることとしている。

なお、上記の体制については現在登録準備のために設置され、実質的に機能している組織を改変・名称変更・役割変更するものであり、その運営に関して問題は生じない。

### (5) その他

地元関係者の意見を考慮し、将来的な計画を視野に入れた保存管理のあり方について検討を進める。

## 2 地域住民等との連携・協働

富士山の顕著な普遍的価値を適切に保護していくためには、資産の物理的な保護はもとより、緩衝地帯を含めた総合的な保存管理が求められる。これらを円滑に実現するためには、資産の周辺に居住する地域住民と行政との連携が不可欠であることから、地域住民との連携・協働による各種事業を実施している。

表● 地域住民と行政との連携による事業

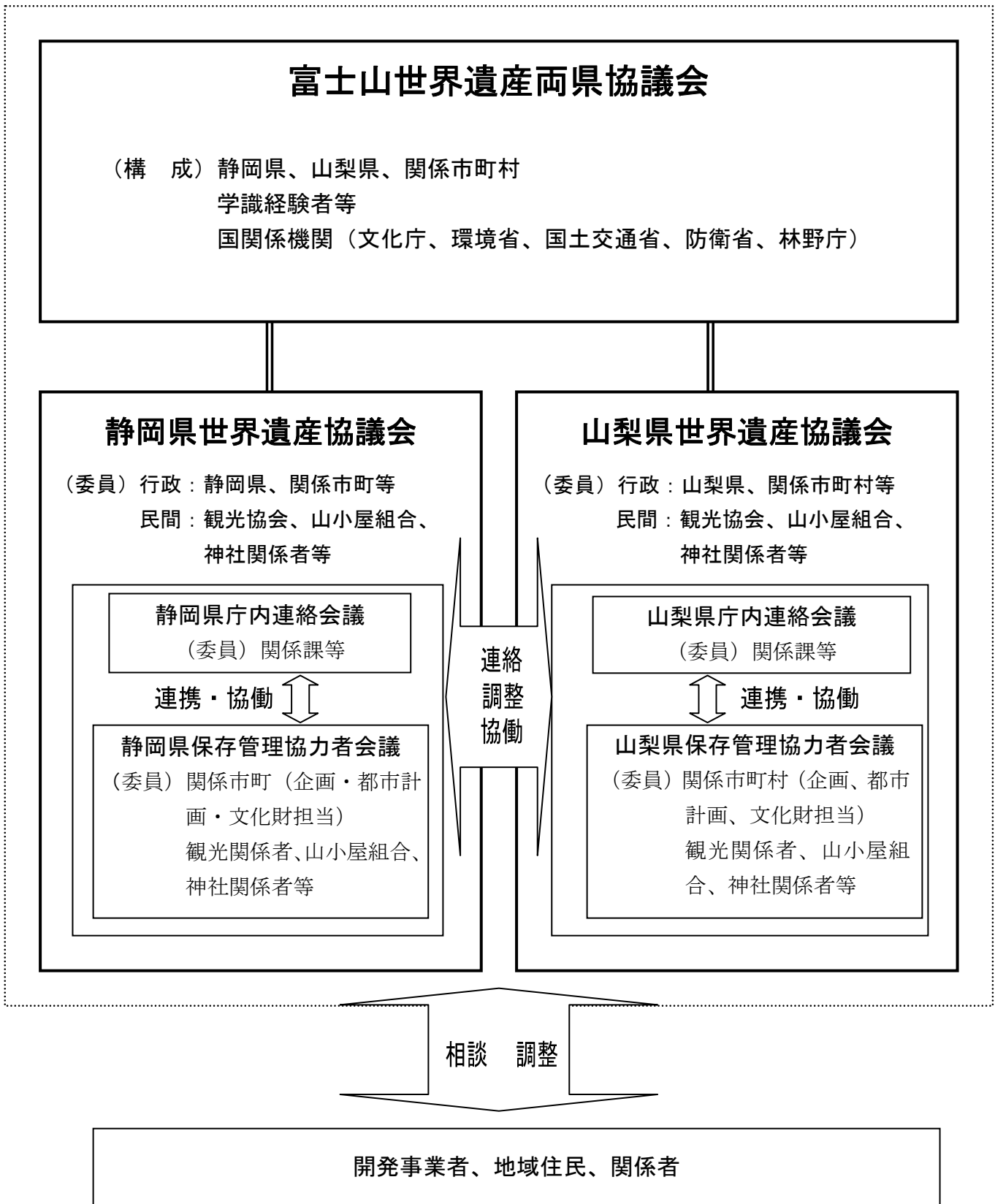
主な実施事業	事業主体	頻度	実施年度
富士山一斉清掃	各自治体	各登山道 年1回	毎年度
富士山の美化活動	財団法人富士山をきれいにする会	年2回程度	1962年～毎年度

また、地域住民による資産の保存管理を確実なものとするためには、住民の資産の価値に関する理解を深め、保護に対する意識をより一層醸成する必要がある。そのため、山梨県及び関係市町村では、地域住民参加型の各種講演会、研修会などの各種事業を主催している。

表● 地域住民が参加する主な事業

主な実施事業	事業主体	頻度	実施年度
富士山世界遺産出前講座	行政	随時	2007年～毎年度
富士山学習会	行政外	随時	毎年度
富士吉田市世界遺産専門学校	行政	年1回	2009年～毎年度

図● 「富士山」に係る保存管理の組織体制図



### 3 持続的運営のための定期的確認

包括的保存管理計画に定めた上記の基本方針に基づき、山梨県・静岡県は、世界遺産の保存管理を専任とする職員の組織を整備するとともに、連絡調整会議を設置して関係市町村の教育委員会との十分な連携を図っている。

山梨県・静岡県教育委員会では、文化財・世界遺産担当の組織を設け、現在●●名の職員によって資産全体の保存管理に当たっている。富士宮市教育委員会では世界遺産推進係を、富士吉田市では世界遺産推進室を設置し、専任職員によって構成資産の保存管理に当たっている。また、これ以外の市町村においても他の文化財とともに構成資産の保存管理を担当する職員を定めている。これらの組織体制については、さらなる充実化に努めることとしている。

さらに、国・山梨県・静岡県と関係市町村は、広範囲にわたる「富士山」の構成資産及び緩衝地帯を包括的保存管理計画に基づき統一的に管理するため「(仮称)富士山世界遺産両県協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、各構成資産を成す重要文化財、史跡、特別名勝又は名勝、特別天然記念物又は天然記念物の保存管理計画を共通の基準に基づき確実に実行している。

協議会では、資産及びその周辺地域において、国・静岡県・山梨県・関係市町村・民間団体等が実施する予定の事業等について、それぞれの事業が、資産の保存管理に負の影響を及ぼすことなく、適切に実施されるように連絡・調整及び各法令を管轄する行政機関に対する助言を行う権限を有する。協議会における調査結果に基づき、静岡県・山梨県及び関係市町村は、民間事業者等に対して権限に基づく適切な指導や助言を行うこととしている。

協議会には、国内の大学及びイコモス会員等の研究者・専門家が参加しており、協議会に対して学術的な観点からの助言を行っている。さらに、静岡県・山梨県文化財保護審議会をはじめ各市町村文化財調査委員会は指定文化財及び文化財全体に関する事項を審議し、それぞれ、山梨県・静岡県及び各市町村に対して建議を行っている。

## 付章

### 1 保存管理に関する事業計画一覧表

富士山包括的保存管理計画を適切に実施していくため、「(仮)富士山保存活用両県協議会」が毎年開催されている。

現状の把握及び保存管理の方向性については、その概要を本文第4章1・2、第5章1・2に示している。また、実施される事業については本章に一覧表として示している。

番号	保存管理の方向性	実施事業	事業主体					実施機関		事業主体「その他」の内容
			二 県	山 梨 県	静 岡 県	市 町 村	そ の 他	短期 ～ 2014 年	中長期 ～ 2027 年	
1	顕著な普遍的価値の確実な保護のための適切な監視	記念工作物に関する経過観察の実施		◎	◎	○	◎		●	宗教法人
		「遺跡」に関する経過観察の実施		◎	◎	◎	○		●	宗教法人
2	顕著な普遍的価値を理解するための方策	世界遺産講座等の開催	◎	◎	◎	◎			●	
		専門家（国内外）会議の開催	◎			○			●	
		史跡等調査整備計画（暫定整備含む）		◎	◎				●	
		相談窓口の設置及び事前相談の受付		○	○	◎			●	
		各分野の専門家による現地指導会の開催	◎	◎	◎	○	○		●	宗教法人等
3	地域住民、行政による資産に対する知識の向上	地域住民及び開発企業向け説明会の開催		○	○	◎		●		
		現状変更手続き等に関するパンフレット作成		○	○	◎		●		

			及び配布								
			史跡等公有化計画の策定及び公有化の実施		◎	◎				●	
			各分野の専門家による現地指導会の開催		◎	◎	◎	○		●	宗教法人等
			史跡等見学会の実施				◎	○		●	民間団体等
			ガイダンス施設の整備		◎	◎	◎			●	
			各種サイン計画の実施		◎	◎	◎		●		
			史跡等環境の整備・管理運営				◎	◎		●	民間団体等
			史跡等の追加指定及び新規指定の推進		◎	◎	◎			●	
4	行政、地域の連携による資産の保護		資産等の巡視・監視体制の強化		◎	◎	○	○		●	民間団体等
			関係者による連絡調整会議の開催		◎	◎	○	○		●	宗教法人等
			資産等を案内するためのガイド養成		◎	◎	◎		●		
5	各種人工物等に対する適切な取扱い	負 の 要 素 の 除 去	「鉄塔」の取扱いに関する関係事業者との協議		◎	◎	◎			●	
			「家庭用電柱」の取扱いに関する協議の実施		◎	◎	◎		●		
			「違反広告物」の撤去		◎	◎	○			●	
			景観法に基づく景観計画による屋外広告物の規制				◎		●		
			違反広告物の掲出に関する地域住民への予防的措置の実施		◎	◎	○		●		
			既存の「観光関連施設」等に関する関係者との協議の実施				◎		●		
6	各種人工物等の景観への配慮	景 観 の	景観に配慮した「便益施設」の計画的な整備		○	○	◎			●	
			景観に配慮したデザインの検討		○	○	◎		●		
			既存の便益施設の撤去、修復		◎	◎	◎		●		

	向 上	「樹木」の保存			◎	◎	◎		●	宗教法人等
		既存及び新設の「公共施設」の景観への配慮		◎	◎	◎			●	
		「高速道路」「鉄道」の修景の取扱いに関する関係事業者との協議の実施		◎	◎	◎		●		
		「既存の建物」の景観への配慮				◎			●	
		道路・河川の景観形成		◎	◎	◎	◎		●	国
		景観阻害要因の撤去・修景				◎		●		民間団体等
7	開発行為への適切な対応	第三者機関による開発内容のチェック		○	○	◎			●	
		地方公共団体内部におけるチェック				◎			●	民間団体等
		資産等の巡視・監視体制の強化				○	○		●	
		開発計画に対する必要な勧告制度		◎	◎			●		
		景観保全のためのルールづくり				◎			◎	
8	観光圧力に対する適切な対応	モデルコースの設定・周知		◎	◎	○		●		
		誘導看板の整備		◎	◎	◎		●		
		「便益施設」の計画的な整備		◎	◎	◎		●		
		資産等の巡視・監視体制の強化		◎	◎	○	○		●	民間団体等
		ガイドの養成		◎	◎	◎			●	
9	顕著な普遍的価値の伝達	各種ガイドブック（富士山全体、構成資産、児童生徒向け）作成		◎	◎	◎			●	
		児童・生徒向けイベントの開催		◎	◎	◎			●	
		富士山フォーラム、世界遺産に関する研修会、講座等の開催		◎	◎	◎			●	



		発掘、歴史、自然、民俗等の各種分野における調査推進・公開		◎	◎	◎			●			
		富士山及び構成資産の関連書籍のデータベース作成		◎	◎				●			
10	富士山に関する顕著な普遍的価値を考慮した公開・活用	モデルコースの設定・周知		◎	◎	○			●			
		誘導看板の整備		◎	◎	◎			●			
		「便益施設」の計画的な整備		◎	◎	◎			●			
		資産等の巡視・監視体制の強化		◎	◎	○	○			●	民間団体等	
		ガイドの養成		◎	◎	◎				●		
11	遺跡に関する顕著な普遍的価値を考慮した公開・活用	神社関連施設及び遺跡の調査・整備		◎	◎	◎	◎			●	宗教法人等	
		神社関連施設及び遺跡の公開・活用		◎	◎	◎	◎				●	宗教法人等
		自然関連の情報収集・調査		◎	◎	◎	◎				●	民間団体等
12	歴史的事実に基づく真実性の担保	富士山総合研究の実施	◎	◎	◎	◎	◎			●	大学、行政、民間団体等	
		富士山研究機関の設置	◎	◎	◎	◎	◎				●	民間団体等
13	適切な公開活用施設の設置	「(仮称) 富士山センター」の充実	◎	◎	◎	◎				●		
		各種ガイダンス施設の整備・拡充		◎	◎	◎			●			
14	国内外からの観光客への対応	外国人観光客の受け入れ態勢の整備		○	○	○	◎			●	民間団体等	
		資産の価値に対する理解促進に向けた積極的な宣伝		◎	◎	◎	○			●		
		適切な経路の設定		◎	◎	○				●		
		トイレ等の便益施設の設置				◎	◎			●		
		シャトルバス等の交通渋滞の緩和策の実施		◎	◎	◎	○			●		

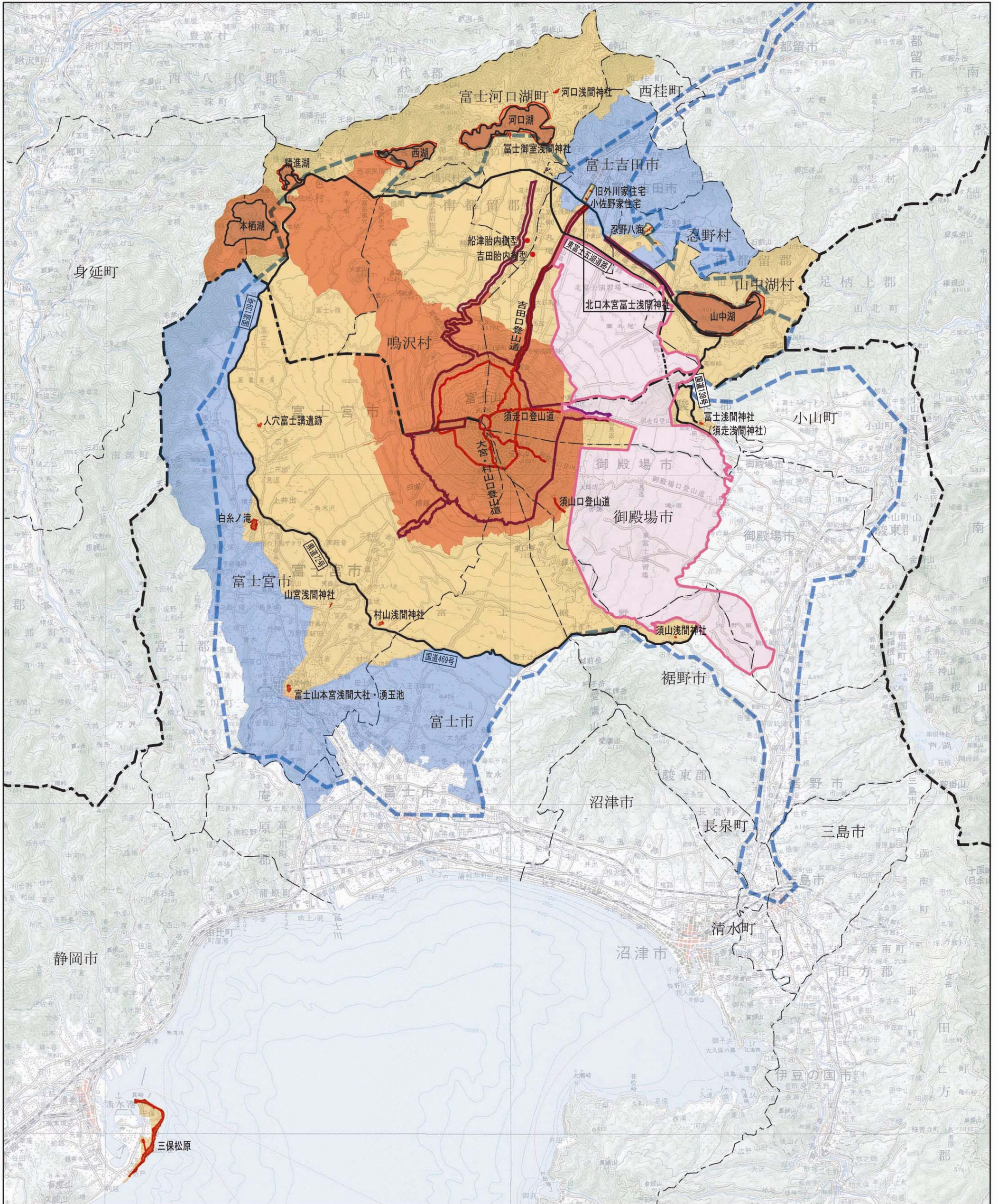


## 顕著な普遍的価値の登録基準

2005 年 2 月版「世界遺産条約履行のための作業指針」77 項より

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又はある文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存在が危ぶまれているもの）
- (vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息域を包含する。





凡例

- 構成資産候補
- 特別名勝富士山
- 演習場範囲（北富士演習場・東富士演習場）※推薦資産の価値の管理への寄与を検討
- 富士山の火山噴出物の範囲
- 緩衝地帯
- 県境
- 保全管理区域
- 市町村境
- 範囲境界設定に関わる道路





## 富士山世界文化遺産 静岡県学術委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富士山世界文化遺産静岡県学術委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第2条 委員会は、富士山の世界文化遺産登録を目指し、関係資料の整備、推薦資産の検討及び価値証明等を行う。

### (組織)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議会長が委嘱する。

### (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

### (事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、静岡県文化・観光部世界遺産推進課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### (解散)

第8条 委員会は、富士山が世界文化遺産に登録されたときに解散する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成18年5月23日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に選任される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

## 富士山世界文化遺産 山梨県学術委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富士山世界文化遺産山梨県学術委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第2条 委員会は、富士山の世界文化遺産登録を目指し、関係資料の整備、推薦資産の検討及び価値証明等を行う。

### (組織)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議会長が委嘱する。

### (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

- 第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

### (事務局)

- 第7条 委員会の事務を処理するため、山梨県企画県民部世界遺産推進課に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### (解散)

第8条 委員会は、富士山が世界文化遺産に登録されたときに解散する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に選任される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。



別表（第3条関係）

氏名	分野
石田 千尋	古典文学
薄木 三生	自然公園・自然地理
清雲 俊元	中世・近世史・宗教史
高山 茂	民俗
田中 収	地質学
田畑 貞寿	景観・世界遺産
中込 司郎	植物学
西村 幸夫	世界遺産・都市景観計画
濱田 隆	絵画
渡辺 洋子	建築学